トウワ人民共和國

目次

地勢
人口、都市
行政、地區
資源、經濟
交通
沿革
政治

地勢

タンヌ・トウワ人民共和國は北緯五十度乃至五十三度、東經八十九度乃至百度の間に位し、總面積は約十七萬平方キロ、多數の山脈によつて圍繞せられた地域で、エニセイ河はこの地に源を發してゐる。

國境の東、西、北三方はシベリヤに隣接し、南部は蒙古人民共和國に接してゐる。北方にサヤン山脈、南方にタンヌオラ山脈、西方にアルタイ山脈連り、東部國境に跨がるハンディンサルディク山脈はサヤン、タンヌオラの兩山脈に連續してゐる。

エニセイ河はその上流は大エニセイ、小エニセイの二大支流に分れてをり、さらに無數の小支流となつて國內を貫流してゐる。

人口、都市

トウワ人民共和國の人口は一九二一年建國當時總數約六萬五千人であつたが、その後年々ロシヤ人の移入多く、現在はおそらく九萬人以上と推定される。

住民の主體を成すものはトウワ人で總人口の約四分の三を占め、次いでロシヤ人約二萬人、その他は蒙古人および支那人であるが、共和國成立以來支那人は次第にその數を減じてゐる。

トウワ人はトルコ、蒙古人の混合種族と言はれ、言語は東部方面のダルカツト族のみが殆んど純粹の蒙古語を語るのを除いては、大體チュルク・タタール語系統である。宗教は喇嘛教と回教が行はれてゐる。

都市としては首都クズイル・ホト（あるひはクラスヌイ）—赤都の意、舊名ヒンブイル・ドウイル—があるのみで人口約一萬、大エニセイ小エニセイの合流點に存在してゐる。

行政地區

全國を分つて次の六行政地區となしてゐる。

一、バヤン・ハヤン・タイギン
二、ウラン・ハン・タイギン

三、ラシゴル
四、イヘ・ケム
五、カ・ケム
六、トツヂ・タル

これら各地區は人民選出による區長を主班とせる地方政廳によつて統治せられてゐる。

資源、經濟

トウワ人民共和國は地理的にも政治的にも孤立せる地位にあるためその存在は殆んど世人に知られず、從つてその埋藏資源についても未だ明確なる知識は齎らされてゐない。しかし一部探檢者旅行者等の報告によるも、この地方には極めて豐富なる天然資源が存することに於て意見が一致してゐる。しかし その開發は殆んど未だ行はれてゐない。

埋藏地下資源としては金—主として砂金—、銀、銅、鐵、鉛、石炭、石油、石綿、雲母、岩鹽、マグネサイト、大理石等等の有望なる鑛床が發見されてゐる。現在これが採掘を行つてゐるものは採金—原始的採金法による小規模なもので年產わが百四五十貫—、國內需要を充たすための石炭發掘、若干の輸出用石綿採取等に過ぎない。

森林地帶は全國土の約四分の一—一千萬エーカー—を蔽ふてゐるといはれるが未だ工業的生產は行はれてゐない。農耕面積また一萬五千ヘクタールを超え、移民ロシヤ人の手による農作物は全住民を養ひて餘りあり、蒙古地方に輸出される。大小兩エニセイ河流域の肥沃なる原野に黍、大麥、燕麥、小麥等が作られてゐる。

トウワ人民共和國の經濟的基幹をなし、國民生活の主體を形づくつてゐるものはもとより牧畜である。國民の總收入は一千百萬留—一九三二年統計資料による—で其の內譯は次の如くである。

牧畜業	四五・五%
農業	一四・五%
山林業	一二・五%
運輸業	七・三%
その他	二〇・二%

また最近の調査による全國飼養家畜頭數は次の如くである—單位一頭—

牛	八五・〇〇〇
馬	一〇〇・〇〇〇
羊及山羊	五〇〇・〇〇〇
ヤク	五〇〇・〇〇〇
馴鹿	二〇・〇〇〇

なほ狩獵による生產も相當多額に上り將來有望視せられてゐるが、夫等は次の如き毛皮獸ならびに有用獸である。

黑貂、黑狐、栗鼠、川獺、穴熊、貘、山猫、シベリヤ鹿、麋、野生山羊、羚羊。

外國貿易部門は蒙古人民共和國と同樣國家獨占事業になつてをり、その輸出先の最高位を占むるものはソ聯邦である。一九三七年度に於ける對ソ輸出

額は三百五十萬留、ソ聯よりの輸入額六百五十萬七千留で、ソ聯への主要輸出品目は、フェルト、羊毛、獸皮、生畜、バター、金等でありソ聯よりの主要輸入品目は衣服類、鐵及金屬製品、食器、農具、火藥（狩獵用）、マツチ、砂糖、粗製菓子等である。

國家豫算額は極めて小額にして二百萬留内外、その約五%は家畜稅によつて賄はれる。銀行はソ聯邦の援助によつて設立せられたトウワ國立商工銀行一行だけで、商業機關としては中央消費組合がある。

交通

國外への交通路は蒙古人民共和國側からは、ウリヤスタイ—首都クズイル・ホト間、ソ聯側からは、ミヌシンスク—クズイル・ホト（約百哩）の車馬連絡がある。

水路はエニセイ河によりソ聯邦汽船が中央シベリヤのミヌシンスクと連絡する。ミヌシンスク—クズイル・ホト間には電信が通じ、首都クズイルには電話が架設されてゐる。

沿革

外蒙古の一部を成して從來支那領土として唐努烏梁海（タンヌ・ウリヤンハイ）と稱せられてきたところの現在のトウワ人民共和國は清朝末期に於てはこれを五旗に分つてゐた。しかるにロシヤは一八七〇年以來この地方に植民を行ひ、一九一一年の民國革命に際して外蒙が獨立自治を宣言するや、直ちにこの地を併合してこれを露領アルタイ區ウシンスク縣管内に編入し、それがため爾後ロシヤ革命に至るまでの間常に露支爭奪の的となつてゐた。

一九一九年二月、支那はロシヤ内亂に乘じてこの地に派兵し自國商權の保護に努めた。次いでシベリヤにセミヨノフ軍の殘黨白衛軍ウンゲルンが權力を樹立するや一時その支配下に置かれたこともあるが、後またこれは赤軍によつて回復せしめられた。

一九二一年八月十三日、ソ聯の勢力影響の下にトウワ諸族代表者大會が開催され、こゝに初めて獨立國樹立の宣言が行はれた。同年十二月十二日、人民大會に於てさらに正式に獨立宣言、國名をタンヌ・トウワ共和國と稱し憲法を發布した。

一九二三年、蒙古人民共和國政府はトウワ共和國政府に向つて、外蒙の一地方として歸屬すべきことを通牒したが、トウワ共和國はこれを拒否するとともに、ソ聯政府に對しトウワ共和國の獨立權を確立することを原則として對外蒙關係の解決に仲介を乞ふた。一九二四年秋、問題なほ解決せざる間に外蒙軍はトウワに侵入し、國内親蒙派の手に政權奪取の目的でクーデターを企圖したが、ソ聯側の援助によつて外蒙軍は擊退せしめられた。

その後も封建的分子や喇嘛僧の叛亂

があつたがいづれも鎭壓され、一九二六年十一月四日、第四回人民大會に於てさらに國名をトウワ人民共和國と改め現在に至つてゐる。

一九三六年共和國建國十五周年記念式典が行はれたがソ聯邦を除いてはこれに慶祝の意を表した外國々家はなかつた。すなはちトウワ人民共和國は蒙古人民共和國のそれと同樣、ソ聯邦以外のいかなる國家からも正式に承認されてゐないのである。

政治

一九二一年八月の獨立宣言と同時に臨時憲法が發布され、同年十二月の人民大會—大フラルダン—において正式憲法の制定をみた。その主要條項は

一、土地、埋藏資源、森林、河川等の私有權を否認して、これを人民共有とする。

二、共和國成立以前の外國借款契約破棄。

三、對外貿易の國家獨占、政教の分離、其他になつてゐる。

政治機構は大體において蒙古人民共和國と同樣で、國家權力は勤勞人民に委ねられ、國家の最高權力は大フラルダン—年一回開會—にある。

大フラルダンは三十名より成る小フラルダンを選出し、小フラルダンは互選により一名の議長—政府首席—および數名の委員—政府閣員—とを選出し、これが國政の常任執行機關となる。

選擧權は二十二歲以上の全市民に與へられてゐるが、貴族および僧侶には資格がない。しかるにかゝる政治機構の大革新は從來この國に於ける隱然たる大勢力を有せるところの喇嘛僧および富民階級の喜ばざるところにして、彼等の執拗なる反抗が常に繰返されたのである。

一九二八年、つひに革命政府の讓步により喇嘛教を正式に回教として認め同時に極左的宗教排擊運動を嚴禁せらるゝに至つた。

一九三二年第一次建設五ケ年計畫に着手し、國民の生活水準向上のために政府は努力してゐるが、其後の第二次計畫等の摸樣は詳かにしえない。すなはちトウワ人民共和國は蒙古人民共和國と同じく、現在全面的なるソ聯邦の指導の下に、經濟的文化的ならびに國民の生活樣式等の計畫的再建設時代にあるものといへやう。

4 蒙古人民共和國

目次

一、前言
二、總說
位置、面積
地勢
氣候、植物帶
人口、住民、都市
三、運輸、交通
牛、馬、駱駝—自動車—鐵道—道路
—航空路—郵電—水運
四、產業、經濟
牧畜
農業
狩獵、水產
森林
工業
鑛業
商業、貿易
モンツエンコツブ—對ソ貿易
五、歷史
蒙古革命以前
蒙古帝國—清・露兩國の制壓—外蒙自治宣言
人民共和國の成立
六、政治機構
憲法
大フラルダン—小フラルダン及び小フラルダン幹部會—選擧權—內閣官制
地方自治組織
人民革命黨と革命青年同盟
七、財政
財政—幣制—銀行
八、文化、社會
九、兵制
一〇、日滿ソ蒙關係
一一、最近の外蒙情勢
チヨイ・バルサン
日ソ中立條約と外蒙
今次大戰と外蒙
外蒙國內生活近況

一、前言

蒙古人民共和國は一九二一年—大正十年—その獨立を宣言した新しき國家である。然しながら元來その宗主權は支那の名目の下にあり、成立以來二十三年を閱したる今日猶未だこれを獨立國家として承認した國は、ソ聯を除いて世界に一もないのである。わが友邦滿洲國および蒙古聯合自治政府統治地域と直ちに境を接し、東亞共榮圈の一翼を形成せざるべからざる地政學的意義を有するところのこの廣大なる地域は、現在に於て一歩も東亞人の足を入るゝを許さずひたすらにソ聯邦の支配的勢力の下にその存在を維持してゐるのだ。たまたま昭和十四年—一九三九

年滿蒙國境に勃發せるかのノモンハン事件によつて外蒙の名は我等の腦裡に刻みつけられてゐる。

もとより日滿は一體、ソ蒙また不可分であり、從つて滿蒙關係が日ソ關係であることは公式的現實である。日ソ關係は周知の如く昭和十六年—一九四一年四月十三日締結せられた日ソ中立條約に基いて今や事なきを得てゐる。しかしながら同胞幾萬の血を注いだハルハ草原遙かに、ゴビの彼方の現狀如何を認識することは、けだし我々に課された一つの使命に他ならない。但し現在の外蒙はそのソ聯側の秘密政策的立場からして嚴に自由公開が禁ぜられて居り、外部からの實情を知ることは甚だ困難な狀態にある。よつてこゝでは各種の資料を綜合比較して略々妥當と推定しえられるものを採錄することにした。

二、總說

位置、面積

蒙古人民共和國、いはゆる外蒙はその地域東經八十八度より百二十度。北緯四十二度より五十二度の間に位し、北部の大部分はソ聯邦と境を接し、東部は滿洲國バルガ地方と、西北部はトウワ人民共和國と隣接し、南部は蒙疆のシリンゴル、ウランチヤツブに、西方はアラシヤン、エヂンゴル、トルゴート、ならびに新疆と接壤してゐる。

以上國境線の長さを通算すれば蜿蜒四千三百キロ、總面積は百五十五萬三千五百平方キロ、ほゞ新疆に匹敵する廣袤を有してゐる。

地勢

この國は概ね高原地帶に屬し、その平均高度は千二百乃至三百米、西部高山に於ては四千五百米におよぶものあり、低地と雖も六百乃至五百米を下らない。東南部に於て僅少の平原地帶が存する。

山脈の主なるものは蒙古アルタイ、ゴビアルタイ、サイリユゲム、タンヌ・ウラ、サヤン、ケンテイ、ハンガイ、ボルナイ、ハン・フーヘイ等で、國境西南部に沿つて走つてゐる蒙古アルタイ山脈には高山多く、その四千米以上の高山にあつては四時消ゆることなき積雪、氷河を頂いてゐる。

この間にまた數ケ所の低地・盆地および湖沼盆地が存在してゐるのであるが、これを地理的に概括すれば大體次の九區域に分ちうられる。

一、アルタイ山嶽地區—蒙古アルタイ、サイリユゲム、コブド河流域を含む。

二、西部湖沼盆地—ウブサイル湖を中心とする盆地、およびコブド水系、ザブヒン水系の下流地帶を含む。

三、ハンガイ山嶽地帶—ハンガイ山

脈、タンヌ・ウラ、サヤン兩山脈の支脈、ハンフーヘイ、ボルナイ等の山脈を包含するところのハンガイ、タンヌ・ウラ、サヤン各山脈間一帶の地域。

四、ケンテイの山嶽地帶。

五、中央ハルハ高臺、ハンガイの山嶽地帶から南方へかけて展開してゐる丘陵全部。

六、東蒙平原。

七、中央低地—ハンガイの山脈地帶および中央ハルハ高臺を南方より區切り、東方サイン・ウスの低地に至るまでを含むところの南部湖沼盆地より成る。

八、ゴビ、アルタイおよび後アルタイコビ地區—ゴビアルタイの諸山脈と之等の山脈間の低地、およびこの山脈の南方地帶、ならびに國境南部邊疆地帶を含む。

九、東南部丘陵平原地帶—國境東南隅、ゴビアルタイから東部、及び中央盆地の東部から南へかけての地域。

河川の主なるものは先づセレンガ河で源をハンガイ山脈に發し國内を貫流してソ聯邦バイカル湖に注いでゐる。全長およそ九百五十キロ。その支流としてはオルホン、エギンゴル、ハヌイ・ゴルの諸川がある。ケンケイ山脈より出づるものにトラ、ハラ、イロ。アムール水系に屬するオノン、ケルレンの諸川、さらに西部および西南部においてはテス、コブド、ザブヒン、バイダリク、トウインゴル等の諸河がある。

湖沼のうち最大なるものはコソゴル湖で面積三千平方キロ、次にウブサ・ノール鹹湖の二千五百平方キロ、なほ多數の小湖水が存在する。

氣候、植物帶

外蒙共和國はその位置アジヤ大陸の中央に近く太平洋を距ること二千キロ印度洋から二千四百キロ、北氷洋からの長短距離も亦二千四百キロ、しかも高度の山脈によつてその四周を繞らされてゐるのであるから、極めて峻烈な大陸性氣候を有することは敢て怪むに足らない。從つて空氣は乾燥し四季および晝夜の溫度の差は激しく、晝夜においては三十度から三十五度、四季においては七十度から八十度の振幅をみる。

一年の平均溫度は零下十七度で、八、九月の候すでに初霜を見、十月から冬に入る。凍らない日は一年を通じて七十日乃至八十日、北部國境地帶附近は永久凍土帶に屬する。夏季の酷暑は最高三十五度に達する。

降雨量また極めて尠く全國平均二百乃至三百ミリ、北部地方においては夏季比較的多雨である。降雪も小量で冬季は晴天勝ちで酷寒は最低零下四十度位まで低下する。風は西北風が多い。

蒙古人民共和國の經濟的基本を成す牧畜の發展につき支配的意義を有するところの植物帶は、ハンガイ山脈中の高山ステツプとゴビの草本性荒原ステ

ツプであり、この兩地帶面積は全國土の半ばに達してゐる。植物被覆狀況から區別すれば、全地帶は大體次のやうに配分されてゐる。

一、アルプス植物帶	四・八%
二、山嶽森林帶	五・一%
三、高山ステツプ	二六・一%
四、ハヤガネ草ステツプ	二〇・九%
五、荒地ステツプ	一〇・六%
六、草木性荒原ステツプ	二一・四%
七、灌木性荒原ステツプ	一〇・〇%
八、沙漠地	一・一%

人口、住民、都市

蒙古人民共和國の總人口は約八十五萬人、うち本國人七十三萬九千七百人—一九三四年統計資料による—、殘餘はロシヤ人支那人である。男子の數三十七萬九百人、女子三十六萬八千八百人、人口增加率は甚だ低く〇・六%、人口密度も亦一平方キロに僅か〇・六人である。

住民の種族は北部蒙古族に屬するハルハ蒙古人が最大多數を占め總人口の八八%、殘る一二%は西部蒙古系の少數諸民族によつて占められ、之等は國の西部地方に住んでゐる。その種族はドゥルベト、バイト、オリヨト、ザハチン、トルゴート、ミンギート、ホトン、アルタイ・ウリヤンハイ等であり、その他にトルコ系少數民族カザク、キルギス、タンヌ・ウリヤンハイ等も西部山間に遊牧生活を營んでゐる。

都市については首都ウランバートルは國内最大で人口約七萬、次いでアルタン・ブラク(賣買城)二萬、バイントウメン、ツエツエルリグ、ムーレン、ハドハル、ヂブホランツウ、ヂルガランツウ等の諸都市が存在する。

ウラン・バートル・ホト—赤色英雄の都の意、一九二四年改稱、以前は庫倫と呼ばれまたロシヤ名でウルガとも稱せられてゐた—は中部アイマクの中央に位し政治、產業、交通の中心をなしてゐる。最近チョイバルサンと改稱したと傳へらる。

三、運輸、交通

運輸交通機關としては古來よりの牛馬、駱駝によるほか近代的機關たる自動車、および鐵道、大衆向として最近は自轉車も愛用されてゐる。

牛、馬、駱駝

牛は荷車を挽く駄載輸送用、馬は騎乘用および駄載用、駱駝は冬季における挽車、駄載に用ひられる。これらのものは本來遊牧を生活の根本手段とする蒙古人にとつて缺くべからざる交通ならびに運輸機關である。

自動車

自動車は一九二三年以來外蒙に出現し、政府は自動車運輸國策の下に一九二五年モンゴル・トランスポルト—蒙古運輸なる國家獨占企業を設立した。これが一九二九年ソ蒙合辦機關モンゴル・トランスに改組されたが、一九三二

年極左政策修正後ソ聯は手を引き、現在は完全に外蒙の國營企業となつてゐる。これは當初專らモンゴル・トランスの發展擴充にのみ努めたゝめ、駄馬運輸の衰微を招き却て物資不足、商品饑饉の惡作用を齎したので、遂に方策を修正ふたゝび私營の駄載運輸振興に還つた故にである。

しかしこれによつてモンゴル・トランス自動車運輸の使命が減却されたわけではなく、むしろ駄載運輸をも含む全交通機關の中樞として發達してゆくものとみられる。現在モンゴル・トランスはウランバートルの本社を中心に次の九路線に定期運轉を行つてゐる。

一、ウランバートル—アルタン・ブラク間(三七・〇キロ)

二、ウランバートル—ヂルガラント間(一・四六〇キロ)

三、ウランバートル—バイントウメン間(六八〇キロ)

四、ウランバートル—ハトヒル間(八〇四キロ)

五、ウランバートル—ウブルハンガイ間(六五〇キロ)

六、ウランバートル—ザムン・ウデ間(五七六キロ)

七、ウランバートル—ダランツアダガイ間(六〇〇キロ)

八、ウランバートル—ヂブホラント間(一・一五〇キロ)

九、ウランバートル—ツエシエルリツク間(四三〇キロ)

なほ運輸勞働者、運轉手養成のためウランバートルに自動車學校が設けられて居る。しかして全從業員の七三・二%は蒙古人で占められてゐる。

鐵道

一九三八年六月、外蒙に於ける最初の鐵道が敷設された、すなはち首都ウランバートルとナライハ炭礦とを結ぶ四十二キロの線路である。その鐵道によりウランバートルの國營綜合工業は石炭の圓滑な供給をうけ工業發展上に重大な影響を齎らされてゐる。

なほ一九三七年着工した隣國ソ聯領ブリヤート蒙古共和國の首都ウラン・ウデと外蒙國境の町キヤフタ間の鐵道二百五十キロは一九三九年竣工開通をみ、キヤフター—ウランバートル間三百五十キロの豫定線も竣工間近きものと推定されてゐる。なほまたモロトフ鐵道のボルヂヤ驛からソ蒙國境エレンツアボを經て、バイントウメンに至る間の鐵道も通じてゐるといはれてゐる。

斯くの如く外蒙に對するソ聯の鐵道網が次第に擴大されつゝあることは注目を要する。

道路

外蒙の主要道路は次の如くである。

一、チューヤ國道—ヂルガラント—ツアガンヌール—コシ、アガチ—ビイスク間、全長八七〇キロ

二、トウンキン國道—ヂブホランド—ハトヒル—ハンガイ—シベリヤ線クールトウク驛間、九一〇キロ

三、キヤフタ國道—ウランバートル—アルタン・ブラク—キヤフター—ブリヤート蒙古ウラン・ウデ間六〇〇キロ

四、ボルヂヤ國道—バイントウメン—エレンツアボ—ボルヂヤ驛間、四八〇キロ。

五、カルガン國道—ウランバートル—ウデ—張家口間、一、二〇〇キロ

これらのうちカルガン國道は張家口外蒙間の連絡が絶たれてゐるため現在國際的な意義はなく、爾餘のすべてはソ聯邦との連絡幹線であり、チューヤ、キヤフタ、ボルヂヤ、トウンカ等國道國境線には約七百臺の自動車が配置されて、輸出入物資の輸送にあたつてゐるといふ。

航空路

航空路としては、ウランバートル—キヤフターソ領ウラン・ウデ間に定期航空路が開かれてをり一日一往復。さらに最近ソ支聯絡ルートとしてウランバートルと甘肅省蘭州との間の空路開通をみた模樣である。

郵電

郵便事業はすでに古く一八六三年、ロシヤ人によつてキヤフター—張家口—北京—天津間に開始されて居たが、今世紀に入つてからは更に三つの新線が加へられて國營に移つた。外國郵便は現在はシベリヤ經由で取扱はれてゐる。

電信については、帝政ロシヤは外蒙に全長二千三百二十キロの電線を架設した。ソ聯はこれを一九一九年無償で外蒙に讓渡した。電話はウランバートルのほか各主要都市に架設されてをり國內郵便機關は普く設置されてゐる。

ラジオはウランバートルに强力な放送局があり、各アイマク中心地には中繼放送所が設けられ、全國的にラジオ普及運動が行はれてゐる。

水運

水上運輸については、一九二六年六月ソ聯との間にセレンガ河にソ聯國營汽船を航行せしめる協定が成立し、セレンガ航運局管理の下に、ソ領ウラン・ウデ—セレンガ上流スーヘ・バートル埠頭間二百七十九キロ、の河川航路が開かれてゐる。冬季だけを除いて舟運の便がある。なほコソゴル湖にも夏季は汽船が運航されてをり、オルホン、トラ等の河川に對しても將來舟運の開通が期待されてゐる。

四、產業、經濟

牧畜

蒙古人の史上出現以來その唯一の生活手段が牧畜であつたことは普く世人に知らるゝところである。すなはちすべての畜產物はアラート(牧羊者)大衆の生活必需品であり、同時に輸入、物資獲得の唯一の交換手段である。蒙古人民共和國に於ても、もとより同樣その國民經濟の基幹を形成するものは牧畜を措いてない。換言すれば外蒙の牧

畜を知ることはこの國民の生産生活物資生活を知ることである。外蒙の家畜中主なるものは羊、山羊、牛、馬、駱駝等である。

牛は東部高臺、ケンテイ山脈の南斜面およびセレンガ沿岸地帶、ハンガイ山脈を中心とする中部以北に最も多く、その系種は、ブリヤート、キルギス、シベリヤ等の牛と同樣中央アジヤ系の一種で、赤、黑、虎毛等多く、肉は良質で肉量も多い。

馬の分布狀況も牛とほゞ同樣で、ケンテイの山嶽地帶および北部、中部ハンガイ地區に最も多く、種類は全部同一血統ではなく、西部蒙古のカザック、バイト民族の居住地帶にはカザック、キルギス系の馬が飼養されてゐる。純蒙古馬は背丈は低いが均齊がとれ、氣候に對する抵抗力が強い。外蒙に於ては馬は從來騎乘用および遊牧の移動手段に役立つ他は比較的有用ならざるものとの觀があつたが、最近は輸出されるほかに軍用馬として重要視され出してきた。

羊は外蒙全家畜中最も重要の地位を占めてゐる。その分布は大體住民の密度にも比例し、また多種類に分れてゐるが最も多數なるものはハルハ羊と稱せられるもので、背丈高からず、毛は細かく、體は白色で頭部は黑い、分布狀態の最高を示してゐるのは矢張りハンガイの山脈地方、アラハンガイ、ウブルハンガイ、およびコソゴルからケンテイの山國地域にかけてゞある。

山羊は比較的平均して分布してをり種類は中央アジヤ系。羊に次ぐ重要性を有つて居り搾乳、肉用として役立つ。

駱駝は中部以南の蒙古に多く、就中東ゴビ、南ゴビに壓倒的多數を示し地方輸送上缺くべからざるものである。駱駝の毛が重要資源であるばかりではなくその乳もまた利用さる。

その他に家畜としてサルルイク（ヤク）、ハイヌイクがある。

外蒙家畜の總頭數は二千六百九萬五千頭—一九三九年ソ聯側資料による—一世帶當り平均家畜所有頭數百十頭、一人當り二八・八頭、これをデンマークの一人當り一頭、アメリカの〇・五頭に比して絕對優位を示してゐる。

現在の總頭數はおそらく三千萬頭前後と推定されるが、一九四〇年第八回大フラルダンに於て新たに產業五ケ年計畫を樹立し、一九四一年から四五年までに總頭數五千萬頭に達せしむべく豫定し、しかして豫定計畫の增殖率を以てすれば一九五三年頃にはその數二億萬頭に達する可能性ありとなしてゐる。

なほ外蒙に於ける各家畜別頭數は次の如くである—一九三四年ソ聯側資料による。單位千頭—

牛	二、〇六八・〇
馬	一、六三八・二
羊	一二、九八四・八
山羊	三、八八四・〇

駱駝　五三一・九

畜產物は獸乳、肉、皮革原料であるが、乳は自家消費用であり肉もまた主要食品である。生畜は肉用としてソ聯に大量輸出されてをり、羊毛および皮革の輸出も外蒙經濟に大きな役割を有してゐる。

政府は牧畜の發展助成には多大の努力を拂つて居り、一九三六年度獸醫派出基地を國內七十五ケ所に設立、一九三九年畜舍十七萬四千四百五十六ケを建設、また牧草貯藏奬勵、近代式草刈機裝備、牧草ステーションの組織等に大童である。

農業

農業は古い時代から行はれてきたが農耕技術、農具極めて幼稚で、要するに牧畜の副業的意味しか有つてゐなかつた。しかしてそれも支那の植民による農業の影響をうけたもので、支那人農業は清朝時代の外蒙駐兵による屯田開墾、降つて十九世紀末に於けるセレンガ下流地域における農業移民が最も隆盛を極め耕地面積は六、七萬デシヤチン—一デシヤチンは二・八六エーカー—に達してゐたといはれる。

自治蒙古成立後支那農民はやゝ數を減じたが、一九二〇年における支那居留民十萬のうち約五千人は農業移民であつた。しかして革命政府は農業開發を眞劍に考慮し、一九二五年第二回大フラルダンに於て次の如く態度を決定した。

「蒙古は由來牧畜國であつて農業については殆んどみるべきものがなかつた。しかし大フラルダンは此新事業がいかに困難なものであらうとも農業發展への誘導を國家の任務として課さんとするものである。そのため稅金を免除し、農業從業者を大いに奬勵し、現存國營農場の改良および新たに國營農場の設置を行ふ」

一九二八年當時の外蒙政權を獲得した極左派はソ聯に倣つて農業開發五ケ年計畫を樹立し、一九三五年における農業生產量を以下の如く豫定した—單位ブード—

小麥	三、五一〇、〇〇〇
ライ麥	五八五、〇〇〇
黍	二八二、〇〇〇
飼料穀物	一、一七〇、〇〇〇

すなはち此數は外蒙における穀物需要の總量を示してゐるものである。

しかるに一九三四年第七回大フラルダンに於て首相ゲンドウは「農耕業は共和國の自然的條件よりして若干地方にのみ發展しうるもので、牧畜の補助的經濟部門である。國營農場における業態は不良であつた。國營穀物農場及び國營牧場は尨大なる經費を消費し國家に大損害を與へた」と報告してこゝに極左政策の撤廢とともにその重農主義も解消されることゝなつた。

かくして農業を以て牧畜の副業たら

しむる方針を採用し、共營農場は解散され、國營農場も僅かに一、二ケ所を殘すのみとなつた。以後やうやく西歐式近代農耕法が奬められ、農事試驗を專らにし、農器具の研究などが行はれてゐる。一九三八年における農業從事牧民世帶數は一萬七千戸、一九三九年における耕地面積は一萬九千四百二十ヘクタールである。

外蒙農業は氣候的條件に惠まれず、土壤は未だ形成過程にあつて沃土に乏しく適業地は僅少散在するに過ぎない。主なる農耕地區はセレンガ、オルホン下流地區で農耕可能面積は七萬平方露里に及んでゐる。植物の生育期間は五月から九月までの間、平均百十七日乃至百二十五日でこの期間の平均氣溫は一四・一度である。主要作物としては小麥、ライ麥、燕麥、大根、蕪青、南瓜、人蔘、二十日大根、薄荷、茴香、葱等が擧げられてゐる。

この他コブド地方平坦地、ドゥグリツク河沿岸ブヤント河、ハラヒラ河、ウランコム廟附近等各地に農耕地が散在してゐるが、之を要するに蒙古人民共和國の穀產物は少量でその總生產高を以てしては國內需要の僅々、三分の一を充すに足らない。その不足分はすべてソ聯の供給に依存してゐるのである。

狩獵、水產

狩獵は牧畜に次ぐ經濟的重要性を有してゐる。すなはちその獸皮毛は畜產品に次いで輸出額の二〇%を占めてゐる。その主なるものはタルバガン、栗鼠、韃靼狐、狼、等でケンテイ山脈、ハンガイ山脈の南北斜面、アルタイ山脈に棲息してゐる。一九二五年狩獵法が施行され獸類の蕃殖を助長しつゝ狩獵業の合理的な發展が企圖されてゐる。獸毛皮の輸出年額は約百萬トゥグリクである。

次に共和國河川からする水產も極めて豐富である。セレンガ、オルホン、ケルレンの諸河およびブイル・ヌール、コソゴル湖等において多くの魚類が獲れる。その種類として鱒、鱒、リノツク、ヒゲ、カマス、サザン、鯉、鯰、鱸等である。

蒙古人は一般に魚を食ふことをしない。從つて漁獲に手をつけたものはロシヤ人であつた。共和國成立以來魚類の捕獲につき法律が設けられ、時期、地區、手段、賃貸、利權等に就き夫々規定されてゐる。なほ最近ブイル・ヌール湖畔に魚類罐詰工場が建設されたと報じられてゐるが、漁業が果して企業として着手されてゐるかどうかは明かでない。

森林

外蒙は概して森林資源に乏しい。その面積は全國土の約七—八%に過ぎず主としてハンガイ、ハトヒルの兩地區に存する。樹種もまた尠くシベリヤ赤

松、落葉松、ハリモミ、白樺、ポプラなどである。

遊牧民は固定家屋を必要とせず、また薪炭燃料をも用ひないから森林の開發をあまり行はず、一部都市、寺廟、官廳、在留外國人等のための建築材、および少數手工業勞働者の荷車、家具、農具用材としての他はその需要も無かつたのである。

しかし最近生活文化の進步に伴ひ木材利用も漸く增加し、なほまた濫伐や山火事による荒廢を防ぐために一九三〇年、政府は山林保護策を講じ監督統制を嚴にしてゐる。山林工業としては殆んど見るべきものはないが、ウランバードル附近のイロ河畔に官營製材工場がたゞ一つある。

工業

外蒙工業は共和國革命後小規模な企業形態をとるに至つたもので、以前は蒙露支各民族間に手工業的な範圍で若干行はれてゐたに過ぎなかつた。すなはちフェルトの製造、羊毛皮の精製加工、大工、鍛冶屋、製靴業、金物細工業、油脂製造、獸腸處理、洗毛、石鹼製造等が蒙古人の手によつて最も幼稚な手段で、支那人によつてはやゝ大規模に、ロシヤ人によつてはさらに文明的な方法によつて行はれてゐたのである。

革命後モンツエンコツプ（蒙古中央消費組合）の創立によつてアルタン・ブラクおよびウランバートルに皮革工場、羊毛皮工場、製靴工場、腸處理工場、油脂工場、シューバ工場、石鹼工場、蠟燭工場、製菓工場、防寒フェルト靴工場等が外國資本壓迫を驅逐する意氣込で設立されたのであつたが、必ずしも好業績を齎さなかつた。

後さらにソ聯の第一次五ケ年計畫に模して工業方面にも五ケ年計畫を豫定したが實現をみずに終り、一九三〇年に至りソ聯援助の契約の下にウランバートルに工業コムビナート（綜合工場）建設の準備が進められた。

一九三四年これが完成を見、左記部門の開始を見るに至つた。

一、蒸氣洗毛工場（洗毛能力—不潔羊毛二・四〇〇トン）

二、織物工場（年產—羅紗一〇〇、〇〇〇米）

三、フェルト工場（年產—七二五、〇〇〇箇）

四、皮革工場（生產能力—牛革七〇、〇〇〇枚）、馬革二〇、〇〇〇枚　羊革二五〇、〇〇〇枚）

五、羊毛皮シュウバ工場（羊毛皮加工能力一一五〇、〇〇〇枚）

六、製靴工場（年產—蒙古靴一〇〇、〇〇〇足、洋靴七〇、〇〇〇足）

七、コムビナート發電所（起電力—二、五〇〇キロワツト）

如上コムビナートの生產總額は、一九三六年に一千五百萬トゥグルク、一九三九年には三千九百四十萬トゥグリ

クに增大してゐる。—一トウグリクは純金含有量約〇・七九〇二グラム—

現在は右の他に次の樣な國營工場が營まれてゐる。

一、機械製作工場（ウランバートル、年產—百萬トウグリク乃至百二十萬トウグリク、從業勞働者二百人）

二、煉瓦製造工場（ウランバートル、年產—一千萬箇）

三、製肉コムビナート、印刷所、第二洗毛工場、自動車修理工場、製菓工場、鑛泉サイダー工場（以上ウランバートル）、製材工場（イロ河畔）、蒸氣洗毛工場（ハトヒル）

是等國營工業はいづれもソ聯の知的技術的援助によつて建設されたもので、一九三五年從業勞働者總數三千四百九十二人、現在は約一萬人に達して居り、その過半數は蒙古人である。國營工場勞働者はすべてプロソユーズに加盟してをり、八時間勞働制で、少年勞働者の保護、療養・休養・老後扶助等の福利厚生に關しては、一九四〇年第八回大フラルダンにおいて新憲法が制定された。

國營工場に對し各種手工業については一九三一年、政府は手工業コーペラチーブ・ソユーズ（手工業同盟）に統合し、一九四〇年現在加盟アルテーリ數百五十一、加入人員三萬八千百二十名に達してゐる。その他下層喇嘛を以て組織せる生產アルテーリ數百十八がある。その活動分野は蒙古靴、荷車、金物、馬具の製造、皮革加工、指物業、裁縫業、食料品製造加工等に及び年々種類を增加してゐる。すなはち一九三八年には二百五十五種、一九三九年には三百二十七種に上つてゐる。

手工業コーペラチーブ製品年產額は一九三一年四百萬トウグリク、一九三九年には一千二百萬トウグリクに上昇をみてゐる。しかして國營工場および手工業コーペラチーブの生產品は國內需要の二五%をみたしてゐるのである。

鑛業

外蒙の地下埋藏資源は決して尠くはないが、未だ開發の緒についてゐない。わづかに革命前採金事業に着手してゐたモンゴロル會社が、後政府の手に移つたが資金難で中絕してゐる。鑛床として發見されてゐるものは金のほかに鐵、銅、銀、鉛、石墨、水銀、アンチモニイ、硫黃等がある。

現在最も重要な意義を有する採掘事業は石炭である。ウランバートルの東南三十五キロに在るナライハ炭坑はその最大なるもので、一九一五年偶然の機會に發見され、その埋藏量三億トンと稱せられてゐる。炭質は褐炭・開發の進行とともにさらに有望なる新炭層が發見されたといはれ、炭坑の電化、機械化によつて生產率は上昇せしめられ、一九三九年產出額は十二萬九千トンに達した。一九三八年ウランバートル—ナライハ間の輕便鐵道開通によつて、ウランバートルの工業コムビナートに對する石炭供給が非常に便利となつた。

この他、バイントウメン附近からも褐炭年產三萬トンを產し、東部アイマクのユゴズイル附近にも最近新炭坑を開發しつゝあり、コソゴル・アイマクのテリギル・ムリン河畔にも極めて有望な石炭層が發見されてゐる。

なほ近き將來に於て重要な役割を演ずるであらうとみられてゐるものは、ウランバートル—アルタン・ブラク間の途中にあるウルムクトウイで發見された磁鐵鑛および石炭である。古くより知られてゐるウランバートル東方二百五十キロのトウルガドウイヌール鉛鑛も最近鉛鑛銀鑛の結合せる大鑛床なることが判明した。

鑛泉はバイントウメン、ウリヤスタイ、ツエフエルリック附近十數ケ所に散在、一部に政府設置の療養所がある。

商業、貿易

モンツエンコツプ

かつての外蒙經濟を支配したものは外國商業、就中支那商業資本であつた。これら外國商業資本は外蒙民族にその生活必需品を供給し、外蒙畜產品の貿易事業を獨占し、その民衆生活に食ひ入つて封建的組織を結成し長期に亘り極端に保守的な勢力を維持してきたのである。

しかも支那商業は傳統的に掛賣方式を以てしてきたので民衆は次第にその高利に搾取せられ、つひに生活の破綻に面せざるをえなくなつた。蒙古に革命勃發の要因の一がそこにあり、從つて革命政府成るや外蒙市場に於ける外國商業搾取を驅逐せんがために、畜產品の買占を防止し、貿易方面において は國家貿易機關を獨立せしむるに至つた所以である。かゝる要望の下に創立せられたのがすなはちモンツエンコツプ—蒙古中央消費組合—なのである。

モンツエンコツプは一九二一年創立された。當初は株主も少數で、政府補助金により維持され、一九二八年までに支那個人商業と抗爭して大體國家商業の四分の一を獲得するを得た。一九三〇年政府の極左政策の下に完全なる國營が實施され、支那相手の取引は完全に杜絕され、私商も一時絕滅するに至つた。

しかるに極左政策の行き過ぎは失敗を齎らし再び外蒙に於て私商業の復活が圖られることになつたのである。しかし外國貿易の獨占は政府あくまでもこれを維持し、國家の統制的役割を保持するためにモンツエンコツプとならんで私商人との取引を司る特殊機關、國營商事會社を設立した。すなはち外蒙國內商業者は現在モンツエンコツプおよびその委託販賣業者、個人商人、國營商事會社によつて行はれてゐるわけである。

モンツエンコツプは下級機關を通じて輸入商品を賣拂き輸出原料の買付を行ふ。個人商人はこれに反して國營商事會社から商品の供給ならびに統制を受け、個人商人の買付けた原料毛皮等は國營商事會社が買上げる。この兩者の競爭的立場により國内に於ける需要活動の發展を促すとともに私商人の不當利益を制し、モンツエンコツプは業務内容の改善、質の向上を圖らんとするものである。

一九四〇年モンツエンコツプの株式資本金百五十八萬二千トウグリク、組合員十三萬三千百名、その統率する下級コーペラチーブ百六十一組合、その下に全國に千九十七の商店網、および多數の委託販賣業者がある。組合の從業員總數二千二百三十四名、うち九割は蒙古人である。營業狀態は良好であるといはれ一九三五年以來利益配當を行つてゐる。

しかるに近年支那事變の勃發を契機として外蒙國家經濟の主潮はこゝに再轉の途を採るに至り、急速なるソウエート化が行はれつゝあり、國内私商業はいまや殆んど淸算されんとしてゐる。その結果國内商業におけるモンツエンコツプの比重甚だ大となり九〇%乃至九五%に垂んとしてゐる。その總取引高は年額一億一千八百萬トウグリクに及んでゐる。

對ソ貿易

前述の如く共和國成立以前の外蒙は支那、ロシヤの手にその外國貿易事業が獨占せられてゐたのであるが、一九二四年活佛の遷化に伴ひ帝政を廢止し人民共和國は新憲法により外國貿易の國營を實行することを宣言した。

かくしてモンツエンコツプの創設、また一轉して極左政策よりの轉向により私商の復活等をみたのであるが、外國貿易については何等當初の方針に變更をみなかつたのである。

現在外蒙貿易は專らソ聯との間に行はれてをり、ソ聯の外國駐在通商機關を通じてアメリカ、獨ソ戰勃發前のドイツとも若干行はれてゐた。ソ聯の對外蒙貿易機關の中心をなすものはソヴ・モング・トウグ・トルグ—ソ蒙トウワ貿易聯合會—である。ソグ・モング・トウヴ・トルグは營業部のほかに運輸部を有し、ボルヂヤ、トウンカ、キヤフタ、チユーヤ等の輸送幹線に多數の貨物自動車を配し兩國間における物資輸送に當らせてゐる。しかしてソ蒙國境で外蒙側の運輸機關モンゴルトランスと貨物の受渡積換が行はれる。

ソ聯の對蒙輸出品目は、近年に於ては生活必需品、生產機械、文化的生活物資が增加してをり、その貿易高順により列記すれば次の如くである—一九三六年調査資料による—

小麥粉、綿布、茶、菓子類、石油、煙草、衣料、日用金物、砂糖、絹織物、輾制穀物、精製皮革、靴、麻製品、トラクター、自動車部分品、自動車、自

轉車、酒類、バター、燐寸、罐詰、毛織物、化學藥品、藥劑、乾果、鐵板、銅板、染料、硝子及び硝子製品、電氣機械、電信、ラジオ器具、ゴム製品、農業機械、紙類、鐵線、銅線、陶磁器類。

共和國よりソ聯への輸出品目は同じく金額順により次の通りである。

生畜、羊毛、皮革原料、毛髮、肉用野禽、獸毛皮、製肉、胃腸。

ソ蒙間の貿易は逐年增加の一途を辿りつゝあるが、これを共和國成立當初と近年度とを比較表示すれば—單位トウグリク—

外蒙輸入	對ソ輸出	輸出入總額
—一九二四年度—		
一八、〇〇〇、〇〇〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	三七、〇〇〇、〇〇〇
—一九三九年度—		
四九、一〇〇、〇〇〇	四一、五〇〇、〇〇〇	九〇、六〇〇、〇〇〇

となつてをりその數字が倍加してゐることがわかる。

最近に於ては文化的、經濟的建設資材の大量輸入のため相當額の入超を來してをり、政府は赤字克服のため、さらに輸出資源の獲得に努力してゐるものゝ如くである。なほソ聯は共和國に對してクレデツト其他各種の貿易上の特惠を供與してゐる。

五、歷史

蒙古革命以前

蒙古帝國

十二世紀の初頭、シベリヤの南部、および現在の人種學的蒙古民族の居住地帶に既に各種の蒙古民族が住んでゐた。これらのうち有力なる部族として、タタール、ノイマン、ケレイトの三族が顯はれてをり、このタタール、ケレイト兩族の遊牧地帶の中間ケルレン、オルホン河畔にボルヂギンなる民族が遊牧してゐた。この民族が漸次强大となり、他部族を從へて蒙古人なる名稱を與へらるゝに至つた。

ボルヂギン氏から出たヂンギス汗が十二世紀後半に四隣を壓し、獨裁權を確立して、その威武は全アジヤ、ペルシヤ、ヨーロツパ、ロシヤを風靡するの世界帝國を建設するに及んで、從來各自の部族名を有してゐたところの蒙古各部族が一樣に蒙古人と名乘るやうになつた。

蒙古帝國は當初强固な中央集權的團結力をもつて外部よりの富を獲得し、アジヤ、中央アジヤ、ヨーロツパをつなぐ通商路を掌握して蒙古帝國の黃金時代を現出せしめたのであるが、領侯各自の經濟力が伸長して封建主義の發達するに伴ひ、領主各自の孤立と地方分權化過程が生じ、占領地の定住、經濟生產力の發展と相俟つて、之に對する帝國中央の支配力を弱らしめ、遂にこれを崩壞に導くに至つたのである。

かくして占領地各部族の離脫が行はれ、一三七〇年蒙古人は支那から驅逐され、十四世紀末ロシヤに於て慘敗を

喫するに至つた。こゝに於て故國の地外蒙に退陣した蒙古民族は、東部西部の兩蒙古族間およびその王侯間に、蒙古の支配權を繞つて熾烈なる同族間鬪爭が約二百年に亘つてつゞけられ、つひに東部蒙古族の決定的な敗北を以て終末が告げられた。

清・露兩國の制壓

一六八八年、西部蒙古族ジュンガリヤの首長ガルダンが東部蒙古ハルハに侵入した際、ハルハ諸族は自力を以てこれを擊退し得ず、露・支いづれかに保護を求むべく王侯大會を開いだが、議決せず、かねてエルデニツウに初めて喇嘛寺院を建立して上下の尊崇をあつめ、權勢を擅にしてゐたところの活佛の主張に基き、つひに清朝に臣事することゝなつた。

一六九一年、康熙皇帝はドロンノールに親幸して內外蒙の王侯を引見しその援助を約した。かくしてハルハ諸侯は清朝の援助によりその故地に還ることをえたが、これより後二百年、一九一一年に至るまで外蒙は清朝の隷下に屬するに至つたのである。他方露西亞はこれに對し、支那人をハルハ領に植民せざること、軍隊を駐屯せしめざること、ハルハ民族の內部組織および習慣を尊重すること、の三項を清朝に約せしめ、支那の外蒙に於ける宗主權を認めるに至つた。

清朝はその對蒙政策として

一、喇嘛教を優遇せしめて、活佛（ボグド・ゲゲン）の地位をハルハの汗王以上の特權を有つものと認めた。これにより寺廟經濟の搾取的發展が齎らされた。

二、外蒙民族の內部的鬪爭を助長せしめ、王侯權力の弱體化を圖つた。

三、最後に最も重要な政策として支那高利貸商業により、外蒙を經濟的に侵略したのである。

支那商業資本は外蒙の生活必需品たる麥粉、稗、茶、煙草、砂糖、織物、金屬製品等と、これに對する外蒙の唯一の交換手段たる家畜、畜產原料品の出廻りの季節性を利用して掛賣の方法を以て不當利潤を貪り、遂に外蒙內外の全商業を把握するに至つたのである。これら支那商館としては大盛魁をはじめとして二十五、これに對する利拂ひのみにても莫大なる金額に上り、それが外蒙牧民經濟を破滅に導きつゝあつたことは、一九三六年第二十一回小フラルダンに於ける首相アモールの報告中の次の一節によつて如實に示されてゐる。

「支那商館「大盛魁」一軒丈けでも年々貸金と利子として馬七萬頭、羊五十萬頭を支那に持去つてゐた。支那に對する我が國土の負債は一九一一年頃には千五百萬留に達し、牧民一世帶の負債額は約五百兩に及んだ。負債の利子は時には年利五十割餘に達した」

帝政ロシヤはブリヤート蒙古を收めた後漸く外蒙に關心を抱き始め、支那

との間に一六八九ネルチンスク條約、一七二八年ブリン條約を締結、さらに十九世紀中頃から、ビイスクを經てコブド、ウリヤスタイ地方にロシヤ商人の進出をみるに至つた。

かくして外蒙民衆經濟は外國資本による壓迫搾取のみならず、自然的氣候條件による影響不安、さらに納稅の重壓の下に喘ぎ、苦惱せる牧民の反抗となつて爆發するに至つた。

それがやゝ組織的な民衆運動の形をとつて頻發するやうになつてきたのは一九〇五、六年頃からである。これら牧民の反抗は最初は封建領主に對して向けられてゐたが後には支那の植民地抑壓に對する反抗にまで發展した。王侯喇嘛はこの民族運動を利用して外蒙の支那離脫を畫策し、これは恰も支那革命の勃發と清朝倒潰によつて一應の成功をみた。

外蒙自治宣言

一九一一年十一月、外蒙はロシヤの援助をえて遂に自治を宣言した。然しこれは帝政ロシヤが蒙古王侯ならびに牧民の友支那的氣勢を利用して、支那にとつて代つて自らの植民地に置き換へんとしたものに他ならなかつた。すなはちその適例としては東部蒙古におけるトクトホの運動であり、彼はロシヤ側の使嗾をうけ支那政權に叛逆するため友邦ロシヤに移住すると稱して露領に入り、土地を與へられてロシヤ官邊の庇護をうけ、屢々ハルハに侵入し支那商館を掠め、牧民に支那主權離脫の宣傳に努めた。自治蒙古成立後トクトホは陸軍大臣に任じられた。

しかるに第一次世界大戰勃發し一九一七年帝政ロシヤは倒潰し、外蒙に於ける從來のロシヤ勢力も亦衰ふるに至つた。一九一九年支那主權回復のため徐樹錚はウランバートルに兵を進め、ボグド・ゲゲンの退位と、外蒙自治の取消を迫り、王侯はその貴族的特權と或程度の參政權を認められてこれに同意するに至つたが、後さらに白衞軍ウンゲルン男の進入となり、こゝに外蒙は全く外國軍隊の掠奪蹂躪に委せられ、牧民は悲慘のどん底に喘ぐ運命となつた。

この秋に當り一九一九年八月、革命ソ聯は其の獨特の民族誘致政策的立場から外蒙國民に對し、一切の舊條約を廢し自治蒙古の民族的獨立を承認する聲明を發したのであるから、一部、進步的封建層、民族インテリゲンツイヤがこれに呼應せるもまた宜なりといはなければならぬ。

人民共和國の成立

一九二一年三月一日、民族民主主義分子、親ソ派急進分子等十八名がキヤフタに集り第一回會議を開いて蒙古人民黨を結成し、綱領十ケ條を發表した。その內容は、煽情的で、即ち政權の獲得、國民の平等權賦與、民族文化の世界的水準への引上げ、自治蒙古の復興、蒙古民族の獨立國建設を規定したもの

である。かくて人民黨はチヤグドウイルヂヤツブを首班とする臨時人民政府の成立を宣言した。

翌三月二日、スーヘ・バートルが司令官となつて六百のバルチザンを率ゐシベリヤ赤軍の歩兵ならびに騎兵の援助の下にキヤフタ、トロイツコサフスク附近に、支那軍分遣隊および白衛ウンゲルン軍を破り、六月八日遂に長驅ウランバートルに無血入城に成功した。

蒙古人民黨はかくして軍、政兩權を獲たのであるが、一時的人心收攬策として活佛ボグド・ゲゲンを君主とする立憲君主制を採用した。しかるに一九二四年五月二十日ボグド・ゲゲンは還化して君主制は廢止され、六月十三日人民共和國の成立が宣言された。

同年八月における第三回蒙古人民革命黨大會に於て初めて外蒙の非資本主義的發展誌向のスローガンが掲げられ、ソ聯の指導の下に決定的に社會主義革命に向つて推進せしめられることゝなつた、十一月第一回大フラルダンが開催され新憲法の協賛を經た。

しかしながら人民共和國成立後も社會各層の軋轢や政治上の指導權を繞る左右兩派の鬪爭が行はれ、この間一九二二年蒙古人民政府首席ボドの喇嘛僧上流貴族層を中心とする陰謀の發覺、一九二四年黨中央委員會長、政府副總理ダンザンの右傾經濟的反革命事件などが起つた。其後も舊封建分子、および之れと結合せる新生官吏富有層の右翼派は、コミンテルンによる革命運動を排撃し、ソ聯の外蒙赤化政策を阻止するの勢を示したが、一九二八年第七回黨大會の討論決議によりつひに政權は親ソ派尖鋭分子の手に移つてしまつた。爾後一九三二年までソ聯に倣つて飛躍的な社會主義國家の實現を目標として極左政策を強行したのである。

しかるにこの外蒙牧民の現實社會を無視した不用意なる社會政策は、各地に於ける牧民の反抗爭亂に逢着し、黨は一九三二年六月急遽臨時總會を召集して一先づこの左翼偏向政策を中止し、その誤謬檢討のやむなきに至つた。すなはち七月二日開催された第十七回小フラルダンに於て、外蒙を改めて次の如く定義したのである。

「外蒙は、非資本主義的發達の道程に漸次移行してゆくための基礎を築きつゝある。新たなるタイプの民族革命的反封建的、民主主義共和國である」

かくして右翼政策へ轉向後の外蒙は表面上資本主義的に內面的に非資本主義的な政策を採りつゝ、ソ聯の指導下に新社會體制確立のための基礎建設に努めつゝあり、といふのがその現狀である。

六、政治機構

憲法

一九二四年十一月二十六日、第一回

大フラルダンの決議を經て人民共和國憲法が確認された。憲法は全文十章五十箇條より成り、その內容は大要次の如きものである。

第一章、大汗の印璽を政府接收、國體は共和政體、主權の運用は大フラルダン（大國民會議）小フラルダン（小國民會議）の選出せる政府に委ねる。自治蒙古成立の年を以て紀元年號とす。

第二章、封建的舊秩序世界觀の根絶および共和國新秩序の確立、國土、地下資源、森林、河川等國家財產の私有權否認およびその公有宣言、既往の國際的條約および國家債務の破棄、經濟政策の政府歸一、民衆政治確立と民權暢達、外國貿易の國營實施、人民革命黨の組織、信教、言論、集會、結社、國民教育の自由享有、男女の平等權、活佛の權位稱號領有權廢止、ソ聯邦と一致せる對外政策の遂行。

第三章、國家主權の所在、外交、通商、國境の變更、畫定、宣戰、平和條約、國際條約、財政、貿易制度、國民經濟計畫、特許、利權、運輸、郵電事業、軍政、國家豫算、稅制、幣制、行政區畫、地役法、裁判所構成法、および訴訟法、民法、教育、衛生、度量衡、統計、等の共和國最高政治機關一般管掌事項の規定。

第四章、大フラルダン、小フラルダン、小フラルダン幹部會に關する大綱。

第五章　內閣官制
第六章　經濟會議
第七章　地方自治制
第八章　選擧權、被選擧權
第九章　國家豫算ならびに豫算權
第十章　國旗、國家の紋章、大フラルダン及小フラルダンの召集地をウランバートルと定む。

大フラルダン

大フラルダンはアイマク及び市の住民、軍隊の代表を以て構成せられ、その數は選擧區の人口に比例して決せられ、任期は一年、每年ウランバートルに召集される。—實際には一九四〇年までに八回より開催されてゐない—。大フラルダンは自己の閉會中主權を運用する執行機關として總員三十名を以て構成される小フラルダンを選任する。

小フラルダン及び小フラルダン幹部會

小フラルダン議員は大フラルダンに選任せられ、小フラルダンは自己の全行爲につき大フラルダンに對して責任を負ふ。小フラルダンは法律、決議命令を發し、政府最高機關の監督に關する事務を總括し、小フラルダン幹部會及び政府事務の範圍を規定し、憲法ならびに大フラルダン決議の實施狀況を監督する。小フラルダンの召集は年二回、また小フラルダン常任幹部會及び政府を選任し或ひは委員會を任命しらる。小フ

ラルダン幹部會は小フラルダン會議を指導し、その議案を準備作成し、決議の實施狀況を監督する。

選擧權

人民共和國臣民は雇傭によつて勞働をなし若くは勤勞生活を營む滿十八歳以上の男女は、何人も大フラルダン、小フラルダン、アイマク、ソモン、バグ等各フラルダンの議員の選擧權被選擧權を與へられてゐる。

內閣官制

中央政府は保健、文務、司法、牧農商業、運輸、工業建設郵電、內務、外務、財務、陸軍の十省のほか、國家保安部及び國家經濟計畫委員が內閣に直屬し、その長官は國務大臣を以て遇せられる。

地方自治組織

共和國の行政區畫は十二のアイマクに分たれ、アイマクは更にソモン、バグに分たれ、バグは行政の最下級單位である。

各アイマク名およびその政治中心地名は現在次の通りである。

一、東部アイマク　バイントウメン
二、ケンテイ・アイマク　ウンドウルハン
三、中央アイマク　ウランバートル
四、セレンガ・アイマク　アルタン・ブラク
五、コソゴル・アイマク　ムレン
六、アラハンガイ・アイマク　ツエツエルツク
七、ウブルハンガイ・アイマク　トウインゴル
八、ザブヒン・アイマク　ヂブホラント
九、ウブサノール・アイマク　ウランコム
一〇、コブド・アイマク　ヂルゴラント
一一、南ゴビ・アイマク　グラン・ツアダガイ
一二、東ゴビ・アイマク　ダライ・サイン・シヤンダ
一三、アルタイ・アイマク（近年ザブヒン・アイマクより分離獨立）
一四、ブラガン・アイマク（最近創設）
一五、カザツクアイマク（最近創設）

アイマクの政治執行機關はソモン・フラルダンによつて選出されたアイマク・フラルダンである。アイマク・フラルダン閉會中の實際行政執行のためアイマク政廳が選任され、五名の政廳員と二名の候補者を以て構成し、この中から互選によりアイマク長官が任命される。

ソモンの執行機關はソモン・フラルダンである。ソモン・フランダンには最下級行政機關たるバグ・フラルダンの代議員が召集される。

バグは最下級行政機關單位で、住民の密度の高低如何によつて大きさも一定でなく、大體三〇—四〇世帶前後を以て構成されてゐる。バグの執行機關

はバグ長およびその代理でいづれもバグ・フラルダンによつて選任され、任期は一年である。

このほかウランバートル、アルタン・ブラク、およびバイントウメンには市制が布かれてゐる。市には市フラルダンがあり、また市政廳の下にはソモンに相當すべきホロン・フラルダン及びホロン政廳があり、ホロンの下にはバグに相當すべきホリン・フラルダン及びホリン政治機關がある。

七、財政

財政

革命前の自治蒙古においては中央政府は何等財源を有たざるためロシヤからの外債借入と關稅の設定によつてこれを賄はんと欲した、一九一八年までの豫算收入は關稅の增加によつてその大部分が占められて居り、歳出豫算に於ては依然たる消費豫算で、主としてボグド・ゲゲンの生活費およびその政廳、寺院費、ならびに貴族に支拂ふべき恩給等から成立つてゐたといふ特徵を示してゐる。

革命以來豫算內容は一變し、豫算は外蒙の國防能力および對封建鬪爭力を强化する武器となり、また外蒙生產力と文化發達のための武器ともなつてきてゐる。一九三九年度豫算を示せば次の通りである。（單位トウグリク）

歳入	一〇一、一〇〇・〇〇〇
直接稅	二四、三二一・〇〇〇
間接稅	五〇、三七二・〇〇〇
國營機關收入	五、九六八・〇〇〇
國債、彩票	三、〇三五・〇〇〇
其他	一七、五〇六・〇〇〇
歳出	九八、五四一・〇〇〇

さらに、一九四〇年に於ては國防國債發行高が千五百萬トウグリクとなつてゐる。彩票も概ね國防充實のため年々增額發行せられ、最近における世界情勢に對處すべく專ら意を用ひてゐることが窺はれる。

幣制

革命前までは殆んど貨幣が存在せず專ら物々交換が行はれてゐた。革命政府が成立して一九二四年ウランバートルに蒙古銀行が設立せられ、翌一九二五年十二月、蒙古民族最初の紙幣が發行せられた。次いで一九二六年銀貨および銅貨が發行され、一九二八年に至

つてつひに共和國は金本位制を採用し外國本位貨幣と一致されることになつたのである。金トウグリクは十トウグリクを以て單位とし、純金含有量は一ゾロトニク・八〇ドーリヤ（約七・九〇二グラム）と定められてゐる。

銀　行

蒙古銀行—蒙古商工銀行、すなはちモンゴル・バンク—は一九二四年ソ聯政府の援助によつて設立、資本金五十萬留、ソ蒙折半であつたが、一般銀行業務の他に特に次の如き使命が課されてゐる。

すなはち定款第一條において、蒙古銀行は蒙古人民共和國およびソ聯との經濟的關係を強化せしめ、蒙古における商工業の發展を助長し、蒙古の通貨を強力化し、且つ蒙古政府の歳出入豫算遂行に關する會計事務の執行、銀行および政府間の特種協定に基くその他の政府の委託事項を執行せねばならぬとされてゐることである。

一九三四年、資本金は三百三十六萬金トウグリクに增加され、共和國に於ける唯一の金融機關として重要な役割を演じてゐる。なほ一九四〇年初頭現在の預金高は一億三千九百萬トウグリクと發表されてゐる。

蒙古銀行はウランバートルに本店を置き、アルタン・ブラク、バイントウメン、ヂブホラント、ツェツエルクツク、ウンドウルハン、ウランコム、トウインゴル、ムリンフレ、エレンツアボ、ツアガヌル等全國主要都市アイマク中心地に支店を有する他、各地に代理店および貯金局を設置して浮遊資金の吸收に努めつゝ、それを建設部門の活動に動員してゐる。

八、文化、社會

共和國はその豫算の二〇％以上を社會文化の部門に支出してゐる。かつて少數の王侯官吏の子弟および喇嘛の外文字を學ぶことのなかつた蒙古大衆も一九三九年度調査においては全識學者數、七萬七千八百五十四名を算してゐる。

一九四〇年度における小學校數九十五校、生徒數九千八百六十八名、教師數三百名、中等學校數十三校、生徒數二千三百七十五名、蒙古字の他にラテン文字も教へられてゐる。

一九四二年より各ソモン內に四年制の小學校を設立し、夏季學校百十九校冬季學校百十七校設置計畫中である。學齡兒童十三萬八百人中就學者僅かに一萬一千百三十八人。

その他に民衆學校の一なる自由學校があり一九三九年において生徒數四千二百九十二名、教員數百九十名、また一九四〇年より十ケ年制中學校をウランバートルに開設、生徒八百八十名を收容してゐる。また醫學校もあり生徒數は二百三十八名。外國留學中のものはソ聯領ウラン・ウデ其他に合計四百七十九名を算する。

人民革命黨の中堅幹部を養成する機關である國立中央學校—オスロン・ソルガゴリ—はソ聯より特別技術教師を招聘し生徒二百名收容を期して校內外の改善を行つてゐるが、生徒の六五％を黨の政治教育に向けてゐるといふ。

外蒙における新聞としては

ウネン（正義）—人民革命黨中央委員會機關紙—

アラドウイン・ウンデセネ・エルヘ（人民の權利）—政府機關紙—

フビスハルタ・ザルチュウドウイン・ウネン（革命青年的正義）—革命青年同盟機關紙—

ウラン・オドン（赤星）—革命赤軍機關紙—

アヂルチネ・ソュルイン・ツアム（勞働文化の道）—プロソューズ機關紙—

の五つの蒙古語新聞がある。發行部數すべて六萬二千部。

雜誌は七種、發行總部數二萬八千五百部、ロシヤ語で書かれたものは「現代蒙古」である。

劇場は中央劇場、革命青年劇場其他映畫常設館（トーキー）十八館、移動映畫隊十九、またラジオ中繼所、勞働倶樂部等が多數存在してゐる。ウランバートルの映畫製作所に於て製作された最近の大作は人民革命の歷史映畫「スーヘ・バートル元帥」で、革命二十周年記念日たる一九四一年七月六日に封切された筈である。

國民の保健、衛生の部門に關しては一九四〇年度保健衛生費豫算一千萬トウグリク、醫療所數百四十七ケ所、ソモン三ケ每に一保養所の設けあり。全醫療所のベッド總數千四百三十一、醫師八十四名、補助醫九十五名、藥局員三百名、看護人總數六百六十二名、他に外科病院各都市に合計五十餘新設、ウランバートルには五百名を收容するに足る大療養所を建設してゐる。

九、兵　制

共和國徴兵制度は國民皆兵の義務制度である。二十一歳から四十歳までの男子はすべて兵役に服する義務がある。現役年限は三ケ年、軍は、中央正規軍、地方（アイマク）軍、國家保安部直系軍の三種に分れてゐる。中央正規軍は軍總司令官陸軍大臣の指揮下に屬してゐる。參謀本部は陸軍省を兼ねてをり、旅團、聯隊、軍政治教育局及びその他の各部隊は陸軍省の隷下にある。特科隊には航空、戰車、砲兵、電信隊等がある。

地方部隊は平時は少數の守備隊となつてゐるが、有事の際には基幹部隊に轉換しうるやうになつてゐる。地方部隊部隊長は參謀本部および軍總司令部によつて任命される。國家保安部直系軍は、一九三八年に組織されたもので內務省に所屬してゐる。直系軍は主として國境の守備警備に任ぜられ、軍の精鋭である。

牧畜外蒙においては抑々人馬は不可

分であり、從つて軍隊はいづれも騎兵部隊が主體である。外蒙兵の特徴は極寒、暑熱等の氣候條件に對し抵抗力が強く、特に視力、聽力が發達してゐて動作機敏、戰鬪精神また旺盛であるといはれてゐる。

外蒙赤軍の特異性は、それが國家の經濟的文化的建設活動の中心的な存在をなしてゐる點にある。すなはち革命前の外蒙に於ては殆んと國民教育が行はれてゐなかつたのであるが、革命國家となつてからは現役入營者が三年間の兵役を終へて歸鄉するまでに、國語算數、牧畜經濟管理、衛生、政治知識等につき一通りの初等教育を施されてゐるので、兵卒はこれにより、國際情勢、共和國建設由來、黨及び軍の任務友邦ソ聯邦事情、蒙古國民經濟問題等を知り、除隊後夫々の故鄉に於ける政治的文化的建設の部門に役立てるのである。

軍隊内にも革命青年同盟のヤチエイカがあり、夫々の上層機關との連絡により黨目的へ活動を行つてゐる。その他軍隊内にある文化教育機關としては赤色勞働倶樂部と赤色倶樂部がある。赤色勞働倶樂部は一般の家屋や寺院に設けられ、社會教育に資するとともに慰安娯樂を與へるところで講演、映畫讀書等が行はれてゐる。赤軍倶樂部は政治教育活動の中心機關で集會、催物の他に各部門の研究部を有し、專門家によつて夫々の知識を與へられ各種の講習をうける。その修了者は除隊後あるひは自動車運轉手、機械工、會計係靴工、獸醫、小學校教師等となるの資格を獲得することができる。

各兵科の將校はウランバートルの綜合士官學校で養成されてゐる。航空將校、飛行士、機關士もウランバートルの綜合士官學校で養成されてゐる。軍機關紙には前述の「ウラン・オドン」(赤星)あり、現在軍隊の三〇%は革命黨員、五〇%は革命青年同盟加盟者によつて占められてゐるといはれてゐる。

一〇、日滿ソ蒙關係

蒙古人民共和國は政治、軍事、經濟文化等あらゆる分野に於て全くソ聯の指導下にあり、殆んどその屬領化せる觀あることは既述の如くであるが、しからばこれに對するわが國および滿洲國との關係を一瞥してみやう。

滿洲事變の結果滿洲國が生誕した當時、恰も外蒙に於てはその極左政策に對する牧民大衆の叛亂が各地に勃發し外蒙政府が困難に直面してゐた時代であつた。政府は内外の事情重大なるをみて大いに狼狽し、極力叛亂の武力鎭壓に努めると同時に右翼政策への大旋回を試みて民衆懷柔のために腐心したのである。一方ソ聯に於ては滿洲國の國家的機構の整備、健全なる成長發達に伴ひその行政權警察權が滿蒙國境に及び、國境防衛の强化さるるの狀をみ

て、これをむしろ宣傳材料となし、あるひは國境の緊張狀態を指摘し、國境侵犯の紛爭を云々し、ひたすら滿蒙兩者間の直接的接觸を嚴禁せしめ、外蒙の安全および獨立を保證する唯一の國家はソ聯なりとして外蒙政府指導部および革命黨を說伏して、一九三四年十一月二十七日、つひに相互援助に關する紳士協約を締結せしむるに至つたのである。

次いで一九三六年三月十二日大要次の如き内容を有する相互援助條約を成文化し、その誓約期間を十ケ年と定めた。すなはちこの議定書は前文および内容四ケ條より成り、ソ聯側全權代表タイーロフ、外蒙側小フラルダン議長アモール、外蒙首相兼外相ゲンドウンの署名調印をみたものである。各條の内容を要約すれば次の如くである。

第一條　ソ聯邦または蒙古人民共和國の領土に對し第三國より攻擊を加へらるゝ恐れある場合、ソ聯ならびに外蒙兩國政府はこれによつて發生したる事態につき直ちに協同審査を行ひ、且つ兩國領土の安全を保證するに必要なるべき凡ゆる手段を執ること。

第二條　ソ聯及び外蒙政府は、締結國の一方に對し武力攻擊を加へらるゝ場合は、軍事的援助をも含む一切の援助を相互に與ふること。

第三條　第一條第二條に記載せられたる義務履行のため双方の合意に基き相手國に駐在する軍隊が、その必要無きに至りたる時は、一九二五年に外蒙よりソ聯軍が撤退したる事例に倣ひ、直ちに相手國より撤退すべきを當然なりと認む。

第四條　本議定書は露蒙兩國語を以て二通作成、署名と同時に効力を發生し、十ケ年間有効とす。

一九三六年三月十二日

ウランバートル・ホトに於て

署　名

昭和十二年—一九三七年夏、支那事變の勃發をみるや、ソ聯は右條約の義務により國境の守備を嚴にするを名として、急速に外蒙に對しソ聯赤軍を增派し、且つ北支に於ける軍行動が帝國政府の不擴大方針にも拘はらずいよいよ擴大必至の狀勢にあるを看取するやソ聯政府は時を移さず外蒙陸相デミツト元帥をモスクワに招致し對策を協議しやうとした。

しかるにデミツトはその途上八月二十二日タイガ驛附近通過中の列車内に於て急死したのである。次いで首相ゲンドウン、東部軍司令官ダムバ將軍、マルチイ參謀總長、ノイダン等を含む軍及び政府要人十四名、東部アイマク・ユゴズイル廟の有力喇嘛二十三名等を手始めに、政府機關、軍、黨機關等を通じ凡そ數百名に上る民主主義的愛國主義者一派は悉く所謂肅清の血祭りに擧げられたのであつた。最後にまた議長（首相）アモールも刑場の露と消ゆるに至

つた。

一九三九年三月、前回より四年目にして初めて第二十三回小フラルダンが開催され、新首相チョイバイサンはこゝに外蒙國民に對し、過去數年極秘裡に行はれたところの、彼等の尊敬すべき領袖等に對する肅清の事實を公表したのである。

すなはちチョイバルサンによつて代表せられる親ソ派は、支那事變の勃發に對する共和國政府の態度決定にあたり、偶然にもはつきり示されてきたゲンドウン、デミツト等の國家的獨立と民族的自治に對する政治的情熱が、自分等の抱懷し且つ行はんと欲することに對する障碍となり、又危險なるものであると見てとつたのである。

アモールの斷罪は一九三九年一月十七日に起つたノモンハンの國境監視哨附近における外蒙兵の不法越境、指揮官の逮捕、およびこれが復讐を目的とした滿洲國監視哨の襲擊破壞の前夜三月のことであつた。すなはちこの國境事件がアモールの告罪に際し有力なる理由として利用された。

一一、最近の外蒙情勢

チヨイ・バルサン

蒙古革命以來絶えず繰返されてきた上層大喇嘛、封建層の掃蕩と、寺院經濟の沒落とにより、今日の喇嘛および封建層殘黨は反政府的勢力母體としてはもはや殘骸にひとしきものとなり、かくしてアモール沒後、政權は完全にチョイバルサン一派に掌握されてしまつた。一九四〇年現在の共和國政府閣員は次の通りである。

總理、陸軍、內務、外務大臣　チョイ・バルサン
第一副總理　トルヂ・ブルブ
第二副總理　ヂヤム・サラン
司法大臣　ウルヂ・ホトク
商務大臣　ニマラ・ブトン
工業建設大臣　ドゴル・ヂヤブ
牧農大臣　トムル・バートル
保健大臣　ヂユクドル・ナムヂル
同　次官　ダムデン
文部大臣　ヂヤラガル
內務次官　ダシゼクブ

元帥チョイバルサンは一八九五年、ツイン・アチト・ワン・ホシユンの貧しい牧民の子として生れ、十六歳より自活のために就職し、ウルガーソランバートル—の平民學校を經てイルクーツクのロシヤ學校留學生となり三學年間に露西亞語を完全に會得した。

一九一四年ウルガに歸つて後、電信局員、通譯、小商人、政府雇員等を轉々し、一九一八、一九年における支那軍の侵入および白衞ウンゲルン軍に對して活動し、ソ聯政府から赤星勳章を授與された。一九三三年モスクワ陸軍大學に派遣され、スーヘ・バートル元帥の死後軍總司令官に任ぜられ、爾來幾度か大フラルダン幹部會委員、小フ

ラルダン議長、牧農大臣、その他黨、政府、軍關係の要職に歷任してゐる。

一九四〇年六月、第八回大フラルダンに於てチョイバルサンは新憲法、いはゆるチョイバルサン憲法を制定し、且つ牧農蒙古を象徴する新國旗を制定した。新憲法は十二章九十五條から成り、舊憲法と根本的に異れるものではない。

すなはち共和國が現在辿りつゝある非資本主義的發展段階の凡ての特質を把握し、且つ國民の牧地使用權、勞働權、社會保障、保健、衞生、教育、文化享有權等を明確に規定してゐるのが特徴である。かくしてチョイバルサンはその獨裁下に親ソ政策遂行に向つて邁進してゐるのである。

一二、日ソ中立條約と外蒙

昭和十六年＝一九四一年四月十三日わが松岡外相のモスクワ訪問によつて從來の日ソ關係調整が議せられ、こゝに兩國外交關係は一轉して劃期的な日ソ中立條約が締結せらるゝに至つた。しかしてこの條約の附屬聲明に於て日ソ兩國は滿蒙兩國の存在に言及し、その領土の保全及び不可侵を相互に尊重することを約したのである。

すなはち從來日ソ兩國が相互的にその國家獨立を正式に承認してゐなかつたところの、我れにあつては蒙古人民共和國を、彼にあつては滿洲帝國を、この條約附屬聲明書において事實上双方ともに承認せられたと同樣の結果に立至つたのである。

兩國政府聲明

「大日本帝國政府およびソウエート聯邦政府は兩國間に締結せられたる中立條約の精神に基き兩國間の平和及び友好關係を保障するため、大日本帝國は蒙古人民共和國の保全及び不可侵を尊重しソウエート聯邦は滿洲帝國の領土の保全及び不可侵を尊重す」

今次大戰と外蒙

しかるに世界情勢は突如急變して昭和十六年＝一九四一年六月、獨ソ戰が勃發するや首相チョイ・バルサンはソ聯邦援助を强調して

「外蒙は政治及び經濟に於て著しい向上を見せてゐる。今回獨ソ戰勃發に當り、われわれ外蒙は飽くまでソ聯を信賴し、反ファツシスト戰爭を遂行するところのソ聯を援助するものである」

と聲明するところあつた、從つてその後の外蒙の政治、經濟、軍事は全てこの線に沿つて進んでゐると見られるべきである。

多數の外蒙兵＝外蒙赤軍が、遙々ウクライナ戰線方面に動員されたことは周知の事實で、ドイツ側の報道によるも外蒙兵は第一線部隊として勇敢に活動してゐることが認めらてゐる。本年

昭和十八年二月、かのスターリングラード奪回に當り、ソ聯の大兵團を繰出して遂にこれを獨軍の手から取戻すことに成功したのであるが、これらの兵力の中にシベリヤ軍ならびに外蒙兵が參加してゐたことも傳へられてゐる。

なほ軍事的ソ聯援助の他には特に見るべきものはないが、昨年＝昭和十七年十二月六日、獨ソ開戰以來初めて外蒙使節團が、ソ聯援助物資を携へてモスクワを訪問した。一行の顏振は首相チョイ・バルサンをはじめ、小フラルダン幹部會議長ブムツエンデエ、蒙古革命黨中央執行委員會書記スルンジヤブ、國民軍總司令官ミヂツド等で、その携行した援助物資は貨車二百三十七臺に積み込まれた次の如きものであつた。

肉一千トン、バター九十トン、カルバサ（腸詰）百五十トン、各種菓子百五十トン、洋皮の半外套三萬着、フエルト製長靴三萬足、皮製胴着三萬着。

使節團一行は前線視察等を行つて歸國したが前記の物資は外蒙としては恐らく精一杯の土產物であつたらうともはれる。

なほまた昨年（昭和十七年＝一九四二年）七月十日、ウランバートル國立劇場に於て蒙古人民共和國獨立二十一周年祝賀會が開催されたことが報じられてゐる。革命黨中央員會書記ツエレンバルはその報告演說に於て、外蒙が經濟的文化的に今日の發展をみたのはひとへにソ聯の援助に負ふところであり、共同の敵獨逸擊滅のために外蒙はその對ソ援助を强化すべきであると力說するところあつた。また翌十一日には外蒙の民衆大會が開催され、首相チョイバルサンの愛國的激勵演說あり、次いでソ聯最高會議幹部會議長代理バダーエフが共產黨ソ聯邦政府ならびにスタリン代表の名の下に祝辭を述べて會衆の歡呼を浴びた。その大會にはトゥワ人民共和國およびブリヤート蒙古自治共和國からも代表者が參加し、大會終了後人民革命軍の閱兵式が擧行せられた。なほ外蒙勞働者は建國二十一周年を祝して羊毛ならびに馬匹を多數ソ聯赤軍に宛て發送したのである。

外蒙國內生活近況

また獨ソ戰の齎した外蒙への社會經濟的影響としては最近次の如き情報が傳へられてゐる。

首都ウランバートルでは從來ソ聯より輸入を仰いでゐた布類、油類、小麥粉、煙草等が極度に入手困難となり、これら物資の値段が開戰前に比し五割方の昂騰をみてゐるが、砂糖、茶、マッチ等に至つては市場に全く出廻らないため市價が無いも同樣である。

なほ外蒙在住の中華民國人はウランバートルを中心に約七千人に達してゐるが、一部事務員、商人、飲食店經營

者等を除いて、大部分は野菜賣、馬車輓、食堂ボーイ等の勞働に從事して居り、その全てが三十歲から六十歲までの男子で、彼等はその入國の際婦女子帶同を禁ぜられてをり、外蒙婦人との自由結婚が許可されてゐる。また彼等も外蒙國防强化のため獻金が强制され月賦あるひは天引により俸給から引割かれてゐるので下級生活者としてはかり苦しい思ひでこれに應じてゐる。

いづれにもせよ外蒙の現狀は今次大東亞戰爭ならびに歐洲戰爭のさ中にあつて、殆んどソ聯國內の一共和國と同樣の狀態にあり、アジヤ民族的意識は全く休眠せしめられてゐるかの如くである。しかもソ聯の東亞前衞としての外蒙の演ずべき役割は頗る重大である。

外蒙古の奇習

一九二二年以來鎖國されてゐる外蒙人民共和國の實情については、たまたま手にする彼地に關する文獻以外知るに由ないが、鎖國以前にゴビを橫斷して張家口に出た人の話によると外蒙ならではの奇習に驚かされたといふことである。その一、二を擧げると——。

便所のない國——人口六萬といはれるウラバートルでさへ蒙古人は便所を持たない。他はおして知るべしで、移民の支那人はさすが文化が高く、家の後ろに小穴を掘り、二枚の板を渡して便所を作り、一杯になると埋めて、又新らしく掘つてゐた。外蒙人は苞の周圍所嫌はず行ふが、野犬、飼犬が大體平げて仕舞ふ。即ち、犬が淸掃係をかねてゐる。

風呂もない——夏ともなれば附近の小河で獸と共に水浴するが冬から春は垢の蓄積である、だからどの男女も垢にまみれ、一寸見ただけでは男か女か差別がつかない。

土を掘らない——本文にもある通り、外蒙の穀物自給を計つて、第一次農業計畫を行つたがまんまと失敗し、農業は牧畜の片手間でしかあり得ない。と政府首惱を歎かしたが、その原因には、農事の不熟練、農具の不足等、種々あらうが、主なる原因として、外蒙住民、特にラマ敎徒は、ホト（岡）を尊崇し、土を掘りを起すことを嫌ふ。土の中に神が宿つてゐる。と信じ、若し土を掘ると、神を傷けると思ひ込んでゐる。新らしい外蒙の靑壯年達は、そんな迷信とも闘つてゐるだらうが、まだ〳〵古い思想が殘つてゐるので農耕を防げてゐると思はれる。

黴毒が八十%——外蒙古の黴毒患者が八十%といはれる。サルバルサン注射がなかつた國なので、こんなに殖えたのであらう。肅正されたダンザン副首相も黴毒で斃だつた。彼はそれを氣にしてゐたためか、世界的な醫藥日本の科學を外蒙に入れる案を提案したため殺されたといはれる。

5 新疆

目次

一、概觀
地勢
面積、人口
住民、都市
二、產業、經濟
農業
牧畜業
鑛業
工業
貿易
三、交通
四、教育、文化
五、歷史、政治
新疆略史
馬仲英と盛世才
新疆を繞る日ソ支英關係
行政機構
六、大東亞戰爭と新疆
西北ルート再建
西北開發問題

一、概觀

大東亞戰爭の進展に伴ひ、いはゆる西北の名が頓に注目を惹かれるやうになつてきた。西北とはすなはち陝西、寧夏、甘肅、青海、新疆の五省の謂ひであるが、就中新疆はその國境が直接ソ聯中央亞細亞に接してゐることゝ、古來よりの亞歐交通要路に當ることゝその地域廣大にして――支那最大の省――埋藏資源また極めて豐富なること等よりして、政治軍事經濟等各方面の觀點からしてこの地域の今後の成行きは世界注視の的となつてゐるわけである。

新疆はその位置アジヤ大陸のほとんど中心に位し――北緯四十七度より三十五度、東經七十五度より九十六度――面積約百五十萬平方キロ、東部は甘肅青海兩省に接し、南は西藏および印度に、西部および西北部はソ聯中央亞細亞に、東北部は外蒙共和國に夫々隣接して居り、古來、西域、支那トルキスタン、東トルキスタン、或ひは支那中央アジヤなどゝ呼ばれてきた。

民族は極めて多種類、從つてその民族構成が齎らす複雜性よりして國內の紛爭が絕えず、屢々爭擾の舞臺となつてきたのであるが、一九三五年馬仲英の亂が收まり盛世才の治下となるに及んで決定的なソ聯の勢力下に一先づ安定狀態を續けてゐた。しかしながらその實情に至つては未だ十分に明確されてゐるとは言ひ難く、かつてのこの地域の探檢團の旅行報告、あるひはソ聯側ならびに重慶側の發表する資料に據

りこれを推知するの他はない。

地勢 新疆の全地域の九〇%はほとんど山岳と沙漠によつて占められてゐるといつても過言ではない。これを南北に不均等に二分して南方を天山南路北方を天山北路と稱し、北方には蒙古アルタイ山脈、南方には崑崙山脈、南西にはカラコラム山脈が聳えてゐる。

天山北路は天山山脈とアルタイ山脈との間に横はる盆地で、歷史を孕めるジユンガリヤ(準噶爾)地方の謂ひで古來支那と中央アジアとの交通の要衝にあたる。天山南路は天山山脈と崑崙、カラコラム兩山脈に圍まれた盆地で、有名なタクラマカン(塔克拉麻干)沙漠を擁し、カシユガリヤ(喀什噶爾)地方と呼ばれてゐる。アジア最大河川の一なるタリム河はこの地方を東流していはゆる「彷徨へる湖」ロブノール(羅布諾)に注いでゐる。

氣候 氣候は完全に大陸性で氣溫の差甚だしく、冬季は概して寒冷、夏季は猛暑である。空氣は極めて乾燥し、降雨雪は一年を通じて稀れで從つて河川には水量が乏しい。

極寒一月の平均溫度は、北方に於ける零下十四度から南方に於けるプラス五度の間にあり、特に北方に於ては冬季中極めて短期間、數時間の間零下二十五―三十度に下ることがある。最暖の八月平均溫度は二十四度から三十五度の間にあり、各地一年間の平均溫度は十度以上になつてゐる。

氣溫が氷點下に降らない時期は百五十日間から二百十日間續き、一年間の濕度は平地で十五センチにに昇らない。所によつては二―三センチ以下である。

面積、人口 新疆全省の面積は約百五十萬平方キロと稱せられてゐるが、これは西ヨーロツパ大陸の約三分の一に相當する廣袤さを有してゐる。之を繞る國境線の中、最長のものはソ聯と接する西方の國境線である。すなはちパミールに初まり天山山脈の根幹、ジユンガル・アラウタ、クルバガタイの各山脈を橫斷してアルタイに於て終りソ聯邦の三つの共和國タヂツク、キルギース、カザフの三國に接してゐる。パミールに於ては新疆、ソ聯、アフガニスタン、英領印度の四ケ國の國境が落合つてゐるわけで、カラコルム山脈は新疆・印度の國境をなし、崑崙山脈は新疆・西藏の境を劃してゐる。東方ペイシヤン高原地方を隔てゝ青海、甘肅の兩省に接し、北部は蒙古アルタイ山脈によつて蒙古人民共和國に隣してゐる。

四時雪を頂く「天山」は新疆を南北に二分し、南方カシユガリヤに橫はる大沙漠タクラマカンはその面積約五十萬平方キロ、すなはち佛蘭西一國の大きさに略々ひとしい。天山、パミール、カラコラム、崑崙等各山系の山々はその高度極めて高く八千米以上に及ぶものもあり、崑崙中心山頂の平均高度は

六千米でヒマラヤよりも高い。反對になたトロファン地方は海面よりも低く海面下二百九十八米の窪地は地球上最深の陥沒といはれてゐる——吐魯蕃盆地でスヴェン・ヘデイン探檢隊の一員は珊瑚礁を發見してゐる——。これら山々から流れ出づる雪解け水は長年月の間に山麓に黄土を堆積させなほ若干の耕地を現出せしめてゐる。すなはちジュンガリヤ地方はカシュガル地方に比して全面的な荒蕪地ではなく沙漠、半荒野につゞける草原があり、かなりの農耕適地が存し、多數家畜を擁せる牧場もみられる。

新疆は土地廣大な割合に人口は極めて少數であるが、それでも總人口は最近に於て四百萬人と推定されてゐる。從つてその人口密度も稀薄であるが、たまたまオアシス等においては一平方キロに百人位の稠密度をもてる所もある。全人口の五分の四は土着してをり遊牧民の數は八十萬人位、うち五十五萬人はジュンガリヤの牧場地帶にあり同地方住民の四割に相當してゐる。また南方カシュガリヤの遊牧民はその住民の一割以下である。

住民都市 新疆の沿革を知りその政治機構を觀るためにはその社會構成上最大の特色たる住民の多種多樣性を前提條件としなければならぬ。新疆の過去に於てもまた將來に於てもこれら複雜なる民族の統治問題が重要性を帶びてゐることに變りはない。すなはちその住民の種族については——民國二十一年、總人口を二百五十萬餘と概算せる支那側調査によれば——、トルコ族百九十五萬人、漢族四十萬人、蒙古族十三萬人、滿洲族三萬人となつて居り更にその中トルコ族を細別して、纏回百二十五萬人、漢回四十萬人、其他三十萬人としてゐる。すなはちその全人口の八〇%がほとんど回教徒であることが重要視せらるべきである。

一九三五年盛世才が督辨に就任、新疆の實權を握つて以來住民を次の十四種に分類してゐる。

漢族、滿族、蒙古族、回族、ウイーグル族、ハザツク族、タヂツク族、タランチ族、タタール族、アルクス族、ウズベツク族、シボ族、ソールン族、歸化族、

以上の區別に從つてこれを說明すれば、先づ漢族は全人口の一割を擁し、その地域に定住することになつた要因からして流刑者、軍事上もしくは政治上の在留者、商業のため、農業從事のためと分つことができる。滿族は清の乾隆帝時代に進出したるもの。蒙古族は現在北方アルタイ山一帶に居住してゐる。回族はこれを漢回と纏回とに分け——支那の回教徒は之を二大別して漢回と纏回とに分け、殆んど漢化して風俗習慣等、漢人と大差ないものを漢回または東干(トンガン)と稱し、漢化の程度少く頭にターバンを卷くものを纏回または回紇と謂つてゐる。但し現

在に於ては纏回といへども教務管掌者でなければ概ね布は纏はない——纏回はウイーグル(唯吾爾)族と改稱せしめられたのであるが、このウイーグル族が元來新疆の土着民なのであつて絶對的多數を占めてゐる。ハザツク(哈薩克)族は回族と蒙古族の間に住み遊牧を生業とし、信仰はやはりイスラム教である。タタール(塔塔兒)族は元來蒙古の韃靼であるが漸次回教に同化され更にまたソ聯の影響をうけて白人化されつゝあるが、民族の大半は商業を營んでゐる。タヂツク(塔吉克)以下の各民族はいづれも極めて少數民族で特に語るほどのこともない。歸化族はいはゆる白系ロシヤ人を指すのであるが、近時ソ聯の國情が安定するに從ひ漸次祖國に再歸化しつゝある。

新疆においてはその都市と農村と間に截然たる區別はない。すなはち都市住民の多數が農村住民の如く農業に從事してゐる。加ふるに農耕は都市に於ても多數住民にとつての基礎的生業であり、中には以て唯一の生業としてゐるものすら少くはない。オアシス地帶の都市に於ては手工業が營まれてゐる。

各都市は商業の中心たる機能を果してゐるが都市生活の中心點はその市場の廣場である。新疆における最も主要なる都會にして且つ行政上の中心をなすものはウルムチ(烏魯木齊、すなはち迪化)である。同地は天山の北麓の大きなオアシスの中央に位し、邊疆各省と支那內部およびソ聯邦と結ぶところの重要道路——自動車路が此處を通貫してゐる。ウルムチの人口は六萬四千で以下の諸都市は人口に於てウルムチに優つてゐる。すなはち南西部のヤルケンド十萬人、北部のイリ(伊犂)八萬人、西部のカシュガル(喀什噶爾)七萬人。さらに國內各地の小都會としては崑崙山麓のホータン(和闐)人口五萬、絨氈の町、アクス(阿克蘇)四萬人。綏定三萬人、塔城三萬人、カラシャル二萬五千人、ハミ(哈密)一萬五千人、等が存在する。

なほ新疆都市住民の大多數はチュルク語、すなはちウイーグル語、タタール語、カザフ語を話す。

二、產業、經濟

新疆が古來支那の眞珠と稱せられてゐる所以はおそらくその秘められたる地下埋藏資源を意味するものではなからうか。しかし現在までには之等の地下資源採掘は甚だ微々たるもので何等產業經濟上の意義を現はしてはゐない。新疆省の主要生產物といへば北部ジュンガル盆地の牧畜と南部タリム盆地の農業であつて、これら農牧を中心とする極めて原始的な生產を繞つてその住民の日常生活必需品に對する消費經濟が行はれてゐるに過ぎない狀態である。すなはち現在に於てなほ未だ新疆は農工業商業とも存するところなき

立遲れの不振なる現實を傳へてゐるのであるが、抗戰六年いよ〳〵窮地に陷つた重慶政權は昨年末しきりに西北開發に躍起となつてをり、また大東亞地政學的見地よりして此地方の交通完備の便をえた曉には必ずや內陸アジヤの一大資源地帶として輝やかしき生產戰場たるべき運命を負ふものであることは疑ひを容れない。

農業　新疆住民の四分の三にとつてその生活源泉は農耕である。全面積の三分の一を沙漠によつて占められる新疆の耕作可能地帶は、今後水利の便を得れば約七萬ヘクタールに及ぶだらうと觀られてをり、現在既に耕作を營まれつゝある土地の面積は百三十萬ヘクタールである。

雨量極めて少き新疆にとつて農耕上の先決問題は水利、灌漑である。和闐、于闐、疏勒、叶爾羌の一帶は氣候比較的溫和にして小麥の植付に適してゐるがその灌漑においては春夏の候、わづかに崑崙山の雪解け水を引入れて濕潤に資してゐるに過ぎない。天山の南北麓は雨量甚だ少く、吐魯蕃は一年中に一滴の雨をもみないといはれてゐる。

中部地方には河川が多いが、大部分は水が淺いために直接水を引くことは不可能で、堤防を築き水位を高むるの設備を俟つの他はない。伊犂河の上流地域、廸化、伊犂の間は全省中最も豐饒な農業地帶といはれてゐる。阿克蘇では米を產するがその粒は粗大である。

省北部地方は寒氣嚴しく耕作に適せず、大部分は牧畜を營んでゐる。塔城、アルタイ地方ともに農作は不振でむしろ牧畜地帶である。省政府はこれら水利のための第一期三ケ年計畫事業として新渠二十二道開鑿、舊渠四十二道修築、河道浚渫九、貯水池建造二、總經費九十萬元を完成し、さらに第二期三ケ年計畫進捗中と發表してゐるが、既成事業中最も顯著なものは惠遠の大渠で、修築浚渫二百餘華里、開墾せる土地は千八百ヘクタールといはれる。

新疆における主要農作物は住民の食用となる小麥、米、玉蜀黍、大麥、燕麥、黍、移出生產としての棉花、胡麻等である。この他すべてのオアシスには果樹園があり、杏、桃、李、無花果柘榴、苺の果物生產ならびに瓜畑、菜園、葡萄畑等がある。カシユガル地方では養蠶もまた廣く行はれてゐる。

牧畜業　全住民の約五分の一が遊牧または半遊牧の生活形態のもとに牧畜に從事してゐる。遊牧者も農耕者もともに社會階級的な區別が存し、遊牧者の家畜數および牧場が農業者の水や土地と同樣不平等に配分されてゐるのである。

家畜の種類ならびに數は省全體で小角獸千三百萬頭、大角獸百五十萬頭、馬七十萬頭、駱駝八萬頭、その他に豚（漢人のみに）、驢馬、鹿（アルタイ地方）、犛（カシユガル地方、西藏國境方

面）等がある。仔羊の縮毛業も一般に普及されてゐる。

遊牧者の經濟部門は種馬、隊商用獸の市場、羊、山羊、駱駝の毛、山羊の綿毛、羊皮、羊毛、各種獸皮ならびに腸、袋角、角等に分類される。綠地帶における養畜業は概ね消費的性質を帶びてゐるのであるから、夥しく商品を提供することはない。

なほ狩獵業は山岳地方において主として副業的に行はれてゐるが、アルタイ地方では生業となすものもある。漁業も同樣に補助的性質を有してゐるが新疆各河川湖沼には魚類が相當に多く、就中ロプノール（羅布諾爾）湖には多量に存する。

鑛業　新疆の地下埋藏資源はおそらくは無盡藏と稱しても過言ではないであらう。天山山脈、アルタイ山脈、崑崙山脈等は金、銀、銅、鐵その他の鑛物に富み、アルタイ山の砂金埋藏量だけでも三千二百萬兩以上と推定され、また塔城、ハト（哈圖）山の金鑛は五千萬兩以上の埋藏量ありと言はれてゐる。鐵および石炭は各地至るところに埋れてゐる。

石油に至つてはその豐富なること米國を凌ぐといはれてをり、天山北麓のアヤル（阿雅爾）湖南方の油田は南北二十キロに亘る支那最大の油田である。その他廸化附近、タリム河北岸一帶、玉門關附近等石油が小川をなして流出して居り、しかもその成分は良質で含有殘滓四八・六％であるといふ。

この他白金、鹽、鉛、硫黃、石綿、雲母、硝石、水晶等も埋藏されてゐるといはれてゐるが、これら鑛產資源中現在までに生產化されてゐるものはアルタイ山阿山區および崑崙（克里雅、車爾城方面）の金、廸化地方およびマナス、クーチヤルにおける石油、于闐の玉石、庫車の銅、孚遠の鐵、伊犂のセメント、崑崙の斧石、パミール方面の鉛および亞鉛、伊犂炭田の石炭採掘等が擧げられてゐるに過ぎない。

工業　いはゆる重工業は新疆においては殆んど未だ見られないが、新疆の金とソ聯の工作機械交換によつて徐ろに各種工業化の緒に就きつゝあるものゝ如く、石油の工業化による自給自足は現在確保されてをり、ソ聯資本および技術の援助による紡績業、燐寸製造業あるひは棉花精練工場皮革工場のほか、最近年々增設された食品、毛皮、麵粉等各種輕工業工場數は四十二に達し、規模も頗る廣大にしてその中心地は伊犂であると發表されてゐる。

新疆固有の手工業もまた專門化的に營まれてをり各地から夫々の代表的な土產的製品を產してゐる。すなはちカシユガルの鞍や馬具、庫車の皮革精製ならびに着色、阿克蘇のフエルト類、カシユガルおよび吐魯蕃の着色木棉織カシユガル、和闐の絨氈は特に著名なものである。

貿易　盛世才が新督辨となつた民國

二十年以前、すなはち楊增新、金樹仁の執政時代においては新疆はその財政經濟に對しては全くの放任主義を採り自然の成長に委してゐたもので、當時の對外貿易の主要なるものは言ふまでもなく對ソ貿易であり、新疆からその土產品を輸出してソ聯からは工業製品を輸入してゐたのである。すなはちソ聯は新疆への貨物供給者たると同時に購買者であり、さらにまた新疆に對して現代的な貨物輸送を行つてゐる唯一の外國である。その要因の一は實にトウルクシブ鐵道の敷設開通によるものであらう。しかしてその結果利權の外流甚だしく、莫大なる缺損を招いでをり、續いて民國二十年の哈密圖の動亂盛、馬交戰等により省財政は危機に陷り、つひに盛世才が督辨になつてから統制經濟の實施に着手するに至つた。

例せば新設の貿易公司と土產公司の役割は全省對外貿易の管制と省內商業の操縱にあり、貿易公司は全省合作社の總機關となり合作社に商品を供給、土產公司は全省の毛皮總行となり、土產商人は必ず土產公司と契約を結ばねばならないし、以て遊牧區より購入せる土產品を該公司に運び、ソ聯より購入せる貨物と交換、これを市場に轉賣することになる。これによつて該兩公司は、商行の商行となり、その所得利益は省建設の資金として用ゐられ、又全省の鑛山や規模大なる工場も省の所有に歸し、一面ソ聯よりの借款と技術流入により開發建設に着手してゐるのである。ソ聯の金融資本關係は現在までに新疆省が借款せる額は一千五百萬ルーブルで、專ら機械車輛を購入し、毛皮を抵當にあてゝゐる。

ソ聯の對新疆輸出品目の主なるものを擧ぐれば砂糖、マツチ、皿類、金屬製品、石油製品、綿布等であり、新疆の對ソ輸出品目は獸毛、生皮革、毛皮木綿、生絲、家畜、乾果、絨氈、薄手のフェルト等である。新疆の對外貿易商の七六%はすなはちソ聯の占むるところである。

第二位の貿易國は英領印度である。これは全貿易額の八・五%であり、前世界大戰前におけるその貿易額に比して三分の一に低下してゐる。もつて新疆に於けるソ・英兩國勢力の消長を窺ふに足るものであらう。新疆が印度から輸入する品目は絹、天竺絨一部綿布、染料、茶、香料等。新疆の對印輸出品目は生絲、絨氈、薄手のフェルト、家內工業綿布、毛皮、馬、貴金屬等である。

新疆・印度間の貿易路はカシュガル——ヤルケンド——カラガルイク——シフ間の九百六十六キロ、およびカシュガル——タシュクルガン——ミンケラ——ギルギツト間五百六十キロの二路であるが、いづれも難路で夏季においても凍梏と雪崩の危險がある高山地帶である。この輸送に耐えうるものはヤク(西藏の牛)と綿羊とのみである。

綿羊は通常カシミヤ產の綿羊でその毛もまた高價なものであるが、十六キロの荷重を擔ふので新疆においては高價に取引されてゐる。

新疆からアフガニスタンへは薄手のフェルト、綿布、生絲を輸出し、阿片扁桃、狐皮、種馬を輸入してゐる。この他蒙古人民共和國および西藏とも夫々交換的取引が行はれてゐる。

支那內部からは新疆に茶、煙草、絹布、禮拜用器具ならびに支那雜貨が移入され、支那へは毛皮、貴金屬、鑛物駱駝の毛、山羊の綿毛、袋角、馬の鬣剛毛、腸等が移出される。新疆の全貿易額中對支取引高は僅かに一〇%を超えない額である。新疆と支那內部との貨物輸送にはトラツクが用ひられてゐるが、貿易の一部は未だに駱駝隊商(キヤラバン)によつてゐる狀態である。また新疆省內の貨物輸送も主として駱駝隊商によつて行はれてゐる。チヨールヌイ・イルツイシュ河、伊犂河クリム河等における原始的な舟楫の便などはもとよりいふに足りない。なほ新疆の對外貿易狀態は概して正常なる發展を示してをり一九一三年前世界大戰勃發前に比して現在約二五%の增加を示してゐる。

三、交　通

新疆は大陸の奧地に位し山岳重疊にして自然の障壁を成せるため、交通至難の地域とのみ考へられてゐるが、かつて中世紀に於ては東西文化交通の要衝たりしことがあり、また民族移動の門戶として華やかなりし時代があつたのである。世界史に赫々たるヂンギスカン、タメルランの覇業も此地を通じてはじめて獲られたものであり、佛教回教、景教の東方傳來も、ギリシヤ、ローマの文化も新疆をその交流點となし、古くはまた支那絹の交易路たるの故を以て天山南路には「絹の路」(シルク・ロード)の別名が與へられてゐたことはあまりにも有名である。しかして近代蒸氣機關の發明に伴ひ大陸の北方にはシベリヤ鐵道が開通し、南、印度洋に汽船の航路が發達するに及んでつひに新疆は東西文化圈の一種のエーア・ポケツト化せしめられ、その國際交通脈もまた休眠せしめらるゝの運命に立至つたものである。

現在新疆には未だ一ミリの鐵道も延びてはゐない。たゞ昔ながらの駱駝と馬、馬車を外にしては最近出現した自動車運搬があるのみである。自動車は現に三千臺あり、これが運輸のための自動車道路網は首府廸化を中心として次々に完成されつゝある。

すなはち西部において廸化——伊犂公路(ソ聯との交通は伊犂——伊犂棧橋間に自動車運輸がある)北方に於て廸化——塔城公路、塔城——斜米間公路、東方において廸化——哈密——猩猩峽公路、南部において廸化——カシュガル——和闐公路。等以上公路の完

成によつて省内における交通旅行は非常に容易となつたのである。たとへば以前は廸化から伊犂への交通は隊商路によつて二十間を要したのであるが今日では自動車で二日あれば行ける。この公路は幅員約六メートル、石疊で鋪裝され雨季にも困難を感じない坦々たる路であるといはれてゐる。

なほ新疆における鐵道敷設計畫その他交通新計畫に關しては後出「西北ルート」の項に詳述することにする。

通信部門に關してはこれまた近年急速度なる發達を示してゐる。すなはち新疆全省において無線放送局および電信局が六十五にして百五十箇の放送裝置を有し、各種の電信線の總延長は一千九百八十華里、長距離電話のそれは一千華里であつたが、民國二十六年—西暦一九三七年以來の第一期三ケ年計畫完成によつて現在、無線電信臺を十四ケ所に增設し、各所に有線放送機を八臺、電線一千七十五キロを新設。また廸化においては一千臺を自働電話機に改裝、この他に舊電線二千二百六キロを補修し、長距離電線二千百六十キロを架設したと報告されてゐる。

四、教育、文化

かつての軍閥政治時代における新疆の教育は後退狀態にあつた。すなはち全省を通じて僅かに二、三の支那人學校があつただけで、夫等の生徒數もまた限られてゐた。トルコ族青年の大部分は回教學校に入れられ、そこでは彼等は一切の近代的知識を無視してコーランを學ぶことにその學業時間の大部分を費したのである。

盛世才督辨以來これが刷新を志し、省教育發展方針は十四民族すべてを對象となし、その六大政策——後述——を核心に各民族固有の文化を基礎として、各民族文化の水準を引上げ、以て自由に向上發展せしめ、また各民族の師表および新幹部を養成して今後の建設の要に具へしめ、同時に各民族の宗教信仰を尊重し良俗の維持を圖らんと試みたのである。しかしてこれが實施のために學校教育、社會教育、各民族文化促進會の三種の機關に分つたのである。

學校教育に於てはその家庭貧富を論ぜず、一律に學費を免除、手當を支給してゐると稱せられ、新疆學院の學生の如きは學費全免、制服支給、卒業生は悉く政府に勤務せしめられる。中學生一人の一年の手當は百五十元であり、また卒業生から毎年百人を選んでソ聯その他に留學生も送つてゐるともいはれる。

重慶側民國三十年一九四一年の發表によれば現在學校數は大學一校、中學十五校、小學三百校、民衆學校百二十二校、各地の文化會私立學校合計二千學生總數は二十萬人である。學校の設備は他の支那奥地諸省には劣るが新疆學院内の工科は土木、採鑛冶金、自動

車の三部門を有してゐる。但し各種教材、實驗用機械等は甚だ貧弱で教科書購買も滿足に行はれてゐない情況である。各民族學校にあつてはその自國語を習ふことも許されてゐるが支那語は一律に必修科目である。

統計によれば新疆省内の識學者は四十萬人で全人口の九〇%は文盲である。それでも楊增新、金樹仁時代の文盲九七%に比して進歩をみてゐるわけである。近年省政府は掃盲運動を開始し、新聞、書籍、標語等を動員して一兩年中に文盲者三分の一を一掃せんと努力してゐるといふ。

新聞は支那語新聞、トルコ語新聞がクルヂア、カシュガルにおいて讀まれて居り、白系露人のためにロシヤ語新聞がクルヂヤで發行されてゐる。廸化で發行されてゐる「新疆日報」は伊犂カシュガル、塔城、アーシヤンにおいて夫々地方版をだしてをり、その總發行部數は一日四千部位である。

社會保健事業としては現在新疆に公立病院七、療養所七があつて患者はすべて無料で取扱はれる。なほ阿片吸入禁止運動は見るべき効果を擧げてゐる。すなはち一九三五年廸化における阿片吸飲者は三千五百四十人であつたが、一九三六年には八百十五人、一九三七年には僅々三百五十二人に激減したと記錄されてゐる。

五、歴史、政治

新疆略史 天山と崑崙の山麓を東西に貫ける所謂「絹の路」にあたる東トルキスタン地方に分立してゐた夫々の國家は、西紀前三九年＝漢元帝永光五年頃までは支那に隷屬せしめられてゐた。西暦八世紀アラビヤ人が此地方に進出しイラン民族の植民地となつたが九世紀中葉＝唐の中頃中央アジヤの高原奥地から來た遊牧民チュルク族が此地に氾濫し定住生活を送るやうになりその頃漸次入つてきた回教が先來の佛教、摩尼教、基督教を驅逐して盛大となるとともに之等チュルク人は回教を奉じ、またアラビヤ人の物質的文明をも吸收、この地方の環境が必ずしも遊牧資源豐富ならざる等の自然的條件からして次第に土着生活ならびに農耕勞作方面に追ひやらるゝに至つたものでいはゆるウイーグル(回紇)族の强大な國家が成立するに至つたのである。

かくして十三世紀の蒙古帝國の黄金時代に於ても滅ぶることがなかつた。けだし敢て成吉思汗に抵抗しなかつたところの回紇國家がその保全を完ふしたのは、蒙古がその恐ろしく膨脹した占領地域間の連絡路を安全ならしめて置かうとした政策に據つたものとみられる。なほマルコ・ポーロは「絹の路」を通つて一二七五年元に至り世祖に謁見してゐる。

十七世紀、カルムイク族の桎梏の下に置かれたこの地方は十八世紀またも支那の隷下に屬したが、回教と支那と

の流血に充ちた爭鬪は常に繰返された。一八七〇年代、東干(トンガン)族が蜂起し回紇(ウイーグル)族とともに支那の羈絆から脱さうと試みたが失敗し、新たにヂエツイ・シヤールの回教國家が發生した。これらの獨立運動の背後には英露兩國の勢力が存在して暗躍を續けてゐたのであるが、當時清朝德宗皇帝の下の名將左宗棠は六萬の支那軍を率ゐて廸化その他を鎭定、前後約十年にして光緒四年＝明治十一年新疆地方は全く支那の領有に歸し、光緒八年明治十五年これを邊疆の一省たる新疆省となした。

光緒十一年＝一八八五年新疆の首都を廸化に定め、此地に巡撫以下の諸官を置くこと支那本部のそれと同樣にし別に伊犂に將軍を駐めて管下の旗軍を統轄せしめるとともに蒙古その他の諸族をも監督せしめた。しかるにこれより後支那本部では袁世凱の沒後地方軍閥割據時代を經て、南支における共産革命、國民黨の興隆と南京に於ける國民政府の樹立に至るまで、すなはち中華民國の生誕を齎らす動亂が相續いたのであるが、一九一一年民國革命以來新疆省首席たりし楊增新は殆んど中央政局より孤立して舊帝政時代的秩序を維持してゐた。一九二八年新疆省政府は改めて南京政府の指令を受くることに決定し現行省政府制度が確立せられたのであるが、同年首席楊增新は暗殺せられ、こゝに新疆はまたもや大擾亂の巷と化すに至つた。

馬仲英と盛世才

楊增新の後繼者として養子の金樹仁が代るに及び、彼はソ聯の勢力と結んで回教徒を彈壓した。一九三一年漢人の回教徒娘凌辱事件に端を發して再び叛亂が起り、甘肅東干軍を率ゐて馬仲英が登場、哈密の回教徒と合流して一九三三年廸化省城に迫つた。時の邊疆督辨盛世才が廸化政府軍ならびに地方ロシヤ軍傭兵を以てこれに抗戰したがたまたま滿洲事變のため日本軍に敗れてシベリヤを經由新疆に遁入してきた馬占山麾下の裝備優秀な支那軍隊七千の援助を得て遂に馬仲英軍を打破り、こゝに盛世才の登場をみるに至つたのである。この間ソ聯側は時に馬仲英を時に盛世才を支援して機を窺ひつゝあつた。一方南新疆に於ては纏回サビト・ドモラ(沙彼特唐拉)が東トルキスタンの國號を揭げて獨立を圖り、英國またこれを蔭から支持する有樣であつたが盛世才に敗走せる馬仲英は南方に逃れ纏回と相携へて回教國建設を企てたけれども遂に失敗に終り、ソ聯また盛世才援助に力を注ぐことゝなつたため、一九三四年七月、カシュガルに立籠つた東干軍は決定的敗北を喫して馬仲英はソ聯領中央アジヤに逃入した。

馬仲英は一九〇九年甘肅省の河東に生れ十七歳にして甘肅回教軍の大佐となり、山西の閻錫山と抗戰し屢々甘肅新疆の間に叛亂を企てゝゐたが一九三

〇年當時の甘肅總督劉のため彼の父が殺されて、漢人に對する怨恨を益々深くせしめられた。

十九歳の時南京に蔣介石を訪れ、南京軍官學校に入學したが僅か三月にして飛び出し、舊部下を糾合して甘肅に進軍、手兵一萬を率ゐて軍長に任じ、一九三一年南京正規軍に編入せられ甘肅省新編第三十六師長に昇進した。一九三一年新疆回族の首長ヨルバルス・ハンの要請によつて馬仲英が起つた時に年齒まさに二十二歳、哈密において金樹仁軍を散々に苦しめた。金樹仁は一九三三年四月のクーデターで失脚下野し、劉文龍・盛世才がこれに代り臨時督辨となつたのであるが、回族の省首席或ひは督辨の何れかの地位を回族に與ふといふ要求を繞つて抗爭は惡化し、當初馬は破竹の勢で盛を破つたのであるが、ソ聯側が盛に對して飛行機裝甲自動車、機關銃等の近代的武器を供與するに及んでつひに敵しえず、敗走の末、ソ領タシュンケトに逃れ去つた。馬仲英のその後の消息に關しては風評區々、或ひはモスクワに監禁中といひ、あるひは蘭州に在りといひ、または第三十六師長に返り咲いて抗日陣營に參加してゐるともいはれてゐるが眞僞の程は判明しない。

彼は未だ三十四歳の青年、回教の戒律を嚴守し酒色を近づけず、自由なる回教帝國建設を一生の理想としてゐる。存命して居れば將來一ケの謎たることを失はない。

盛世才は元來滿洲出身の軍人であるが、支那參謀本部附としてかへつて蔣介石の幕下にゐたことがある。一九三五年馬仲英の亂が收まるとともに省首席には李溶が就任、盛世才は政府實權を掌握して督辨に就き有名な八ケ條の政綱を宣言した。

一、民族的平等の實現　二、信教の自由を保證　三、農村救濟の實行　四、省財政の整理　五、官吏の肅清　六、教育の擴充　七、自治の促進　八、司法制度の改善

さらにまた六ケ條の政策に曰く、

一、反帝國主義　二、親ソ主義　三、民族的平等　四、政治の公正　五、平和　六、改造

新疆を繞る日ソ支革關係

現在新疆に於けるソ聯の勢力の壓倒的なことは何人も認むるところであるこれは地理的にも亦歴史的にも證明せらるゝ所であるがいま記錄によつて新疆を繞る露支間の外交的交渉を列記するに帝政時代に於て次の八條約がある。

一、伊犂條約（一八五一年七月二十五日）——伊犂および塔城を商埠地として領事館を設置する通商條約。

二、北京追加條約（一八六〇年十一月十四日）——カシュガルを商埠地として領事館を設置。

三、塔城通商議定書（一八六四年十月七日）——境界決定に關する協定。

四、通商自由に關する露國およびカシュガル間の取極（一八七二年四月二十一日）

五、露清ペテルスブルグ條約（一八八一年二月二十四日）――回教徒の叛亂の鎮撫を名目とせるロシヤ軍の伊犂地方占領に對し償金九百萬留をもつて回復、同時に同地方に於けるロシヤ人の土地所有權および貿易上の特權を附與、廸化、吐魯番、塔城、哈密に領事館設置に關する條約。

六、カシュガル議定書（一八八二年十一月二十五日）――國境協定。

七、「バルリク」問題に關する塔城議定書（一八九三年十二月二十日）――租借地バルリツク返還に關する協定。

八、ホルゴス河に沿へる境界決定に關する露支議定書（一九一五年六月十二日）

しかして一九一七年十月、ロシヤ革命成りボルシェヴィズム政策を以て所謂「國際革命」を企圖したのであるが、その反帝國主義スローガンとして弱小民族の解放を掲げ、中央アジヤ地方の白系鎭壓に成功するやいよいよ東方赤化の積極策に乘出してきたのである。

元來支那本土とは地理的に、すなはち遠隔奥地で沙漠に妨げられてゐる等の事情で經濟的に密接な關係を有たなかつた新疆も、反對に露西亞とは地理的に當然經濟的關係を有たざるを得なかつたのである。すなはち十八世紀中葉に於ては新疆、帝政ロシヤ間の貿易額は約百五十萬留前後であつたが十九世紀初頭に入つてからは四倍に增加し五百五十萬留に達した。しかして前世界大戰勃發當時の一九一三年には八百三十萬留となつてゐる。

これがロシヤ革命のため一時途絶えたのであるが、革命に成功したソ聯はこの地方を中央アジヤとともに資本主義體制の最も弱い一環として、東洋被壓迫民族解放の旗幟の下に赤化を企圖し、これを植民地的な基盤として支那全土への赤色ルートたらしめんと欲したのである。また一面印度から北上せんとする英國の勢力をも併せて驅逐せんと企圖したのである。

新疆に於ける英國の政治的進出企圖について一言すれば、英國はヴイクトリア朝時代すでにカシュガルに使節を派遣してをり、印度通商の保全、北西部國境の安寧を名として一九三五年南部和闐地方に據つた東干軍を援助して同地方の獨立を企圖したものといはれる。カシュガルには古くから英總領事館が設置されてゐる。

ソ聯革命の當時、英國は中央アジヤの反革命を援助するために干涉出兵を行つたが、その庇護にも拘はらず中央アジヤの反革命分子白衛軍は赤軍に壓迫され終つたのである。一九三五年英國は上海駐在の外交官エリツク・タイクマンは政府の命をうけて新疆省當局と通商問題その他を議すべく自動車による旅行を試みたのであるが、それは

殆んど何等の成果をも齎らしえなかつたものゝ如くである。なほまた一九四〇年スタツフオード・クリツプスはソ支航空路を飛び歸途モスクワより北部新疆へ一千哩の自動車旅行を行つた際新聞記者との會談に於てソ聯と新疆間の友好關係を力說し、また回教徒と支那人の紛爭をも否定、新疆當局はむしろ抗日に加擔して今や西北開發の第二次三ケ年計畫遂行中であると語り、何等新疆に關する英國の關心を示すこと無かつたのは、現在の新疆に對する英國の關係を自づから暗示してゐるものである。

一方革命ソ聯においては着々東方經綸に乘出しすでに一九三一年新疆省首席金樹仁との間に通商協定が締結されたがこれは南京政府の許可をえたものでなかつたゝめに紛議を招いだ。ソ聯が新疆に確然とその優勢を顯示したのは疑ひもなく一九三五年盛世才が馬仲英擊退のためにソ聯の軍事的援助を仰いだ時に始まる。爾後新疆の政治組織は重慶政權の省制度に依るものではあるが事實上何等重慶側の威令は行はれず、殆んど盛世才の獨裁下に置かれてある。すなはち盛世才は軍事的に財政的にソ聯から多大の援助をうけることによつてその統治を行つてゐるのであるから、新疆に於けるソ聯の勢力はまた推して知るべきである。

支那事變の勃發は新疆地方に新たなる重要性を與へた。それはたゞに未だ日本航空機の爆擊を見舞はれない程奥地に位する安全地帶であるからでもなく、また抗戰のヒンターランドとしてソ聯の援蔣赤色ルートの中心地であるからでもなく、彼等をして言はしむれば西北はその地域廣大資源豐富、もつて支那本土數千萬の人間をこゝに移し退いてもなほ生存の方策ありといふにある。しかしながら所詮今直ちに此地方に於て長期抗戰の實力を養成しうるわけのものではなく、要するにその心理はソ聯ならびに米英の援助を期待してのやけ糞的な兵站基地を誇示してゐるやの感が深い。まして新疆は數百年來支那にその宗主權があるといふものゝその統治がよく行はれたことは殆んどなかつたのである。全人口の大部分を占める纏回が或ひは東干と結んで支那人に反抗し、或ひはまた反對に支那人と結んで東干と爭ふなど絶ゆるなき紛爭の循環が繰返されてきた歷史を有してゐる。このことは歸するに支那側の秕政の故であり、從つて今後遽かに重慶政權が新疆方面人心を獲得しうるや否やは甚だしく疑問の存するところである。

行政機構

現在全新疆は十二の行政區に分たれて居り、區には行政長官を各一名を設けてゐるが、所轄縣數は同一ではない。縣數は今計七十五ある。行政官吏としては漢人、特に東北人が多數である。これは盛・馬戰爭の際シベリヤか

ら逃入し來つた東北軍の李杜、蘇炳文等輩下の者が就職したためで、これに次いでは湖南、および河北人――左宗棠が回教制壓の際の兵――がある。しかし乍ら人材に於ては極端に缺乏してゐるため、盛世才首席は事の大小を問はず一手に處理しなければならないといはれてゐる。從つて建設的技術方面に於ては殆んどソ聯人の手を借り、更にまた隣接各省の人材をも流用してゐる。

當局は幹部養成のために大童となりこれが育成訓練に當つて節約、困苦に耐ゆるを重んじ、ソ聯に準つて社會主義競爭、突擊隊等の方式を採用してゐる。公務員の俸給は甚だ安く漸く生活を維持しうる程度のもので、首席盛世才自身の俸給も亦僅か百三十元にしか過ぎず最低者は三十元である。なほ社會競爭突擊方式には奉耕運動、平價運動、冬季運動、清槍運動、節約運動等が行はれてゐる。

六、大東亞戰爭と新疆

西北ルート再建

一九四一年六月二十二日未明、ヒトラー總統麾下の獨逸軍隊は果然雪崩を打つてソ聯國境を突破し、こゝに獨ソの凄絶なる死鬪が開始せらるゝに至り爾來戰局は一進一退があつたがソ聯は西部ウクライナを失ひ、もはや昔日の如く重慶に援蔣武器を送るの餘裕なくむしろソ聯自身が米英から軍器資材の援助を仰がざるをえない立場となつた。しかしてまた一方昭和十六年＝一九四一年四月十三日、モスクワに於て畫期的な日ソ中立條約の締結成立し、茲に日ソ關係は調整せられ、ソ聯の赤色ルート經由による援蔣輸送はいよ〳〵その積極性を失ひつゝあつたのである。

かくて昭和十六年＝一九四一年十二月八日、大東亞戰爭開戰の喇叭は西南太平洋に鳴り響き、わが壯大雄渾なる大作戰は世界振撼せしめ近々半歲にしてマライ、シンガポール、ビルマ、ジヤワ、フイリツピン其他の大東亞共榮圈は悉く皇軍の手中に歸し、就中全ビルマの戡定成るに及んでいはゆる援蔣「ビルマ・ルート」は全く杜絕するに至つた。

こゝに於て重慶政權が抗戰初期においての對ソ出路であつた「赤色ルート」は、再び大東亞戰爭の現段階において別樣の意味を有つて登場してきたのである。すなはち從來のソ聯トウルクシブ鐵道依存から更らに米英側依存に重點を置くためペルシヤ灣を利用しイラン、アフガニスタン方面及びインドからの補給に汲々たる心情から西北援蔣路の强化に乘出してきたのである。

由來西北ルートは支那事變勃發直後蔣介石が命じて着手せしめ翌十三年夏全通をみたといはれる。この自動車道路は西安より蘭州、哈密、廸化を經て

ソ支國境の塔城に至り、それからソ聯領に入つてトウルクシブ鐵道のセミパラチンスクに達するもので、西安セミパラチンスク間四千三百九十一キロといはれる。このソ支自動車道路は二つの支線を持つてゐる。一つはトウルクシブ鐵道の要衝アルマ・アタからソ支國境拱辰に至り、それから烏蘇を經て廸化に達して基幹道路に結ばれ、他の一つはサマルカンドより分岐する鐵道沿線上のアンチジヤンよりソ支國境のイルケシタリに入り、カシュガル、阿克蘇、庫車を經て廸化に達し同じく基幹道路に結ばれてゐる。

西北ルートの幅員は五間乃至八間、マカダムを以て鋪裝され、とくにソ聯管理下にある新疆公路――トウルクシブ鐵道の各點より甘肅省境の猩々峽に至る間――は最もよく裝備されてゐるといはれる。しかしタクラマカンとゴビの中間の沙漠地帶を斜に突き切つて來るのだから車輛の消耗率甚だしく、加ふるに四千キロ以上の遠距離は貴重な輸入ガソリンそのものをトラツクが輸送中途に食つてしまふ、故に重慶は一九四〇年七月以來昔の驛站制を復活せしめ、苦力と馬匹の動員によつて隊商を往復せしめつゝある。現在西北公路に於ける駄馬輸送は全體の八〇％に達するといはれてゐる。なほ自動車修繕工場は中間地點の塔城、廸化、哈密、猩々峽、および肅州、涼州、蘭州、平涼に夫々設けられてをり、そこには交代運轉手もまた待機してゐる。

さらに航空路について一瞥すれば重慶モスクワ間の定期就航機が新疆の空を飛んでゐた。重慶――蘭州――哈密――廸化――アルマアタ――モスクワ間を三日要する。廸化、哈密、猩々峽蘭州には飛行場が設けられ、燃料の補給、修繕が可能である。またかつて獨逸側の經營する歐亞航空公司がベルリン――上海間を五日で飛び、その後專夏および蘭州止りとなつてゐたことがあつたが、一九四一年獨ソ開戰とともに同年秋重慶政權は同公司を接收してしまつた。

さて重慶側がその再强化に狂奔してゐるといふ新しき西北ルートは如何なる構想の下に企圖せられつゝあるだらうか。今や支那大陸の東、南および西南各方面よりする主要輸血路を殆ど喪失し全く孤立化の情勢に立至つた蔣政權が、一方自力抗戰と自給經濟を呼號しながらも窮通の一路を西北に求めて米英の補給を渴望してゐることは自づから明かなところであり、現在傳へらるゝ如くヒマラヤの高空を夜間わづかに印度よりの航空輸送を試みる等の如きは全く言ふに足りないのである。

これに就き一八九〇年以來足をアジヤ內陸に踏み入れ、特に一九二七年から三五年に至る新疆地方探檢に依つて世界に著名なる瑞典のスヴエン・ヘデイン博士は其著「蔣介石」中に次の如くのべてゐる。

「日本がたとひ太平洋から奥地支那への最後のルート、またインド洋からのルートを閉鎖することに成功したとしても、古代の「帝王路」――二千年前漢代に於て西安から内陸アジヤをロブノール、ルーラン(樓欄)、カシユガルを經、パミールを越え、近東を過ぎ地中海へ出で、古代ローマ帝國の諸都市にその絹を賣捌いたところの所謂「絹の路」――が支那には殘されてゐる。アジヤを一線に貫く新しきルートはたゞに大陸横斷の支那最後の出路たるのみならず、支那をその新しき植民地―すなはちパミールで畫される「古代」、の西域に結びつける大動脈たるものとなるであらう。かくて古代の樓欄王國は規模小なりとはいへ、一の新しき豐饒なるメソポタミヤに變ずるであらう」

蔣介石自身の委囑をうけてその探檢の結果を西北公路建設の資料として提出した關係にあるスヴェン・ヘディンが、かゝる重慶側の希望的觀測を裏書きするかの說をなすは怪しむに足らないところであるが、しかし同博士は昭和十七年三月ラングーン陷落の直後わがストツクホルム駐在の某通信社員との會見に於ては次の如く述べてゐる。

「ビルマ公路閉鎖に代る第二の援蔣路は理論的には不可能ではない。それはすなはち「絹の路」――帝王路(天山南路)――である。しかし重慶が現在この道路の復活を思ひ立つたとしても、運輸に必要なだけのガソリンを手に入れることが出來ない限り何にもならないだらう。結局重慶は現在外部からの援助を仰ぎ得る途は殆んどないわけだ。

すなはちこれはいはゞ種明しである。しかしながら日本にとつて今後の西北ルートは樂觀材料とも斷ずるの要はない。我々は現實を直視して彼等の徒らなる蠢動を封殺するの一途あるのみであらう。

西北開發問題

由來重慶の西北開發は支那事變勃發當時の一九三〇年乃至一九三三年頃より着手されたものであるが、大東亞戰爭の進展に伴ひ西南路を完封された彼等は昨今に至り遽かに再び開發工作を宣傳するに及べること前述の如くである。すなはち昨年＝一九四二年八月蔣介石は自ら西北の空を飛び「西南を抗戰の根據地とし西北を建國の根據地とす」との聲明を發表し九月團長林繼庸の下に經濟部官吏、技術家、實業家、新聞記者など二十名を以て西北工業視察團を組織せしめ四ケ月餘に亘る調査を行はしめた。この間陝西、寧夏、甘肅、青海、新疆の各省の工業建設を調査したのであるが特に新疆の視察は季節と地勢の關係から困難を極め最も長期七週間を費した。

開發の中心をなすものは水利、交通及び工鑛業であつて、水利事業は甘肅

省を中心に陝西省、寧夏省等で進められてゐる。新疆の工業に就いて團長林繼庸は新聞記者に對して次の樣な感想を述べてゐる。

「新疆省工業について特に注意すべきものは動力の問題である。先づ現在の水車の改造と柴油發動機の製造を重視せねばならぬ。新疆は土地廣大、物資豐富で羊毛からいつても新疆一省の產業は甘、寧、青三省總生產額の二倍を超過する。本視察團は手に觸るゝもの眼にみゆるもの、悉くこれ寶の山に入つたやうに感じた」

重慶經濟部立案の西北開發十ケ年計畫案は昨年十一月行政院會議に提出されたが、これによれば定期豫算の外に最初の二ケ年間に約三億三千六百萬元の支出が豫定され、農、工、鑛、交通運輸、灌漑、教育、衛生施設の改良、殊に新疆、甘肅、陝西の石油資源の開發、セメント、紙、皮革などの工業生產、植林、鐵路、公路の擴張などが開發計畫の骨子となつてをり、その他病院、製藥工場の設立なども計畫され頗る大掛りなものである。

以上尨大なるルーズヴェルト擬ひの開發計畫も勞力、動力の不足、地勢および氣候の障害、交通運輸の不便等を考へ合すときわれわれはその完成には多くの疑ひを有たざるをえない。重慶側の西北開發意圖はその反面に於て對外的には獨ソ戰によるソ聯の危機窮迫から生じた米英ソ聯合陣營結成の間隙を狙つて西北ルートの擴大による西亞方面の物資吸收、對內的には從來ソ聯勢力の浸潤に委ねられてゐた新疆を回復し、この機會に西北諸勢力の對重慶反撥を制壓せんとする蔣介石一流の政策のあらはれとみることができないであらうか。また更に太平洋に於てその對日反攻基地を次々と喪失した米國が唯一の殘れる足場として西支那を選びこゝに日本本土空襲の戰略的基地を求めんとする點がたま〳〵重慶の對西北策との一致をみるに至り、いよいよ米蔣合作による西北支那開發が積極化されることになつたものとみることも可能である。

すなはち本年＝昭和十八年五月ワシントンに於けるチヤーチル・ルーズヴエルト第五次會談にみるも、これに附屬して行はれた反樞軸太平洋軍事會議に徵しても、宋美齡宋子文の姉弟が打揃つて物資輸送を哀願し對日第一主義を强調してゐる。米國としてはこゝに在支米空軍の擴充を圖りあはよくば西北支那を屬領化せんとする魂膽も手傳ひ、重慶の新疆省中央化と相併んで、米・重慶合作による對日反攻基地としての西北開發は或程度まで必至とみなければならないのである。なほまた注目を要すべきことは中印航空路の完成も傳へられつゝあることで、南部新疆省の各都市にはいづれも飛行場が設置され大型輸送機で機械の部分品、修繕備品、航空資材の補給を急いでゐると

のことである。

しかしてソ聯は對獨戰の負擔と米國の壓力により昨今この方面から漸次後退し始めてゐるともいはれてゐる。最近の情報によればワシントン當局は廸化に領事館を設置、エドモンド・クラブが初代領事に任命されたといふ。なほ西北ルートを通じてなされる米の援蒋物資輸送高は現實月平均二百トン、カルカツタから鐵道でテンスキヤに至り後は空路で重慶に運ばれるインド・ルートに於ては毎月五、六百トン位の微々たるものと推定せられてゐる。

かくして重慶はその對米媚態によつて米國の欲せんとするところを巧みにひきつけつゝ、その西北開發を極めて活潑に進行せしめつゝあることは事實と認めなければならぬ。この點もとより我等の拱手傍觀を許さゞるところであるがしかも開發完遂のための資材勞力の缺乏、自然的惡條件等が大なる障碍となつて彼等の前に横つてゐることは如何ともなし難いところであらう。

新疆印度ルート

ビルマルート完封以來、四川の山奥に呻吟する重慶への補給路として僅かにヒマラヤの越えの印度航空路と有名無實の西北ルートが殘されてゐるが、この二の貧弱な輸血路では、到底重慶の滿足を得べくもなく、最近に至り新疆、印度間に新通商路、郵便連絡路が出來たと宣傳してゐる。

然しこのルートは原始的な峻嶮難路で、政治的効果を狙つたものであるが、參考までにその交通路の概況を覗いて見やう。

この交通路は天山々麓の盡きる邊り、タリム盆地の西端に位するカシュガルを起點として二筋の道がある。一つはカシュガルより東南に道をとつてタリム河上流ヤリケンドダリア河沿岸のヤルカンドを經て國境を越えてカラコラム峠に到り、標高實に五千八百メートルの峻嶮を越えインダス河上流のレールに到るものである。

この路線は西暦一八七三年ヴイクトリア王朝時代インドからカシュガルの回教王に使者が派遣され、通商路開設を要請したのに始まる。然しこの道は土民の襲撃激しく中絶されてゐた。一八九一年英國は軍隊を派遣して土匪を討伐し再開したが五千米以上の山を五つも越えねばならぬし山間には氷河や雪崩れがあり結局一年の中二、三ケ月の輸送しか出來なかつた。

第二の道はカシュガルより迂回してパシール高原をぬつてタシニクルガンに至り、そこから四千八百米の起伏した峠を越えてインドのギルデツトに通ずるものである。

この道は裏街道であつて、一部分は馬も通らず、人力による行程が六日もあるといはれる。その上に沿道の土民は性剽悍で襲撃被害が甚だしい。この道の外に距離と時間を無視した路線としては、西進キリギスタンに出で、アフガニスタンからインド西北部に出る道があるが、重慶への輸血路としては問題にならず、結局、新疆印度ルートは原始的な人馬の山越えの域を出ない悲劇的なルートに過ぎないであらう。

第三部　獨ソ戰

獨ソ戰爭

目次

一、獨ソ戰の四段階
二、開戰一ヶ年の戰績
獨軍ケルチ再攻擊開始
ハリコフ附近殲滅戰
セヴアストーポリ攻防戰
開戰一ヶ年の獨ソ兩軍損害
三、獨軍南部方面大攻勢開始
コーカサス中部作戰進捗
スターリングラード攻擊戰
四、ソ聯軍の冬季反攻閉幕
五、獨ソ兩軍一年八ヶ月の損害
六、その後の戰況

一、獨ソ戰の四段階

北は北氷洋から南はコーカサスに至る蜿蜒三千四百餘キロの獨ソ戰線は今なほ熾烈な戰爭が續けられ依然歐洲戰爭の表舞臺となつてゐる。獨ソ戰線の動向が、將來に於ける世界新秩序の重要礎石であることは多言を要せず、また歐洲樞軸陣の當面するところの早急な解決を要する課題でもある。

一九四一年(昭和十六年)六月二十二日、勃發を見た獨ソ戰爭は、その後の戰局推移よりして、これを次の四段陷に分つことが出來やう。即ち第一期ドイツ軍進擊時代、第二期冬季戰時代、第三期所謂『夏の陣』時代、第四期ソ聯軍反擊期である。既にこの四段階は終了し、今日では第五期時代に入つたのであるが、過去四段階を戰略的見地から觀察すれば、このやうに說明されるのである。

第一期　ドイツ軍の全戰線同時進攻作戰。

獨ソ國境に滿を持して待機してゐたドイツ軍は開戰命令下ると同時に、ソ聯南部方面に對してはルーマニヤ軍と協同し先づルーマニヤ國境からベツサラビヤに進擊してウクライナの南西兩部を衝き、またポーランド南部のポドリヤ平原よりキエフ方面に進んだ。中部戰線に於ては舊ポーランド中部から白ロシヤに入り、次で一八一二年嘗てナポレオンのモスクワ攻擊と同じ進攻路であるミンスク—スモレンスク—モスクワ街道に沿ひ東進、更に北部戰線ではポーランド東部からリスアニヤに進擊したドイツ軍はエストニヤ、ラトヴイヤからレニングラードを目指し、またフインランド軍はカレリヤ國境方面よりレニングラードの北部を衝く態勢にあつた。換言すれば、ドイツ軍及び同盟軍合計百五十個師、二百四十萬の第一線部隊は南に於てウクライナ加捲、中部に於てモスクワ、北部に於て

レニングラードをそれ〳〵攻撃目標としたのである。

然し、この作戰は、漸次ソ聯軍の態勢建直し及び廣大なる地形の故に遲怠し、加へてロシヤ名物の冬季嚴寒は、戰局の展開を餘所に容謝なく到來し、遂に中、北部戰線ではモスクワ、レニングラード攻擊戰が膠着するに至つた。但し南部戰線では獨軍及び同盟軍の作戰は奏功し、キエフよりドニエプル河を渡河し、ドニエプロペトロフスク、ザポロージエの重要工業地帶を掌中に收め、更にハリコフを占領、ドンバスの西部に進入し、ソ聯に重大脅威を與へたのである。獨軍の對ソ攻擊力が三方面に分散した時代なのである。

第二段階は一九四一年十二月六日、ドイツ軍が自由的意志に基づいて對ソ攻勢中止を表明した時から翌一九四三年四月末までの所謂第一回冬の陣で、ソ聯軍の反擊が行はれた時期である。

この間、獨軍は折からの嚴寒（獨側の發表に依れば百四十年振りの寒さといはれた）のため全戰線に亘つて突出前線陣地の整理を行ひ後方撤退を行つたのであるが、これを狙つた赤軍は主として騎兵部隊を使用し相當地域の占領地奪還を行ひ得た。北部戰線ではチフヴイン（レニングラード東南方）、中部戰線ではモスクワ西部周邊のモジヤイスク、クリン、ソルネチノゴールスキー、ドミトロフ、ズヴエニゴロド、セルプーホフ、ツーラ等、またカリーニン西方部ではカリーニン市はじめホルム、ベノ、アンボーリ、ザーパドナヤ・ドヴイナ、スターラヤ・トローパ、オレニノ、ウヴアロヴオ各地、南部戰線に於てはハリコフ東南地區、クリミヤ半島ではケルチ等であつた。

然し、赤軍の右奪還地點は、獨軍に對し決定的打擊を與へるが如き重要地ではなく、獨軍の戰略的後退に基く言はば濡手で粟式の反擊成果であつたと見られるのである。獨軍は依然として交通上の主要地を確保し、次期戰爭に有利な足場を握つてゐたのである。

かくて一九四二年五月八日獨軍はクリミヤ半島ケルチ攻擊を皮切りにセヴアストーポリ總攻擊、更に六月二十八日からの南部大攻勢となつて第三段階に入り、獨軍は長驅コーカサス中部地區またヴオルガ河畔のスターリングラードまで攻め入つたが、再び冬季となり同年十一月十九日赤軍計畫的總反擊開始から第四段階となり、本三月末まで第二回冬の陣を展開、こゝに獨ソ戰爭は千幻萬化の樣相を呈し新段階に入つてゐるわけである。

過去一ケ年の戰局は、この第三、第四段階に屬するのであるが、この推移を述べる前に一言せねばならないのは既に獨ソ兩軍とも第一、第二段階を經驗した點から作戰、陣形、兵備から言つて開戰當時と著しい變化を見せ兩軍とも相互の長所、短所を熟知したことである。攻める獨軍にしても守るソ聯

軍しても作戰用兵的に頗る重要、且つ愼重な態度をとらねばならなくなつてゐたと言へるのである。

然して當時、獨軍の新攻勢に就てはその進擊方向が主として南部戰線に向けられ、强力な一方向の突破作戰が敢行されやうとは識者の一致した觀測であつた。そして特に第一段階に於るソ聯の政治的中心地を目指し、その政治的崩壞を狙ふ作戰は、ソ聯國家の强固な抗戰團結に依り望み薄と見られたため、今度は經濟的崩壞を企圖するソ聯の重要資源地コーカサス進擊を窺ひ得てゐたのである。そして獨軍が飽くまで戰局の主導性を握り、ソ聯が全く受身であることは些かも變りなかつたところである。

二、開戰一ケ年の戰績

一九四二年（昭和十七年）三月以後、ソ聯軍の反擊も漸次衰へ獨ソ全戰線は雪融けから泥濘となつて攻防兩軍とも新陣地に對峙したまゝ四月を過した。

獨軍ケルチ再攻擊開始

クリミヤ半島の東端要衝ケルチは開戰同年の一九四一年十一月、獨羅聯合軍は一度これを占領したが、ソ聯軍は北コーカサス方面より援軍を上陸させ奪還した戰略的重要地であつた。

早くも春季到來の一九四二年五月初旬、ケルチ半島西部に集結してゐたソ聯軍の動きが次第に活潑化す兆候にあつた時、フオン・マンシュタイン元帥麾下の獨南部軍はルーマニヤ軍と共に續々この方面に集中され五月八日を期し機先を制してケルチ半島總攻擊を開始した。

獨軍はソ聯軍の防禦陣地バルバツケ線を一擊に突破し同月十五日、僅か一週間にしてケルチ港を占領した。このケルチ戰が獨軍夏の陣攻勢の狼煙となつたのであるが、同戰爭は獨軍の集中突破作戰の巧緻な用兵作戰を見せたもので、狹少地帶に多數の戰車、砲兵部隊、約八百臺の重輕爆擊隊が參加しソ聯軍を壓倒した譯である。

ドイツ軍最高司令部は五月十九日、特別發表を以てケルチ攻略戰終了を公表し次の如き戰果を發表した。

フオン・マンシュタイン將軍の率る獨羅軍は敗敵を急逐し、ケルチ地峽の全地區を制壓した。ドイツ軍はソ聯軍歩兵十七個師、歩兵四個旅團、騎兵二個師、戰車隊四個師團を含む三軍團を殲滅、ソ聯軍に多數の戰死者を出さしめたほか捕虜十四萬九千二百五十六人を得、火砲一千百三十三門、戰車二百五十八臺臺、自動車三千八百十四臺馬匹數千その他多數の鹵獲品を獲得した。また空中戰でソ聯機三百二十三臺を擊墜した。

なほドイツ軍はケルチ半島周邊海上でソ聯船十六隻、掃海艇一隻、沿岸監視艇二十一隻を擊沈し、中型船十隻を大破せしめた。

然しソ聯殘存軍はなほケルチ半島の

南北數ケ所に在つて、これが掃蕩は六月上旬まで續行されたが、ドイツ軍は事實上ケルチ水道を隔てゝ北コーカサスのタマン半島と相對しノヴオロシースク方面爆撃の強力な空軍基地を建設し得たのである。

ハリコフ附近殲滅戰

ケルチ攻防戰展開直後の五月十四日チモシエンコ將軍麾下のソ聯南部軍はハリコフ方面の獨軍撃退を目指して冬季作戰で奪回したロゾヴアヤ（ハリコフ南部）を中心に右翼をハリコフ北東部、左翼をハリコフ南部に置いて一齊に反撃行動を開始した。これ對してドイツ軍はソ聯軍の主力をハリコフ近郊付近に引き寄せる一方、ソ聯軍右翼、左翼兩軍を大きく包圍し、戰車集團を中心にイジューム（ハリコフ南東方）、バルベンコヴオ（ロゾヴアヤ東部）地區に作戰を起させ、ここにハリコフ東半部に亘つて大激戰が展開された。同戰爭は約二週間に亘り行はれ、ソ聯軍の作戰は全く失敗し退却の止むなきに至つた。同月卅日獨總統大本營はハリコフ殲滅戰々果に關し左の如く發表したのである。

ドイツ軍はハリコフ北東南三方面に於てソ聯軍の反攻を撃碎し、ソ聯軍第六、第九、第五十七各軍團（歩兵二十個師、騎兵七個師、戰車十四旅團）を完全に殲滅し、捕虜二十四萬、戰車一千二百四十九臺、火砲二千二十六門、飛行機五百三十八臺、その他軍需品多數を鹵獲した。

またソ聯側も同月三十一日、ハリコフ戰終了に關し情報局の特別公表を以て『ソ聯軍の攻撃作戰はハリコフ奪還に非ずして、ドイツ軍の攻撃を未然に阻止するにあり、かかる意味に於てその作戰は成功した』旨發表し、同時に獨軍に與へた損害並に自軍の損害を次の如く明らかにした。

獨軍に與へた損害

死傷及び捕虜九萬、戰車五百四十臺、火砲一千五百十一門撃碎、飛行機約二百機撃墜破。

ソ聯軍の損害

戰死五千、行方不明七萬、戰車三百臺、火砲八百四十二門、飛行機百四十二機喪失。

セヴアストーポリ攻防戰

獨羅聯合軍は開戰同年一九四一年十月下旬、ウクライナとクリミヤ半島を結ぶ僅か十數數キロの狹少なペレコープ地峡を突破し、黑海最大のソ聯軍港セヴアストーポリの北邊に達してゐた。爾來、獨羅軍は北東南より包圍陣形を採り、專ら大小火砲に依り猛烈な砲撃戰を續け、他方ソ聯軍も艦艇に依り强力な海兵隊の增援を行ひ、艦隊砲も一齊に砲門を開いて獨羅軍砲撃に應酬してゐたのである。包圍七ケ月餘の六月八日より、ケルチ攻略なつた獨軍は堰を切つた如く猛然とセヴアストーポリ總攻撃を開始した。ヤイラ山脈の支脈が起伏するセヴアストーポリの背面は難攻不落といはれる永久陣地の連續であり、そこに立籠るソ聯兵はまた頑强に抵抗したが、獨羅軍はレーニン、スターリン、モロトフ等の各要塞を各個撃破しつゝ遂に六月二十二日、セヴアストーポリ市内の一部に突入、ソ聯軍に抵抗を行ひながら艦艇を利用して引揚を開始、七月一日獨羅軍は完全にセヴアストーポリを手中に收めたのである。

攻防戰實に二百七十餘日、總攻撃以來二十六日目に陷落した譯である。

かくて黑海北西岸からソ聯艦隊は全く閉め出しを喰ひ、その後はノヴオロシースク、トアプセ、ポチ、バツーミ等の黑海東岸に分散せざるを得なくなつた。セヴアストーポリ攻略戰で獨羅軍の擧げた戰果はONB通信に依ると捕虜九萬七千、大型中型口經砲四百六十七門、戰車二十六臺、機關銃八百二十四挺、迫撃砲七百五十六門、對戰車砲八十七門、高射砲六十九門を鹵獲乃至破壞し、大小トーチカ三千五百九十七個所を奪取、地雷十三萬七千個を處分したといはれる。

なほセヴアストーポリ陷落後、ソ聯軍の一部はヘルソネス半島の一角に逃げ込み、獨羅軍はこの掃蕩戰に當つたが、事實上セヴアストーポリ占領攻略に依つてドイツ軍の全クリミヤ半島掌握なり、ウクライナ東部、北コーカサス西部への戰略的地位は充分强化されたのである。

開戰一ケ年の獨ソ兩軍損害

ドイツ軍最高司令部七月二日公報で開戰以來一ケ年間におけるドイツ軍の損害に就き、戰死二十七萬一千六百十二名、行方不明六萬五千七百三十名の發表、ソ聯側も六月二十三日次のやうに公表した。

ソ聯軍損害＝捕虜、戰死傷四百五十萬、戰車一萬五千臺、大砲二萬二千門飛行機九千機喪失。

獨軍損害＝捕虜、戰死傷一千萬、戰車二千四百臺以上、大砲三萬五百門以上、飛行機二萬機以上喪失。

但しソ聯側發表の數字は相當のやまがかけられてゐると思考され、結局、損害の數が大少あつても獨ソ戰爭が如何に史上未曾有の陸地戰であるかが窺はれるのである。

三、獨軍南部方面大攻勢開始

ハリコフ殲滅戰後、ドイツ軍の前線戰車部隊は歩兵部隊を伴ひ機の至るを待つてゐたが、六月下旬に至つて先づハリコフ東方のクピヤンスク及び東南方のイジュームを占領したが、六月二十八日を期しドイツ南部軍はルーマニヤ、ハンガリー、クロアチヤ軍を伴つて南部戰線總攻撃の火蓋を切つた。

これは七月一日ドイツ軍最高司令部

公報に於て『ドイツ軍及びその同盟軍は東部戰線の南部及び中部地區において攻擊を開始した』と發表され、またソ聯情報局も『六月二十八日、クールスク方面でドイツ軍は攻擊を行つた』と右を確認し、ここに所謂『夏の陣』の幕は切つて下されたのである。

ドイツ軍はハリコフより北方のクールスクに亘る一線、並にハリコフ東南部イジューム方面の二手に分れ、新鋭戰車集團を先頭に急降下爆擊機の掩護を受けながら急速裡に前進を開始した。

クールスク・ハリコフ間より西進するドイツ軍はソ聯軍の中南部戰線のつなぎ目を衝く巧な作戰で、ベルゴロド（ハリコフ北方七十キロ）、ヴオルチヤンスク（ハリコフ北東方三十キロ）兩地區より要衝ヴオロネジ目指し進擊、オスコル河を渡河しドン河を越へ七月七日早くもヴオロネジを占領するに至つた。

ヴオロネジ占領後、ドイツ軍は大別して二方面に分たれ一部はドン河右岸流域に沿ひ東南下し、七月二十一日には既にスターリングラード州内に入つた。他の部隊はヴオロネジ・ロストフ間鐵道幹線に沿ひ南下進擊し七月十日ロソン（ヴオロネジ南方百八十キロ）を占領、次いで七月中旬ミルレロヴオ（ロソン南方百七十キロ）よりカーメンスク（ロストフ北方百四十五キロ）に迫つてロストフを北部から脅した。そしてこの進擊軍の一部機甲兵團はカーメンスク付近から東方に轉じドン河、ドネツ河の合流地點西部に進み東方からロストフを衝く一方、後續部隊をしてドン河下流に沿ひスターリングラード方面へ向はしめたのである。

またハリコフ南東部イジューム地區から進むドイツ軍はドンバスの北邊を拔け七月十七日要衝ウオロシーロフグラードを奪取し、更にリハヤ（ロストフ北方百十キロ）に到達しカーメンスクから南下する友軍と連絡、アゾフ海岸のタガンローグより行動を起したロストフ西部進擊軍と相呼應してロストフ包圍體形を完成するに至つた。

然して七月二十日過ぎより、ロストフ東方ドン河に沿ふドイツ軍の攻擊は最も熾烈を極め、北、西兩軍と共に逐次、包圍網を縮め遂に七月二十四日ソ聯軍撤退と共にこれを完全に占領したのである。

更にドイツ軍は息つく隙なく北コーカサス進攻作戰に移り、一齊にドン河を渡河し次の三主要方面に從ひ進擊した。

（一）ロストフよりドン河々口に下りアゾフ海東岸傳ひにクバン河下流地區に南下する部隊。

（二）ロストフよりアルマヴイルを經て遠くバクーを終點とするコーカサス縱斷鐵道に從ひ南下する主力部隊。

（三）ロストフ東方よりマヌイチ運河サル河間、ロストフ＝サリスク鐵道に

沿ひ東南進乃至はスターリングラード南西部に出る部隊。

かくの如くドイツ軍南部大攻勢は八月に入ると共に、北コーカサス中部進擊軍とヴオルガ河岸のスタリングラード攻略軍の二方に分れ、ドイツがコーカサスの重要資源、特に石油地帶マイコープ、クラスノダール油田、グローズヌイ油田を目標に置いてゐるかの如く觀測され同時にソ聯抗戰力の大動脈でバクー石油の主要輸送路たるヴオルガ河を遮斷せんとすることが明らかとなつた。但しソ聯側はドイツ軍のスターリングラード作戰を指してモスクワの後方を衝かんとする迂回作戰であるとの觀測を行つてゐた。

コーカサス中部作戰進捗

北コーカサスのクバン平原をひた押しに南下するドイツ軍主力部隊は八月四日クバン河上流のウオロシーロフスクを占領、更にアルマヴイルを拔き八月下旬までにコーカサス山脈の南麓に當る中部コーカサスの諸要衝ピヤチゴールスク、チエルケツスク、ゲオルギエフスクを占領、更に東進しカスピ海にそそぐテレク河の上流に到達し、同河北岸のモズドツク地區に進擊した。

九月四日、テレク河を一齊に强行渡河したドイツ軍は對岸のソ聯軍陣地に突入、爾來、この地區で猛烈な戰鬪が展開された。これはコーカサス縱貫鐵道傳ひにソ聯第二の產油地グローズヌイを目指すものであり、ソ聯軍もモズドツク東部地帶を敗れれば直接グローズヌイが危機に瀕するだけに南コーカサス方面より續々新鋭部隊を派して防戰に大童はとなつてゐた。

またアルマヴイル攻略後、ドイツ軍は一部部隊を西進させ既述の第二路から南下する部隊と呼應して北コーカサスの大中心クラスノダール、油田地帶のマイコープに迫り、八月九日これを占領した。

然してクラスノダールを拔いたドイツ軍ハ黑海東岸の要港ノヴオロシースク攻擊に轉じクラスノダール・ノヴオロシースク間鐵道傳ひに西進、八月二十一日クルイムスカヤ（ノヴオロシースク北東約三十キロ）を占領、第三路から南西下する部隊が九月四日クバン河々口のタマンスカヤを攻略した結果クリミヤ半島のケルチ方面よりケルチ水道を渡河する增援軍ルートが確保されたのでノヴオロシースクへの重壓は次第に强くなつてきた。遂に九月十一日に至りソ聯軍は猛烈な市街戰ののち同市々內から退却するに至り、ドイツ軍はセヴアストーポリ攻略に次ぎソ聯黑海艦隊の重要基地を奪取し得たのである。そして同港攻略に引續き、ドイツ軍山岳部隊は峨々たるコーカサス山脈が屹立する黑海東岸の隘路に從ひ南下しトアプセ攻擊を續行した。同戰鬪は攻擊軍にとつて頗る不利な地形で行はれ、大部隊を使用出來ず、反對に防禦軍にとつては比較的少部隊で地形を

利用し邀擊し得たのである。十月下旬までにドイツ軍は漸くトアプセ北部郊外まで進出し得た。

かくてドイツ軍のコーカサス作戰は、クラスノダール、マイコープ、ノヴオロシースク占領とほぼ北コーカサスの席捲が成つたので、その主力をグローズヌイ油田並に『グルジヤ軍用道路』で知られるコーカサス中央縱斷路の北玄關オルジョニキーゼ市方面に集中したのである。既に八月、モズドツク攻擊部隊とプロフラードヌイ地區で分れた一部ドイツ軍は同地から南下してオルジョニキーゼに至る鐵道に沿つて南進し嶮岨なコーカサス山脈の岳麓に戰鬪を行ひ漸次膠着に陷入つたが、モズドツク、マルゴベツク（十月六日ドイツ軍占領）よりのグローズヌイ攻擊作戰を一時斷念し、專らこのオルジョニキーゼ作戰に移つた結果、十月二十八日、ナリチツクを拔き、更にアラギールを占領、同月末にはオルジョニキーゼ地區に突入するに至つた。然し早や同戰區には降雪を見、嚴寒が訪れてドイツ軍の攻擊作戰に頗る不利な條件を齎らしてゐた。

スターリングラード攻擊戰

ドイツ軍のスターリングラード攻擊作戰は既述の如くヴオロネジ攻略後ドン河に沿ひ南東進した部隊が早くも七月二十一日、スターリングラード北西州境を突破したこと依りはじまる。これと並んでロストフ・スターリングラード間の鐵道を遮斷したドイツ軍部隊はドン河右岸のツイムリヤンスカヤを七月二十二日長驅奪取し東進した。

七月末よりスターリングラードを目指すドイツ軍は北西部、西部南西部の三方向に分れ、ヴオルガ下流の一角へとその包圍圈を縮めて行つた。

ドイツ軍は約八十萬、ソ聯軍は約百萬をヴオルガ西岸の大平原に集中し、飛行機、戰車、火砲とありとあらゆる近代武器が總動員され攻防の秘術を盡したのである。

八月中旬、ドイツ軍中央攻擊部隊はドン河大彎曲部の中心を渡河しカラチ地區に突入、ソ聯軍第一線陣地を攪亂するに至つた。一方ドイツ軍別働隊は八月十三日北コーカサス中西部のエリスタを占領した。

八月二十四日、ドイツ軍當局はスターリングラード總攻擊開始を言明、爾後三方面よりするドイツ軍の攻擊は急進擊を見せ九月二日には同市北部、同十一日には南部でそれ〴〵ヴオルガ河に達し同中旬には同市郊外を突破、市内に突入した。

戰鬪は市街戰となり、ソ聯軍は家屋の一軒、一軒に立籠り頗る頑强な抗戰を續行すると共にヴオルガ河の東岸一帶に布陣した、ソ聯軍砲兵陣地は間斷なく破火を浴せ、連日連夜、隨所に死鬪、激鬪が繰りひろげられた。

十月十四日からドイツ軍の總攻擊は再び開始されスターリングラード市北

部及び北西部の工場街に戰火を集中、十月十五日ジエルジンスキー工場を占領、更に赤色バリケード大砲工場を拔き、赤色十月工場の一部をも攻略したが、戰鬪はなほ激烈化してゐた。

然し十一月の聲を聞くと共にドイツ軍の猛擊も降雪に災されて緩漫となり攻防兩軍互に一歩も讓らぬ睨み合ひの形を見せてゐたのである。

中部、北部戰線。夏の陣以來、ドイツ軍は北部、中部戰線に於て航空部隊の前線背後に在るソ聯軍兵站基地爆擊のほかは特に積極的な地上作戰なく、ソ聯軍も動かず春以後の對峙戰をそのまま保つ膠着狀態にあつた。

四、ソ聯軍の冬季反攻閉幕

急速に進展したドイツ軍の夏季攻勢も十月以來漸く速度が鈍り、再び戰線に冬といふ大自然の威力が及ぼされて來た。

コーカサス、スターリングラード兩戰線とも降雪に次ぎ嚴寒の到來となり攻擊するドイツ軍にとつて長距離に亘る後方兵站線は軍需品の補給に多大の支障を來さしめたのである。十一月十九日、突如、スターリングラード北西部南部からするソ聯軍の大規模な反擊が開始された。

この反擊作戰は前年冬季の獨軍新陣地に便乘した局部的反擊と異り、夏の陣酣なる當時から準備されたものでジューコフ元帥（當時大將）、チモシエンコ元帥に代つた南西方面軍總司令官ヴアツーチン大將及びヴオロノフ砲兵元帥（當時大將）等、赤軍の新進派に依り實施され、反擊開始前、スターリングラード北部及びドン河彎曲部北邊に集結されたソ聯軍は約八十萬乃至百萬、冬季裝備の戰車二千臺を數へてゐた。

次いで十一月二十五日、中部戰線のルジエフ北東部、ヴエリーキエ・ルーキ北部でソ聯軍は反擊に轉じ、また十二月十六日よりドン河中流地帶より反擊西進、越へて本年初頭コーカサス中部のモズドツク、アラギール地區から北上作戰を行つた。即ちスターリングラード地區に於て反擊に轉じたソ聯軍はヴオルガ、ドン兩河中間地帶に進出し、スターリングラード市内に頑張る。パウルス將軍麾下のドイツ第六軍並にルーマニヤ、クロアチヤ軍に對し三方から迫つた。既に本隊その地上連絡は途絶へたドイツ籠城軍は空中からの補給を恃りに果敢な防禦戰を續け、本年を迎へたが、一月九日よりソ聯攻圍軍は總攻擊を開始し激鬪二十日間、遂にパウルス軍は優勢なソ聯軍のため壓倒されドイツ軍最高司令部は二月三日次の如き特別公報を以てスターリングラード戰の終幕を發表した。

『東部戰線スターリングラードに於るパウルス將軍麾下の第六軍及び獨空軍の高射砲一個師團並にルーマニヤ軍二

個師團、クロアチヤ軍一個聯隊、總計約二十五萬の將兵は敵大軍の重圍下に在つて不良な狀況を冒し、よく二ケ月餘に亘つて壓倒的優勢な敵軍と果敢な英雄的戰鬪を續け、最後の瞬間までその任務を果して遂に屈服の止むなきに至つた』

スターリングラード西部から西進したソ聯軍はチホレツク・クラスノグール間鐵道の數地點、またエリスタを奪還し、一部は一月中旬にドン河とドネツ河の分岐點に達し、更にドン河上流地區からモスクワ・ロストフ間鐵道に進出し、ヴオロネジ方面でもゴリコフ大將麾下のソ聯軍はクールスク方面とロストフ方面へ南下し、他方コーカサス中部のソ聯軍は二月中旬までにピヤチゴールスク、チエルカツスク、アルマヴイル、チホレツクとロストフまでのコーカサス縱斷鐵道の各市を奪回、ロストフへ北東南の三方面から迫つた。

ドイツ軍は二月十三日、クラスノダールから撤退し同十四日戰線短縮の見地よりロストフを退くに至つた。

勢に乘じたソ聯軍はロストフ北部よりウオロシーロフグラードに拔けハリコフを衝く一方、クールスクを目指すゴリコフ軍はクールスクを經てその東方に進出した。

かくて二月下旬、ソ聯軍の反攻力鈍化、換言すればドイツ軍の態勢立直りまでの間にヴオロネジ、ハリコフ、クラスノグラード、クラマトールスカヤ、ロゾヴアヤ、オリヨール東部を收め、且つ北部線戰ではシリツセリブルグ、コールピノを奪還、ソ聯側はレニングラードの包圍が解けたと公表、また中部戰線では二月中旬よりモスクワ西部で行動を開始しヴイヤジマを奪還モスクワ北西部ではルジエフ、ベールイを奪取した。

ソ聯軍の反擊目標が北部戰線に於ては包圍陣破碎、中部戰線ではスモレンスク、南部戰線では遠くキエフ乃至ドニエプル河下流彎曲部のドニエプロペトロフスク、ザポロージエと見られたが、結局いづれも失敗に歸し、三月上旬からは南部戰線に於てドイツ軍は逆に攻勢に移り、ハリコフ地區の各地を再度取り戻し三月十三日ハリコフを奪還したのである。二月十八日、ドイツ軍がハリコフを撤收してから僅か二十四日目である。ドイツ軍はなほ追擊の手を緩めずハリコフ東部を中心に北、南西の兩方面に亘つて戰果を擴大、三月十九日ハリコフ・クールスク間の要衝ベルゴロドを奪還した。

三月末に至つて北中南三戰線とも雪融けと泥濘のため戰局は膠着狀態に成り、第四期のソ聯軍冬季反攻時代は閉幕されたのである。

五、獨ソ兩軍の損害

獨ソ戰過去一ケ年の戰局を通觀するに、夏の陣に於けるドイツ軍の作戰が

折角長驅ヴオルガ河畔と中部コーカサス山脈南麓に達しながら挫折したことは世界戰局の點よりして樞軸側にとつて誠に痛恨の限りであつた。兵站線の長大化、冬季の急運な襲來等、大自然力に制約される上にソ聯軍の組織的抵抗力もあつて戰局の決定的道標には達し得なかつたが、ドイツ軍は常に戰局の主導性を握り、次期作戰の足場を固めるに成功した點は銘記されよう。

翻つてソ聯軍を見るに防禦には有力な氣候の變化があり、廣大な地形は退避作戰を容易ならしめ、また反攻に際しては可成り有力な部隊を以て相當期間準備し自然の力を利用し得た譯である。

長期に亘る激戰のため兩軍の人的、物質損耗も鰻上りとなりこれが對策に兩國とも多大の努力を傾注して來た。

例へばドイツ側の發表によると、開戰以來本年二月までの一年八ケ月間にソ聯側の損害は戰死傷一千二百八十萬人、捕虜五百四十萬人、計一千八百二十萬人、大砲四萬八千門、戰車三萬四千臺喪失といはれ、また昨年十二月から本年二月までの三ケ月間、ソ聯軍は戰死傷、捕虜を合して百五十萬を失ひ昨年十一月二十日以來、戰車一萬二千臺が擊破されたと計算されてゐる。これに對して本年二月二十三日、赤軍記念日に當つて赤軍最高司令官スターリン首相が發した布告中には

過去二十ケ月の戰鬪においてドイツ軍は九百萬の部隊を用ひ、このうち四百萬は戰死し過去三ケ月の戰鬪でドイツ軍は百十二個師團を失ひ、戰死七十萬、捕虜三十萬、戰車七千臺、飛行機四千機、大砲一萬七千門を喪失した。

と驚くべき數字が明記されてゐるほどである。

四月下旬までの戰線は昨年夏の陣勃發前と比較すれば、ドイツ軍はクリミヤ半島を完全に收め、北コーカサス西部のクバン河下流に突出陣地を持つ强味がある。然し中部戰線モスクワ方面に對しては昨夏より西方に陣地が移りソ聯軍が逆に突角陣地を持つてゐる。その他は大體大差ない。戰線略圖は北から描いて見ると次の一線を示してゐる。(クバン地區を除く)

レニングラード東南部(ラドガ湖南端シリツセリブルグ西方)よりノヴゴロド地區、イルモン湖西邊を經てスターラヤ・ルーサに至り南下、ホルム、ヴエリーキエ・ルーキから東南に向ひベールイを經てドロゴブージュ(スモレンスク東方約八十キロ)で所謂ナポレオン街道を橫切る。同地から南に下つてキーロフより東南下しムツエンスク、ノヴオシーリ、ズミエフカに達し更にオリヨール・クールスク間鐵道を橫斷して西南方のセフスクからルイリスク、スージヤ經由ベルゴロド東部に至る。同地よりウクライナに入つてハリコフ東部のヴオルチヤンスク東邊、チユグーエフ東部を通りイジユーム、

リシチヤンスクを經てアゾフ海岸のタガンローグ東部で終つてゐる。

四月中旬より獨空軍の戰線背後のソ聯軍基地に對する爆擊が熾烈化し、特に北コーカサスのクラスノダール、アルマヴイル、チホレツク、またロストフ、クールスクを殆んど連日襲爆し、次第に新戰局展開の匂を強くしてをりまさに『その前夜』、嵐の前の靜けさの樣相を呈してゐる。

六、其の後の戰況

その後、六月十一日に至り獨軍漸く夏季攻勢の氣配を見せ、オリヨール、ビエルゴロド、リシチヤンスク、ミユーヌ河岸、クバン橋頭堡に於て熾烈な陣地戰を展開し、特にオリヨール地區の激戰は獨ソ戰開始以來の苛烈さといはれるに至つた。然るに反樞軸軍の北阿略取に續いてシチリヤ上陸に呼應して、赤軍の大規模な反擊を見、八月四日に至りオリヨール郊外に殺到した赤軍は、獨軍の强陣との間に未曾有の激戰を展開し、四日に至り獨軍は新陣地に撤取したと報ぜられる。オリヨール地區の激戰が如何に烈しかつたかについては、獨大本營に發表によると赤軍の損害は、七月五日の攻防戰開始以來戰死者のみにても三十萬、戰車の喪失三千五百三十八臺の多數であるといはれる。

次いで、ハリコフ方面の戰局も次第に苛烈となり、赤軍は北方ビエルゴロド、東方チューグエフの二方面よりハリコフを挾擊する作戰に出で、豫備軍の大擧出動を行つて、遮二無二反擊を繰り返してゐる赤軍の勢はあなどられぬものがある。

八月五日前後の戰況は漸次ビエゴロド、ブリヤンスクに移り、赤軍はビエゴロドからハリコフへ殺倒する氣構へを見せ、六日に至りビエゴロドに突入した赤軍との間に激烈な市街戰を展開するに至つた。

獨軍は地域の確得よりは赤軍の損害に重きを置き、七月五日より八月五日に至る一ケ月間に於て、五十八萬の損害、即ち戰車六十個旅、狙擊兵五十個師を擊滅し、戰車廿五個旅、狙擊兵四十五ケ師に損害を與へたと發表し、赤軍は以上の如き大損害を蒙り乍ら手に入れたものは何等軍事的重要性のない一片の地域である。と報じた。

十日に至りハリコフ戰線は最後の白兵戰に入り、北方十二哩にあるラブツ驛は獨ソ兩軍の手に取りつ取られつの凄愴な激戰となり、チユグエフより北上する赤軍はウジ河畔に布陣する赤軍と一進一退の攻防戰を展開してゐる。

十一日に至り、ハリコフ西方に進出した赤軍は獨軍の後方遮斷を目指し、クヲスノクーツクに進出し、ハリコフ・ポリタワ間鐵道を遮斷したと稱してゐる。

一方ハリコフよりブリヤンスクの方が戰略的に重大と見た赤軍はその方に向つて豫備兵力を集結しつゝありと報ぜられ、こゝ夏季戰は、局部的に赤軍に有利に動きつゝあるかに見える。

然し、大局的に見るとき、獨軍は特定の守備線によつて赤軍を壓へ、餘力を割いて、西方に向はせる作戰ぞとも云はれる。その眞相は時の經過が物語るであらう。

獨逸の舊ソ領統治

目次

前記
一、舊ソ領統治の原則
二、舊ソ領統治最高機關
三、舊バルト三國の統治
四、白ロシヤの統治
五、ウクライナの統治

前言

獨ソ開戰後、ドイツ軍の占領したソ聯の新舊領土の廣さは恐らく百萬平方粁を突破したことであらう、そしてこの獨軍の占領下にある地域の人口はルーズヴェルトの特使として昨年ソ聯を訪問したヴェンデル・ウイルキーの報告によれば六千萬とあるが、其の年の九月廿七日日獨伊三國條約二周年記念日の演說で、リッペントロップ外相は九千萬人と發表してゐる。何しろ過去二ケ年の間にソ聯邦は其の有力な構成共和國たるウクライナ、白ロシヤ、ラトヴイヤ、エストニヤ、リスアニヤ、モルダヴイヤの六ソヴェート共和國を喪失してゐる。このほかソ聯は東部ポーランドをも占領されてゐるので其の喪失領域や人口の大は想像に難くないのである。

ドイツはこれらのソウェート化した或ひは稍ゝソウェート化したソ聯の新舊領土ならびに各種の民族を如何に統治し、又如何に再編成して歐洲新秩序建設の資材たらしめんとしてゐるか、以下少しく解說を試みることにする、

一、舊ソ領統治の原則

ドイツの占領地統治方式は被占領地の歷史的、經濟的、文化的、戰略的關係を考慮し、劃一的政策を避けた點に彈力性ある統治方法と其の特質を發見する。例へばルグセンブルグや、エルザス・ロートリンゲン、オイペン・マルメデイ・モレネ地方、西部ポーランド及びユーゴスラヴイヤの一部のごとく獨領に併合した占領地に對しては出來るだけ速かにこれをドイツ化する方策をとり、血緣關係にある北歐諸國に對しては同化政策を以て臨み、ドイツ的秩序建設運動の母體たらしめようとしてゐる。然らば以上と事情を異にする舊ソ領に對しては如何なる態度をとつゐるであらうか。

東部占領地域省（東邦省）大臣常任代理アルフレット・マイヤー博士は舊ソ領統治の原則について次の如く述べて

ゐるのである。

「東部地域は單一の一體を爲してゐる處はなく此處には全く血と傳統を異にし、多種多樣の宗教を奉ずる幾多の民族が住ひ、その何れもが過去においても現在においても、全然異る運命を辿り、各々自己の居住する地域で別個の統治を受けてきたからである。即ちエストニヤ人、ラトヴィヤ人、リスアニヤ人は昔からドイツ文化の強い影響を受けてヨーロッパ的な觀方をする民族である。昨夏ドイツ軍がソ聯軍を追ひ拂つてこれら地域に進駐した時、住民から衷心よりの歡迎をうけたといふ事實は、住民自身がソ聯支配の重壓下にあつても、此のヨーロッパ的觀方を失はなかつたことを證するものに他ならない。從つてオストランド（バルト三國）に對しては間もなく前記三民族に各々適應した統治を行ふことが出來たので、僅か一ケ年にしてソ聯のテロ政治を清算し、全地域にわたつて希望に輝く新生活の第一歩を踏み出すことが出來たのであつた。

オストランドの中、第四管區に屬する白ロシヤだけは聊か事情を異にする。此の管區は所謂『生え抜きのソ聯地域』であつてボリシェヴィズムの強い影響を受けること二十五年の長きに及んでゐる。此處では民衆の殆んど大部分がヨーロッパの文化を全く知らずして貧窮生活の儘放置されてゐた。爲めにドイツ側がこの地で常に直面し來つた問題の困難さはオストランドの他の地域に比して問題にならぬ位甚しかつた。併し又一面そのために斷乎たる處置も採り得たのである。白ロシヤにおいてはオストランドの他の地域のやうに自治を許すことが出來なかつた。蓋し總ゆる條件がこれに缺けてゐたからである。此處ではドイツ統治部が生活の總ての分野において自ら計畫し、且つ自ら實行しなければならなかつた。併し乍ら此の場合でもその目的とする處は矢張『國内の全能力を擧げて協力せしめ、以て勝利のために盡瘁させる』にあつたのである。

ウクライナの事情も一見白ロシヤの狀態に似てゐるかに見える。嘗てポーランド領であつた西部の帶狀地域を除いたウクライナ民政府の全管區は二十年以上にわたつて民衆の一大牢獄たるボリシェヴィズムの桎梏下に喘いでゐた。ボリシェヴィズムは昔は勤勉な農民であつたウクライナ人を貧困に惱む哀れなプロレタリヤ群となしてしまつたのである。

ドイツ統治部の第一の目的はウクライナの莫大な原料と原料資源をドイツの戰爭遂行と戰時經濟に出來得る限り速かに且つ大量に役立たしめるにあつた。又ドイツ東部營團のウクライナに對する眞の目的は決して單なる經濟的のもののみにあるので

はなく、更に政治的に一切の生活樣式の樹て直しを目論んでゐるのである。

東部營團に課せられた任務の多種多樣性と重大性は圖り知れざるものがある。ドイツ國民全體が今日の東部におけるが如き大使命を負はされたことは數百年來未だ曾て無かつた處である。東部こそはドイツ國民が生きて行く爲に絶對必要な死活圏である。我等ドイツ民族は東部を獲て漸く窒息の危險から脱することが出來た。

二、舊ソ領統治最高機關

このマイヤー博士の言ふところによつても解るように、舊ソ聯領の統治に關しては他の占領地のいづれに對するよりも强力な政治力をもつてすべきであるとの結論に達し、一九四一年十一月十七日附總統令をもつて東邦省なるものを設立した。

東邦省は舊ソ聯領占領地統治の最高民政機關であつて、その任務は舊ソ聯領の政治、經濟、文化の各部門を統轄再建するにある。この點において他省よりも優先的權限をもつて居り、その初代大臣は、ソ聯及びバルト三國通のアルフレッド・ローゼンベルグ氏が任命された。同氏は一八九三年エストニヤのレウァル市に生れ、同市の高等實科學校を卒へた後モスクワの工科大學に學び、一九一九年ヒトラー總統と相識り、ナチス黨機關フェルキッシャー・ベオバハターの主筆、編輯顧問となり、ナチス黨の總指導者である。

ローゼンベルグ氏の經歷が示す如く同氏は生え抜きのロシヤ通であり、且つ有力な黨指導者であり、同氏の東邦省大臣は、蓋し打てつけの役といへよう。彼を補佐する者に次官のアルフレッド・マイヤー博士がある。

ローゼンベルグ氏の東邦省が管理する地域はエストニヤ、ラトヴィヤ、リスアニヤ、白ロシヤおよびウクライナで、バルト三國と白ロシヤを總稱してオストランドと呼び、オストランド民政長官とウクライナ民政長官が任命されてゐる。いま其名を列記すれば左の通りである。

東邦省大臣　アルフレッド・ローゼンベルグ
東邦省次官　アルフレッド・マイヤー博士
オストランド民政長官　ハインリッヒ・ローゼ
ウクライナ民政長官　エリッヒ・コッホ

ソ領地でも赤軍が一九三九年占領したポーランドはポーランド總督府の管轄下に置き、ヒトラー總統の直屬となつて居り、東邦省とは關係がない。ポーランド總督（ハンス・フランク博士）の下にドイツ人の縣知事と市長があり市町村の下級官吏にのみ舊ポーランドの官吏が任命されてゐる。

前記オストランドは舊バルト三國に白ロシヤを含むものであり、その長官はヘインリッヒ・ローゼであることは前に述べた通りであるが、オストランド民政長官の下に、エストニヤ長官、ラトヴィヤ長官、リスアニヤ長官及び白ロシヤ長官が居るわけで、この下に例へばキエフとかドニエプロペトロフスク、ロヴノ、ジトミール、クリミヤ（ヘルソン）、ニコラエフなどにはそれぞれの地方長官が任命されてゐる。併しヘリコフ、ドネツ等の如き戰線に近い地方には未だ民政機關に引渡されてゐない。

三、舊バルト三國の統治

占領ソ領地域のうちで、オストランド民政部管轄のエストニヤ、ラトヴィヤならびにリスアニヤはソヴェート治下にあること僅かに一ケ年であつたことや、それらの諸地方はドイツ國民と古來密接な關係にあつたこと等の特別事情を考慮し、これらの地方長官には他の地方におけるものよりは遙かに廣汎な權限を與へてゐる。

バルト三國も赤軍の撤退にあたり多大な破壞を蒙つてゐる。エストニヤでは諸都市の人口の三割二分を喪ひ、建物の六千以上は破壞され、重要産業施設にして大破又は小破されてなかつたものはなく、鐵道車輛の七割を消失してゐるといつた狀態である。

ソ聯はバルト三國に對し、ソヴェート式農業の集團化及び産業の國有化を行つたが、その期間は僅か一ケ年であつたため、獨軍占領後その再建は比較的容易であつた。土地の舊所有者も殘留してゐたのでソ聯時代に沒收された土地ならびに自作農に必要な農具をも返還された。

一方商業も個人經營の復活を許され商品の個人貯藏も自由になつた。

併し私有財産制の復活により耕地や手工業、工業並びに小賣業の私有化が進められてゐるが、他方では大企業の準國家機關による管理經營の工作を行つてゐる。一九四二年五月附民政長官令で、舊バルト三國における市町村の自治制實施と同時に經濟關係諸機關の自治組織採用と、農耕用トラクター配給所の如き大規模企業を經營するために幾多の國策會社が設置されてゐる。

文化方面の再建設事業としては、エストニヤ、ラトヴィヤ、リスアニヤ人の爲めそれぞれの國語による新聞の發行、放送局の建設、中等・高等諸學校大學の再開等が開始され、リッゾ大學、ドルバト大學の醫科、獸醫科、農科なども再開されたのである。

金融制度についていへば、こゝでもソ聯政府は既存金融機關を國有化し、從來の金融制度を破壞したのでその經濟的混亂は甚だしく、これがドイツ式の新金融制度の確立は容易なことではなかつたのである。一九四一年十月に設立されたドレスナー銀行の全額出資

による資本金五十萬マルクの商業金融銀行がリガ市に設立され、オストランド民政區における代表銀行として經濟復興と、殆んど資本の個人所有がなくなつてゐる該地方のソヴェート化經濟を個人化せしめるため、金融方面から協力することであつた。

ドイツ政府が特にドレスナー銀行の進出を認めたのは、從來同行が比較的ソヴェート化がおくれ、ドイツ系銀行の國有化も完成してゐなかつたエストニヤを中心に、この方面に根を下してゐたことに着目し、土着資本を吸收しようと考へたからである。同銀行は取敢えず手工業及び小賣業方面の個人經營化に金融してゐるといはれる。

このほかリガにはドイツのコンメルツ銀行系のハンザ銀行が設立されてゐる。オストランド民政區を通じての中央銀行は一九四二年九月始めて設立された。

商業方面ではドイツ政府は戰爭開始以來、不急品販賣にたづさはる卸、小賣商の轉業をはかり、軍需工業方面に出來るだけ振向けてきたが、最近では遊休卸、小賣商の利用策としてソ聯時代に販賣組織の破壞されたオストランド地區に進出せしめることになり、一九四一年十一月早くも小賣商金融補助會社を設立して彼等の進出を援助し、小賣商として自立を希望する無資本の青年へ融資の道を拓いてゐることは注目すべきである。

通貨政策についていへば獨ソ戰と同時にライヒ信用金庫なるものを設け、一種の軍票（トルペ・ヴァルト）たるライヒ信用金庫券を發行せしめ、ラトヴィヤのリガに設けられ、露貨ルーブルとともにオストランド地方の法的支拂手段であつたがその後此の地方には新たに發行銀行の設立が進められ、新銀行券はライヒス・マルクと等價に定められる豫定であるといはれてゐる。從つて新發券銀行が設立されゝば、ライヒ信用金庫券は當然回收されるものと見なければならぬ。

四、白ロシヤの統治

白ロシヤは面積約十三萬平方粁、人口は獨ソ戰前五百五十萬であつた。この地方はバルト三國と異りソ聯治下にあること廿五年、ためにドイツの統治工作は相當困難であつたが異常な努力が拂はれた結果、着々ドイツ的に復興されつゝあるといはれる。例へばソ聯式共營農場の再組織の如き昨年七月すでに完了し、ドイツ政府は解散した共營農場の農民に對し、犂、刈取機、トラクター等を大量に供給してゐる。

猶白ロシヤは森林、沼澤多く、全地域の四分の一は森林で、沼澤地は播種面積の四百萬ヘクターに對し二百萬ヘクターもある。耕地のうち最も有力な發達を遂げたのは亞麻と馬鈴薯及び牧草で非粒穀農作物は全播種面積の三分の一餘を占めてゐる。木材は全歐洲を

通じ屈指の產地で、森林面積はドイツ本國の〇・五エーカーに對し實に一・七エーカーである。ドイツ當局は荒廢した森林の回復に全力を注いでゐる。

白ロシヤ農業の復興に關する重要な施策は昨年二月東邦省大臣發布の新農業令であるが、これについてはウクライナと關聯するものがあるので後述する。白ロシヤで再開された諸學校の授業は白ロシヤ語で行はれてゐる。

最後に白ロシヤ行政長官はクーベ氏である。

五、ウクライナの統治

ウクライナの總面積は約四十五萬平方粁、人口は約三千五百萬(獨ソ戰前)でバルト三國、白ロシヤを合せて人口の約三倍に當る。ドイツの全占領地を通じ地域の廣さ、その資源の豐富さ、又それが歐洲廣域經濟圈建設の上に演ずる役割からいつても、ウクライナ地方は、極めて重要な意義をもつてゐる。

それだけウクライナのソ聯治下からの解放はソ聯にとつて大打擊であると共に新らしき歐洲にとつては大きな收獲を意味する。從つてこの地方の歐洲への再結合は歐洲全生活面の全面的再組織を必要とするであらう。

ウクライナは農業、工業ともに發達し、ソ聯側の資料によれば面積は全ソ聯邦の五十分の一、人口は五分の一であるが、その播種面積は五分の一、穀物收穫高は四分の一、砂糖は三分の二、鹽は二分の一、機械製作および化學工業は約五分の一となつてゐる。これを見てもウクライナの喪失がソ聯にとつて大きな痛手であると共に新らしく生れんとする歐洲共同體のために如何に大きな意義を持つかが解るのである。

そこでウクライナに對するドイツの再建工作は先づソ聯の經濟組織を覆すために私有財產制の復活から開始されたのである。卽ち耕地や商工業の私有化であつた。併し廿餘年間根を張つたソ聯式農業機構を一氣に覆すことは種々の障害があつたので、漸進的改革方針をもつて臨むことにした、卽ち昨年二月ローゼンベルク東邦省が發表した東邦省管轄下(バルト三國を除く)の新農業政策の要綱によれば次の如きものであつた。それによれば新農業政策は勿論ソ聯の集團農耕制度を廢止し、これを漸次個人農耕制度に切替へるのを目的とするのであるが、短期間に共產主義的工場式農業方法を根本的に改革することは不可能であるから、先づ共營農場を解散し、これを協同農場と個別農場との二つに再組織する。而して農業組合を組織し、組合を通じ土地を各農民に分配する、組合はまた必要な農具や機械の入手のほか正しい使用法を指導する。農業組合は個人農への最初の一歩をなすもので、この過渡期がどの位つゞくかは農民の働らき具合

によるわけである。しかし目下のところ彼等に對する耕地の分配は二・五エーカーまでゞある。若し彼等がこの土地を充分に耕すことが出來るとすれば配分される土地の面積は擴大され、遂には彼等が自治的に耕作した土地の所有權を附與されることになる。玆で一寸獨軍占領當時の模樣を述べる必要があるが、ドイツはウクライナ農業再建のためその當面の手段として約七千名の農業者をドイツから派遣し、戰鬪部隊に後續し、半軍事的組織をもつてやり、一九四一年度には收穫面積は著しく減少したが、一九四二年秋には耕作面積の約六五%が播種を行つたのである。

さて協同農場は農場所屬の農民が協同して耕作や收獲を行ふものであり、他方個別農場はある一定の家族に對し毎年同一の農地を割當てその土地についての開墾、耕作、播種、收穫などは一切その家族に責任をもたせ、これを漸次私有農場へ發展させる方針で、又家畜の保有についても將來制限を撤廢する方針であると。

それからウクライナ耕地の五%に過ぎない國營農場はそのまゝドイツの國有農場となり、その動產、不動產は昨年三月新設の有限責任東方農事開發會社の管理下に置かれた。この會社は元來舊ソ聯領農業開發の目的のため設立されたものであるが、同時にドイツ政府が沒收した土地および農業經濟營團の經營、管理に關する全權をも與へられてゐる東方開發に關する國策會社である。

ウクライナ農業復興のための國策會社として、このほかトラクター配給會社、全ウクライナの農業用機械製造工場を統合したウクライナ農業機械製造會社がある。併しその活動はまだトラクター其他農業機械の修理、部分品の製造程度であると報ぜられてゐる。

北部ウクライナでは大麻、亞麻が作られ、南部ウクライナでは棉花の栽培が大規模に開始され、養蠶業もドイツ當局の奬勵により急激に活況を呈し、昨年度の春蠶、夏蠶、山繭總計乾繭換算一一三噸半を生產したが、麻類、棉花、生糸、羊毛などの增產の爲め東方纖維會社といふ國策會社も設立されてゐる。

鑛業方面の復興についていへば、ドニエプル河以西のウクライナでは比較的破壞の度が少いのに對し、ドニエプル河以東のウクライナではその破壞は豫想以上に徹底的に行はれてゐるのでドイツは當分ドニエプル以西の資源利用に主力を注ぐ方針をとつてゐるといはれる。ニコポールのマンガン鑛、クリウォイ・ローグの鐵などは相當生產を恢復し、赤軍によつて破壞されたドニエプルの水力發電所や工業設備、クリウォイ・ローグを始め各地の重要施設、工場なども目下ドイツ人技師の指導の下に、ウクライナ人の協力を得て復興

にとりかかてゐるが、ドイツ側の情報によれば完全復興にはなほ五、六年を要することを認めてゐると。

ソ聯時代には國營商業があるばかりで個人商業がなかつたが、ドイツ當局は戰爭によつて轉業を餘儀なくされたドイツの卸、小賣商をソ聯占領地に轉出せしめ、彼等に對する助成機關として東方通商會社や、小賣商金融補助會社が產れ、ドニエプロペトロウスクにはすでに最初のドイツ式百貨商店が進出し、卸小賣を始めてゐるといふ。

金融方面の復興については、ウクライナはソ聯併合一年餘のバルト三國と異り、その經濟が完全にソヴェート化されてゐたため、復興は極めて困難な事情にあつた、從つてウクライナ中央銀行も一九四二年三月に始めてロウノ市に設立され、カルボ・アネツと稱する貨幣を發行すると同時に、他に一般金融を目的とするウクライナ商業銀行が設けられた。このウクライナ商業銀行はウクライナ地方にドイツと同樣な信用組織を整備することを目的とし、ドイツ政府の保證の下に資本金二億カルボフアネツ、準備金五千萬カルボフアネツで、各地に支店を設けてゐる。なほドイツとウクライナ民政區との精算は現在ウクライナ中央銀行とベルリンの清算金庫を通じて行はれてゐる。而してドイツとウクライナとの爲替換算率は、百カルボフアネツ（百ルーブル）に對し百ライヒスマルクとなつてゐる。

第四部 日ソ・ソ支關係

日ソ關係

目次

一　日ソ關係

一、概觀
前言
日露の接觸
初期の日露國交
帝政時代の國交
勞農政府時代の國交
最近の日ソの國交
二、昭和十六年度
三、昭和十七年度
東鄉外相の日ソ問題說明
在ソ日本利權企業
駐ソ大使佐藤尙武氏任命
ソ聯各紙新大使歡迎
第七次漁業暫定取極成立
日ソ中立條約一週年
同、タス通信の論說
佐藤大使モロトフ會見
『赤い星』の大東亞戰觀
東鄉外相の言明
亞歐交通連絡の再開
滿ソ國境方面平靜
ソ聯駐日大使を更迭
東鄉外相の監時議會の演說
米潛水艦とソ聯船
佐藤駐ソ大使の活躍
皇軍アッツ島上陸とソ紙
新ソ聯大使信任狀捧呈
東鄉外相經聯支部演說
ソロモン海戰とソ聯紙
新駐日ソ聯大使參內
新外相の外交方針不變闡明
四、昭和十八年度

一、概觀

前言

我が國の北方への關心は、遠く千三百年以前に遡る。即ち第三十七代齊明天皇四年(西歷六五八年)に阿部引田比羅夫が肅愼を征伐し、樺太より黑瀧江を遡江して今の沿海州地方に及んだといふ記錄があるが、其の後國內體制の整備强化、植民地經營、或は西方諸國との國交等によつて此の北方への進出は阻害されて來たのである。其れは北方と西方との國交又は文化的尺度が影響したものと思はれる。

斯かる間に露西亞は、壓力少なき東部への進出が次第に活潑となり、西歷一五七九年エルマツクのコザツクによるタタール征伐の結果タタールの根據地イルヂス河のシベルを占領した。之によつて西伯利亞の語源が生じたと云はれる。越えて一五八四年我が天文十

年には此のコザックに次で進出したのが獵夫で其の次が流刑人であつた。

一六〇七年我が國では慶長七年將軍秀忠の時代には露西亞人は既にエニセイ河に到着してゐたのである。一六三二年にはヤクーツクに進出したが、此の時即ち三代將軍家光の時代には我が松前藩が寛永十二年(一六三五年)に樺太の探訪を行つたのである。茲に於て日露の觸角は漸く其の端を接觸する樣になつのである。

一六四四年(天保四年)にはセミン・デジニエフによつてアナデイル河まで進路が開け一六九七年にはアトラフは遂にカムチヤツカに到着してゐる。寛永二十年にはオランダスの樺太探檢、次いでゼルヂンスクの東樺太探訪と、次第に日本に接近して來たが、一九二八年ピヨートル大帝の命を享けたウイチス・ベーリングによつてベーリング海峽が發見されたのである。然し一說には其より八十年前既にコザックのセミョンデジネフによつて發見されたのであるが、ベーリングは大帝の勅命による探訪でありデジネフはヤクート總督管下の一徵稅吏であり、且其の報告書はベーリングの報告に遲れること八年後に發見されたと云はれる。一七九一年には露西亞地理學者キリール・ラツクスマンの探檢、スパンメルグ少佐の極東探檢となつが、同少佐は元文四年(一七三九年)千島探檢の後、日本近海まで南下し奧州仙臺、或は房州沖にまで渡來した。

其の間露西亞は天明年間より寛政に至る間、樺太地方を侵犯し且此の地方に漂着した日本商船々頭等を露都に連行したり等したのである。其の主なる者は大阪傳兵衛、伊勢津太夫、太黑屋幸太夫等で露西亞政府は之等漂着民によつて日本の事情を知ると共に、時の德川幕府に通商交涉を要請して來たのである。日露國交々涉は實にこの時より始まつたのである。

日露の接觸

露西亞政府は東方への道の開拓によつて安永三年に至り東蝦夷を通じて通商交易を德川幕府に申入れ來つたが、折衝地の松前藩は之を拒絕したため、翌安永四年ラツクスマンは使節となつて來航し、漂流民の太黑屋幸太夫、磯吉等を伴ひカザリン號を以て根室に來着、次いで翌五年には函館に到着して日露通商の開始を迫つたのである。時の宰相松平定信が大いに國防の重大を說いたのも此の時である。天明六年には最上德內の千島探檢、寛政十年には近藤重藏、間宮林藏の探檢と相次いで北方への關心が向けられ、同十一年には幕府は漸く北方經營に乘り出すこととなり、享和二年には奉行を蝦夷地に設置したのである。

文化元年には使節レザノフが長崎に來着し、漂流民津太夫を伴ひ通商開始を強硬に迫つたが入れられず、翌年レ

ザノフは遂に樺太及擇捉を侵犯したのである。同五年には間宮林藏、松田傳十郎の樺太探訪あり、同年には高田屋嘉兵衞がゴロウニンと爭つたことは餘りにも有名である。

一八五七年(安政四年)清の長髮賊の亂を好機となして、ムラビヨフは清國を强壓し愛琿條約を結び、次いで英佛の調停によりウスリ沿岸各州を領有し一六八九年のネルチンスク條約により範圍を擴大したのである。

初期の日露國交

嘉永五年露西亞水師提督プーチヤチンは長崎に來航し北方に於ける兩國境界の設定を提議し、次いで安政五年七月十一日、日露國交の第一歩たる日露和親條約締結せられ且千島列島の得撫擇捉兩島を以て兩國境界と定められたのである。翌六年には東部シベリヤ總督ムラヴイヨフは艦隊を率ゐて長崎に來航、次いで品川に到り竹內下野守と會談して樺太の露領を主張し宗谷海峽を以て境界とせんと提議したが、幕府は北緯五十度を主張して談判は決裂したのである。

交久元年和親條約實施期に當り時の內外情勢により之が延期交涉として外國奉行松平石見守を露都に派遣し國境協定につき商議し、翌二年石見守はペテルブルグに於て北緯五十度國境協定をなし兩國委員は樺太踏査をなすべきことを約したが、幕末多事の裡に遂に實行し得なかつたのである。慶應二年には函館奉行小出大和守を露都に派遣し交涉する處あつたが維新前後の騷亂は交涉に見るべきものを與へなかつたのである。

帝政時代の國交

明治三年樺太開拓使が設定せられ、同五年千島買收計畫があつたが征韓論と西南役勃發のため消滅し、同八年九月(一八七五年)初代公使として榎本武揚が任命され、榎本ゴンチヤロフ會談により千島樺太交換條約となつたのである。越えて二十年(一八八七年)にはシベリヤ鐵道建設となり、同三十一年(一八九八年)には露國は遂に南下して北淸事變を契機として旅順、大連を租借したが、明治三十七・八年戰役は露西亞の東漸南下を阻止し、且つポーツマス條約によつて我が國に於ては、南樺太及露領沿岸漁業權並に北樺太鑛業權、南滿洲鐵道等を取得することとなつたのである。

第一次歐洲大戰によつて露西亞は國內の統一を失ひ一九一七年革命勃發し、露國內の暗黑時代を現出するに至つたため、一九一八年日米英のシベリヤ出兵となつたが、一九一九年の尼港事件は眞に遺憾なる不祥事であつた。

勞農政府時代の國交

一九二一年十一月極東共和國外務次長コゼウニコフはモスクワ中央政府の

ユーリンと共に對日國交調整のため、大連に會議を提議したが不調に終り、次いで翌大正十一年(一九二二年)我が外務省松平恒雄歐米局長とヨツフェ極東全權とが長春に會談したが之も亦不調に了つた。

然し翌大正十二年(一九二三年)六月川上全權公使とヨツフェ全權とは東京に會談を再開して、日ソ國交回復につき豫備交渉が行はれ、大正十三年五月(一九二四年)北京に於て芳澤謙吉駐支大使とカラハン駐支ソ聯大使との間に會談が進められ、翌十四年一月に至り、玆に日ソ國交回復の北京條約が成立したのである。其の後日ソ兩國は經濟關係の他に文化交換等が行はれ、友好的關係が續けられたが、日本國内に於ける共産黨の暗躍テロ行爲事件、無産黨運動の盲信等相次ぐ不祥事件の頻發により、日ソ文化の交流は自然中絶するの止むなきに至つたのである。

最近の日ソ國交

昭和六年(一九三一年)の滿洲事變、上海事變の勃發に次いで同十二年(一九三七年)の北支事變は遂に支那事變と進展し、ソ聯の對蔣援助或は滿ソ國境越境事件、對ソ利權の壓迫、張鼓峯事件等相次ぐ不法行爲をなすに至り、遂に同十四年(一九三九年)ノモンハン事件を惹起するに至つたのである。

然しながら我が國の平和的努力は數次に亘る交渉の結果、日ソ關係の好轉を見るに至り、同年九月東郷・モロトフ會談によるノモンハン停戰協定となり、次いで十一月滿ソ國境確定委員會の開催となつたのである。

之を楔機として東郷・モロトフの日ソ通商取極交渉が促進され、同十五年一月(一九四〇年)には日ソ通商本交渉第一回會談が當時の東郷駐ソ大使並に松島公使等によつて、ミコヤン外國貿易人民委員、カガノウイツチ(ユー)同次長との間に行はれたのである。

同年八月の東郷駐ソ大使の歸國離任の際には、我が在モスクワ大使館に於いて行はれた午餐會に、モロトフ首兼外相、ミコヤン貿易相をはじめソ聯要人多數が出席し、日ソ國交好轉を示すに至つたのである。

二、昭和十六年度

第六次漁業暫定協定成立

△一月二十一日
建川大使、モロトフ外務人民委員との間に署名を了す。
漁業本條約交渉日ソ混合委員會

△一月二十五日
宮川參事官宛ツアラブキン外務人民委員部第二極東部長より通告し來る。
松尾造船所對ソ紛爭解決

△一月二十二日
昭和十一年九月以來の建造契約履

行問題に關する四ケ年に亘る紛爭に對し、日ソ兩國政府の斡旋により、双方の讓歩を見るに至り遂に和解成立した。

日ソ通商交渉開始の發表

△二月十六日
建川大使、カガノウイツチ外務貿易人民委員代理との間に、日ソ通商に關する正式交渉が、愈々モスクワに於て開始された。

松岡外務大臣の訪歐

△三月十二日　東京發
三月十七日　滿洲里
三月二十一日　スウエルドロフスク
三月二十三日　モスクワ着

松岡、スターリン第一回會談

△三月二十四日
松岡外相は建川大使、宮川參事官を帶同しクレムリンにスターリン黨書記長、モロトフ人民委員會議々長兼外務人民委員を訪問し、挨拶を交し會談一時間半の後辭去した。

△四月七日
獨伊訪問を終へた松岡外相一行は四月七日再びモスクワに到着、クレムリンに首兼外相と再會第一回會談を行つた。

△同　九日
クレムリンに松岡モロトフ第二回會談。

△同月十一日
第三回會談

△同　十二日
松岡外務大臣並に建川大使は、クレムリンにスターリン黨書記長を訪問、モロトフ人民委員會議長兼外務人民委員列席の下に前後二時間に亘り第四次重要協議を遂げた。

日ソ中立條約成立

△四月十三日
モスクワに於て、帝國代表松岡外務大臣及び建川大使は、ソヴエート聯邦代表モロトフ人民委員會議々長兼外務人民委員との間に、日ソ中立條約に調印した。

日ソ中立批准書交換

△五月二十日
松岡外務大臣は外相官邸に於て、スメターニン駐日ソ聯大使との間に批准書の交換が行はれた。

日ソ通商協定成立

△六月十一日
建川大使は、ミコヤン外國貿易人民委員との間に幾多の細目的折衝を重ねた結果、日ソ通商に關する成案完了し、通商並に貿易及支拂協定の手續きを終つた。

獨ソ戰端勃發

△六月二十二日

ロゾフスキイ日ソ關係不變强調

△七月二日
ロゾフスキイ外務人民委員部次長は新聞記者團會見に於て、日ソ中

立條約の不變を強調した。

△七月十三日

ロゾフスキイ・ソ聯情報局次長は記者團會見に於て、英ソ軍事協定成立に關し發表したが、日ソ中立條約に對しては何等の影響なき旨を重ねて強調した。

ソ聯側浮流機雷流失に對する我抗議

△九月十八日

八月以降北鮮沖にソ聯製機雷頻々として浮流し、九月に入るや我が漁船の被害頻發し危險增大せるを以て、外務省は再三之が警告をソ聯に要望せる旨を發表した。

帝國駐ソ大使館モスクワ撤退

△十月十五日

獨軍のモスクワ戰線肉迫と共に、モスクワ駐劄各國公使館は移轉することになり、十六日カザン驛發二十日クイブイシェフに到着、クイブイシェフに駐在することとなつた。

オツトセイ條約の失効

△十月二十二日

明治四十四年以來、日英米露に締結されたオツトセイ保護條約は、昭和十五年十月二十三日右條約第十六條規定により一ケ年間の豫告期間を以て關係國政府に對し廢棄を通告したが、昭和十六年十月二十二日を以て期間滿了した。

氣比丸遭難事件

△十一月五日

日本海汽船氣比丸は十一月五日午後十時、清津沖八十七海里の地點で（東經百三十一度、北緯四十度四十分）ソ聯浮流機雷に觸れ沈沒した。

三、昭和十七年度

東郷外相の日ソ問題說明

昭和十七年一月二十三日開會中の衆議院豫算總會に於て、對ソ外交諸問題に關する質問に應へて、東郷外務大臣は大要左の如く言明し、遷延された本年度日ソ漁業暫定協定につき大綱的意見の一致を見てゐると說明した。

日ソ間に嚴存する中立條約については、さきに本會議の演說中に申上げた通り、兩國に於いて之を守るといふことについては何等の變化はないのであつて、この點についてはソウエート政府に於いて、大東亞戰爭勃發後も之を嚴守するものであるといふことは一再ならず言明した。

又最近に於いて東京に駐在するソ聯邦大使ともこの點について篤と懇談したやうなわけで、其の邊については何等變化がないといことを御承知を願ひたいのである。

氣比丸については、損害賠償及び斯かる危險なる機雷を設置してゐる危險區域を撤廢するやうにとの要求は度々申入れてゐる譯である。ソウエート側に於ては只ソウエート製の機雷には十

分なる安全裝置を施してあるものであるから、之が危險を生ずる筈はないと抗辯して來たが、當方より之に付いて篤と論談した結果、これについては日ソ共同調査を行ふといふ申入をソ聯側より提出し來つたわけである。勿論我方としては何等の間違ひがないと言ふことを信ずるものであるけれども、事件の解決促進に資する目的のため其を申出でを受けて其の話合ひを進めてゐるのであるが、未だ意見の一致しない所があつて今日まで實施を見るに至つてゐない次第である。

尙この問題について今後とも鋭意交涉を續けて參つて根本的に解決を致す所存である。本件は既に御承知のことでもあるあるから之以上申述べることは差控へたいと思ふ。

又漁業條約については昨年六月までに双方の間に交涉を進め相當進捗してゐるが、御承知の如く獨ソ戰爭が勃發し、ソ聯政府において交涉に應ずるだけの餘裕を持たない等のことによつて會談が十分に進みかねてゐたのであるが、其の後昨年十二月初旬に於て先方に對し更に本交涉を促進するの必要を說き交涉に入つたのである。何しろ漁業條約は廣汎に亘つてゐる關係上、昨年中に之を終了する見込みが立兼ねた譯である。從つて今年中取敢ずこれに應急の措置として暫行協定を締結しやうと云ふ話を昨年十二月中に申出てた譯である。此の問題ついては只今でも交涉を續けてゐるわけであつて、大體の點については會談の上既にまとまつてゐるけれども、尙一二些細な點に於て妥結されぬものがあり、未だ終結を見ないわけであるが、本問題は遠からず解決に至ることに致したいと存じてゐる。

在ソ日本利權企業

一月三十一日の衆議院豫算分科會に於いて、ソ聯領内に在る我が利權企業の現狀並に將來に關する質問に對し、西外務次官は次の如き答辯を行ひ現狀平穩なる旨を述べた。

我が利權企業の正常な運營については從來繰り返し交涉努力を續けてゐる。ソ聯當局では利權契約に依る我が利權企業者との直接交涉の建前をとつてゐるが、我が政府としても側面から交涉の圓滑、補助に努めてゐる。昭和十一年以來ソ聯邦側の壓迫が加重され、爾來之が除去のため交涉努力を續けてゐるのであるが、未だこの壓迫が完全に除去されたとは云へないので今後も之に關して努力する次第である。現在利權現地の我が從業員が、雇入、渡航などにつき、又生活上に於て特に悪い待遇を受けてゐることはない。殊に獨ソ戰開始以來の狀況は次第に良好となり現在は全く平穩である。

駐ソ大使佐藤尙武氏任命

昭和十五年九月、當時の松岡外相に

懇請されて駐ソ大使となつた建川美次中將は一年有半をモスクワに活躍し、松岡外相訪歐の途次に於ける彼の日ソ中立條約の締結に際し、陰の盡力を與へたことは周知の通りである。

次いで日ソ通商貿易協定が成立し、且又日ソ漁業本條約締結に關する豫備交渉等日ソ間の明朗化に努力しつゝあつたが、歐洲の狀勢は遂に獨ソ開戰となり更に大東亞に於ける米英打倒戰勃發となつて、今や國際政局は愈々複雜且微妙となつて來たのである。世界外交の方途は益々重大化し日ソ兩國々交も亦重要性が倍加されて來たことは勿論である。

獨ソ戰の進展によりモスクワよりクイブイシエフに移つた各國外國中にあつて、活躍しつゝあつた建川大使は其の後健康勝れず辭意を表明するに至つたが、建川大使の健康回復と其の活躍を期待してゐた東郷外相も、結局更迭を決意し、元外相、現外務省外交顧問佐藤尙武氏を後任に推すことになり、閣議決定の上御裁可を經て、二月十八日發令されたのである。

正三位勳一等　佐藤尙武
任特命全權大使ソウエート聯邦駐在
被仰附

從四位勳三等　守島伍郎
任特命全權公使ソウエート聯邦出張
被仰附

興亞院書記官　武內龍次
任大使館一等書官ソウエート聯邦在
勤ヲ命ス

ソ聯各紙新大使歡迎

佐藤駐ソ大使任命について二日附モスクワ各紙は東京タス通信を二段抜きで大々的に掲載し、且つソ聯紙として稀な外國使臣の略歷を附し、外交的豊富な經驗の點を述べてゐるが、之はソ聯が新大使觀迎の意を表明したものとして外交界に注目された。之と同時に日本軍のジャバ島上陸成功を逸早く報じてゐる等對日關心を極度に高めてゐることを示すものである。尙米英側が日ソ關係を惡化せしめんとする日ソ間不調に關するデマ宣傳に對するもタス通信は事實無根なる旨を事每に聲明して、日ソ關係の平和的不變なることを强調した。

第七次漁業暫定取極成立

日ソ兩國の懸案の一たる漁業條約は昭和十六年度第六年度第六次暫定協定成立後、長期本條約の締結のため交渉中のところ、偶々獨ソ開戰となり一時中絕の形となつてしまつた。玆に於て昨年十二月末日を以て滿期なつてゐる暫定協定を再び昭和十七年末まで延長せしめることになり種々交渉の重ねた結果、三月二十日クイブイシエフに於て我が建川大使とヴイシンスキイ外務人民委員代理との間に第七次漁業暫定協定の調印を完了した。

△情報局發表（三月二十三日）

日ソ漁業條約締結に關する交渉は昨年も引續き進行中なりしが、偶々獨ソ戰勃發せる等のため中絕の形となり、昨年末までに右長期條約に關する交渉成立するに至らざりしを以て十二月以來現行漁業條約の効力を本年末まで延長せしむる暫定取極締結方を話合中のところ今回妥結に達し、三月二十日クイブイシエフ市に於て建川大使とヴイシンスキイ外務人民委員代理との間に右暫定取極の調印を了せり。

昭和十六年一月成立の第六次暫定協定締結に於て、漁業條約の効力を同年末まで延長せしむると共に『目下日ソ兩國政府間に交渉中の一九四一年中に締結せらるべき新條約により代るべき』旨を規定せられ、是によつて兩國混合委員會の設置を見るに至り、交渉を繼續中のところ計らずも獨ソ戰勃發し、歐露の危機切迫と共に、ソ聯政府機關及外交關係のモスクワ撤退等のため、相當進捗せる同交渉も一時中絕の止むなきに立つたのであつた。而して第六時暫定協定の滿了も近づいた十二月に入り我が方より交渉再開方を提議したが、右本條約の同年內妥結見込立たざる爲、本條約の他に現行の暫定協定の効力を更に一ケ年延長せしめるための提議をなして交渉中のところ、三月に入り日ソ双方の意見一致を見るに至り、二十日午後五時宮川參事官、齋藤一等書記を帶同し、クイブイシエフのソ聯外務人民委員代理、ロゾフスキイ外務人民委員代理兼情報局次長、ツアラブキン第二東方部長等列席し、「日本國及ソウエート聯邦間漁業條約の第七回効力延長に關する議定書」に調印を完了したのである。

△聯側もタス通信を以て左の如く發表した。

一九二八年締結される漁業條約の期限は一九三六年五月滿了したものである。それ以來新漁業條約が締結せられざる事實に鑑み、日ソ兩國政府間の協定により一九二八年條約は每年一ケ年宛延長せられ來つた。斯くて一九二八年漁業條約は一九三六年殘期間へ延長され、其の後一九三七年、一九三八年一九三九年、一九四〇年及び一九四一年の各年每に更新され來つたのである。一九二八年漁業條約の一九四二年度延長に關し、クイブイシエフに於て行はれたる交渉の結果、日ソ兩國政府は今日の協定に到達したのである。

日ソ中立條約一週年

四月十三日は日ソ中立條約締結一週年紀念日に當り、ソ聯各紙は何れも其の尊重を强調してゐるが、殊に黨機關紙プラウダは左の如き論說を揭げてゐる。

『日ソ兩國間に中立條約が締結されて以來十三日を以て早くも滿一年を經過した。十月革命以後日ソ關係は非常に

重大な試錬の下に晒されてゐたことは、何人も知るところであるが、之等の試錬を經て一九四一年四月に至り日ソ兩國は遂に中立條約を締結するに至つたのである。一九四一年には中立條約を締結せる兩國に直接關係ある重大な出來事が疾風迅雷的に起つた。即ちドイツはソ聯を攻撃し、次いで十一月二十五日には日本は防共協定の五ケ年延長を約した。十二月七日には、日本軍は米英兩國の海軍基地の奇襲作戦に成功し、戦爭は太平洋方面にも波及するに至つたのである。

更に十二月十一日に至り、日獨伊三國は新三國條約を締結し、斯くて日ソ中立條約は又もや深刻なる試錬の前に立たされたのである。

日ソ條約實施第二年目に入るに當り我々は極めて複雜怪奇な世界情勢の中に在つて、尚且つこの日ソ中立條約は積極的な役割を演じ、其の效果を擧げてゐることを强調しなければならぬのである。

先づソ聯は、一旦調印した條約は決して之を無視しない立場をとつてゐるから、其の効果は今日でも保持されてゐるのである。其の證據には、日ソ漁業假條約の一年延長が確約され、更にソ聯政府は日ソ兩國の經濟的利害を考慮して、日本との間に通商關係を維持する用意あることを言明してゐるのである。日ソ中立條約を更に存續せしめるためには、日本は條約に對し、ソ聯が採つたと同樣な態度を採られんことを希望する。而して日ソ中立條約は、現下の複雜且つ重大な國際情勢の中にあつて、尚兩國民衆に對して其の重要性を保持するであらう。』

同、タス通信の論説

タス通信は十三日付論説を以て、大東亞戦爭勃發以來はじめて日ソ關係を大々的に取扱ひ、大要次の如く述べてゐる。

『ソ聯國民は、日ソ中立條約に基く兩國の不可侵關係を飽くまで嚴守するものである。

日本は南方に於て大いなる軍事的成功をかち得たが、我々は之によつて日本が、日ソ中立條約に對する態度を變改するとは全く考へられない。我々ソ聯國民は、該條約による兩國の不可侵關係を飽くまで維持するものであるが同樣のことは日本國民に對しても期待するものである。』

佐藤モロトフ會見

モスクワに滯在中の佐藤新駐ソ大使は、四月十四日午後五時、クレムリン宮殿にモロトフ外務人民委員を訪問し懇談を遂げたが、翌十五日午後四時十五分、守島公使、宮川參事官、矢部陸軍、山口海軍兩武官等と共に空路クイブイシェフに歸還した。

「赤い」星の東亞戦觀

ソ聯各紙は從來より親米英的態度を以て持續して來たが、我が皇軍の赫々たる戦果は、遂に沈默的ソ聯紙も認めざるを得なくなり、四月十九日赤軍機關紙『赤い星』はトルチェノフ大佐の大東亞戦爭に關する一文を半頁大に掲載し、全章に亘つて、第三者的立場より其の見解を表示してゐる。其の論文の要旨は左の通りである。

『大東亞戦爭勃發して以來、早四ケ月を經過して、戦爭の第一段階を終了した。南ビルマは英軍の一大據點として保持し得ると見てゐたが、ラングーン喪失は聯合軍にとつて重大なる痛撃であつた。斯くて印度洋に於ける日本軍の地位は非常に强化され印度洋沿岸諸港は日本海軍の制壓下に入つたのである。

ラングーンの喪失によつて、聯合國は海上よりする救援部隊の派遣の望を斷絶されまた援蔣物資輸送の可能を失つてしまつた。印度、濠洲に對し日本軍は猶次の餘力を保持してゐると見られ、日本軍の損失は聯合國のそれと比較し、僅少であることは注目すべきことである。』

東郷外相の言明

東郷外務大臣は、四月廿二日日本經濟聯盟會定時總會午餐會の席上に於て一場の演説を試みたが、右演説中に於ける日ソ關係に就いて、米英がソ聯抱込みに躍起となつてゐる際、ソ聯は米英のために火中の栗を拾はざる旨を言明し世界情勢の混沌たる折柄、大いに注目された。其の日ソ關係に關する演説左の如し。

『東西兩洋に於ける、樞軸側趨勢の他に、茲に注目を要するのはソ聯の動向である。即ち日ソ關係は近來世界の視聽を集めつゝある感があつて敵國側に於ては兎角の宣傳に躍起となつて居るが、ソ聯當局は屢々日ソ中立條約遵守の方針を宣明して居り同國としては米英の魂膽に乘ぜられ自ら進んで『火中の栗を拾はず』と言ふことは餘りに賢明なることは明らかである。(下略)』

亞歐交通連絡再開

獨ソ開戦以來、シベリヤ經由による日本と歐洲間の交通連絡は全く杜絶し正に一ケ年に垂んとしてゐる際、ローマ駐劄帝國大使館の安藤參事官が、シベリヤ經由を以て歸國の途に着いたのをはじめとし、四月二十二日に至り更にブルガリヤ公使館を通じて、五名の日本向け旅券査證が發給された。即ちローマ駐在中の櫻井內務事務官、角田留學生、ブダペスト滯在中の德永留學生、ソフィヤ駐劄帝國公使館の梅田囑託、ベルリン滯在中の圓城寺九大教授の五氏で、他に査證申請中の邦人數名もシベリヤ經由で歸國出來得る見込みで、懸案の亞歐陸上交通の連絡再開は漸く其の端緒を見るに至つた。

滿ソ國境方面平靜

谷萩大本營陸軍報道部長は、四月三十日午後七時名古屋市公會堂に於て「大東亞戰爭の現情勢について」と題して講演を行ひ、米英必ず擊滅すべしと力强い感銘を與へたが、右講演中、滿ソ國境方面について左の如く述べた。

「大東亞戰爭遂行の現段階に處し、北邊の安固を期することは帝國不動の國策である。目下滿ソ國境方面は平靜で、ソ聯の不法越境等も減少してゐる。然し萬一の情勢變化を顧慮し變化に應ずる萬全を期しつゝある。

ソ聯駐日大使を更迭

ソ聯政府はさきに歸國した、スメターニン駐日大使の後任として同大使館參事官アレクサンドル・ヤコヴレーウキッチ・マリーク氏を大使に任命した・マリーク參事官は明治三十九年(一九〇六年)生れで、ソ聯邦に於る職歷は人務人民委員部並に經濟關係に從事して居たもので、昭和十四年十一月駐日大使參事官として來任したもので昭和十七年一月スメターニン大使の歸國後は臨時代理大使となつて居たものである。

東鄕外相臨時議會の演說

第八十回臨時帝國議會に於ける東鄕外相の外交方針演說は、帝國の確固たる不動の政策を表示するものとして、各方面より期待を以て迎へられたが、右演說中ソ聯邦との關係に就いては、左の如く述べた。

『帝國とソ聯邦との關係に就いては大東亞戰爭勃發後も何等の變化を見ないのであつて、最近に於いてもソ聯邦が、帝國との關係を中立條約によつて規律すべく、從つて又其の領域を軍事基地として我が敵國に利用せしめんとするが如き意圖を有せざることが重ねて確認されたのである。

今後戰爭の進展に伴ひ、敵國側よりする日ソ間の離間策謀は益々熾んとなるものと思はれるが、ソ聯邦にして右の態度を堅持する限り、此種策謀の成功する餘地はないのである。此の間帝國としては北方の安全確保の見地より引續き冷靜なる態度を以て事態を注視せんとするものである。』

米潛水艦とソ聯船

ソ聯汽船アンガラストロイ號(四、七六一トン)は、西太平洋を航行中、突如不法にも米國潛水艦の魚雷攻擊を受けて沈沒し、闇夜の海上を漂流してゐたが、折よく日本汽船に救助され、百六十一名の同船乘組員は、二十日大連に送り屆けられた。船長ボンダレンコ・ゲオルギイ氏、カザコフ・アンドレー副長以下乘組員六十一名、重慶駐在通

商代表部次長、プロホロフ氏以下九名、香港在留五十四名計百二十七名は、二十三日滿洲里經由で歸國した。

佐藤駐ソ大使の活躍

佐藤駐ソ帝國大使は、外務人民委員部にヴイシンスキイ外務人民委員次長を訪問し、要談を遂げたが、六月十八日午前五時宮川參事官、竹內一等書記官等を帶同クイブイシエフ飛行場を出發、同午前十時モスクワに到着した。

佐藤大使の一行は、ソ聯政府の特別招待により、同夜クレムリン宮殿に於て開催されたソ聯邦臨時最高會議を傍聽した。右會議は五月二十六日締結されたところの英ソ軍事條約に關して、モロトフ外務人民委員の報告のために特に召集されたもので、英大使カー及び訪ソ米軍事使節團の一行も傍聽した。

佐藤大使は宮川參事館を帶同し、十九日午後六時、クレムリン宮を訪問しモロトフ外務人民委員と要談し、二十二日午後五時クイブイシエフに空路歸着した。

越えて二十五日午後十時、クイブイシエフの外務人民委員部を訪問し、ヴイシンスキイ・ソ聯外務人民委員部代理と要談を遂げた。

皇軍ア島上陸とソ紙

ソ聯各紙は、日本軍のアリューシャン作戰の成行を注視してゐたが、二十六日にはプラウダ、イズヴェスチヤ兩紙をはじめ、ソ聯各紙は何れも一齊に日本軍のキスカ、アツツ兩島占領を報道したが、越えて二十七日には赤軍機關紙『クラスナヤ・ズヴェズダ紙は、アリューシャンの地圖入りで『アリューシヤン列島』と題する論文を揭げて其の地理的、戰略的意義を說明すると共に、右キスカ、アツツ兩島を喪失した米軍の重大なる打擊を蒙つた所以を述べた。其の要約は左の通りである。

『アリューシヤン列島は、アラスカと共に、ハワイ、パナマ兩基地を連結する太平洋防衛の三角形の頂點をなして居つたもので、日本への攻擊に對するばかりでなく、日本軍よりの攻擊に對しても米國を防衛爲し得るもので、兩者共米の對日海空軍前哨基地として極めて重大性を有してゐる。

アリューシヤン列島は何ら經濟的價値を有してはゐないが、海軍基地や水上機基地として利用し得る。又海峽が至る所に無數にある。ウナラスカ島唯一の港灣ダッチハーバーは昨年一九四一年九月一日に完成を見たもので、米國艦隊を悉く收容し得る程度の設備が爲されて居り、又日本軍占領によるキスカ島には頗る多くの良好な投錨地を有してゐる。從つて日本軍がアリューシヤン列島の港灣を攻略することは、實に重大なる意義を有するものである。』

邦との關係は、依然中立條約に依つて規律せられてゐるのである。最近敵國側は日ソ間の離間中傷をせんとして頻りに謀略乃至宣傳的報道を流布する形跡があるが、我方と致しても之に乘ぜらるるが如きこと無きやう戒心を要する次第である』

ソロモン海戰とソ聯紙

ソロモン群島の日米海戰に關して沈默を守つてゐたソ聯各紙は、十三日に至り初めて右海戰を報じてゐるが、東京、ニューヨーク、メルボルン等の電報を其の儘掲載して、何等之に對する批評を加へてゐない。

新駐日ソ聯大使參內

皇后陛下に於せられては、さきに信任狀を捧呈した新駐日ソ聯大使ヤコフ・マリーク氏に謁見仰付けられ、マリーク大使は館員等十三名と共に九月十日午前十時三十分宮中に參內、桐の間に於て拜謁を賜つた。

新外相外交方針不變闡明

東鄕茂德外務大臣の辭任により、外務大臣に就任した谷正之新外相は、九月十七日省內委員室に於て記者團との初會見をしたが、外交の方針不變を强調し、且つソ聯との關係に於ても不變なる旨を述べた。

四、昭和十八年度

昭和十七年三月二十日、クイブイシエフに於て建川大使とヴイシンスキイ外務人民委員代理との間に調印を見たところの、第七回日ソ漁業暫定協定は現行漁業條約の効力を十七年末まで延長せしめるものであつたが、右協定は同時に日ソ兩國政府間に「目下交渉中にして一九四二年中に締結さるべき新條約により變へらるべき旨規定されて居り、之に基いて其の後兩國政府は、新條約に關する交渉を行つてゐた。然

新駐ソ聯大使信任狀捧呈

新任駐日ソ聯大使として昇格した、前同大使館參事官ヤコフ・アレキサンドロウイチ・マリーク氏は、宮中に參內拜謁仰付けられ信任狀捧呈式を行はせられた。

東鄕外相の經聯支部演說

新大阪ホテルに於て發會式を擧げた日本經濟聯盟關西支部に臨席した東鄕外務大臣は、最近の國際情勢並に之に處すべき外交の重要性に關し一場の演說を行つたが、其の中に於て英ソ並に米ソ間に成立せる協定は何等帝國に關する事項を包含せず、日ソ關係は依然中立條約によつて規律せられつゝある旨を指摘した。演說中の日ソ關係を述べたものは左の如し。

『英ソ・米ソ間の取極につき、ソ聯邦政府は帝國に關する事項を何等包含せざる旨を確言致し、帝國とソ聯しながら昭和十七年中に妥結を見るに至らず爾來交渉を繼續した結果、三月二十三日佐藤駐ソ大使と、ロゾフスキイ外務人民委員代理との會談において第八回日ソ漁業暫定協定締結に關する意見の一致を見、三月二十五日同暫定協定締結の調印を了したのである。

此の協定には米英の惡質なる、日ソ間の離間工作にも拘らず日ソ中立條約が兩國により依然忠實に遵守されてゐることを立證するもので、昭和十七年末までに成立を見るに至らなかつた漁業條約に關する交渉は今後も引續き行はれる豫定である。

右協定締結に關し三月廿六日我が情報局は左の如く發表した。

△情報局發表(三月二十六日午前十時)

日ソ漁業條約締結に關する交渉は、昨年も行はれたるが年末まで交渉成立するに至らざりしを以て、十二月以來現行漁業條約の効力を本年末まで延長せしめる暫定取極め締結方話合中なりしところ、今回妥結に達し三月二十五日クイブイシエフに於て佐藤大使、ロゾフスキイ外務人民委員代理との間に右取極めの署名を了せり。

外交團のモスクワ復歸

久しく鳴りを靜めて居た獨ソ戰線も、米英の第二戰線結成問題を繞つて、嵐の前の靜さの如き觀があつたが、六月に入るや俄然ソ聯側の動的作戰によつて再び獨ソの鋭鋒が火花を散らすに至つた。

殊に南部戰線の活氣は著しく、ソ聯の食糧難の解決の一として、如何にしても歐洲の穀倉ウクライナ及重工業地帶の奪還を目指してゐるのではないかと見られてゐる。

獨ソ戰線の膠着はソ聯側としても、一安心といふが如き狀態で、獨の來るべき大攻勢への戰力蓄積は、ソ聯奧地への大空襲が漸次緩漫となり、從つて危機を目前に控へたモスクワも此處當分は其の戰略的危機から免かれることとなつたのである。

七月に入るや、ソウエート政府は、クイブイシエフに在る外交機關を再びモスクワに歸還せしめることとなり、其れに伴つてクイブイシエフに在る外交團に對しても、モスクワ移還を傳達することとなつた。

一九四一年十月十六日、モスクワに在つた當時の帝國大使建川美次中將は、ソ聯政府の通告により、獨軍の猛攻下にあるモスクワを後にクイブイシエフ市に、館員一同と共に移還したのである。

クイブイシエフ駐在滿二ケ年の我が建川大使及其の後更迭した現佐藤大使は、日ソ外交に關して其の努力を傾けたことは前章に於て示した通りであるが、今後のモスクワ外交が一層の發展的進捗を示すものとして期待されてゐる。

ソウエート政府は、クイブイシェフ在駐の外交團モスクワ復歸に關し、七月三十日夜、外交團首席アフガニスタン大使サルタン・アーメード・カーン氏に對し、外交團のモスクワ復歸方を通告し來つたので、我が大使館も大使館員及新聞通信特派員等と共にモスクワに移駐した。

在東京ソ聯大使館家族一部來朝

獨ソ戰の小康と日本の對ソ中立條約の堅持とは、ソ聯をして崩壞の一步手前に於いて危く生還せしめたの觀があり、殊に日本の條約遵守はソ聯側の行動に現はれるところが多い。獨ソ開戰以來、其の來るべき國家の危機に備へて、在東京ソ聯大使館員は在東京の大使館員家族を順次歸國せしめたが、最近に至り、之等歸國せしめた妻子を再び東京に呼び戻すこととなり、第一回數名、第二回數十名が滿洲里經由で來朝した。

ソ聯大使館の動向は、本國ソ聯政府の動きを反影することは勿論ながら、館員の示す動作はソ聯の國內外情勢を示すバロメーターとして興味あるものである。

最近のモスクワ

本文掲載の如く、各國駐在大公使、通信機關は、二ケ年振りでモスクワに歸還したが、毎日新聞特派員は、最近のモスクワについて次の如く報告して來た。

『ロシヤには珍らしく、寸秒の差もなくモスクワに着いた。クイブイシェフから正味卅二時間かゝつたが、外國人と傭はれたロシヤ人と合せて三百五十名、十輛の特別列車を仕立てた快適な旅行だつた。

モスクワ周邊の溫度は日中三十五度を示してゐたが夕方からだん〳〵涼しくなり、夜になると外套が欲しくなつた。窓外はすでに秋色をきざし、穀物の穫りも終つてゐる。

モスクワに近づくと高々と搖れ動く輕氣球や、逞しげな飛行機の一群、鐵道守備のバリケード等々さすがに戰時色が濃厚である。

見入るモスクワの相貌は相當變化を示してゐる。例へば一般市民の表情が明るいのは、今年の夏は過去二年の夏季攻勢を逆にして獨軍を壓してゐるのを反映してゐるのであらう。

食糧切符は以前と比べて嚴格になつた。廿二ケ月以前には、全く危機に頻したモスクワだ。それが今は平和を取り戻して、外交團の一番列車を迎へるのであるから、恐らくモスクワ自體感慨無量のものを覺えるであらう。しかし十二時以後の夜間外出などの規則は依然實施されてゐる。』

日ソ貿易

目次

前言
一、大戰前の日露貿易
二、大戰中の日露貿易
●三、革命勃發後の日ソ貿易
四、國交恢復後の日ソ貿易
五、日ソ通商協定締結
六、駐日ソ聯通商機關

前言

昭和十四年九月ノモンハン停戰協定成立と共に從來の惡化せる日ソ國交は急轉して著しく改善の徵を示し、同年十一月には早くもモスクワにおいて日ソ通商協定締結の交渉が開始され、昭和十六年四月には日ソ中立條約の締結といふ飛躍的な國交好轉の波に乘つて交渉中の輸出輸入一ケ年六千萬圓を限度とする通商協定は同年六月十一日妥結を見るに至つたのであるが、偶々旬日後の六月廿二日ソ聯はドイツと交戰狀態に入り、爾來獨ソ死鬪を繰り返し我が國も亦、同年十二月八日米英に對し宣戰を布告するに至つたため、前記締結の通商協定は遂に實施を見ることなく今日に至つてゐる。

斯る國際狀況のため、現在において日ソ貿易は行はれてゐないのであるが獨ソ戰及び大東亞戰爭以前における日ソ貿易は、主として政治的關係から消長があつたとはいへ、大正八年の最高潮時には輸出入を合せ七千五百六十六萬圓に達したこともあつた。爾來ソ聯國內產業の恢復、日ソ國交等を反映して漸減一路を辿つたが、昭和十年三月北滿鐵道讓渡協定により同鐵道買却費としてソ聯側は九千三百三十萬圓を日滿側より物資をもつて支拂を受けることとなつたため、昭和十三年三月二十二日まで所謂北鐵代償物資拂取引によつて日ソ取引は相當の活況を見せた。併しこれは正常な貿易關係と稱することは出來ないが、當時我國において生產せられた總ゆる種類の物資が輸出され、新らしくソ聯の市場に紹介されたことは意義なしとしなかつた。ソ聯の婦人が日本製の人絹の服に日本製のハンドバッグを吊げ、日本製の靴を履き日本製の腕時計をつけたのも、此の時をもつて嚆矢とする。何となればソ聯政府になつてから、其の外國よりの輸入品は主として國內產業開發のための生產手段の物資に限られ。裝身具の如きは殆んど何國からも輸入されなかつたからである。但しこれら日本製品が民間に高價に賣出され、民衆の奢侈心

を規正する一方、利潤を國庫の收入に移したのである。これはソ聯の貿易が國營獨占なるがためである。

ソ聯國營貿易の沿革及びその特質に就ては別掲「ソ聯邦外國貿易」の部の冒頭において詳述したから、茲ではこれを省略し、專らソウェート革命後の日ソ貿易について解說を試みることにしよう。

一、大戰前の日露貿易

歐洲大戰前の日露貿易は、本邦よりの輸出に付ては僅少の雜貨及其他を輸出した程度で、又輸入に付ては殆んど見るべきものが無く極めて不振の狀態で推移したのである。即ち貿易の數字に付て見るに、日露戰役の直前たる明治三十六年度の貿易額は一千二百萬圓であつたが、日露戰役後の貿易額は明治三十九年度は一千二百萬圓、四十年度は七百四十萬圓、四十三年度は五百萬圓、四十四年度は六百七萬圓、大正元年度は六百八十二萬圓（內譯は輸出六百八萬圓、輸入七十四萬圓）、歐洲大戰勃發の前年たる大正二年度は九百九十六萬圓（內譯は輸出九百七萬圓、輸入七十九萬圓）を算した有樣で、此間の貿易は日露戰役直前及直後の一千二百萬が最高で、爾後增進しなかつたのみか反つて減少の傾向を辿つたのであつた。此の時代に於ける貿易不振の主因は取引の對象地域であつた極東地方が主として英獨等の第三國品を輸入し、本邦品が同市場に割込む餘地が無かつたことである。

二、大戰中の日露貿易

歐洲大戰中の日露貿易は、大戰中露國全土に於ける各種物資缺乏の結果、本邦よりの輸出は可成振つたのであつた。この期間に於ける輸出品は米、麥鹽、蔬菜、皮革製品、藥品、綿布、各種金屬及其他各種品目に亙り、貿易額は大戰勃發の年たる大正三年度は一千三百萬圓（內輸出一千二百萬圓）であつたが、大正四年度は九千三百萬圓（內輸出は約九千萬圓）、大正五年度は一億五千四百萬圓（內輸出は一億五千百萬圓）、大正六年度は九千三百八十萬圓（內輸出は八千七百七十五萬圓）と云ふ樣に從前に比し躍進を示し、輸出に於て非常の增額を見たのであるが然し之は大戰と云ふ特殊的事情の影響を受けた結果に外ならぬのである。此間の輸出と輸入とを表示すれば左の通である。（日本大藏省統計、單位圓）

年度	輸出額	輸入額	輸出入合計額
大正三年（一九一四年）	一三、三八〇、九四九	一、〇六五、六〇四	一三、四四六、五五三
大正四年（一九一五年）	八九、五三八、四〇三	四、一七一、七三七	九三、七一〇、一三九
大正五年（一九一六年）	一五一、一一四、五七五	二、八七八、五三九	一五三、九九三、一一四
大正六年（一九一七年）	八七、七四八、六九二	五、〇六四、七一九	九二、八一三、四一一

三、革命勃發後の日ソ貿易

大正六年（一九一七年）十一月露國の革命勃發と共に日ソ兩國間の正規通商關係は斷絕されたが、然し爾後兩國々交恢復に至る迄七ケ年に亙り本邦と極東地方の間に次表が示す樣な貿易取引が行はれたのである。（大藏省統計、單位千圓）

左表の示す如く大正七年度の貿易額は四千五百萬圓であつたが、其後漸年減退した大正十三年度の貿易額は一千九百二十萬圓に下つた。（右十三年度の內譯は輸出約三百五十萬圓、輸入約一千五百萬圓であるが、輸入品の主要なるものは木材（一千百五十萬圓）石炭（百二十萬圓）、亞鉛鑛（五十萬圓）である）

年度	輸出額	輸入額	輸出入合計額
大正七年（一九一八年）	四〇、二〇四	四、九一三	四五、一一八
大正八年（一九一九年）	七〇、九六二	四、七〇〇	七五、六六二
大正九年（一九二〇年）	三三、二六六	三、五三八	二九、七九五
大正十年（一九二一年）	一三、七四九	七、〇六五	二〇、八一五
大正十一年（一九二二年）	一〇、五九九	一、〇五七	一一、六五六
大正十二年（一九二三年）	四、五三三	一六、八一三	二一、三三六
大正十三年（一九二四年）	三、五六二	一五、六六五	一九、二二七

四、國交恢復の日ソ貿易

大正六年十一月露國の革命勃發と共に正規の關係を失つた日ソ兩國間通商貿易は、大正十四年一月日ソ基本條約の締結に依り再び正常の狀態に復したので、ソウェート聯邦政府は同年十二月商務參事官を本邦に派遣し、翌大正十五年日ソ通商機關として同國々營機關である駐日ソ聯邦通商代表部を東京に設置したのである。爾來ソ聯側は右の通商代表部を經由し本邦商品を購入し、又本邦當業者は專ら通商代表部を通しソ聯產品を輸入することゝなつたのである。ソ聯政府は其後兩國間取引の漸增と共に通商代表部の支部を、大阪、神戶、函館、小樽、大連等の都市に夫々設けた（註、其後日ソ間取引減少に伴ひ、大連を除く他の都市に於ける支部は之を閉鎖したのである）

通輸代表部開設以降今日迄の日ソ貿易額を表示すれば、次頁表の通りである。

次表に示した樣に、本邦對ソ輸出入額は通輸代表部開設の年、即ち昭和元年度に於ては六千八百萬圓であつたが昭和五年度に至り六千八百萬圓、八年度五千萬圓、九年度五千三百萬圓、十年度四千六百萬圓、十一年度五千二百萬圓、十二年度四千百萬圓を算したの

日ソ貿易額（日本大藏省、單位千圓）

年度	ソ聯へ輸出額	ソ聯ヨリ輸入額	輸出入合計額	入超額又ハ出超額
昭和元年	五、三〇四	二四、六七一	二九、九八二	入超 一九、三七三
〃 二年	八、六七二	二六、一三三	三四、八〇五	〃 一七、四六〇
〃 三年	一二、二九五	二四、一五五	三六、五五〇	〃 一二、七六〇
〃 四年	一七、三三七	二五、九五五	四三、二九三	〃 八、六一八
〃 五年	六、三一八	二九、八〇一	六八、一一九	〃 二一、四八三
〃 六年	一七、〇七六	三四、六五一	五一、七二七	〃 一七、五七五
〃 七年	一四、四四三	三三、四三五	四六、八七九	〃 一七、九九二
〃 八年	一三、六六五	三七、〇二九	五〇、六九四	〃 三三、三六四
〃 九年	一三、〇〇五	四〇、八〇八	五三、八一四	〃 二七、八〇三
〃 十年	二八、三二九	一七、九〇四	四六、三三三	出超 一〇、四一五
〃 十一年	一三、三四九	二一、三三二	五三、六八一	〃 一〇、〇一七
〃 十二年	二七、九六八	一三、五四三	四一、五一一	〃 一四、四三五
〃 十三年	五、一八三	七五六	五、九三九	〃 四、四二七
〃 十四年	三三五	三二六	六四一	〃 九

であつたが、昭和十三年度に入り俄然激減し六百萬圓を低下し、十四年度は僅かに六十餘萬圓、十五年度は十月末日迄四百萬圓となり、彼我の貿易殆んど皆無同樣の狀態を現出するに至つた次第である。

又此間に於ける輸出額の推移狀況を見るに、昭和元年度に於ては五百三十萬圓と言ふ僅少額であつたが、其後連年增加の趨勢を示し、昭和五年度に於ては二千八百萬圓となり稍注目に値したのであるが、翌昭和六年より激減の傾向を示し、同年度一千七百萬圓、七年度一千四百萬圓、八年度一千三百萬圓、九年度一千三百萬圓に減少したのであるが、翌昭和十年より再び增加し同年度二千八百萬圓を急增し、次て十一年度三千百萬圓、十二年度二千八百萬圓となつた。この昭和十年より十二年度に至る三ヶ年間の輸出增進は昭和十三年三月成立した北鐵讓渡協定に據り北鐵代償物資として右三ヶ年間に亙り價額九千三百三十萬圓の物資をソ聯に交付したゝめである。この北鐵代償物資終了と共にソ側との取引激減し、輸出は昭和十三年度五百十萬圓、又十四年度は三十萬圓、十五年度（一月—十月）は四百萬圓となつたのである。

尙貿易關係を調べて見ると、昭和元年以降九年迄の貿易尻は不均衡であつて、常に本邦側に不利なる關係を示したのであるが、之は本邦側がソ聯より

木材、石油、石炭、魚類等の物資を比較的多量に輸入したのに對し、ソ聯側の本邦に於ける主要買付品が、茶、船舶、金屬製品、漁網及其他の漁業用品等の僅少種目物品に限られて居つた事情に因るのである。然るに昭和十年度より十二年度迄三ヶ年に亙り、從來の入超より出超に轉じたのは既記の樣に北鐵代償物資がソ聯に輸出せられた爲である。

因に北鐵物資としてソ側に交付せる價額九千三百三十萬圓の物品は約千八百萬圓の機械類（車輪旋盤、「デイゼル」機關、壓縮裝置、發動機、發電機「ボイラー」管、變壓機、石油發動機冷藏器、電氣裝置、「スウイッチ・ボックス」、移動電光裝置、移動式發電裝置、鑽孔機、避電機及び其他の機械を含む）、約千八百圓の船舶（曳船、水漕船、浚渫船、「モーター・ボート」、「フローチング・クレーン」、「タンカー」、「フイッシング ボート」、艀、泥艙船、「トランス・ローダ」、川崎船、鋼鐵單暗車、「デイゼル」船等を含む）、大豆及 大豆油、銅線、綠茶、「セメント」、織物類（人絹織物、本絹織物、毛織物、帆布）、漁網及「ロープ」類、帶鐵及鐵板類、小麥粉、人絹糸及 其の他の雜品等である。

昭和九年度以降現在に至る迄の連年の本邦對ソ貿易額を商品別に據り表示すれば左の通りである。（日本大藏省統計に依る）

（イ）昭和九年（一九三四年度）

（甲）輸出

品目	數量（百斤）	價額（圓）
綠茶	五七、九七〇	一、六三一、二三六
其他ノ茶	二四	一六、三七三
漁網	二、九〇四、四五八	一、五四六、六三三
小麥粉	三一、〇八一	一八八、八〇五
精糖	四〇、九〇四	二八八、〇五九
麻繩	一六、六六五	三六六、五九七
麻絲及麻線	四、九三五	一六一、四五二
コンデンス・ミルク	三二六、三七三	七四、八四九
石絨	四三、七六七	六一、六三四
石炭	二四、〇〇一	三〇、三二四
セメント	八、〇六二、三〇九	
其ノ他	一三、〇〇五、四九九	
輸出計		

（註）前記輸出額千三百萬五千四百九十九圓の內譯は歐露向輸出は百六十三萬八千八百二十八圓、極東向輸出は一千百三十六萬六千六百七十一圓

（乙）輸入

品目	數量（百斤）	價（圓）
鹹魚	八七七、八三三	一〇、七八三、五四三
其他ノ魚介類		七、八八四、九七〇
原油	七一〇、二九七（百ガロン）	八、〇七八、六三四
石油（原油又ハ重油ニ非ザル）	二一、二九三（百ガロン）	二、四五二、八五三
白金	六五七、四九四	二、四五二、八五三
石絨	五八、五六三	一、〇三五、二九七
鹽化加里（粗製）	一〇一、三〇七	七五六、三一四
木材	二九、二五一（立方米）	六一九、二三三

コーン・スターチ	五、三〇五	三〇、八八五
松精油	七四、三九五(リットル)	二八、九八二
松脂	八、一五九	七一、二四四
苛性曹達(粗製)	二、三六五	三三、二四〇
曹達灰及天然曹達	一三、四〇四	七一、三七八
重炭酸曹達	二、一七五	一〇、四五一
重クローム酸曹達	二、三六一	五八、六五四
石炭	一九八、三六八	二、六七〇、三〇一
屑鐵	五一、〇七四	七三、一三三
フイッシュ・グアノ		一〇八、六九一
其ノ他		二〇、八九二、三七〇
輸入計		四〇、八〇八、五三五

(註) 前記輸入額四千八十萬八千五百三十五圓の內譯は歐露よりの輸入は八百五萬五千六百二圓、極東よりの輸入は三千二百七十五萬二千九百三十三圓

(ロ) 昭和十年(一九三五年度)

(甲) 輸出

品目	數量(百斤)	金額(圓)
綠茶	九九、一一三	三、一一〇、九七四
小麥粉	一九九、〇九三	一、三八三、三一〇
生蔬菜	六九、三四七	二三八、四五八
乾蔬菜		一〇、八七八
果實		七五、六三三
砂糖	八、五五〇	五九、四九七
コンデンス・ミルク	六四二	四五、四〇五
以上食料品計		四、九二四、一五五
電動機及發電機	七三八	一三三、〇八四
配電盤	四六	六、五〇七
其他ノ電氣機械	九〇九	一七六、六五三
喞筒	四六四	三五、七一四
金屬及木工機械	三五六	四五、三七九
起重機	七六五	二一、五一二
內燃機關	一、三二三	一七、七七〇
其他ノ機械		五五七、七七〇
以上機械計		一、〇五四、三八八
鐵類	一五九、六八六	三、〇一九、一二七
桐ノ板、線及其他	四四、三三一	一、九〇八、五六一
絕緣電線	二八、五四九	九七二、三五四
工匠具		五六、二〇一
鐵釘類	九、八一六	八一、六三四
琺瑯鐵器	二一六	七、五〇三
罐詰用空罐	三、九六七	二三三、六七九
網	一、一四四	一三、四三三
其他ノ鐵製品		二四五、三九七
船舶(汽船ニ非ザル)	三六一隻	九二七、三五五
漁網	三三、一九四	二、〇七四、一八〇
麻繩	七九、四九〇	一、八九七、四八二
麻絲及麻絲	一三、一〇〇	三五六、〇七六
其他ノ線、繩、紐	八、四三九	七〇三、七八三
セメント	三、〇九五、四七一	一、八三九、八九五
人造絹糸	三、七二〇	三五九、四三九
綿布	六九四、六三四方碼	四七一、七三八
毛織物	三八五、一五三方碼	七〇一、九〇三
絹織物	二〇三、四二七方碼	三三一、一二六
人造絹織物	四〇三、八九七方碼	二〇五、四六一
椰子油	五一、三〇九	九四一、五四七
大豆油	三三、二九四	六三一、七九二
其他ノ植物油		一〇七、八六九
鰮油	四、五三四	六一、一七〇
靴底革	一、〇六七	一四九、二九九
樟腦	一、一一八	二〇三、三六三
コールタール染料	四〇、六八八	二〇一、三二一
護謨布		五、九三〇
ブランケット		四〇、三三〇
敷布		一三、七五二

靴		一三三、五七五
紐釦		三三、四八四
紙		一三四、六〇四
石炭	一三、六二三	一八六、三三九
陶磁器及硝子		四六、〇一八
時計、醫療器、蓄音機及其他ノ學術器		七八、〇五九
箱用板(松)	八五〇、〇五六	四二六、二三三
其他製品		三、六五〇、八六四
輸出計		二八、三一九、二〇六

(註) 前記輸出額二千八百三十一萬九千二百六圓の內譯は歐露向は輸出二百十三萬七千九百五十三圓、極東向輸出は二千六百十八萬一千二百五十三圓

(乙) 輸入

品目	數量(百斤)	價額(圓)
銑鐵	三、五八四、四一六	八、三一四、四八〇
原油	一、三七三竏	三三、〇五三
其他ノ鑛油	五三、九五六竏	二、五七四、四三七
木材	七六、六七〇立方米	一、四一〇、三九九
白金	四七〇、三一四	一、七四〇、三八二
鹽化加里	一三一、二六四	九〇九、四八三
石炭	四五、六三三	六一八、一三七
石絨	四一、八二九	七五二、四二三
サントニン	一、四九五	四三五、三六八
鹹魚	一六、一七一	二四七、三八七
其他ノ魚介		二五四、九六四
寶石		一二八、五〇一
松精油		一六、二五三
其ノ他		四六九、二七六
輸入計		一七、九〇四、四四一

(註) 前記輸入額一千七百九十萬四千四百四十一圓の內譯は歐露よりの輸入は一千四百五十萬三千百八圓、極東よりの輸入は三百四十萬一千三百三十三圓

(ハ) 昭和十一年(一九三六年度)

(甲) 輸出

品目	數量(百斤)	價額(圓)
發動機及發電機	二〇、一一四	三三六、八〇〇
變壓機	六、九七九	二八〇、七五七
配電盤	二四一	二九、九六〇
其他ノ電氣機械	四、七四九	九九一、七一三
內燃機關	二七、〇六四	二、七三二、三五六
汽罐	二、八六五	六四、七三三
喞筒	一、三四四	一五一、九三七
金屬工機械	二八、六四九	一、六七二、八五一
紡績機	一三、〇一一	八六、七三五
印刷機	一二	四九〇
織布機	六、一八六	一〇四、二一九
其他ノ機械		九七七、七四九
以上機械計		七、三一〇、二八〇
汽船	三一隻	六〇五、〇〇〇
其他ノ船舶	八五隻	一、八〇三、八五八
船舶計		二、四〇八、八五六
綠茶	四六、八一四	一、九五〇、六一三
小麥粉	六一、五五六	二〇六、一四一
生蔬菜	八、六七四	四三、一六二
蔬菜種子		七、〇七七
椰子油	一〇、〇〇九	一九五、〇八四
ヒマシ油	八三三	三三、九七七
其他ノ植物油	八四三	一六、九三四
セメント	一、九七一、五七三	一、二五三、九一四
金屬		二、八〇五、八四九
銅線、銅板、銅管	八、四三一	四四七、六七八
絕緣電線	一〇〇、九一六	三、六九三、一八四
人造絹糸	一三、八三六	一、三九六、五五二

品目	數量	價額(圓)
靴底革	一二、四三五	一、六九五、二六四
合成染料	二〇、三六七	三三四、四一〇
樟腦油	八三	一一、一五〇
樟腦	八二	一五、八九九
其他ノ藥材	一、〇一五	三三、〇六〇
紙類	四二、七八九	一三八、七六三
紐釦	六、四九五クロース	一七、八九〇
電球及ランプ		一八三、三一九
自轉車	一、〇〇三輛	三一、五八〇
其他雜品		二〇〇、六六〇
輸出計		三一、三四九、八四三

(註) 前記輸出額三千百三十四萬九千八百四十三圓の內譯は歐露向輸出は八百三十五萬七千二百八十四圓、極東向輸出は二千二百九十九萬二千五百五十九圓

(乙) 輸入

品目	數量(百斤)	價額(圓)
銅及金屬		一五、一七〇、一〇三
松精油	六七、五三一	三三、八三一
其他ノ油脂蠟		四、一〇七、八三〇
硫酸アンモニューム	一三、四七八	八八、一〇三
其他ノ藥材		一〇四、六八九
サントニン	二、〇五〇瓩	五六一、九八九
石絨	三八、五〇〇	四七七、八二八
飼料	四一、五三四	三五八、七四八
大豆糟	一五、三三三	七五、六四二
石炭	五、七〇八	八六、八一三
工匠具		一一、三三七
ドリルス		一三、六一四
縫衣機	七、四六八	一五、九一九
貴石		二七、〇五九
其ノ他		三〇一、一九七
輸入計		二一、三三二、六九〇

(註) 輸入額二千百三十三萬二千六百九十圓の內譯は歐露よりの輸入は一千四百五十二萬四千八百五十四圓、極東よりの輸入は六百八十萬七千八百三十六圓

(ニ) 昭和十二年（一九三七年度）

(甲) 輸出

品目	數量(百斤)	金額(圓)
金屬工機械	二七、〇六二	一、五七四、四五一
內燃機關	一三、二〇一	一、一六四、九五七
電動機及發動機	八、五六六	七八二、八五八
汽罐	八、三三九	四〇七、〇八〇
起重機	四、一一一	五六五、三五〇
開閉器	七五	九、三五〇
其他ノ機械及部分品		一、七三三、四五九
以上機械計		四、六〇五、七九三
學術器		一〇一、七四七
汽船	二隻	九、八七六、九五一
其他ノ船舶	九六隻	二、五五一、七三四
船舶計		一二、四二八、六八五
綠茶	八二、七七三	四、五一九、五四六
セメント	三、二〇九、五九二	二、一三三、二九一
金屬		一、四三六、二六九
銅線	二、三七二	三三九、五五一
絕緣電線	七、一一三	四七、三五三
リベット、ボルト	二、四〇九	一四、八三四
其他鐵製品	四、〇七五	一四六、四五八
黃銅製品	一〇八	八、〇〇四
寒天	一七	五、五五〇
靴底革	八二四	一二七、三三七
藥材		三五、〇〇〇
紙類		七五、四八〇
礦物及製品		一九、二〇〇

品目	數量(百斤)	金額(圓)
軟質ゴム製品（ホース）	一九〇	二二、四九〇
生蔬菜	六、四五七	三三、四四六
殺虫液	一〇〇	一一、〇七〇
麻糸及麻線	三四二	一三、九六〇
雜品		一二八、六八六
合計		二七、九六八、〇〇三

(註) 前記輸出額二千七百九十六萬八十二圓の內譯は歐露向輸出は四百三萬六千七百二十一圓、極東向輸出は二千三百八十三萬一千二百八十一圓

(乙) 輸入

品目	數量(百斤)	價額(圓)
罐及金屬		七、〇五三、一一八
油脂腦		三、七二四、九九七
木材	四、一二八立方米	七、〇五三、一一八
サントニン	二、七九七瓩	四五三、四六〇
石絨	六八、九五三	六八四、三三八
藥材		一一、二四九
貴石		一三五、九四四
石炭		六〇、〇七八
煙草		九、七二一
毛皮	一八二	四、七九七
機械		五、六四五
活動寫眞フヰルム		四、三九一
壓搾瓦斯塡充用鐵シリンダー	二、一一四	八三、〇二一
ドリルス	四八、六二一	三五、四四九
縫衣機	六二、三三四	一〇三、四八二
雜品		八八、六七二
輸入計		一三、五四三、七〇八

(註) 前記輸入額一千三百五十四萬三千七百八圓の內譯は歐露よりの輸入は九百六十四萬一千七百九十五圓、極東よりの輸入は三百九十萬一千九百十三圓

(ホ) 昭和十三年（一九三八年度）

(甲) 輸出

品目	數量	價額(圓)
茶	三三、四七二	一、五三三、〇〇〇
內燃機關	四三	二七七、〇〇〇
發動機及發電機	二、六	三〇、〇〇〇
金屬工機械	三九	一五、〇〇〇
起重機	一三、一三五	四三六、〇〇〇
其他時計、學術器、機械類		一、五四九、〇〇〇
汽船	八隻	八七八、〇〇〇
樟腦油	二三〇	三一、〇〇〇
紙		七〇、〇〇〇
鑛及金屬		一六〇、〇〇〇
竹製品		三三、〇〇〇
雜品		五三、〇〇〇
輸出計		五、一八三、〇〇〇

(註) 右輸出額五百十八萬三千圓の內譯は歐露向輸出は四十六萬九千圓、極東向輸出は四百七十一萬四千圓

(乙) 輸入

品目	數量(百斤)	價額(圓)
サントニン	一、一八九瓩	二三四、〇〇〇
石絨	一一、三九八	一〇五、〇〇〇
木材	六、一七三立方米	一一一、〇〇〇
雜品		三一六、〇〇〇
輸入計		七五六、〇〇〇

(註) 右輸入額七十五萬六千圓の內譯は歐露よりの輸入は三十七萬七千圓、極東よりの輸入は三十七萬九千圓

(ヘ) 昭和十四年（一九三九年）

(甲) 輸出

品目	數量(百斤)	價額(圓)
果實		三〇三、〇〇〇
樟腦油	一五〇	二、〇〇〇
內燃機關	五〇	二、〇〇〇
紙及パルプ		二四、〇〇〇
其他		六六、〇〇〇
輸出計		三三五、〇〇〇

(乙) 輸入

品目	數量	價額(圓)
サントニン	七九一瓩	一七二、〇〇〇
鑛及金屬		九一、〇〇〇
皮毛、骨角、齒類		四七、〇〇〇
木材	一九三立方米	三、〇〇〇
其他		四、〇〇〇
輸入計		三二六、〇〇〇

五、日ソ通商協定締結

前掲の如く日ソ貿易の過去に於ける實績は其の金額より見て大體巨額に達し得なかつたのである。日ソ貿易停頓前數年間に於ける輸出入は四千萬圓乃至五千萬圓であつたが、昭和十五年度上半期の貿易は、日本の對ソ輸出約四百萬圓(人造絹糸、綱索、綱其の他)に低下し、且ソ聯よりの輸入は絶無の狀態となつたのである。而して昭和十五年度後期より日ソ貿易は皆無の狀態となつてしまつたが、其れには政治的並に外交的理由と第二には經濟的理由とに左右されたことは勿論である。支那事變と之に伴ふ對重慶政策、防共協定、獨ソ不可侵條約並に通商協定、其の歐洲諸國との躍進的外交及對歐隣接小國の併呑政策等はソ聯の西漸政策と南進に大なる影響を與へたことは事實である。

之に加へてソ聯が對日通商上に從來取引し來つた貿易品は、日本側より綠茶、船舶、漁網及漁用品等の數品目に限られ、ソ聯側よりは木材、石油、石炭等の數種に止つてゐたことである。昭和十年より十二年の三ケ年間に亘つて行はれた處の對ソ輸出は、所謂北鐵代償物資としての輸出であつたために其の品目は凡ゆる部門に及び、機械、セメント、織物、雜貨等多品目に達したのである。

殊に第三次五ケ年計畫の遂行と一九三二年以來の軍備擴充の促進は、國產業殊に輕工業の發達と國內資源の確保といふ建前よりして、ソ聯は重工業に重點を置いたことにより、從來の日ソ貿易不振の主因と云ふことが出來るのである。

然しながら、國境を接してゐる兩國が、貿易經濟上に沒交渉に陷るといふことは兩國々交上好ましからざる結果を招來することは勿論であつて、經濟上の暗影を除去し、通商再開を企圖するの急務であることは、兩國前途の上にも是非必要な事である。

昭和十二年の北鐵代償取引解決以來の停頓狀態を打開せんと努力してゐたが、偶々張鼓峰事件、ノモンハン事件其の他滿ソ國境の小越境紛爭等起り、兩國間に暗雲低迷して國交の危機さへ

憂慮されるに至つたが、ノモンハン停戰協定成立後兩國々交調整の氣運好轉し、昭和十四年十一月二十日當時駐ソ大使であつた東鄕大使はモスクワに於てモロトフ外務人民委員と會談し、日ソ通商協定統結交渉に關して意見の一致を見るに至り、翌昭和十五年一月モスクワに到着した我が松島スエーデン公使は東鄕大使を補佐し、ミコヤン外國貿易人民委員其他關係者と本格的交渉を開始したのである。

其後東鄕大使は歸國し、建川美次中將がソ大使となり、同大使により細目事項の討議に移ると共に時日の經過を餘儀なくされたのであつた。然るに昭和十六年四月の松岡外相訪歐の際に行はれた松岡スターリン會見は、兩國々交上の一轉期を來たし、且つ世界的意義を持つ日ソ中立條約の成立は、兩國々交を再び正常に復したのであつて、松岡外相はスターリン黨書記長及モロトフ人民委員會議長兼外務人民委員と會談の際、通商問題の促進方をも協議し、双方意見の一致を見るに至つたのである。

斯くて同年六月十一日左の內容の如き通商貿易及び支拂協定の妥結を見るに至つたのである。

一、通商協定

1 有効期間は五ケ年、但し特に廢棄の通告を爲さざる限り、効力は爾後自動的に更新する

イ、輸出入稅

ロ、輸出入禁止制限

ハ、船舶及び貨物

ニ、稅關等の手續

ホ、噸稅、港稅、水先案內料等に關する最惠國待遇

二、貿易及び支拂協定

1 有効期間を一ケ年とし、廢棄の通告を爲さざる限り引續き一ケ年づゝ延長せらる。

2 貿易は一對一の求償(卽ち輸出入總額を均等にす)に基づき行ふものとす。

3 協定一ケ年間における輸出は、生糸、繭、機械及び器具類、樟腦油、雜貨及其他合計三千萬圓、輸入は石油、滿俺鑛、白金、肥料及雜品等合計三千萬圓、從つて輸出入合計六千萬圓とす。

4 取引の支配は原則として圓貨で行はれる。

なほ本條約に基づく具體的取引は我が當業者と駐日ソ聯通商代表部との間に、又右に伴ふ支拂決濟の具體的細目は正金と通商代表部との間に交渉が行はれることになつてゐたところ、旬日後の廿二日獨ソ戰勃發のため、自然同交渉は中絶されるに至つた。

併し當時略々決定を見ることになつてゐた支拂決濟の方法は大要左の通りである。

一、兩國間の支拂は圓をもつてする、但し右圓貨は何時でも自由に外貨に轉換し得るものとし、且つ

貿易外の支拂にも充當される。

一、支拂決濟の方法としては內地特殊爲替銀行に特別口座を設け、ソ聯より輸入したる時は內地輸入商は圓で此の口座に拂込み、又ソ聯が本邦物資を輸入した時は同樣圓で此の口座に支拂ふ。

一、支拂決濟事務は正金をして當らしめる。

六、註日ソ聯通商機關

ソ聯邦の通商貿易は冒頭にも述べた通り國營獨占であり、個々の貿易機關には直接對外取引を行はしめない建前になつてゐる關係上、對外取引の特別機關が必要とされ、斯る機關として外國貿易人民委員部直轄の在外通商代表部なるものがあり、これがソ聯の通商國に駐在せしめられてゐる。此の通商代表部が本國企業からの買附乃至輸出委託をうけ、本國の企業機關の利益を代表し、駐在國商社と取引契約を結ぶのである。

在外通商代表部員はすべて駐在國との協定により、外交官待遇を享受してゐる場合もあり、又本邦の如く通商代表だけ治外法權を享受し、他の部員は一般外國人として取扱はれる場合もある。從つて通商代表部をソ聯の公館と見做すものと、普通の外國商事會社と見做すものとの區別が生じる場合もあるが、我國では商事會社と同樣の法的取扱ひを爲してゐる。

駐日ソ聯通商代表部は東京都麻布區新龍土町十二番地に在り、現在は通商代表を置かず、代理が事務を執つてゐる。

北洋漁業

—北洋漁業—

目次

一、はしがき
二、北洋漁業の意義
三、日本側露領漁業沿革
四、波瀾の昭和十三年度
五、昭和十四年度
六、昭和十五年度
七、昭和十六年度
八、昭和十七・八年度
九、日蘇漁業株式會社の創立
日ソ漁業條約
日露漁業條約
自由出漁時代
暫定三ケ年協定
日ソ復交と漁業權の確認
田中・カラハン協定
廣田・カラハン協定
第一次暫定協定
第二次同
第三次同
第四次同
第五次同
第六次同
第七次同
第八次同

一、はしがき

ソ聯が對外的權益として最も重要視してゐるものは、何と云つても極東に於けるところの對日折衝で、即ち極東漁業（我が國では露領漁業と云ふが、廣義的には北洋漁業と總稱してゐる）で、第二には北樺太石油、第三には北樺太鑛業の各採掘權である。

而してこの露領漁業はじめ石油並に鑛業は、日本が斯の日露戰役の多大なる犧牲の代償の一部として、ポーツマス條約によつて獲得したところの所謂血の權益である。

我々日本人としてソ聯の事情を識る前に、是非ともこの北方に於ける日本の權益の狀態を識つて置かなければならぬのである。北方に於ける陸の前衛及生命線がソ滿國境であるならば、海の前線は正に北洋であり、即ち日ソの國境である筈だ。特に大東亞戰勃發以來、北への關心は軍事上にも重大なる據點となつて現れ、昭和十七年六月の皇軍アリウシャン列島進出となつたが、越えて昭和十八年五月二十九日に於ける山崎部隊長以下二千數百名の勇士がアッツ島に於いて玉碎した壯烈な狀況は、今尙我々の腦裡に深く々々燒きつけられて、一億の眼が北洋の彼方を睨んで其の復仇を誓つたのである。

北洋を！　我々は一時も忘れてはならぬ。

二、北洋漁業の意義

北洋漁業は近年に於てソ聯領に屬するカムチャッカ半島や大陸の沿海州のみならず、所謂公海においても、鮭鱒漁業や蟹漁業其の他が行はれるやうになり、北千島から更にアラスカのブリストル沖にまで發展して來たため、北洋漁業そのものの範圍が、地理的のみならず、經營の種類に於いても著しく擴大されて來た。そこで北洋漁業とは、北海道、樺太、北千島、ソ聯領漁區及アラスカ沖取漁業までも包含したところの、極めて廣範圍の企業形態を指すやうになつてゐるが、一般的解釋としては北緯五十度以北といふことになつて居り、日本領並に日本領海以外の北洋に於ける漁業を指すやうになつてゐる。

而して現在行はれてゐる漁業海域は日本海、オホーツク海、ベーリング海及び目下日米決戰場裡にあるアリウシヤン列島近海の北太平洋で、この三海洋の漁業海域全面積は約二百萬平方浬といはれてゐる。

このうちベーリング海は最も廣大で七十六萬平方浬、オホーツク海五十五萬平方浬、北太平洋五十萬平方浬、日本海十九萬平方浬といふ廣大な海域が漁場となつてゐるわけである。そしてこの北洋水域一帶は漁業上最も重要視されてゐる百尋以内の淺海が廣範圍に亙つてゐるため、魚族の棲息に最も適し、他に比類を見ない程に豐富な蕃殖を示して居り、所謂世界三大漁場中に於ける鮭、鱒、蟹等の棲息狀態は第一位で、之に次いで鰊、鱈、大鮃、鰈、鰯等も豐富であり、鯨も亦相當量の漁獲を齎らしてゐる。

北洋漁業を其の經營の種類によつて大別すると、一、陸上經營（露領漁業）と、二、海上經營（公海漁業）とに別けられ、日本側は露領、公海、北千島の三漁業形態となつてゐるが、最近日本水產業の整備統合により、ソ聯領漁業は特殊的な單一存在を以て望むことになつたのである。

露領漁業は我が國にとつて歷史的にも、經濟的にも、最も重要性を持つもので、數百年前よりの國益開拓者の犧牲的熱意によつて開拓されたものであり、又明治三十七・八年戰役の戰果によるポーツマス條約による權利であるのである。經濟的には年產約五千萬圓を超ゆる漁獲高を擧げ、此處に働く數萬の漁業戰士によつて送り出される生產品は、我が國の重要輸出品目として躍進日本の國民經濟を充分に潤してゐるのである。從つて本漁業は我が國策の一として經營され、外務、農商、海軍、運輸通信、厚生各省の綜合的擁護指導により發展してゐることは勿論である。

三、日本側露領漁業沿革

北洋進出の邦人漁業の歷史は相當に古く、舊幕時代に松前藩が蝦夷地を管轄下に入れる以前に遡ることが出來る。其の間に於ける間宮林藏、近藤重藏、錢屋五兵衞、高田屋嘉兵衞等の犧牲的精神によつて、この北方が我が國の領域として擡頭しつゝあつたことは餘りにも有名な事實として周知の通りである。

然しながら日本が國家としての正式な宣言は何と云つても明治の聖代に入つてからであることは殘念である。安政五年以來、時の德川幕府によつて度々行はれたところの日露國境問題は、維新前後の政變によつて中斷してしまひ、明治八年九月（一八七五年）の榎本・ゴンチャロフ會談によつて千島・樺太交換條約となつたが、當時の日露兩國の客觀的關心は、北方よりも南方の支那市場に向けられ、日本も亦北洋に於ける漁場を充分に利用伸張するの機會を持たなかつたのである。

明治十四年（一八八一年）露國の極東提督は

『サガレン東海岸、オホーツク海、カムチャッカ並に附屬諸島嶼における外國人の漁業取締規則』

なるものを發布して、當時漸く擡頭して來た日本人の北洋に於ける漁業進出を制限するに至つたので、其處で日本政府は、北進氣運を釀成しつゝあつた邦人の露領漁業に對する取締の苛酷を緩和するために、明治二十八年（一八九五年）に至つて、露國政府に對し日露漁業協約の締結を提議したが、當時世界一の陸軍國と自他共に許容してゐた露國は、遂に有耶無耶のうちに年月の經過を餘儀なくし、默殺の形となつてしまつたのである。

然しながら明治三十七・八年（西歷一九〇四・五年）の日露戰役の結果はこの邦人の露領漁場進出に對して國家的權力を以て保護育成をするに至つたのである。ポーツマス媾和條約の第十一條に

『露西亞國は日本海、オホーツク海及ベーリング海に臨する露西亞國領地の沿革に於ける漁業權を、日本國臣民に許與せんがため、日本國と協定をなすべきことを約す』

と規定せられ、更にこの條約を基礎として、明治四十年（一九〇七年）七月二十八日ペテルブルグに於て、日露漁業條約が正式に調印され、同年九月十一日に公布されたのである。

其の後一九一四年の第一次歐洲大戰によつて露西亞國內に革命勃發し、遂に帝政露西亞は崩壞して、ロマノフ王朝は悲慘なる歷史を殘すに至つた。この間露西亞は、一時無統制國家を出現し、日・米・英各國はシベリヤに出兵して、居留民の保護に當つたが、露領漁場に對する日本側の出漁は、止むな

く自由出漁を餘儀なくされたのである。このために十二年を期間とせる右條約の更新期が到達しても、容易に改訂の機運を見出すことが出來なかつたのであつて、極東地方の政治的不安定は我が漁業權の擁護と漁業開發の上にも、種々の不安定な狀態が續けられてゐたことは勿論である。

斯くする內にロシア勞農政府は確立したので、大正十四年一月二十日に至り、北京に於て日ソ基本條約が芳澤・カラハン兩大使によつて調印され、此處に我が露領漁業權は勞農政府により正式に保證を受けることとなつた。即ち其の第二條に於て、ポーツマス條約が完全に效力を存續することを規定し且つ之に基いて同年十二月よりモスクワに於て、日ソ兩國當事者の間に新日ソ漁業條約の締結交涉を開始したのである。

一、ソ聯國營企業の優先的漁區取得問題

二、ソ聯個人漁業者と國營との相互關係問題

三、漁獲標準商の問題

四、露領漁業勞働問題

等のため兩國の主張は對立して、一時は暗礁に乘上げたかの觀があつたが、偶々訪露中の後藤新平伯の居中調停を得て、漸く妥結點を見るに至り、日本人の利益を尊重すべきソ聯政府の證明となり、二年一ケ月の時日を費した本交涉も昭和三年（一九二八年）一月二十三日に至り漸く正式調印を見るに及んだのである。

當時に於ける北洋漁業の情勢は、ロシア人の技術的劣勢と漁業經營の立遲れとにより、日本側漁業は殆んど獨占に近い優位な狀態にあつたのである。之を數字的に示すと次の通りとなつてゐる。

年次	日本側漁區	露人側漁區
一九二二年	二六四漁區	五七漁區
一九二三年	二五四漁區	三四漁區
一九二四年	二三四漁區	四九漁區
一九二五年	二四〇漁區	四六漁區
一九二二年	二五二漁區	四六漁區
一九二七年	二三九漁區	四〇漁區
一九二八年	二三九漁區	四二漁區

右の如く當時に於けるソ聯側漁業は到底日本人側漁業に對し太刀打をなし得ない劣勢な狀態であつたのである。

昭和三年（一九二八年）五月二十三日に日ソ漁業條約の批准交換を終へ、翌四年より之が適用されることになつたが、其の新條約による出漁第一年に於て計らずも、日ソ漁業關係に未曾有の紛糾を惹起するに至つたのである。其れは

一、出漁諸條件に關する日ソ兩國の意見の相違による對立

二、日本人漁業者間に於ける漁場占有權の爭奪事件

の二つであるが、（一）の日ソ間の對立は、ソ聯側より入札保證金の引上要求、冷凍冷藏以外の製魚禁止、漁撈及

陸揚の際に於ける機械使用の禁止、最終漁期を九月七日に短縮する等、日本側の利益を無視せんとするものであつたが、我が外務省通商局は當時の駐日ソ聯大使トロヤノフスキイ氏との折衝の結果、日ソ相互の讓歩による妥協が東京會談によつて三月末調ひ、四月五日浦潮に於て漁區競賣と決定したのである。然るにこの四月五日の浦潮に於ける漁區競賣に際し、關西財界の惑星たる島德藏氏をバックとする宇田貫一郎氏の漁區高値落札により、日魯及西出兩漁業の露領に於ける優秀漁區八十八個所を競落したため、日本側の紛糾を醸し、ソ聯側をして日本側內部不統一の機會を利用せしめるの不利な狀態となつたのである。然しこの突發的事件も鄕誠之助男の調停により妥協解決することが出來たが、この對外的及對內的の不利な紛爭は、ソ聯側漁業をして進出の契機を與へ、我が方は僅かに二漁區を增加せる二百五十七に對し、ソ聯邦側は一躍四倍の激增振りを示し百六十二漁區を取得したのである。爾來ソ聯側は我が漁業に對する壓迫を陰に陽に强化し、露領漁業問題は日ソ兩國の國交上の一問題として每年論議の中心となつたのである。

斯くの如きソ聯側の逐年に亙る進出と露領に於ける日本側漁區の壓迫とに刺激されて、我が北洋漁業の大同團結計畫が進められたが、昭和六年（一九三一年）秋には果然日ソ漁業新交涉の機運が到來し、我が廣田駐ソ大使は各種の問題と條約解釋上の不一致點等に關する解決を期し、更に邦人現有漁區の安定によつて將來に於ける紛議勃發を未前に防止すべき具體案を以て、眞剣なる交涉が續けられた結果、一年に亘る會談を經て、昭和七年（一九三二年）八月十三日に至り邦人漁區安定に關する協定が調印されたのであつて、之は廣田全權大使とソ聯側カラハン全權委員との間に行はれたために、一般に廣田カラハン暫定協定と稱されてゐる。

此の間、日ソ兩國の種々な紛爭が頻發し、北洋漁業の操業上にも幾多の困難なる事態を生じたので、我が北洋漁業關係官民の間には、露領水域外三浬の公海に於ける漁獲法が考案されるに至つたのである。之は露領沿岸地區に於て多量の漁獲高を擧げつゝある事實に鑑み、沿岸三浬外の公海に於ても亦相當の漁獲量を有する可能性があることを考へ付いたからである。公海は名の如く萬國公海なるが故にソ聯の干涉も要らず、又租借料等の國際的折衝も不要である等種々なる利便を有してゐるので、之が企業に着手することになつたが、果して所期の目的通りの成果を擧げ得るや否やに就いては、我が經驗豐富な當時の北洋漁業家と雖も一抹の不安があつたのである。

それはこの公海に於ける漁業、即ち沖取漁業に就いては、昭和二年頃より

既に實行されて居たのであつた。即ち北洋漁業の先驅者として、又名物男であつた故平出喜三郎氏及び故高松喜六氏の兩氏が、北洋公海に出漁して沖取漁業に從事してゐたのであるが、其の當時の漁撈法は沿岸漁業と同樣の定置網によつて行はれ、然かも漁具の不備或は漁期の不適、其の他の種々なる惡條件のために不成績を續け、昭和四年に於ては僅かに一隻の出漁に止まり、其の漁獲高も亦僅かに四千五、六百尾に過ぎない狀態であつた。

公海に於ける沖取漁業は露領沿岸漁業に比し、自由なる狀況下に於てなされる處から大いに其の利用が考究された結果、翌五年には沖取母船は八隻に增加し、其の水揚高は六十八萬尾を算し、玆に斯業の將來を確保するに至つたのである。

更に昭和六年には出漁母船十二隻、漁獲高百十七萬二千尾となり、同七年には母船十六隻に達し、漁獲高は一躍三百二十八萬尾餘となつて、公海漁業の本格的基礎を作つたのである。

斯くの如く沖取漁業の發展竝びに其の事業の好成績は遂に魚族の保護を必要とする樣になり、漁獲制限問題、或は對ソ漁業政策の上よりする北洋漁業統制問題等相次いで起り、農林省は國策的立場より、この沖取漁業經營の各企業者に對して、合同の必要なることを慫慂したのである。

此處に於て當業者側も亦其の必要なるを悟つたのであるが、合同に必要な各社の事業評價の點に付いて、各社共に利害長短の一致を缺き、多少の紛糾を生じたのである。之がため農林當局の斡旋するところとなり、評價の標準を、流網の許可反數、制限獨航船數、及漁獲數の三原則によつて公正に按配し、太平洋漁業、沖取合同漁業、大同漁業、平出漁業、沖取產業、坂本漁業藤木水產、袴漁業の七社は合同して、太平洋漁業會社に統一し、昭和十年二月資本金八百萬圓に增資を完了したのである。

然るに昭和三年締結の日ソ漁業條約は、昭和十一年五月二十二日を以て滿期となり、之に伴ひ右暫定協定による邦人漁區の安定期限も同日を以て滿了となるために、同條約の改訂により安定漁區の期限延長を條文化し、邦人漁業權の確立を强化する目的のため、モスクワに於いて當時の駐ソ太田大使とストモニヤコフ外務人民委員代理との間に折衝が行はれ、幾多の曲折を經て昭和十一年（一九三六年）十一月二十日モスクワに於て正式調印をすることになつたのである。

然るに偶々日獨防共協定成立の內報がソ聯側に漏洩したため、ソ聯側では種々の口實を設けて、右改訂條約の調印を拒否するに至つたので、止むなく右條約改訂交涉に於て成立せる諸條件を基礎に、同年十二月末に至つて漸く一ヶ年間有効の漁業暫安協定の締結を

見るに至つたのである。

昭和八年度以降の沖取出漁母船數及漁獲高を示すと左の通りである。

昭和八年	母船二〇隻	漁獲高	五六二萬尾
同 九年	同 一六隻	同	八九四萬尾
同 十年	同 八隻	同	一、一五二萬尾
同 一二年	同 七隻	同	一、〇〇七萬尾
同 一三年	同 七隻	同	一、〇二一萬尾
同 一三年	同 七隻	同	九八二萬尾
同 一四年	同 二隻	同	一、一六五萬尾
同 一五年	同 一〇隻	同	一、〇三九萬尾

四、波瀾の昭和十三年度

昭和十三年度露領漁區競賣入札は二月二十八日正午より、浦潮極東漁業廳で施行され、日本側より日魯漁業、佐野、荻布の三社代表參加し、開票の結果、鮭鱒漁區日本側一九、ソ聯側三三計五二區が落札、蟹漁區は日本側〇、ソ聯側七、不落又は無入札三となり、日魯漁業の更新五年漁區二〇ヶ所の內カラギンスキイ區の第一〇一七區、キジワ區の第五〇五區の二區はソ聯側のため競落された。

不落となつた二漁區は元日魯の第五六七區、元佐野の第五〇三區、無入札漁區は元ダリルイボ・ブロドクトのものであつたが、同年三月十五日再競賣を施行した結果、日魯は五六七區、不落のダリルイボは五四七區を落札、不落の五〇三區は又々不落となり、之に對しては再競賣を行はず、玆に十三年入札を終つたのである。

過去三ヶ年に及ぶ暫定協定による漁業經營は、其の年度每に復雜なる交涉を要してゐたため、帝國政府に於ても昭和十三年こそ飽くまで改訂條約の正式調印を期すべく、屢々モスクワ政府に交涉を試み、嚴重なる督促を續けて來たが、ソ聯邦側は不信にも條約に關する會談を拒否の態度を續け、本問題とは全く關係なき北鐵代金支拂問題、宗谷海峽自由航行問題等を取上げて來り、又日本側の條約提案は最高會議の外交委員會に於て審議中なるを以て、之が決定を待つの要ある等極めて不誠意の狀態を續け、十二月十一日に至り東鄕・リトヴィノフ第三次會談に於ては明かに酒匂・カズロフスキイ協定案の調印を拒否するに至つたのである。

而して改訂條約の交涉は、北鐵代金支拂を前提とし、然らざれば酒匂・カズロフスキイ案は既に何等の拘束力を有せず等の矛盾せる言明をなすに至つた。

帝國政府に於ては、新漁業協定交涉繼續中の措置として、飽くまで嚴正なる方針を固持し、ソ聯側の不法なる申出を一蹴して來たのである。

一、現行漁業條約及附屬文書の期間の延長

二、一九三二年八月十三日、日ソ兩國間取極に依る安定漁區契約の延長（廣田・カラハン協定）

三、罐詰工場特別契約の延長

四、現行留換算率（幣原・トロヤノフスキイー協定）

等の内容を有する暫定協定取極めの提案を堅持してソ聯側に其の反省を促したのである。

斯くして飽くなきソ聯側の無謀なる出方により、第四次暫定協定取極に關する交渉は、昭和十三年十二月十三日に行はれた第四會談より、同二十三日に於ける第八次會談に至るまで、東郷大使は帝國政府の根本的主張たる前記の四點を貫徹するために、强硬なる努力を續けたにも拘らず、リトヴイノフ外務人民委員は頑迷なる主張を以て反省せず、暫定協定の取極めも、暗礁に乗り上げた形となつてしまつたのである。

ソ聯側は暫定協定締結の條件として安定漁區を競賣に附すべきことを要求すると共に、漁業の保護及軍事上の考慮から、四十漁區を日本人經營から除外して、之を接收せんとし、且廣田・カラハン協定の効力延長の停止を提言し來つたのである。

ソ聯邦側のかゝる不法なる行動は、遂に翌昭和十四年三月十五日の漁區競賣に於て、ソ聯の一方的單獨競賣となつて現れたのである。

我が外務省は情報部長談を發表して最近の漁業交渉の經緯と、帝國の決意とを中外に闡明したのである。

○漁業交渉經過

（外務省情報部長談）

一、さきに發表した通り漁業交渉は東郷・リトヴイノフ間に年初頭以來引續き行はれ來つたが捗々しく進行せず、我が方では之が打開のため、二月上旬除外漁業區の大部分につきこれをソ聯邦側漁區と交換する案で妥結方東郷大使へ訓令した。然るに二月二十二日右訓令による東郷大使の提議に對してもソ聯邦側は更に歩み寄りの色を示さず、且つ三月十五日にはわが方の重要視する安定漁區を含む競賣を斷行すべき旨を述べた。

二、次いで東郷大使は二月二十八日、三月十一日及び十四日の會談で、リトヴイノフ委員に對し、日本國内に捲き起りたる各方面の强硬意見につき篤と注意を喚起し、妥結に達するの得策なる旨を反覆慫慂した。これに對しリトヴイノフ委員は細目に關し多少ソ聯邦側の考へを具體的に述べるところはあつたが、依然として競賣案を固執して讓らず、十四日の會議で東郷大使は競賣延期方を求め、之を强行する場合には日本側は斷然之に參加せざる旨を告げたが、リトヴイノフ委員は競賣は斷行すべく、なほ競賣で全部競落しなければ從來通り最後的競賣を行ふであらうと答へた。依つて東郷大使は我方の同意なき競賣の結果については之を承認し得ざる旨を明瞭に申入れると共に、ソ聯邦側が一方的不法行爲を敢へてする以上、我が方は自衛的行

動に出づることあるべき旨を述べ反省を求めた。

三、我方としては本件に關し專ら平和的解決を念とし、今日に至る迄難きを忍び隱忍自重交渉を重ねること前後十六回四十數時間に亙る會商を行ひたるにも拘らず、ソ聯邦側はあく迄自説を固執して一歩も讓らず、我が方との協力に應ぜざるのみ、わが方より中止を力説したるにも拘らず、一方的競賣の斷行を言明するに至つた。我が方としては何處までも外交々渉により本件を解決せんがために、最後の瞬間まで最善の努力を試み、以て目的の貫徹を期するものなるが、之とて自ら限度のあることは言を俟たない。從つてソ聯邦側今後の出方如何によつては遂に斷乎たる決意をなすのやうなきに至るを得し難い。この場合一切の責任は一に懸つてソ聯邦側にあることを銘記すべきである。

斯くの如き帝國政府の重大なる決意と、飽くまで忍耐强く最後の瞬間まで外交々渉により圓滿なる妥結を行はんとした我が方の努力は、遂にソ聯側も動かすべからざることを知り、四月二日深更に至り東郷・リトヴイノフ協定成立し、玆に危機に直面せる漁業交渉も第四次暫定協定となつて解決を見るに至つたのである。

五、昭和十四年度

東郷・リトヴイノフ協定によつて第四次暫定協定が成立した結果、四月四日ウラヂオストック極東漁業廳に於て追加競賣が執行せられ、總數九漁區に入札し、前回の不落漁區二個を獲得したのみで、我が方は二百五十四漁區を取得した。其の内譯は鮭鱒漁區二百四十四漁區、蟹十漁區である。然して日本側の取得した漁區總數は左の通りである。

一、罐詰工場附屬漁區　四〇

一、期間滿了漁區　九

一、競賣せらるべきソ聯邦側三漁區　三

一、ソ聯邦側より讓渡漁區（安定漁區を含む）　一〇

一、ソ聯邦側より提供の代漁區　一

一、期間中の漁區　五二

一、安定漁區　二四二

計　三五七

△露領水産組合發表

昭和十四年四月五日、露領水産組合事務所への入電によれば、日本側競落漁區は安定漁區二百四十二、期限滿了につき更新漁區九、除外漁區に對する代漁區追加競賣三、合計二百五十四、なほフセコ二は競賣後に突如削除されて今後の折衝の懸案として殘されてゐるが、大體協定通り競落した。今回の協定の結果我が國の漁區數は左の如し。

漁區	十三年現在	協定の結果	增減
安定	二七九	二四六	

同	縣案	一	三二減
普通	六三	期間中五二	
同		更新 九	
同		縣案中 一	
同		除外代漁區提供一	
特別	四四	四〇	四減
同（安定及特別漁區除外による代漁區）		九	九增
合計		三五九	二七減

斯くて再競賣の結果日魯鮭鱒二四〇箇所、蟹一〇箇所、佐野二箇所、荻布二箇所、計二五四となり、右に對する入札價格は、計三百三十四萬ルーブル（一留三二錢五厘）である。

六、昭和十五年度

第五次暫定協定成立によつて、日本漁業者は從來と同樣に「ソ聯邦」國立銀行に於て『アコ』債券を額面一〇〇留に付三十二圓五十錢の割合にて取得し、之を以て借區料、課金及手數料、並に保證金の支拂に充當する事を得ることとなつた。『アコ』債券に對する支拂圓貨について附せられる金約款については、一圓の相場に變動ある場合、支拂の調製を行ふため、右變動率を算出する基準を、從來はロンドンに於ける金の價格（磅貨にて表示せるもの）に求めたのであるが、昭和十五年度に於ては紐育に於ける金の價格（ドル貨にて表示せるもの）に之を求め、且つ十四年四月一日を基準とする事になつたのである。

然して昭和十五年度の露領漁區競賣は三月十日、浦潮漁業廳に於て行はれ、入札參加者は邦人側日魯及佐野の二社、ソ聯側はダリルイボ・プロドクト及フセヨ・プロム・ルイボの二社で提出バケット數五箇、入札漁區は邦人側更新漁區日魯六箇所、同佐野一箇所、ソ聯邦側更新漁區ダリルイボ一三箇所、フセヨ一七箇所で、其の結果邦人側はソ聯邦側更新漁區に對しては競爭をさけて全然入札しなかつたが、ソ聯邦側は日魯の更新漁區三箇所に入札しそれを奪取したのである。

此の結果昭和十五年度に於ける日ソ双方の現有漁區數は次の如くである。

邦人側漁區	三四九箇所
ソ聯邦側漁區	三九〇箇所

七、昭和十六年度

昭和十六年度北洋漁業は、第六次暫定協定成立によりソ聯側の對日態度緩和が齎らされるものと期待されてゐたが、三月三十一日の浦潮極東漁業廳に於ける漁區競賣施行は、意外のソ聯側の妨害に逢着し、ソ聯領漁業の成行が注目されるに至つたのである。

然るに松岡外相のソ聯訪問は、急速にソ聯の對日態度を好轉せしめ、從つて極東に於けるソ聯の出先官憲も其を急速に反應するに至つたが、日ソ中立條約の成立はソ聯の對日政策に友好的轉換を見せたことは勿論である。

斯くて四月十三日の先發隊出發に次

ぎ、同二十七日の北千島行第一船をはじめとし、次々に送り込まれる漁業戰士は其の數五萬に達し、近來稀に見る明朗なる狀況を呈することが出來たのである。

一方日本內地に於ては、食糧確保問題、遠洋漁業一丸問題、各社統合問題、配給機構改革問題、或は獨航船重油問題、配船割當等を繞つて、飛躍的多難な期間に當面したのである

昭和十六年度日本側借區料及抵代稅竝に追納金二〇%支拂

昭和十五年度の日本側漁區の租借區は普通漁區、安定漁區、特契漁區を合せて三四九漁區であり、之に對する租借料は七、〇〇四、六一五留で、借區料及抵代稅共邦貨換算三百三十九萬餘圓を支拂つたのである。之は昭和六年の幣原・トロヤノフスキイ協定に基いて租借料は一留換算三二錢五厘の基率を換用してゐるが、第六次暫定協定により借區料竝に抵代稅の二割を追加支拂ふことにより妥結した。之によつて昭和十六年度留換算は金約款により三十七錢八厘五六となつたのである。

△一般漁區（三〇一漁區）

借區料	三、七六八、七六二・〇〇留
抵代稅	一、〇五五、五三三・三六
計	四、八二五、二九五・三六

△特別契約漁區（三九漁區）

借區料	三、一七七、〇九五・〇三留
抵代稅	八八九、五六六・六一
計	四、〇六六、六八一・六四

△漁區保有合計（三四〇漁區）

借區料	六、九四六、八五七・〇三留
抵代稅	一、九四五、一二九・九七
總合計	八、八九一、九七七・〇〇

△追加支拂（三三八漁區）

二十%	一、七七五、二八七・〇八留
總計	一〇、六六七、二四四・〇八留
邦貨換算	四、〇三八、一九一・九二圓

日ソ漁業企業漁區數（昭和十六年度）

（昭和十七年度以降は非公開）

一、鮭鱒漁區

監視區別	日本側漁區	ソ聯邦側漁區
沿海區	五	六八
サガレン區	四	一五
ニコラエフスキー區	—	二
オホトスキイ區	二三	三〇
タウイスキー區	—	一〇
ギジギンスキー區	二七	一〇
イーチンスキー區	四八	四一
キクチンスキー區	三二	二六
ボリシェレッキー區	三三	二五
東カムチャッカ區	一五	二三
カラギンスキー區	七〇	一一
キチギンスキー區	三〇	四四
オリュートルスキー區	三六	五九
アナドイルスキー區	—	五
計	三二三	三七二

二、蟹漁區

監視區別	日本側漁區	ソ聯邦側漁區
沿海區	—	一
イーチンスキー區	一二	六
キクチンスキー區	五	五

ボリシェレッキー區	一	五
東カムチャッカ區	一	二
オリュートルスキー區	一	四
計	一七	二三

八、昭和十七・十八年度

北洋漁業

昭和十六年十二月八日の對米英宣戰は、大東亞諸民族を打つて一丸とする共存共榮と、大東亞の食糧自給を第一としてゐるが、殊に大量的收獲と保存性に耐ゆる水産物の貴重なことは、今更論義すべきではない。

北洋水域に於ける漁業も決戰下の今日に於ては、其の存在は正に國家的事業の一であつて、聖戰完遂のために其の課せられた主要性は日一日と加重されつゝあるのである。

一方ソ聯邦側に於ても、獨ソ戰に國運を賭して居り、既に日ソ間に提案されて居る長期漁業條約の締結案件も、一九四一年末より四二年にかけての歐露の危機切迫により停滯して居たが、モスクワ攻防戰の激化と共に、ソ聯政府機關のモスクワ撤退となつて、遂に本條約締結交渉も相當進捗したるにも拘らず、一時中絶するの止むなきに至り、昭和十七年三月二十日第七次暫定協定の成立となつたのである。

其の後日本側に於ても、機を得て再三に亙り本條約締結方の交渉再開を提議したが、昭和十七年中に於ける妥協を見ずして昭和十八年を迎へたのであつて、茲に八度に及ぶ暫定協定が昭和十八年三月二十六日締結せられたのである。

今や北洋は産業・經濟の決戰場のみならず、日米鎬を削るの一大血戰場となりつゝあるのであつて、此處に漁業報國・決戰增産に邁進しつゝある漁業戰士に對し、絶大なる尊敬と敬意を拂はねばならぬ次第である。

九、日蘇漁業株式會社の創立

海洋漁業新體制の確立により、昭和十八年三月二十三日ソ領權益漁業行使の主體たる使命をもつて日蘇漁業株式會社が創立された。差當つての資本金は一千萬圓（拂込二百五十萬圓）で、日魯漁業、荻布、佐野三社の現金出資によるもので、社長には昭和七年駐ソ大使をやつた太田爲吉氏が就任した。ソ領權益漁業の行使さるべき日を期して、同社の社長人選には苦心を拂つたといはれてゐる。

いま新會社の陣容を掲げれば左の通りである。

社長	大田爲吉
副社長	原辰二
專務理事	近江政太郎
理事	松谷鼎吉
同	小笠原秀雄
同	阿部宥眞

參與理事	田中丸祐厚
同	大熊政吉
監事	宮本昌三
同	荻布宗太郎

北洋漁業

日ソ漁業條約

日露漁業條約（第一次協定）

明治四十年（一九〇七年）七月二十八日ポーツマス媾和條約中の規定に依り、セントペテルブルグに於て調印、同年九月十一日を以て公布された。

然してこの條約は毎十二年の終りに於て更新又は改訂されることとなつてゐる。

自由出漁時代

日露漁業條約第一次年限は、大正八年（一九一八年）であつたが、當時は第一次歐洲大戰により露西亞國内は革命の進行中のため協議の機會なく、我方は止むなく自治的出漁を敢行した。

暫定三ヶ年協定

大正十二年（一九二三年）

我が露領水産組合は橋口九十馬、田中丸祐厚の兩氏を代表として浦潮に派遣し、極東漁業廳と商議せしめたが、偶々後藤新平伯とヨッフェ氏との間に、同問題に關する了解成立し、三ヶ年間有效の暫定協定が締結されたのである。

日ソ復交と漁業權の確認

大正十四年（一九二五年）一月二十日　北京に於て芳澤・カラハン協定成立し、日ソ基本條約第二條に「ソ聯邦は一九〇五年（明治三十八年）九月五日のポーツマス條約が、完全に其の效力が存續することを約す」旨が規定され、其れに基き大正十四年十二月よりモスクワに於て、當時の我が田中都吉大使とソ聯側アラロフ全權委員との間に商議が進められた。

田中・カラハン協定

昭和三年（一九二八年）一月二十三日　田中大使とアラロフ全權との商議は、二ヶ年に達しても猶決定を見るに至らなかつたが、偶々訪露中の後藤新平伯の居中調停により妥結點を見出すに至りて、二年一ヶ月を費した右會談も、モスクワに於て田中・カラハン兩氏の間に正式調印を完了し、同年五月二十三日東京に於て批准交換され、同二十八日より效力發生となつた。

廣田・カラハン協定

昭和七年（一九三二年）八月十三日　前記田中・カラハン協定による漁業條約は實施中に於て其の缺陷を補ふため、當時の廣田駐ソ大使はカラハン・ソ聯全權委員との間に折衝を重ね、特別契約漁區を除く鮭、鱒、鰊漁區三七一、蟹漁區二一、合計三九二漁區の中六十ヶ所を除き、三三一ヶ所は競賣入

札に依らずに邦人の經營權が本條約の有效期限たる昭和十一年五月二十七日迄認められるに至つたものである。

△條約改訂交渉

前述の如く漁業條約の有效期間は昭和十一年（一九三六年）五月二十七日を以て滿了となるので、之より先き我が方に於ては、本條約第十五條の「條約滿期の十二ケ月以前に於て修正の希望を他方に通告することを得」の規定に從ひ、昭和十年（一九三五年）四月より豫備交渉として、ソ聯邦側に對し改訂の意志表示をなしたが、ソ聯邦側も之に對應諾し來つたので、六月上旬より我が駐ソ大使館酒井秀一參事官とソ聯邦外務人民委員部ベー・イー・カズロフスキイ極東部長との間に正式に改訂交渉が開始されたのである。

△改訂の三大要綱

一、紛爭原因の根絶

（イ）漁區取得上の問題

（ロ）長期の漁區安定（廣田・カラハン協定の長期延長）

（ハ）競賣制度の廢止

（ニ）諸支拂金の更正（留換算率問題）

二、企業の合理化

（イ）契約條項中違約金の輕減

（ロ）借區契約の內容改善

（ハ）漁區の合併經營並に魚獲標準高の通算問題

（ニ）漁獲標準高の過去の實績による變更

（ホ）副業漁業許可手續の簡易化（昆布、おへう其の他の魚族採取漁獲）

三、魚族蕃殖保護

（イ）河川漁業禁止、魚族資源の日ソ兩國共同調査機關の設定

右十項目の要求貫徹のため、昭和十年四月　同十一年四月迄、我が酒匂代表はカズロフスキイ代表との間に三十數回に亙る會談を重ねたのである。

右交渉と並行して、この期間中に『企業の合理化』に關しては、日魯漁業會社より有賀篠夫氏をモスクワに派遣して、食料工業人民委員部ゴロフスコイ漁業調査部長との間に十年六月より十一年五月迄約三十回に亙る民間交渉をなしたのである。

△交渉の結果

右の數次に亙る交渉の結果、十一年四月迄にソ聯邦側の同意を得たものは競賣制度は從來通りとし、廣田・カラハン協定に基く安定漁區は五ケ年の延長を認め、留換算は邦貨三十二錢五厘替、借區取極の內容改善に關しては、或る程度の進展を見たに過ぎなかつた。漁獲標準高通算の單位は變更しないが、生魚從量の原則は承認する。河川漁業の禁止に關しては條約以外の權限であると不調に終り、魚族保護及富源の共同調査機關の件に關しては、各

個に學術的研究をなすこととした。

第一次暫定協定

昭和十年五月二十三日

廣田・カラハン協定に基く日ソ漁業の發展的條約改訂交渉は、前記の如く酒匂・カズロフキイ會談によつて一段落を見たものの、未だ双方に見解上の意見不一致の點多く、到底條約滿期の五月二十七日迄に案文の作製、其の他の準備が整はないことが判明したので五月二十五日に至り我が駐ソ太田大使とストモニヤコフ外務人民委員代理との間に「一九二八年一月二十三日モスクワに於て調印され、同五月二十三日東京に於て批准された日ソ漁業條約の效力」を一九三六年十二月三十一日迄延長する「日ソ漁業暫定協定」の調印を見るに至つた。

第二次暫定協定

昭和十一年十二月二十八日

太田・ストモニヤコフ協定による暫定協定によつて、小康を得た日ソ漁業は、愈々本條約締結の段取りで、昭和十一年八月末より條約正文の作製の交渉に入り、十月二十三日に至つて安定漁區延長は五ケ年、條約期間は八ケ年として、酒匂參事官とストモニヤコフ外務人民委員代理との間に假調印を了し、本調印は十一月二十日と內定したのである。この間東京に於ては有田外務大臣とユレネフ駐日大使との間に、滿ソ國境調整に關する數次の會談が行はれて居たが、偶々十一月十六日の會談に於て、日獨防共協定成立の旨を傳へたので、ユレネフ大使は其の旨本國政府に報告した。

右報告に接したソ聯政府の態度は俄然硬化し、十九日に至り我が駐ソ大使宛公文書を以て「國內手續未了」を理由に二十日の調印は不能なる旨を通達して來た。其の後再三に及ぶ我が方よりの督促に對し「日ソ間政治情勢が變化せざる限り條約調印の意志なき」旨を通告し、茲に一年有餘に亙る兩國の交渉も完全に水泡に歸したのである。

而して十一月二十五日、日獨防共協定の成立を契機として、日ソ間國際感情は事每に惡化の一途を辿り、日ソ間の最惡なる關係狀態にあつたが、當時の重光駐ソ大使はストモニヤコフ外務人民委員代理と數次に亙る交渉を强行した結果、十二月二十八日に至つて現行漁業條約を一九三七年十二月三十一日まで延長する旨の第二次暫定協定が重光大使とストモニヤコフ外務次長との間に成立したのである。

△暫定協定締結に關する外務當局の發表

昭和十一年十二月二十八日外務當局の說明

新漁業協定については大體十一月二十日に調印せられる筈であつたが、ソ聯邦に於ては國內手續未了の理由を以

て之が調印を澁り、其後我方の説得にも拘らず、遂に年内に調印の意向がないことが判明したので、斯うした場合に處する條約所定の手續に鑑み、且つ明年度出漁に支障なからしめる爲に、ソ聯邦と協議を續けた結果、ソ聯邦側は現行條約及附屬文書の效力を引續き一年間延長する取極に應ずる意向を明かにした。然るに所謂廣田・カラハン協定は本年末を以て期限が到來するので、此の際條約の效力のみを延長しても、前記協定の效力が延長せられざる以上は、同協定に就き我方が繼續經營しつゝある二百八十餘の漁區は安定を得ざることとなるのである。依つてこの點に就き折衝を重ねた結果、ソ聯邦側は所謂安定漁區を明年度の競賣に上程せず、且つ年内に向ふ一年間の契約延長の手續を完了せしむるべき旨を約言した。斯くて二十八日午後モスクワに於て第二次暫定取極の調印を見る運びとなつた次第である。

第三次暫定協定

昭和十二年十二月三十日

日ソ漁業條約の改訂交渉は、昭和十一年十一月事實上成立したるにも拘らず、ソ聯邦側は日獨防共協定の成立を楯に言を左右して調印を肯んぜず、暫定を以て一時を糊塗するに至つたので、我外務當局は其の後に至つて新條約の締結方を屢々要請したるも、ソ聯邦側は依然我方の要求に應ぜず、已むなく昭和十二年十二月二十二日に至り現行條約を昭和十三年末まで一ヶ年效力を延長する暫定協定を締結することとなつた。依つて政府は右議定書調印の國内手續を執り、二十九日の樞府本會議に於て可決されたので、廣田外相は同日在モスクワの重光大使に訓電し、三十日午前二時（東京時間）ストモニヤコフ外務人民委員次長との間に調印を完了し、同夜十時右議定書全文並に外務當局談を發表した。

【議定書】

一九二八年一月二十三日署名せられ一九三六年五月二十五日及び同年十二月二十八日夫々署名せられたる議定書に依り效力延長せられたる日本國ソウヱート社會主義共和國聯邦間漁業條約の存續期間は一九三七年十二月三十一日滿了するに因り、又一九三七年十二月二十一日前に新條約締結せられざるべきに因り、大日本帝國及びソウヱート社會主義共和國聯邦の政府は一九二八年一月二十三日署名せられたる日本國、ソウヱート社會主義共和國聯邦間漁業條約及び附屬文書が一九三八年十二月三十一日に至る迄效力を存續すべきことを玆に協定す。

右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本議定書に署名せり。

昭和十二年十二月二十九日即ち一九三七年十二月二十九日モスクワ市に於て本書二通を作成す。

重光葵、ペー・ストモニヤコフ

△外務省發表の交渉經過

日ソ漁業條約の修正協定に就いては昭和十一年十一月案文確定を見、我方は國内手續を了したるに拘らず、ソ聯邦政府が間際になつて調印を肯じなかつたため、已むを得ず條約の效力を本年一杯延長し、漁區の安定も同樣取計らふこととし暫定取極めを結び、新協定調印方の交渉を本年に持越すこととなつた經緯は周知の通りである。我政府は十二年春以來機會ある毎にソ聯邦政府の反省を促し、速かに昨秋合意に達したところに依り、新協定の締結を實現し、長期に亘り漁業に關する紛議を一掃せんことを迫つたのであるが、ソ聯邦政府當局は一向話合の再開に應ずるの氣配を示さず、遂に本年初秋に及んだので、我政府は爾來幾回となく强くソ聯政府の注意を喚起したところ先方は依然遷延的態度を採り、結局昭和十二年も亦年内に新協定締結の望みなきに至り、交渉を更に來春に持越さざるを得ざることとなつたことは甚だ遺憾とする所である。

依つて我政府は、取敢へず來十三年度の我漁業權行使に支障なからしむるため、前年末と同樣の暫定取極を結ぶこととし、現行漁業條約及附屬文書の效力を、引續き來年一杯延長すると共に、所謂安定漁區約二百八十ケ所の契約も同樣延長し、總て從來通りの條件にて來年度も我當業者が漁業經營に當り得ることに取計ひ、斯くて十二月二十九日モスクワにおいて議定書の調印を見たのである。

右はソ聯邦側の態度のため十二年度内に新漁業協定成立の見込みがないので已むを得ず執つた措置であつて、我政府としては引續き新協定締結を速かに實現すべく努力することは勿論である。

第四次暫定協定

昭和十四年四月二日

昭和十三年末遂に暫定協定をも見ずして懸案のまゝ越年した北洋漁業交渉に關しては、昭和十四年初頭以來、モスクワに於て東鄕駐ソ大使とリトヴイノフ外務人民委員との間に交渉を續行し、此間ソ聯側は三月十五日に一方的行爲による漁區の競賣を實施し、事態は頗る憂慮すべき狀態となつて來たが帝國政府は『最惡の場合に於ては正當なる權益の擁護のために適當なる措置をとる』の重大なる決意を秘めながらも、飽くまで忍耐强く最後の瞬間まで、外交々渉を續行する根本方針によつて、ソ聯邦側の反省を促しつゝ交渉の妥結に努力して來たのである。ソ聯邦側に於ても此の我が方の正當なる態度に、三月十五日の第一回の競賣直後頃より著しく反省の色を見せ、交渉は軌道に乘り來つて、遂に四月二日に至

り深更第二回競賣を前日に控へて原則的諒解に到達し、東郷駐ソ大使とリトヴイノフ外務人民委員との間に、帝國政府の承認を條件として調印を見たのである。調印の内容は双方歩み寄りによつたものであり、而も我が方の主張も貫徹し、從來の安定漁區の内から僅か數十漁區を失つたのみで、借區料は五分乃至一割の値上げに止め、之以上は値上げせず、ルーブル換算率は從來通りとし豫定より一日延期の上四日に行はれる競賣に我が方も參加して、我が方が競落した漁區は五ヶ年安定せしめるといふことになり、四月二日の東郷・リトヴイノフ協定は、從來の暫定協定とは其の性質を異にし原則的に見れば、有効五ヶ年の新協定的基礎をなしたものと云へるのである。

△外務省發表の交渉經過

日ソ漁業問題交渉經過に關する外務省情報部發表＝昭和十四年四月四日

一、北洋漁業問題に關する日ソ兩國間の交渉は四月二日に至り、遂に圓滿なる妥結に達し、同日夜半東郷大使とリトヴイノフ外務人民委員との間に協約に調印を了するに至つたが、二月末發表後今回妥結に至るまでの交渉經過は左の通りである。

三月以降東郷大使は三月八日、十一日、十四日、二十二日、二十六日、二十八日、三十一日、四月一日及び二日と九回に亙り、リトヴイノフ外務人民委員と折衝して、其の間、西參事官は隨時ツアラプキン極東部次長との交渉に當り、激論數時間に亙つた事も少くなく、決裂の危機に瀕した事一再でなかつたが、我が方は權利の確保につき確固たる決意を持しつつも、常に條理を盡し説得に努めたのである。三月八日以後の會見に於て、東郷大使は除外漁區に對し、代漁區を求めるは不法であるとのソ聯邦側の議論を駁し、且つ安定漁區に對する日本側の主張を強く表明し、更に三月十五日に豫定せられた競賣の延期を勸告するに努め、ソ聯邦側が一方的主張を強行する結果生ずべき事態に對しては、ソ聯邦側に於てて重大なる責任を負はなければならない事を強調して反省を促すところがあつた。

三月十五日ソ聯邦側は豫定通り競賣を強行し、從來日本人が經營した漁區には大體に於て手を觸れることがなかつたが、安定漁區中の四個竝にソ聯邦政府が帝國臣民の經營より除外方を提議したる漁區の代漁區として競賣に出すべく申入れ中であつた漁區六個を落札した。右に對し在ソ聯邦帝國大使館に於ては十九日附公文を以て、嚴重抗議し、競賣の效果を否認する旨ソ聯邦政府に申入れたのである。

爾來交渉を繼續し、三月末迄に大體實質上の妥結に達したので、其等の點を如何なる文書に取纒むべきかの點に關する交渉に移り、遂に四月二日夜半

に至り圓滿妥結に達し、我が方に於ては四日浦潮に於て行はれる競賣に參加することになつた次第である。

本件妥結を要約するに左の通りである。

（イ）一九二八年の漁業條約は本年末まで有效とすること

（ロ）特別契約漁區は後述の除外漁區を除き外四個契約を一年延長する

（ハ）安定漁區については後の除外漁區を除き之を競賣に出すこと、但し

（A）日本漁業家において之を入手する見込み確實

（B）右入手漁區は五ヶ年間貸付けられる

（C）借區料は一割以上値上なし

（D）三月十五日にソ聯邦側に競落せる四個は日本側に返還す

（ニ）除外漁區＝安定漁區より三十二漁區、特別漁區より四漁區、貸付期間中の漁區より一漁區、合計三十七漁區を漁業條約附屬議定書甲第八條の例外として競賣より除外する、但し之に對しては十漁區の代漁區提供せられ、其の内九は競賣により五ヶ年間貸付けらる

（ホ）我が方漁區にして期間滿了につき競賣に出されたる九漁區は五ヶ年の期限を以て競落する

（ヘ）貸付期間中であつた五十二漁區は引續き貸付けらる

（ト）ルーブル換算率は据置き、即ち從來の所謂安定漁區は既に滿期に達してゐるので之を競賣に出す點に於て、ソ聯邦側の主張を認めたが、除外漁區については二十七個を經營しない事となしたが、尚約三百六十漁區を經營し得る次第で、要するに今次交渉の結果は我が方に於て總數約三百六十四漁區を獲得し、その内二百六十四漁區の五ヶ年安定を見るに至つた次第である。

△漁業條約效力延長に關する議定書

（外務省發表）

四月二日モスクワに於て我が東郷大使とソ聯邦側リトヴイノフ外務人民委員との間に妥結せられた、日ソ漁業暫定協定の成立に伴ひ一九二八年の日ソ漁業條約效力延長に關する議定書も同時に成立を見たが、右議定書は四月八日樞密院本會議で可決され、御裁可を得たので、愈々その效力が確定され、之に關して四月十日正午外務省では左の如く議定書を發表した。

『日本國ソヴエート社會主義共和國聯邦間漁業條約の第四回効力延長に關する議定書』

千九百二十八年一月二十三日署名せられ、千九百三十六年五月二十五日同年十二月二十八日及千九百三十七

年十二月二十九日夫々署名せられたる議定書に依り效力延長せられたる日本國ソウェート社會主義共和國聯邦間漁業條約の存續期間は千九百三十八年十二月三十一日滿了したるに因り、又千九百三十八年十二月三十一日前に新條約締結せられざりしに因り、大日本帝國及ソウェート社會主義共和國聯邦の政府は千九百二十八年一月二十三日署名せられたる日本國、ソウェート社會主義共和國聯邦間漁業條約及一切の附屬文書が千九百三十九年十二月三十一日に至る迄效力を存續することを茲に協定す。

右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本議定書に署名せり。

昭和十四年四月二日卽ち千九百三十九年四月二日モスクワ市に於て本書二通を作成す

政府の承認を條件として

東郷茂德

マキシム・リトヴイノフ

△漁區取得の內容

東郷・リトヴイノフ會談に基く日ソ漁業暫定協定成立の結果、本邦人漁區の取得及確保竝にソ聯邦側の漁區取得に對する承認に關して左の如く意見の一致を見た。

(甲) 除外漁區に關する件

千九百三十八年十一月二十八日ソ聯邦政府より日本國政府に通知せられたる漁區四十個の內、其の後ソ聯邦政府より撤回せられたる三個を除きたる三十七個は千九百三十九年競賣より除外せらるること

(乙)(一) 本邦人競落漁區期間に關する件

千九百三十九年の競賣に附せられた競賣の結果、日本國臣民に依りて競落せらるる漁區は五箇年の期間を以て從來通りの貸付條件に從ひ、日本國臣民に貸付けらるべきこと

(二) 罐詰工場及同附屬漁區の經營に關する件

ソ聯邦政府は千九百二十八年十一月三日當該日本國臣民と二十ヶ所の罐詰工場附屬漁區三十九個の經營に關し締結せられたる特別契約の效力を同契約の關係文書其の後の追加協定と共に從來通りの條件にて千九百三十九年十二月三十一日まで效力を有す

(三) ソ聯邦側國營企業の漁區取得に關する件

千九百三十九年に於てソ聯邦國營企業に對し五百萬布迄の漁獲を許與す

(四) 代漁區たるソ聯邦側「ボリシェレック」三漁區の競賣方に關する件

從來日本國臣民の經營に屬せざりし漁區第八三三號、第八三四號及第八三五號は追加的に競賣に附せらるべきこと

(五) 代漁區たるソ聯邦側六漁區及ソ聯邦側の競落せる我方安定四漁區の讓渡に關する件

ソ聯邦漁業機關は本年三月十五日の競賣に於て競落せる六漁區竝に從來日本漁業經營の漁區たりし四漁區合計十漁區をソ聯邦機關の競落價格に依り日本國臣民に讓渡すること

(六) 代漁區たるソ聯邦側一漁區の提供に關する件

借區期間が千九百四十一年に滿了する日本漁業者經營の漁區第四四五號の代りに日本漁業者に對し漁區第三七〇號を無競賣にて同一期間提供すること

(七) 競賣に於ける借區料値上に關する件

競賣に對する漁區最低價格は本年に於ては各漁區に付一割以上引上げせざること、尙ルーブル換豫率（一留につき三十二錢五厘）は据置とすること

第五次暫定協定

昭和十四年十二月三十一日

第二次歐洲戰亂の勃發によつて國際情勢は急變しつゝあつたが、一方ノモンハン停戰協定の設定あり日ソ國交調整が企圖され、その先決問題として日ソ漁業條約の解決が議題となり、野村外相は昭和十四年十一月駐日スメタニン・ソ聯大使を外務省に招致して、日ソ漁業問題に關し速かに交渉を開始したき旨通告し、其後同二十八日に再びスメタニン大使と會見し、漁業問題に關する會談開始方を督促した。

然るにソ聯邦側よりの回訓未着を理由にソ聯大使は會談不可能なる旨を述べ、其の後依然としてソ聯側は何等の態度を示さず、一方モスクワに於ても我が東郷大使はモロトフ外務人民委員と會見し、日ソ漁業問題に關し再三會談の申入れをなしたが、充分なる回答を接することが得られなかつたのである。

昭和十二年の日ソ漁業本條約效力消滅以來、暫定協定を重ねて來たが、又々ソ聯邦側の不誠意的態度は、日本側よりする本格的交渉にも何等の意志表示をも行はぬかに見えたが、東郷駐ソ大使は再三モロトフ外務人民委員に會談を要求し、十二月十五日の東郷・モロトフ會談於て、モロトフ外務人民委員は北鐵讓渡金問題解決を前提として長期的漁業條約を締結し度き旨を表明し來つたのである。

卽ち滿洲國よりソ聯邦に支拂ふべき北滿鐵道讓渡代金最終割賦金五百九十萬圓の請求及其の斡旋方を要請するもので、此の不法なるソ聯の要求に應ずべき筋合ひではなかつたが、現行漁業條約の改訂期の切迫もあり、十二月二十三日の會見に於て、日ソ双方の意見稍一致を見るに至り、急據協議に入り暫定協定竝に北鐵讓渡金問題を審議した結果、十二月三十一日に及んで第五

次暫定協定締結の調印を了し、又北鐵讓渡金問題も圓滿解決を見ることとなつた。

△日ソ漁業第五次暫定協定に就て外務省發表

先般政府は日ソ間長期漁業條約締結のため、東京及びモスクワに於に折衝してゐたが、ソ聯邦側の回答遲延し、到底本年中に交渉を纏め得ないことが明らかとなつたので取敢へず明年限りの暫行協定を取結ぶこととし交渉を進めた結果、昨三十日の東郷・モロトフ會談に於て政府の承認を條件として暫行協定に本三十一日署名することに話が纏つた。協定の内容は大體昭和十四年度の通りであるが、ソ聯邦側は昭和十五年中に長期本條約を締結して、本暫定協定に代らしむる趣旨の規定を設くることに同意した。從つて長期漁業條約交渉は今後繼續して行はれる次第である。

—北洋漁業—

尙昨年來漁業條約締結交渉と關聯して問題となつてゐた北鐵代償金最終割賦金六百萬圓弱の支拂方に關しては、政府は今次交渉と併行してこれが解決のため積極的に滿洲國・ソ聯邦間に斡旋を行ひ種々折衝の結果、右割賦金に利子及び金約款增し金を付したるものより、滿洲國側が北鐵讓渡協定に基き有する明確なる對ソ債券額百三十萬圓弱を控除して、滿洲國側の支拂を了ることとし、右支拂金に就いてはソ聯邦側はその三分の二を下らざる金額まで、日滿兩國より物資を購入することとして、玆に本問題の解決を見るに至つた。

次いで日ソ漁業條約效力延長に關する暫定協定案は十五年一月十三日の樞府本會議に於て可決されたので、政府はソ聯邦政府に對し直ちに右議定書承認通告の手續をとり、その效力を發生することとなつたが、右議定書の内容は次の如くである。

【議定書】

千九百二十八年一月二十三日署名せられ、千九百三十六年五月二十五日同年十二月二十八日、千九百三十七年十二月二十九日及千九百三十九年四月二日夫々署名せられたる議定書により效力延長せられたる、日本國ソウェート社會主義共和國聯邦間漁業條約の存續期間は千九百三十九年十二月三十一日滿了するに因り、又千九百三十九年十二月三十一日以前に於て新條約締結せられざるべきに因り大日本帝國及ソウェート社會主義共和國聯邦の政府は左の通り協定せり

第一條　千九百二十八年一月二十三日署名せられたる日本國及ソウェート社會主義共和國聯邦漁業條約及一切の附屬文書は千九百四十三年十二月三十一日に至る迄效力を存續すべし

第二條　本議定書は日本國及ソウェート社會主義共和國聯邦の政府間に目下交渉中にして、千九百四十年中に締結せらるべき新條約に依り代らるべきものとす

—北洋漁業—

第六次暫定協定

昭和十六年一月二十一日

一時險惡を豫想された日ソ國交も、昭和十四年九月の東郷・モロトフ會談によるノモンハン停戰協定の成立以來順調に快復し、次いで十一月の滿ソ國境確定委員會の開催となり、翌十五年一月（一九四〇年）には日ソ通商本交渉第一回會談が、モスクワに於て東郷駐ソ大使、及松島公使等によつてミコヤン外國貿易人民委員、カガノウイッチ（ユー）同次長等との間に行はれたのである。然かも同年八月の東郷大使歸國の際には我が大使館主催の午餐會に、モロトフ外務、ミコヤン外國貿易の兩人民委員をはじめ、ソ聯要人多數が出席し、日ソ國交好轉を表示したが東郷大使に替つて赴任した建川美次大使も亦、日ソ國交の友好的打開に努力し、昭和十五年十一月十日の我が國紀元二千六百年祝典の祝賀晩餐會開催に當つては、チモシェエンコ國防人民委員、ブヂョンヌイ同次長、メレツコフ參謀總長、クヅネツオフ海軍人民委員ヴイシンスキイ外務人民委員次長等多數のソ聯高官要人が出席し、日ソ間稀有の好轉振りを示すに至つた。

建川大使は昭和十五年十二月十三日よりモロトフ外務人民委員と交渉を重ねること七回に及び、十二月末日に至るも成立の見込みなきため一旦交渉を打切り、其の儘昭和十六年を迎へたのであつた。斯くて一月十七日に至りモロトフ外務人民委員より會見を申込み來り交渉は再び開始されたが、一月二十日に至つて會談は好轉し、同日午後十時三十分建川大使はクレムリンに赴き、モロトフ外務人民委員と深夜に及ぶ最終討議を行つた結果、翌二十一日午前一時に至り双方の意見一致し、玆に第六次日ソ漁業暫定協定の調印を完了したものである。

△情報局發表

（一月二十一日午後六時）

二十日夜半モスクワに於て建川大使とモロトフ外務人民委員との間に漁業暫定取極の署名を了したが、其の要旨は左の通りである。

一、現行漁業條約を其の儘今年末迄延長する

二、暫定取極は本年中に締結せらるべき新漁業條約に依つて置換へられる、

尙右暫定取極は客年未交渉の際にはソ聯邦側から借區料等の支拂方法につき漁業者の負擔を極度に加重する如き提案があつた爲め成立に至らなかつたが、今回はソ聯邦側に於て右提案を一應撤回することに同意し、本年度は漁區の借區料及び抵代稅の二割に相當す

る追加支拂を爲す事を以て妥結したものである。

△第六次暫定協定內容

一月二十九日、日ソ漁業暫定協定の效力延長に關する議定書は、臨時樞府本會議に於て可決されたので、直ちに建川駐ソ大使に右議定書承認方をソ聯政府に通告せしめたが、右に關し一月三十日情報局より議定書全文を發表した。

△情報局發表

（昭和十六年一月三十日）

本年一月二十日モスクワに於て建川大使が政府の承認を條件として署名した日ソ漁業條約の效力延長に關する議定書に對しては、政府は早速之が承認方に關する國內手續きを進めてゐた處二十九日右手續きを完了したので即日建川大使をして帝國政府の右議定書承認をソ聯邦政府に通告せしめた。仍て本件議定書は茲に完全なる效力を發生することとなつた。右議定書の內容は左の通りである。

【議定書】

千九百二十八年一月二十三日署名せられ、千九百三十六年五月二十五日同年十二月二十八日、千九百三十七年十二月二十九日、千九百三十九年四月二日及び同年十二月三十一日夫々署名せられたる議定書に依り、效力延長せられたる日本國ソウヱート社會主義共和國聯邦間漁業條約の存續期間は千九百四十年十二月三十一日滿了したるに因り、又千九百四十年十二月三十一日前に新條約締結せられざりしに因り、大日本帝國及ソウヱート社會主義共和國聯邦の政府は左の通り協定せり。

第一條　千九百二十八年一月二十三日署名せられたる日本國ソウヱート社會主義共和國聯邦間漁業條約及一切の附屬文書は千九百四十一年十二月三十一日に至る迄效力を存續す

第二條　本議定書は日本國及びソウヱート社會主義共和國聯邦の政府間に目下交渉中にして、千九百四十一年中に締結せらるべき新條約に依り代らるべきものとす

△漁業本條約交渉日ソ混合委員會顏振れ

前述の漁業暫定協定に引續き本條約締結の協議に關する日ソ兩國混合委員會の設については、兩國間に合意成立し、各其の委員の氏名の發表が行はれた。

日本側に於ては左の五氏の決定を見た。

委員長　特派公使　西春彥
委員　大使館參事官　宮川船夫
同　一等書記官　齋藤輝宇良
同　二等通譯官　廣岡任
同　間宮秀文

ソ聯側に於ては外務人民委員部ツアラブキン第二極東部長より宮川參事官宛左記の通り通告して來た。

委員長　外務人民委員部次長
ロゾフスキイ（エス・アー）
委員長代理
外務人民委員第二極東部長
ツアラブキン（エス・カー）
委員　外務人民委員部法律部長
パウロフ（アー・ベー）
同外國貿易人民委員部東方部長
クムイキン（ベー・エス）
同財務人民委員部貨幣部長
ヴロピン（イー・テー）
主任書記
外務人民委員部極東部長代理
パウルイチエフ（ゲー・イー）

而して前記日ソ混合委員會による會談は二月十二日ソ聯外務人民委員部に於て第一回會談に關する豫備交渉が行はれた。

第七次暫定協定

昭和十七年三月二十日

第六次暫定協定成立以來日ソ國交は非常に好轉し、松尾造船所の對ソ紛爭解決をはじめ、インヂギルカ號處分契約の成立、或は日ソ通商交渉の開始となつたが、松岡外相の訪歐と共に、日ソ間の情況は俄然好轉して、昭和十六年四月十三日の日ソ中立條約の成立となつて現れ、次いで六月十一日の日ソ通商協定の締結を見るに至つた。

然るに六月二十二日の獨ソ開戰はソ聯をして非常なる不利な體制下に置かれた。日ソ兩國の懸案の一たる漁業條約は、昭和十六年度第六次暫定協定成立後長期本條約の締結のため交渉中のところ、この獨ソ開戰により中絕となつてしまつた。之が爲に昭和十六年十二月末日を以て滿期となつてゐる暫定協定を再び昭和十七年末まで延長せしめることになり、種々交渉を重ねた結果、三月二十日に至り我が建川大使はクイヴイシエフに於てヴイシンスキイ外務人民委員代理との間に第七次暫定協定の調印を完了した。

△情報局發表

（四月二十三日）

日ソ漁業條約締結に關する交渉は昨年も續き進行中なりしが、偶々獨ソ戰勃發せる等のため中絕の形となり、昨年末までに右長期條約に關する交渉が成立するに至らざりしを以て、十二月以來現行漁業條約の効力を本年末まで延長せしむる暫定取極方を話合中のところ今回妥結に達し、三月二十日クイブイシエフ市に於て建川大使とヴイシンスキイ外務人民委員代理との間に右暫定取極の調印を了せり。

昭和十六年一月成立の第六次暫定協定締結に於て漁業條約の効力を同年末まで延長せしむると共に「目下日ソ兩國政府間に交渉中の一九四一年中に締

結せらるべき新條約により代るべき」旨を規定せられ、是によつて兩國混合委員會の設置を見るに至り交渉を繼續中のところ、計らずも獨ソ戰勃發し、歐露の危機切迫とともに、ソ聯政府機關及外交關係のモスクワ撤退等のために、相當進捗せる同交渉も一時中絶の止むなきに立至つたのであつた。而して第六次暫定協定の滿了も近づいた十二月に入り我が方より交渉再開方を提議したが右本條約の同年内妥結の見込みが立ざる爲め、本條約の他に現行の暫定協定の効力を更に一ヶ年延長せしめるための提議をなして交渉中のところ、三月に入り日ソ相方の意見一致を見るに至り、二十日午後五時建川大使は宮川參事官、齋藤一等書記官を帶同し、クイヴイシエフのソ聯外務人民委員部に於て、ソ聯側ヴイシンスキイ外務人民委員代理、ロゾフスキイ外務人民委員代理兼情報局次長、ツアラプキン第二東方部長等列席し

「日本國及びソウヱート聯邦間漁業條約の第七回効力延長に關する議定書」

に調印を完了したのである。

△ソ聯側もタスを通じて發表した

一九二八年締結されたる漁業條約の期間は一九三六年五月滿了したものである。其以來新漁業條約が締結せられざる事實に鑑み、日ソ兩國政府間の協定により一九二八年條約は毎年一ヶ年宛延長せられ來つた。斯くて一九二八年の漁業條約は一九三六年の殘期間へ延長され、其の後一九三七年、一九三八年、一九三九年、一九四〇年及び一九四一年の各年毎に更新され來つたのである。一九二八年漁業條約の一九四一年度延長に關し、クイヴイシエフに於て行はれたる交渉の結果、日ソ兩國政府は今日の協定に到達したのである。

△第八次暫定協定

昭和十八年三月二十六日

昭和十七年三月二十日締結の第七次暫定協定以後、引續き長期條約を締結すべく交渉中であつたが、妥結に至らなかつたため、現行條約の効力を昭和十八年末まで延長せしむる暫定取極の締結方につき、佐藤駐ソ大使はロゾフスキイ外務人民委員代理との間に交渉を重ねてゐたが、三月二十三日に双方意見の一致を見るに至つた。依つて二十五日午後六時クイヴイシエフ市に於て佐藤駐ソ大使とロゾフスキイ外務人民委員代理兼情報局次長との間に

「日本國及びソウヱート聯邦間漁業條約の第八回効力延長に關する議定書」

に署名を了した。

大東亜戰勃發以來、陰に陽に日ソ兩國の離間策を弄し來つた英米の策謀にも拘らず、兩國の中立條約尊重と道義

的精神とによつて、英米の暗躍の魔手に躍ることなく、日ソ中立關係の維持されてゐる點は極めて意義深きものがあると云はねばならない。而して長期本條約に關する交渉は引續き行はれ、やがて締結せらるべき長期本條約により代るべき暫定的協定であることは勿論である。

△情報局發表

（三月二十六日午前十時）

日ソ漁業條約締結に關する交渉は昨年も行はれたるが、年末迄に交渉成立するに至らざりしを以て、十二月以來現行の漁業條約の効力を本年末まで延長せしむる暫定取極締結方話合中なりし處、今回妥結に達し、三月二十五日クイヴイシエフ市に於て佐藤大使とロゾフスキイ外務人民員代理との間に右暫定取極の署名を了せり。

水産參考資料

一、世界水産統計（一九三六年）

	日本	世界各國
從業者數	一五一萬八	二一〇萬人
漁船數	四四萬隻	一、〇五萬隻
漁獲總數	一、二四〇萬瓲	二、一六三萬瓲
漁獲總價	四八、九七三萬圓	一三八、四五五萬圓

二、一隻當り漁獲高（一九三六年）

國別	漁夫	漁船	一隻當り漁獲高
日本	一五一萬八	四、四三・三千隻	一、一〇五圓（二八瓲）
英國	三	七・七	一八、〇四〇（一二〇瓲）
蘇格蘭	二	五・四	七、〇四五（四八瓲）
獨國	二	一・七	七、一五九（四八瓲）
米國	二	七〇・一	一、三四〇（二七瓲）
アラスカ	二	六・二	一、七四七（四八瓲）

三、東亜北洋と歐洲北洋

	（二百米以下の海棚）
東亜北洋漁場	
ベーリング海	三二〇、〇〇〇平方浬
オホーツク海	二〇四、〇〇〇平方浬
北歐漁場（右同）	
北海	一三〇、八〇四平方浬
白海	二二九、九一四平方浬

對ソ利權

目次

一、利權の沿革
二、外國利權の回收
三、日本權益の特徴
四、北樺太石油利權
五、北樺太油田
六、北樺太石炭利權

一、利權の沿革

一九一七年十月革命によりロシア革命政府は、一國社會主義の建設を企圖し、混亂を極めた國内の行政機構と社會狀態とを收拾する一方、反革命分子並に小亞細亞、高架索地方に進出して來た外國勢力の一掃に努力した結果、漸く一九二〇年に至り政治的軌道に乘り出すこととなつたのである。

然し乍ら第一歐洲大戰後の惡性インフレーションと革命騒亂後に於ける失業及産業の萎微とは如何ともすることが出來ず、革命勞農政府は玆に於て外國の發展的經濟力を利用するの他なしとして、外資を以て國内産業の復活と天然資源の開發を計り、且外國製の精密なる優秀機械の輸入によつて勞働力の技術的向上をなさしめんとし、一九二〇年に至つて利權法なるものを發布し、次いで一九二三年には中央利權委員會をソ聯人民委員會議内に組織して、積極的に外國資本の誘致に努力したのである。

時恰も一九二一年より實施した新經濟政策は資本主義に對する共産主義の退歩であるとなして外資を勸誘した結果、戰後の經濟的生産過剰に惱む戰勝國並に中立國は、何れも投資的安全觀を得て、該利權法による利權の獲得に乘り出し、一九二一年より一九二八年に至る利權出願件數は二四〇二件の多きに達し、其の契約締結件數も一四七に達した。

二、外國利權の回收

一九二八年以後に至るや疲弊してゐた國内經濟は漸く復興の緒につき、外國資本並に技術を要せざる程度となつたので、玆に利權政策を一變し、利權に對する統制を行ひ、ソ聯五ケ年計畫案中に、利權に關する條項を含ましめて、ソ聯邦の計畫經濟に併行して同一歩調を採るべきことを強要するに至つたのである。

從つて國内經濟の建直りと共に、利權に對する態度も漸次苛酷となり、一

九三〇年にはレナ金鑛利權の强壓的解消に成功するに及び、順次各利權の强制回收を實行し來り、一九三六年一月に於ける全ソ利權數は僅かに十一件を數ふるに至つた。其の後ソ聯政府の利權回收は政策の一として逐年行はれ、外國資本による經濟的利權は今や殆んど回收されて、現在ソ聯邦にある利權は、我が日本に對する露領漁業權益、北樺太石油及石炭の兩利權の三つとなつてゐる。

三、日本利權の特徴

ソ聯領漁業權益は彼の明治三十七・八年戰役に對するポーツマス條約に於て規定せられたるところの、確固不滅の權益であることは、周知の通りである。

而して石油及石炭利權は大正十四年一月北京に於て締結せられたる、日ソ修交基本條約を基礎として同年十二月締結せる利權契約により實施せられたるものであり、斯の尼港事件、即ち我が同胞六百の尊き血の代償とも言ひ得るものであつて、然も各國に先んじて行つたソ聯政權の承認、シベリヤ派兵の撤收等を含む政治上、軍事上一歩も後退を許さざる尊き利權なのである。

四、北樺太石油利權

大正十四年一月、北京に於て締結された日ソ修交條約及同基本條約第六條並に議定書（乙）に於て

『ソ聯邦は兩國間の經濟關係を促進するため且天然資源に關する日本國の需要を考慮して、北樺太に於ける石油、石炭の利權を我國に提供し、而も當該企業は其の收益的經營を事實上不可能ならしむる樣な如何なる課稅又は制限をも加へられず、又一切の適當なる保護と便益とを與へる』

旨を確約した。依つて我が石油代表中里重次海軍中將は露都に赴き、右條約に基いて利權企業運營の鍵とも言ふべき利權契約の締結に當つたのである。

締結交渉は半歲に亙る幾多折衝の結果、同年十二月十四日遂に利權契約が成立した。

五、北樺太油田

本油田はソ聯領北樺太東海岸に沿ひ約二百哩に亙つて埋藏せるものであつて、既開發油田の面積は約八百萬坪、未開發油田は約三億四千五百萬坪と云はれてゐる。

之等の油田に埋藏されてゐる油量は約二億一千萬瓲と稱せられ、一坑井當りの平均日産額はアメリカの優秀井よりも遙かに多量である。特に試掘作業の成績に至つては、其の成功率が日本内地に於て六十分の一、米國の十分の一に比して、北樺太油田に於ては二分の一と云ふ好成績を收めてゐる。

× ×

北樺太油田は今より六十餘年前の明

治十三年頃、ニコラエフスクの毛皮商イワノフによつて發見されたと云はれ其の後明治四十二年に至つてゾートフなる者がオハに試掘權を獲得し、現存の所謂ゾートフ井により始めて油田の開鑿を見たのである。

其の後革命勃發により作業を中止、又は失權する等の消極的時代を經たが大正七年に至りイワン・スタヘーエフ商會は、日露合弁事業の設立を企圖して時の大隈重信侯爵に申込來り、之を動機として久原・スタヘーエフ北樺太石油調査契約を締結したので、直ちに調査隊を派遣し踏査せしめたが、情報によつて勞農極東オムスク政府は、北樺太石油利權を米國企業の下に許可せんとする内意ある旨を入手したので、我が國に於ては國防上及産業上の見地より、本資源の開發を日本人又は日ソ兩國人をして經營せしめる樣指導することとなり、大正八年五月久原、三菱大倉、日石、寶田の五社をして、北辰會なる組合を設立せしめ、久原・スタヘーエフ契約の權利義務一切を繼承せしむることとし、ソ聯邦地方官憲の諒解の下に、同年六月從業員二百名をバターシン及びノーグリック地方に派遣し鑿井作業に着手せしめ、一方我が海軍に於ても亦自ら油田調査に五箇班よりなる地質調査隊を派遣したのである。

然るに最初の冬營を敢行した大正九年一月に至つて尼港を襲擊したパルチザンの一部が、北樺太をも襲擊すると の情報が入つたために、前記二百名の調査隊員は嚴寒を冒して、二十餘日を經て、漸く南樺太に避難をしたのである。

次いで尼港事件の結果として、我派遣軍の沿海州及北樺太の保證占領となるに及び、北辰會は海軍指導の下に作業を開始し、南北一二〇哩に亙る地域を開發したのである。

大正十年七月北辰會は資本金五百萬圓の株式會社となり、次いで大正十五年六月、日ソ修交條約に基き資本金一千萬圓（現在二千萬圓全額拂込）の北樺太石油株式會社が創立せられたのである。

六、北樺太石炭利權

北樺太石炭利權は、石油利權と同じく大正十四年北京に於て締結の日ソ修交基本條約議定書（乙）の規定せられるところによる。

『ソ聯邦政府は利權契約に於て決定せらるべき特定の地積に亙り、北サガレンの西海岸に於て、炭田の開發に對する利權を日本國當業者に許與することを約す、又ソ聯政府は利權契約に於て決定せらるべき特定の地積に亙りドウーエ地方に於ける炭田に關する利權を右日本國當業者に許與することを約す』

との條項に據り、我國に於て獲得せるものであつて、此の炭田の開發に關

して日本政府は、三菱外七社より成る北サガレン石炭企業組合に委託したのである。此の組合は一九二〇年日本軍の北樺太保證占領當時、軍用炭の現地供給を得るために占領軍よりドウーエ炭坑の採掘を委託されてゐたのである。

依つて右組合は大正十四年七月二十二日よりモスクワに於てソ聯邦中央利權局本部にヨッフェ全權、メーリニコフ次長と會談し、北樺太西海岸ドウーエ、ウラヂミロフスキイ及びマーチ三地方に埋藏の石炭採掘利權に關する交渉を行ひ、同年十二月十四日正式調印を見るに至つた。

石炭利權採掘契約の大要は次の通りである。

一、試掘及採掘の獨占的權利

北樺太西海岸

A、ドウーエ地方（面積三、九一〇、九四六坪）

B、ウラヂミロフスキイ（面積四、六四〇、九八七坪）

C、マーチ河地方（面積七、七九七、九五三坪）

二、利權契約有效期間は大正十四年十二月十四日より向ふ四十五ケ年間とす

三、利權者の支拂ふべき總出炭額に對する報償額（現場計算）

總年産額十萬佛噸迄五五%、萬佛噸を增す毎に〇・二五%

此の現物支拂は毎年五月一日より九月十五日迄の航海期間中に行ふ

四、利權企業に必要なる機械及技術上の物件、材料竝びに勞務者、從業員に供給の日常用品、食料品の無稅輸入

五、邦人事務員、技術者、高等の資格ある勞働者は夫々其の五割を雇傭する權利

斯くて企業的發展に邁進したが、大正十五年の敕令及法令により、前記利權契約を基礎として北サガレン石炭企業組合の事業を繼承する北樺太鑛業株式會社が大正十五年八月二十一日正式に設立されたのである。

外蒙古と支那商人

外蒙人には商人といふものは殆んどなかつた。隊商を組んで遠い陬地から家畜を賣りに都會に出たが、それは日常品を得るためのものであつて、それによつて利益を得るといふ性質のものではなかつた。アラビヤの隊商が商品を賣買するためのものであるのと趣きを異にした。

然し、それらの蒙古人を對手にして、品物を賣る支那人は純然たる商人で、それが外蒙の商權を握つてゐた。革命政府になつてからその全部に極端な壓迫を加へて退去させて仕舞つたが、その數は外蒙古住民八十萬の二割十六萬居たといはれ、主として山西省生れが多かつた。

彼等は外蒙人相手に鍋、釜、着物等を賣りつける。賣るといつても金ではない。羊毛、皮、牛、馬皮、等と交換である。前年に貸して置いて、三割から二十五割の高率の利を付けて取り立てるのが普通であつた。その年に返せないと、又、十割、二十割の利息をつけ、三年目には莫大な利息と元金の計算で家畜を取り上げた。

かうした支那商人の巧みな高利政策のため外蒙住民の殆んどが負債を擔ひ、革命當時一戸といへどその苦痛から逃れられない始末であつた。これは、一般住民ばかりでなく王公貴族に至るまで苦しめられてゐたといふから驚くばかりである。

ところが共和政府になつてから、支那人に對する負債は一切拂はないといふことを宣言した。同時に店舗の封鎖をなし、退去を命じて仕舞つた。ウランバートルにあつた支那商店には何百萬元の資本を投下してゐたものも多くあつたので、一擧にそれを失ふたのであつた。

このやうに商人を壓迫したが、職人に對しては大いに優遇した。それは外蒙には工人といふものが殆んどなかつた。日常品を作るにも、支那職人かロシヤ人に待たねばならない。蒙古人が覺えるまではどうしても必要だつたので、退去どころか往居、工場さへ與へて優遇したといふことである。その數は商人に比べるとものの數ではないが蒙古人を娶つて外蒙人になり切つたものも多數あつた。

日ソ間條約及協定

目次

日ソ基本條約
日本國及ソウエート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約
議定書(甲)
議定書(乙)
日露媾和條約
日ソ漁業條約
議定書(甲)
議定書(乙)
議定書(丙)
最終議定書
公換公文
一九〇七年漁業協約に關する日ソ間會議錄
北樺太石油利權契約
北樺太炭鑛利權

日ソ基本條約

日本國及ソウエート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約

日本國及ソ聯邦社會主義共和國聯邦は兩國間に善隣及經濟的協力の關係を促進せむことを希望し右關係を律する基本的本則に關する條約を締結することに關し之が爲左の如く其の全權委員を任命せり

日本國皇帝陛下
支那共和國駐劄特命全權公使
從四位勳一等　芳澤謙吉

ソウエート社會主義共和國聯邦
中央執行委員會
支那共和國駐劄大使
レフ・ミハイロヴイチ・カラハン

右委員は互に其全權委任狀を示し之が良好妥當なることを認めたる後左の如く協定せり

第一條　兩締約國ー本條約の實施と共に兩國間に外交及領事關係の確立せらるべきことを約す

第二條　ソウエート社會主義共和國聯邦は一九〇五年九月五日のポーツマス條約が完全に效力を存續することを約す

一九一七年十一月七日前に於て日本國と露西亞國との間に締結せられたる條約、協約及協定にして右ポーツマス條約以外のものは兩締約國の政府間に追て開かるべき會議に於て審査せらるべく且變化したる事態の要求することあるべき所に從ひ改訂又は廢棄せられ得べきことを約す

第三條　兩締約國の政府は本條約實施

の上は一九〇七年の漁業協約の締結以後一般事態に付發生したることあるべき變化を考慮し右漁業協約の改訂を爲すべきことを得ず

右改締規約の締結に至る迄の間ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民に對する漁區の貸下に關し一九二四年に確立せられたる實行方法を維持すべし

第四條　兩締約國の政府は本條約實施の上は左記の原則に從ひ通商條約の締結を爲すべく且右條約の締結に至る迄の間兩國間の一般交通は右原則に依り律せらるべきことを約す

(一)兩締約國の一方の臣民又は人民は他方の法令に從ひ(イ)其の領域内に到り、旅行し且居住するの完全なる自由を有すべく(ロ)身體及財産の安全に對し恒常完全なる保護を享有すべし

(二)兩締約國の一方は私有財産權竝通商航海産業及其の他の平和的業務に從事するの自由を最も廣き範圍に於て且相互條件の下に他方の臣民又は人民に對し自國領域内に於て自國の法令に從ひ附與すべし

(三)自國に於ける國際貿易の制度を自國の法令を以て定むるの各締約國の權利を害することなく、兩國の通商航海及産業を成るべく最惠國の地歩に置くは兩締約國の意嚮なるに依り兩締約國は兩國間の經濟上又は其の他の交通の增進を防ぐるに至ることあるべき禁止、制限又は課金を他方締約國に對し差別的に行ふことなかるべきものとす

又兩締約國の政府は兩國間に於ける經濟上の關係を調整し且促進する爲通商及航海に關聯する特別の協定を締結するの目的を以て事態の要求することあるべき所に從ひ隨時商議を爲すことを約す

第五條　兩締約國は互に平和及友好の關係を維持すること自國の法權内に於て自由に自國の生活を律する當然なる國の權利を充分に尊重すること公然又は陰密の何等かの行爲にしても苟も日本國又はソウエート社會主義共和國聯邦の領域の何れかの部分に於ける秩序及安寧を危殆ならしむることあるべきものは之を爲さず且締約國の爲何等かの政府の任務に在る一切の人及締約國より何等かの財的援助を受くる一切の團體をして右の行爲を爲さしめざることの希望及意嚮を嚴肅に確認す

又締約國は其の法權内にある地域に於て(イ)他國の領域の何れかの部分に對する政府なりと稱する團體若は集團又は(ロ)右團體若は集團の爲政治上の活動を現に行ふものと認めらるべき外國人たる臣民若くは人民の存在を許さざるべきことを約す

第六條　兩國間の經濟上の關係を促進する爲又天然資源に關する日本國の

需要を考量しソウエート社會主義共和國聯邦政府はソウエート社會主義共和國聯邦の一切の領域内に於ける鑛産森林及其の他の天然資源の開發に對する利權を日本國の臣民、會社及組合に許與するの意向を有す

第七條　本條約は批准せらるべし

各締約國の右批准は成るべく速に其の北京駐劄外交代表者に由り他方の政府に通知せらるべく且本條約は右通知中後に爲されたるものゝ日より完全に實施せらるべし

批准書の正式交換は成るべく速に北京に於て行はるべし

右證據として各全權委員は英吉利語を以てしたる本條約二通に署名調印せり

一九二五年一月二十日北京にて作成す

芳澤謙吉㊞

エル・カラハン㊞

議定書(甲)

日本國及ソウエート社會主義共和國聯邦は兩國間の關係を律する基本的法則に關する條約に本日署名するに當り同條約に關聯する諸問題を規定するの有益なることを認め其の各全權委員に由り左の諸條を協定せり

第一條　各締約國は他方の大使館及領事館に屬する動産及不動産にして自國の領域内に現存するものを右地方に引渡すことを約す

東京に於て前露西亞國政府の占有したる土地か東京の都市計畫又は公共の目的の爲にする事業に對し支障と爲るが如き位置に在りと認めらるゝ場合に於てはソウエート社會主義共和國聯邦は右支障除去の爲日本國政府の爲すことあるべき提議を考慮するの意嚮あるものとす

ソウエート社會主義共和國聯邦政府はソウエート社會主義共和國聯邦の領域内に設置せらるべき日本國大使館及領事館に對する相當の敷地及建物の選定に付一切の適當なる便益を日本國政府に與ふべし

第二條　前露西亞國政府即ち露西亞帝國政府及之を繼承したる臨時政府の發行したる公債及國庫證券に依り日本國の政府は臣民に對して負へる債務に關する一切の問題は日本國政府とソウエート社會主義共和國聯邦政府との間の將來の商議に於ける調整に留保せらるゝことを約す

尤も右問題の調整に當り日本國の政府又は臣民は一切の他の條件にして均しきに於てはソウエート社會主義共和國聯邦政府が同樣の問題に付他の何れの國の政府又は國民に與ふことあるべきものよりも不利益なる地位に置かるゝことなかるべし

又締約國の一方の政府の他の政府に對する請求權又は締約國の一方の國民の他方の政府に對する請求權に關する一切の問題は日本國政府とソウエート社會主義共和國聯邦政府との間の將來の商議に於ける調整に留保

せらるゝことを約す

第三條　北サガレンに於ける氣候の狀態が現に同地方に駐屯する日本國軍隊の即時輸送を妨ぐるに鑑み右軍隊は一九二五年五月十五日迄に同地方より完全に撤退せらるべし右撤退は氣候の狀態が之を許すに至らば直に開始せらるべく且日本軍隊の撤退したる北サガレンの總ての地方は直にソウエート社會主義共和國聯邦の當該官憲に完全なる主權に於て還付せらるべし

行政の引渡及占領の終了に關する細目はアレクサンドロフスクに於て日本軍占領軍司令官とソウエート社會主義共和國聯邦代表者との間に協定せらるべし

第四條　兩締約國は其の一方が何れかの第三國と結びたる軍事同盟の條約若は協定又は其の他の秘密協定にして他方締約國の主權領土權、又は國家的安全に對する侵害又は脅威と成るべきものの現に存在せざることを互に聲明す

第五條　本議定書は同日附を以て署名せられたる日本國及ソウエート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべし

右證據として各全權委員は英吉利語を以てしたる本議定書二通に署名調印せり

一九二五年一月二十日北京に於て作成す

芳澤謙吉㊞

エル・カラハン㊞

議定書（乙）

兩締約國は日本國とソウエート社會主義共和國聯邦との全權委員間に本日署名せられたる議定書（甲）第三條に規定せられたる所に從ひ日本國軍隊が北サガレンより完全に撤退したる日より五月內に締結せらるべき利權契約に對する基礎として左の如く協定せり

一　ソウエート社會主義共和國聯邦政府は日本國代表者に依り一九二四年八月二十九日聯邦の代表者に交付せられたる覺書に記載せらるゝ北サガレンに於る油田の各々の地積五割の開發に對する利權を日本國政府の推薦する日本國當業者に許與することを約す右開發の爲日本國當事者に貸付せらるべき地積を決定する目的を以て右油田の各は各十五乃至四十デシャテインの碁盤目方形に區分せらるべく且全地積の五割に相當する右方形の數は日本人に割當てらるべし但し右日本人に貸付せらるべき方形は原則として相隣接すべからざるも日本人の現に掘鑿又は作業中なる一切の坑井を包含すべきものとす右覺書に記載せらるゝ油田中貸付せられざる殘餘の地區に關してはソウエート社會主義共和國聯邦政府が右地區の全部又は一部を外國人の利權に提

供することに決するときは日本國當業者は右利權に關する事項に付均等の機會を與へらるべることを約す

二　又ソウエート社會主義共和國聯邦政府は利權契約締結の後一年內に選定せらるべき一千平方ヴェルストの地積に亙り北サガレンの東海岸に於て五年乃至十年の期間油田を調査試掘することを日本國政府の推薦する日本國當業者に許可することを約す又油田が日本人に依る右調査試掘の結果確定せられたる場合に於ては右確定せられたる油田の地積五割の開發に對する利權は日本人に許與せらるべし

三　ソウエート社會主義共和國聯邦政府は利權契約に於て決定せらるべき特定の地積に亙り北サガレンの西海岸に於て炭田の開發に對する利權を日本國政府の推薦する日本國當業者に許與する事を約す又ソウエート社會主義共和國聯邦政府は利權契約に於て決定せらるべき特定の地積に亙りドウーエ地方に於ける炭田に關する利權を右日本國當業者に許與することを約す又前二項に掲げらるゝ特定の地積以外の炭田に關してはソウエート社會王義共和國聯邦政府が之を外國人の利權に提供することに決するときは日本國當業者は右利權に關する事項に付均等の機會を與へらるべきことを約す

四　前諸號に規定せらるゝ油田及炭田の開發に對する利權の期間は四十乃至五十年たるべし

五　日本人たる利權取得者は右利權に對する報償として、炭田の場合に於ては其の總產額の五分乃至八分を又油田の場合に於ては其總產額の五分乃至一割五分をソウエート社會主義共和國聯邦政府に對し每年提供すべし但し自噴油井の場合に於ては右報償は其の總產額の四割五分迄之を增加することを得

報償として提供せらるべき產額の割合は利權契約に於て確定的に定められるべく且右契約中に定められるべき方法に依り年產額の率に應じ等差を設けらるべし

六　右日本國當業者は企業の目的に要する木材を伐採することを且交通竝に物資及生產物の運輸を容易ならしむる爲諸般の施設を爲す事を許さるべし右に關する細目は利權契約に於て定めらるべし

七　前記の報償に關し又企業が當該地區の地理上の位置及其の他の一般狀態に依り受くべき不利益を考慮し右企業に要する又は之より得たる何等かの物資又は生產物等の輸入及輸出は無稅にて許可せらるべく且右企業は其の收益的經營を事實上不可能ならしむることあるべき如何なる課稅又は制限をも加へらるゝことなかるべきことを約す

八　ソウエート社會主義共和國聯邦政

府は右企業に對し一切の適當なる保護及便益を與ふべし

九　前諸號に關聯する細目は利權契約に於て協定せらるべし

本議定書は同日附を以て署名せられたる日本國及ソウエート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべし

右證據として各全權委員は英吉利語を以てしたる本議定書二通に署名せり

一九二五年一月二十日北京に於て作成す

芳澤謙吉㊞

エル・カラハン㊞

聲明書

ソウエート社會主義共和國聯邦及日本國間の關係を律する基本的法則に關する條約に本日署名するに當りソウエート社會主義共和國聯邦の全權委員たる下名は本國政府に於て一九〇五年九月五日のポーツマス條約の効力を承認することは同國政府に於て右條約の締結に付前帝政府と政治上の責任を分つことを何等意味せざる事を聲明するの光榮を有す

一九二五年一月二十日北京に於て

エル・カラハン㊞

交換公文

（來翰）

以書翰啓上致候陳者本官は日本國の全權委員に依り一九二四年八月二十九日ソウエート社會主義共和國聯邦の全權委員に手交せられたる覺書に記載せらるゝ油田及炭田に付北サガレンに於て現に日本人の實行中なる作業は日本國軍隊が北サガレンより完全に撤退したる日より五月內に行はるべき利權契約の締結に至る迄續行せらるべきことに於て同意することを本國政府の名に於て聲明するの光榮を有し候但し左記條件は日本人に依りて遵守せらるべきものに候

一　作業は一九二四年八月二十九日の覺書に揭げられたる地區、使用せらるゝ勞働者及專門家の數機械並其の他の條件に關しては右覺書の記載事項に嚴に準據して續行せらるべし

二　石油及石炭の如き產出物は之を輸出し又は販賣することを得ず右作業に關係ある從業員及裝備の用に限り之を充つることを得べし

三　ソウエート社會主義共和國聯邦政府に依り許與せらるゝ作業續行の許可は將來の利權契約の規定に何等影響を及ぼさゞるべし

四　北サガレンに於ける日本國無線電信所の運用に關する問題は將來の協定に留保せらるべく且私人及外國人の無線電信所設置を禁止するソウエート社會主義共和國聯邦の現在法令に合致する方法に於て

調査せられるべし

本官は茲に閣下に向て敬意を表し候

敬具

一九二五年一月二十日北京に於て

エル・カラハン

日本特命全權公使芳澤謙吉閣下

（往翰）

以書翰啓上致候陳者本官は閣下よりの本日附左記の書翰を領承するの光榮を有し候

本官は日本國の全權委員に依り一九二四年八月二十九日ソウエート社會主義共和國聯邦の全權委員に手交せられたる覺書に記載せらるゝ油田及炭田に付北サガレンに於て現に日本人の實行中なる作業は日本國軍隊が北サガレンより完全に撤退したる日より五月內に行はるべき利權契約の締結に至る迄續行せらるべきことに於て同意することを本國政府の名に於て聲明するの光榮を有し候但し左記條件は日本人に依りて遵守せらるべきものに候

一　作業は一九二四年八月二十九日の覺書に揭げられたる地區、使用せらるゝ勞働者及專門家の數、機械並其の他の條件に關しては右覺書の記載事項に嚴に準據して續行せらるべし

二　石油及石炭の如き產出物は之を輸出し又は販賣することを得ず右作業に關係ある從業員及裝備の用に限り之を充つることを得べし

三　ソウエート社會主義共和國聯邦政府に依り許與せらるゝ作業續行の許可は將來の利權契約の規定に何等影響を及ぼさゞるべし

四　北サガレンに於ける日本國無線電信所の運用に關する問題は將來の協定に留保せらるべく且私人及外國人の無線電信所設置を禁止するソウエート社會主義共和國聯邦の現在法令に合致する方法に於て

本國政府の名に於て本官は日本帝國政府は右書翰に全然同意なる旨を陳述するの光榮を有し候本官は茲に閣下に向て敬意を表し候　敬具

一九二五年一月二十日北京に於て

芳澤謙吉

ソウエート社會主義共和國聯邦大使

レフ・ミハイロヴイチ・カラハン閣下

附屬公文

ソウエート社會主義共和國聯邦及日本國間の關係を律する基本的法則に關する條約に本日署名するに當りソウエート社會主義共和國聯邦の全權委員たる下名は茲に日本國政府に對し一九二〇年のニコラエフスク事件に對する誠實なる遺憾の意を表すの光榮を有す

一九二五年一月二十日北京に於て

エル・カラハン㊞

署名議定書

支那國駐劄日本國特命全權公使芳澤謙吉及支那國駐劄ソウエート社會主義共和國聯邦大使レフ・ミハイロヴイチ・カラハンは良好妥當と認められたる各自の全權委任狀に基き本日北京に會合して左の文書を審査せり

一　日本國及ソウエート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約

二　議定書二通

三　聲明書一通

四　交換公文一件

五　附屬公文一通

全權委員は同文書に掲げられたる總ての用語及條項に同意したるを以て正式に各文書に署名調印せり

尙全權委員は日本國全權委員に依り一九二四年八月二十九日ソウエート社會主義共和國聯邦全權委員に手交せられ且日本人が北サガレンに於て作業中なる油田及炭田の狀態に關する說明を掲げたる覺書を本議定書に添附すべきことを約す

右證據として兩締約國の各全權委員は英吉利語を以てしたる本議定書二通に署名調印せり

一九二五年一月二十日北京に於て作成す

芳澤謙吉㊞

エル・カラハン㊞

一九二四年八月二十九日、日本代表よりソ聯邦代表に交付された覺書

（石油試掘作業）

一、此等試掘作業は政府の爲に株式會社北辰會に依りて行はれ居れり

二、建設物其他

三、使用せらるる專門家二〇、勞働者四〇〇（夏季）

四、機械

ハイドロリツク、ロータリ式　三スタンダード、ケーブル式五深掘用、ダイアモンド、ボーリング式　二スプリング、ボーリング式（人力に依るもの）一〇淺掘用

五、設備

（イ）通信用　各所の作業を連絡する電話線オハ及チアイヴオに於ける無線電信所

（ロ）運搬用　艀及傳馬船十二隻の外各所の作業を連絡する爲夏季使用せらるゝ小型蒸汽船一隻及發動汽船數隻

（ハ）建設物　（前頁下段表參照）

六、輕便鐵道

ウルクト灣とオハに於ける工場との間二哩半に亙るトロツコ線及カタングリ、ナビル間約三哩に亙る他の線なし

七、石油の輸出

（炭坑作業）

一、作業者・ドウーエ鑛山　三菱會社は占領軍の爲に作業し居れり、

作業位置	地積	試掘井 出油	試掘井 無油
オハ　オハ河の流域に於てウルクト灣の西二哩半	二、五〇〇	四	七
エハ　エハビ灣の西一哩	一、六〇〇	ナシ	三
ビルトウン　ビルトウン河に沿ひキャツクル灣の南西六哩	一、二〇〇	ナシ	三
ヌトヴオ　ヌトヴオ河口より西五哩	二、五〇〇	一	二
チアイヴオ　ボアタシン河に沿ひチアイヴオ灣の西三哩	一、二〇〇	一	一
ヌイヴオ　ノグリツク河トウトミ河の支流の流域に於てヌトヴオ灣の西七哩	一、六〇〇	一	一
ヴイグレクトヴイ　トウイミ河の流域に沿ひ同河の河口の南三哩	八〇〇	ナシ	二
カタングリ　ナビリスキー灣の北カタングリー湖の岸	一、六〇〇	一	四

置設物表

	オハ	エハビ	ビルトウン	ヌトヴオ	チアイヴオ	ヌイヴオ	ヴイグレクトヴイ	カタングリ
職員及勞働者	三〇	一	二	七	八	六	一	一五
家屋	一一	三	三	三	一	二	二	五
掘鑿用櫓	六	—	—	一	—	—	—	—
機關場	二	—	—	—	—	—	—	—
貯油所（土製）	—	—	—	—	—	—	—	—
燃料油タンク（鋼製）	四	—	—	—	—	—	—	—

ロカトウイ鑛山スタヘエフ會社及三菱會社が合同事業として作業し居れり

二、鑛山の位置・ドウーエ鑛山　海に近きポストヴアヤの流域に於てアレクサンドロフスク港の南約六哩、現に作業中の水平坑は二但し竪坑なし一九二三年の產額約五萬噸、ロガトウイ鑛山は海に面しアレキサンドロフスク港の南約十哩、現に作業中の坑二、竪坑なし一九二三年の產額約三萬噸

三、專門家及勞働者の數

	專門家	勞働者
ドウーエ鑛山	五	約二〇〇
ロガトウイ鑛山	三	約一五〇

（右數は夏季のものとす）

四、機械　ドウーエ鑛山に於ては小型機關車は石炭を運搬の目的の爲に使用せらる、ロガトウイ鑛山に於ては機械を使用せず採掘及運搬は人及馬に依りて行はれ居り

五、建設物　ドウーエ鑛山より海岸に至る一哩强のトロツコ線及ロガトウイに於ける四分の一哩弱の他のトロツコ線を除き炭坑用には特殊の建設物なし

六、輸出　ドウーエ鑛山の産額は占領軍及占領地域内の住民に依り消費せられ島外に搬出せちるゝものなしロガトウイ鑛山の産額の三萬噸は三菱及スタヘエフに依りて一九二三年に輸出せられたりとのことなり

日露媾和條約

（明治三十八年九月五日調印）

日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下は兩國及其人民に平和の幸福を回復せむことを欲し媾和條約を締結することに決定し之が爲に日本國皇帝陛下は外務大臣從三位勳一等男爵小村壽太郎閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下を全露西亞國皇帝陛下は「プレジデント・オブ・ゼ・コムミツテイ、オブ・ミニスタース、オブ・ゼエムパイア、オブ・ロシア」「セクレタリー・オブ・ステート」「セルジ、ウキツテ」閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權大使「マスター・オブ・ゼ・イムピリアル・コールト、オブ・ロシア」男爵「ローマン・ローゼン」閣下を各其全權委員に任命せり因て各種全權委員は互に其委任狀を示し其良好妥當なるを認め以て左の諸條款を協議決定せり

第一條　日本國皇帝陛下と全露西亞皇帝陛下との間及兩國臣民の間に將來平和及親睦あるべし

第二條　露西亞帝國政府は日本國が韓國に於て政治上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し日本帝國政府が韓國に於て必要と認むる指導保護又監理の措置を執るに方り之を阻碍し又は之に干涉せざることを約す韓國に於ける露西亞國民は他の外國の臣民又は人民と全然同樣に待遇せらるべく之を換言すれば最惠國の臣民又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るべし

兩締約國は一切誤解の原因を避けんが爲露韓兩國の國境に於て露西亞國又は韓國の領土の安全を侵迫することあるべき何等の軍事上の措置を執らざることに同意す

第三條　日本國及露西亞國は互に左の事を約す

一　本條約に附屬する追加約款第一の規定に從ひ遼東半島租借權が其效力を及ぼす地域以外の滿洲より全然且同時に撤兵すること

二　前記地域を除くの外現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て占領し又は其監理の下に在る滿洲全部を擧げて全然清國專屬の行政に還附すること露西亞帝國政府は清國の主權を侵害し又は機會均等主義と相容れざる何等領土上の利益又は優先的若は專屬的讓與を滿洲に於て有せざることを聲明す

第四條　日本國及露西亞國は清國が滿洲の商工業を發達せしめむが爲列國に共通する一般の措置を執るに方り之を阻碍せざることを互に約す

第五條　露西亞帝國政府は清國政府の承諾を以て旅順港、大連並其附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其一部を組成する一切の權利特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す露西亞帝國政府は又前記租借權が其效力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及財産を日本帝國政府に移轉讓渡す兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す

日本帝國政府に於ては前記地域に於ける露西亞國臣民の財産權が安全に尊重せらるべきことを約す

第六條　露西亞帝國政府は長春（寬城子）旅順口間の鐵道及其一切の支線並同地方に於て之に附屬する一切の權利、特權及財産同地方に於て該鐵道に屬し又其利益の爲に經營せらるゝ一切の炭坑を補償を受くることなく且清國政府の承諾を以て日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す

兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す

第七條　日本國及露西亞國は滿洲に於ける各自の鐵道を全く商工業の目的に限り經營し決して侵略の目的を以て之を經營せざることを約す

該制限は遼東半島租借權が其效力を及ぼす地域に於ける鐵道に適用せざるものと知るべし

第八條　日本帝國政府及露西亞帝國政府は交通及運輸を增進し且之を便易ならしむる目的を以て滿洲に於ける其接續鐵道業務を規定せんが爲成るべく速に別約を締結すべし

第九條　露西亞帝國政府は薩哈嗹島南部及其附近に於ける一切の島嶼並該地方に於ける一切の公共營造物及財産を完全なる主權と共に永遠日本帝國政府に讓與す其讓與地域の北方境界は北緯五十度と定む該地域の正確なる境界線は本條約に附屬する追加約款第二の規定に從ひ之を決定すべし

日本國及露西亞國は薩哈嗹島又は其附近の島嶼に於ける各自の領地內に堡壘其他之に類する軍事上工作物を築造せざることに互に同意す又兩國は各宗谷海峽及韃靼海峽の自由航海を妨礙することあるべき何等の軍事上措置を執らざることを約す

第十條　日本國に讓與せられたる地域の住民たる露西亞國臣民に付てはその不動産を賣却して本國に退去するの自由を留保す但し該露西亞國臣民に於て讓與地域に在留せむと欲するときは日本國法律及管轄權に服從することを條件として完全に其職業に從事し且財産權を行使するに於て支持保護せらるべし日本國は政事上又

は行政上の權能を失ひたる住民に對し前記地域に於ける居住權を撤回し又は之を該地域より放逐すべき充分の自由を有す日本國は前記住民の財產權を完全に尊重せられるべきことを約す

第十一條　露西亞國は日本海オホーツク海及ベーリング海に瀕する露西亞國境領地の沿岸に於ける漁業權を日本國臣民に許與せむが爲日本國と協定をなすべきことを約す

前項の約束は前記方面に於て既に露西亞國又は外國の臣民に屬する所の權利に影響を及さゞることに双方同意す

第十二條　日露通商航海條約は戰爭の爲廢止せられたるを以て日本帝國政府及露西亞帝國政府は現下の戰爭以前に效力を有したる條約を基礎として新に通商航海條約を締結するに至る迄の間兩國通商關係の基礎として相互に最惠國の地位に於ける待遇を與ふるの方法を採用すべきことを約す而して輸入稅及輸出稅、稅關手續通過稅及噸稅竝一方の代辯者、臣民及船舶に對する他の一方の領土に於ける入國の許可及待遇は何れも前記の方法に依る

第十三條　本條約實施の後成るべく速に一切の俘虜は互に之を還附すべし日本帝國政府及露西亞帝國政府は各俘虜を引受くべき一名の特別委員を任命すべし一方の政府の收容に係る一切の俘虜は他の一方の政府の特別委員又は正當に其委任を受けたる代表者に引渡し同委員又は其の代表者に於て之を受領すべく而して其引渡及受領は引渡國より豫め受領國の特別委員に通知すべき便宜の人員及引渡國に於ける便宜の出入地に於て之を行ふべし

日本國政府及露西亞國政府は俘虜引渡完了の後成るべく速に俘虜の捕獲又は投降の日より死亡又は引渡の時に至るまで之が保護給養の爲に各負擔したる直接費用の計算書を互に提出すべし同計算書を交換の後露西亞國は成るべく速に日本國が前記の用途に支出したる實際の金額と露西亞國が同樣に支出したる實際の金額との差額を日本國に拂戻すべきことを約す

第十四條　本條約は日本國皇帝陛下及全露西亞皇帝陛下に於て批准せらるべし該批准は成るべく速に且如何なる場合に於ても本條約調印の日より五十日以內に東京駐劄佛蘭西公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使を經て日本帝國政府及露西亞帝國政府に各之を通告すべし而して其終りの通告の日より本條約は全部を通じて完全の效力を生ずべし正式の批准交換は成るべく速に華盛頓に於て之を行ふべし

第十五條　本條約は英吉利文及佛蘭西文を以て各二通を作り之に調印すべ

し其各本文は全然符合すと雖も其解釋に差異ある場合には佛蘭西文に據るべし

右證據として兩帝國全權委員は茲に本講和條約に記名調印するものなり

明治三十八年九月五日卽一九〇五年八月二十三日(九月五日)ポーツマス(ニュー・ハムプシヤ州)に於て之を作る

小村壽太郎(記名)㊞
高平小五郎(記名)㊞
セルジ・ウキツテ(記名)㊞
ローゼン(記名)㊞

同上追加約款

明治三十八年九月五日ポーツマスに於て調印同年十月十六日公布

本日附日本國及露西亞國間講和條約第三條及第九條の規定に從ひ下名の全權委員は左の追加約款を締結せり

第一　第三條に付

日本帝國政府及露西亞帝國政府は同時に且講和條約の實施後直に滿洲の地域より各其軍隊の撤退を開始すべきことを互に約す而して講和條約實施の日より十八箇月の期間內に兩國の軍隊に遼東半島借地以外の滿洲より全然撤退すべし前面陣地を占領する兩國軍隊は最先に撤退すべし

兩締約國は滿洲に於ける各自の鐵道線路を保護せむが爲守備兵を置くの權利を保留す該守備兵の數は一キロメートル毎に十五名を超過することを得ず而して日本國及露西亞國軍司令官は前記最大數以內に於て實際の必要に顧み之に使用せらるべき守備兵の數を双方の合意を以て成るべく少數に限定すべし

滿洲に於ける日本國及露西亞國軍司令官は前記の原則に從ひ撤兵の細目を協定し成るべく速に且如何なる場合に於ても十八箇月を超えざる期間內に撤兵を實行せむが爲双方の合意を以て必要なる措置を執るべし

第二　第九條に付

兩締約國に於て各任命すべき同數の人員より成る境界劃定委員は本條約實施後成るべく速に薩哈嗹島に於ける日本國露西亞國領地間の正確なる境界を永久の方法を以て實地に就き劃定すべし該委員は地形の許す限り北緯五十度を以て境界線となすことを要し若し何れかの地點に於て同緯度より偏倚するの必要を認むるときは他の地點に於ける對當の偏倚に依りて之を塡補すべし該委員は讓與中に包含せらるる附近島嶼の表及明細書を調製するの任に當り且讓與地域の境界を示す地圖を調製し之に署名すべし該委員の事業は兩締約國の承認を經ることを要す

前記追加約款は其附屬する講和條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべし

明治三十八年九月五日卽一九〇五年八月二十三日(九月五日)ポーツマス

に於て

小村壽太郎(記名)
高平小五郎(記名)
セルジ・ウキツテ(記名)
ロンゼン(記名)

駐劄特命全權大使正四位勳一等
田中都吉

ソウヱート社會主義共和國聯邦中央執行委員會
ソウヱート社會主義共和國聯邦外務人民委員代理レフ・ミハイロヴイチ・カラハン及露西亞社會主義聯邦ソウヱート共和國農務人民委員部參與會員マルチン・イヴアヴイチ・ラツイス

因て各全權は互に其の全權委任狀を示し之が良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定せり

日ソ漁業條約

日本國ソウヱート社會主義共和國聯邦間漁業條約(正文英文)

(昭和三年一月二十三日モスクワ市に於て調印。同年五月二十三日東京に於て批准書交換)

日本國皇帝陛下及ソウヱート社會主義共和國聯邦中央執行委員會は一九二五年一月二十日北京に於て締結せられたる日本國及ソウヱート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約第三條の規定に從ひ漁業條約を締結する爲左の如く各其の全權委員を任命せり

日本國皇帝陛下
ソウヱート社會主義共和國聯邦

第一條　ソウヱート社會主義共和國聯邦は河川及入江を除き日本海オホーツク海及ベーリング海に於けるソウヱート社會主義共和國聯邦の屬地の沿岸に於て腽肭獸及鰒虎を除きたる一切の種類魚類及水產物を捕獲し採取及加工するの權利を本條約の規定に從ひ日本國臣民に許與す右例外に含まるゝ入江は本條約附屬議定書(甲)第一條に之を列擧す

第二條　日本國民は魚類及水產物の捕獲、採取及加工の目的を以て特に指定せられたる海上及陸地に亙る漁區に於て之に從事すること自由たるべし右漁區の貸付は競賣に依りて之を爲し日本國臣民とソウヱート社會主義共和國聯邦人民との間に何等の差別を設くることなかるべし、尤も前項に對する例外として兩締約國政府の合意ありたる漁區は競賣に依らずして之を貸付することを得るものとす

漁區の競賣は每年二月ウラヂヴオストツクに於て行はるべく又之が爲指定せられる日及場所竝に賣却せらるべき各種の漁區の貸付に關する必要なる細目は競賣の少くとも二月前に於てウラヂヴオストツク駐在日本國領事官に正式に通告せらるべし競落者なき漁區に付ては該漁區は前回の競賣後十五日以內に且五日より早か

らずして再び競賣に付せられるべし鯨及鱈竝に特定の漁區內に於て捕獲、し又は採取すること能はざる一切の魚類及水產物の捕獲は特別の免許狀を具ふる航海船に搭乘せる日本國臣民に許さるべし

第三條　本條約第二條の規定に從ひ漁區の貸付を受けたる日本國臣民は該漁區の限界內に於て岸地を自由に使用するの權利を有すべし右日本國臣民は該岸地に於て自己の漁船及漁網に必要なる修繕を行ひ之を岸に引上げ竝に自己の捕獲物及採集物を陸揚し、加工し及貯藏することを得べく又之が爲該岸地に建物、倉庫、小屋及乾燥場を建て又は之を移轉すること自由たるべし

第四條　漁業に關して徵せらべき稅金課金及手數料に付ては日本國臣民は左の條件に從ふべく又如何なる場合に於てもソウヱート社會主義共和國聯邦の人民に與へらるゝ所に比し不利益なる待遇を受くる事なかるべし

(一)　漁業權を有する日本國臣民に課せらるべき營業稅の額は右日本國臣民が捕獲し、採取し又は加工したる魚類及水產物の漁場に於ける價格の百分の三を超ゆることなかるべし

(二)　右日本國臣民は營業稅竝に本條約附屬議定書(甲)第九條に揭ぐる稅金課金及手數料を除くの一切の種類の稅金課金及手數料を免除せらるべし

(三)　營業稅並に他の稅金課金及手數料の支拂は兩政府間の特別取極に依り之を處理することを得

(四)　日本國に住所を有し且日本國臣民に貸付せられたる漁場に於て季節的勞働に從事する日本人たる被使用者の所得に對しては何等の稅金又は課金を徵收することなかるべし

第五條　ソウヱート社會主義共和國聯邦はソウヱート社會主義共和國聯邦の極東水域に於て捕獲せられ又は採取せられたる魚類及水產物に對しては該魚類及水產物が製造工程を經たると否とに拘らずソウヱート社會主義共和國聯邦より日本國に輸出せらるべきものなるときは、何等の稅金を徵することなかるべし

第六條　本條約第一條に特定せらるゝ地方に於て、魚類及水產物の捕漁、採取及加工に從事する日本國臣民の被使用者の國籍に付ては何等の制限を設くることなかるべし

第七條　魚類及水產物の加工方法に付てはソウヱート社會主義共和國聯邦は本條第一條に特定せらるゝ地方に於て漁業權を取得したる日本國臣民に對しては該地方に於て漁業權を取得したるソウヱート社會主義共和國聯邦が免除せらるゝ何れの制限をも加へざることを約す

第八條　漁業權を取得したる日本國臣

民はソウヱート社會主義共和國聯邦の權限ある領事官が日本國に於て發給したる航海證書及日本國官憲が發給したる健全證書を具ふる航海船を日本國より自己の漁場へ自己の一つの漁場より他の漁場へ及自己の漁場より日本國への直航の用に供する事を得又右船舶は搭載せる魚類及水產物にしてソウヱート社會主義共和國聯邦の極東水域に於ては捕獲せられ又は採集せられたるもの、第三國への輸出に要する手續に從ふに於て漁場より直接右第三國へ航行することを得前記船舶は漁業に必要なる人及物件並に捕獲及採集物を課金及稅金を徵せらるることなく運搬すること自由たるべし

漁業權を取得したる日本國臣民は自己の漁區又は本條約第二條末項に掲ぐる免許狀を具ふる船舶の間に於て前記の人、物件、捕獲物及採集物の陸上岸に沿ひ又海上漁船に搭載して課金及稅金を徵せらるゝ事なく運搬することを得

本條の規定は各自別々の漁區又は免許狀を有する者が共同して一の船舶又は漁船を使用する場合にも均しく適用せらるべし

本條の規定は貸付期間の滿了したる漁區內に在る殘留財產の他の漁區又は日本國への移轉に適用せらるべし前記の船舶及漁船は他の一切の點に付ては沿岸貿易に關し制定せられ又は制定せらるることあるべきソウヱート社會主義共和國聯邦の法令に從ふべし

第九條　漁業權を取得したる日本國臣民は日本國臣民が捕獲し又は採取したる魚類及水產物を何等の輸出免許を要せずして日本國に自由に輸出することを得又右日本國臣民は右魚類及水產物を之が輸出する手續に從ひ第三國に輸出することを得

ソウヱート社會主義共和國聯邦の國營若は他の企業又人民より購入したる魚類及水產物の輸出に付ては右日本國臣民は之が輸出に要する手續に從ふべし

右日本國臣民は專ら自己の漁業の爲自己又は自己の被使用者の爲に使用することを目的とする必需品を何等の輸入免許を要せずして輸入すること自由たるべし

前記貨物の輸入に對しては何等の稅金及課金を徵することなかるべし右貨物及其の數量は每年適當なる時期に於て權限ある地方官憲がソウヱート社會主義共和國聯邦の中央官憲の承認を經て作成すべき品目表中に明記せられるべし

第十條　漁業權を取得したる日本國臣民及其の被使用者にしてソウヱート社會主義共和國聯邦人民に非ざるもの、入國、滯在移轉及出國に關してはソウヱート社會主義共和國聯邦の官憲に依り制定せられ又は制定せら

るることあるべき簡易規則を本條約第一條に特定せらるゝ地方に適用すべし他の一切の場合に於ては日本國臣民は外國人のソウヱート社會主義共和國聯邦への入國、之に於ける滯在及之よりの出國に關し制定せられ又は制定せらるゝことあるべき法令及規則に從ふべし

前記地方に於て漁業權を取得したる日本國臣民及ソウヱート社會主義共和國聯邦人民は魚類の養殖、魚類及水產物の保護、之に密接の關係ある產業の取締並に漁業に關する他の一切の事項に關し制定せられ又は制定せらるゝことあるべき法律規則及命令に付均等の地步に置かるべしソウヱート社會主義共和國聯邦の極東水域に於ける漁業に適用せらるべしを法律及規則にして新に制定せられるものは之が施行の少くとも三月前に日本政府に通知せらるべくソウヱート社會主義共和國聯邦の地方官憲に依り新に發せられたる右と同一性質の命令は之が施行の少くとも二月前にハバロフスク駐在日本國領事官に通知せらるべし

第十一條　日本國臣民は本條約第一條に特定せらるゝ地方の限界外に在る自己借受の陸上地區に於て魚類及水產物の加工に從事すること自由たるべし但し制定せられ又は制定せらるゝことあるべき法律、規則及命令にしてソウヱート社會主義共和國聯邦內の一切の外國人に適用せらるべきものに常に從ふべし

第十二條　日本國政府はソウヱート社會主義共和國聯邦政府が本條約に依り日本國臣民に漁業權を許與したることに鑑みソウヱート社會主義共和國聯邦の極東水域に捕獲せられ又は採取せられたる魚類及水產物に對しては該魚類及水產物が製造工程を經たると否とに拘らず何等の輸入稅を課せざることを約す

第十三條　日本人たる被使用者は日本國に居住し日本國に於て雇傭せられ及季節的漁業の勞働に從ひたる後日本國に歸還するものなること、其の慣行及習俗は日本人に特有のものなること、日本國及漁場間の無賃往復並に全雇傭期間中の無料給食を許與せらるゝこと正規の賃銀以外に捕獲物及採集物の配當を與へらる事並に醫療及他の救恤手段の無料施設ある事を認むるに因りソウヱート社會主義共和國聯邦は制定せられ又は制定せらるゝことあるべき勞働の保護及規律に關する其の法令及規則を本條約の規定に依り日本國臣民に貸付せられたる漁場に於ける日本人たる被使用者の勞働に適用するに當り前記事實に適合せしむることを約す

第十四條　本條約に於て特に規定せられざるも本條約第一條に特定せらるる地方に於ける漁業に關する事項に付ては日本國臣民は右地方に於て漁

業權を取得したるソウェート社會主義共和國聯邦人民に與へらる所と同一の待遇を受くるの權利を有すべし

第十五條　本條約は八年間引續を效力を有すべく且右期間の終に於て修正又は更新せらるべく爾後本條約は毎十二年の終に於て修正又は更新せらるべし

締約國の一方は本條約の終了の十二月前に於て本條約を修正するの希望を他方に通告することを得右修正の爲の商議は右十二月以内に結了せらるべし

締約國の何れも右修正の爲めの通告を爲さざる時は本條約は更に十二年間引續き效力を有すべし

第十六條　本條約は批准せらるべく又其批准書は成るべく速に且如何なる場合に於ても之が署名後四月より後るることなく東京に於て交換せらるべし

本條約は其の批准書交換の日の後五日目より實施せらるべし

右證據として各全權委員は英吉利語を以てせる本條約二通に署名調印せり

一九二八年一月二十三日モスクワ市に於て之を作成す

田中都吉㊞
エル・カラハン㊞
エム・ラツイン㊞

議定書（甲）

（昭和三年五月二十六日告示外務省第九十三號）

本日、日本國ソヴェート社會主義共和國聯邦間漁業條約に署名するに當り兩締約國の全權委員は左の如く協定せり

第一條　漁業條約第一條に掲げらるる例外たる入江は左の如し

一　セント・ローレンス灣（ブナウグン岬よりハルギラフ岬に引きたる直線に至る）

二　メチグメ灣

三　コニヤム灣（ペンケグネイ灣（ネチホノン岬よりグラブ・ビークに引きたる直線に至る）

四　アボレシェフ灣（カラガン灣）

五　ルミレート灣

六　プロヴィデンス灣（リソフスキー岬よりルイサヤ・ガラヴアに引きたる直線に至る）

七　ホーリー・クロツス灣（メエチケン岬の緯線に至る）

八　アナデイル灣（セント・バジリアス岬よりゲーカ岬に引きたる直線に至る）

九　セント・パヴラ灣

十　シリューボチナヤ灣

十一　テユイレン湖

十二　シツクス・フイート湖

十三　パロン・コルフア灣の北部

十四　カラーガ灣

十五　ペチエヴインスカ灣

十六　アヴアチア灣（ペズイミヤンヌイ岬よりダルニー岬に引きたる

直線に至る）

十七　ペンジンスク灣（マメート岬の緯線に至る）

十八　ミルカチンスキー灣

十九　ヤムスカヤ灣

二十　アヤン灣

二十一　コンスタンチン太公灣

二十二　セント・ニコラス灣（ラムズドルフ岬よりグロト岬に引きたる直線に至る）

二十三　スチアースチア灣

二十四　バイカル灣（チアウノ岬よりヴイトフタ岬に引きたる直線に至る）

二十五　ヌイスキー灣

二十六　ナビルスキー灣

二十七　クレストヴアヤ灣

二十八　スタルカ灣

二十九　ヴアニナ灣（ヴエツセリ岬よりプールヌイ岬に引きたる直線に至る）

三十　ソヴエート港（ミリユーチナ岬よりプチアチナ岬に引きたる直線に至る）

三十一　テルネ灣（ストラシヌイ岬の經緯に至る）

三十二　セント・ウラチーミル灣（パリューセク岬よりヴアトフスカゴ岬に引きたる直線に至る）

三十三　プレオブラジエーニヤ灣の北東部に在る小なる（入江マトヴエーエヴア岬の經線に至る）

右例外は公海に適用せられざるべきは勿論とすポドカゲルナヤ河の河口よりアヤン灣に至る迄のオホーツク海の北岸に付ては前記例外中に入江はペンジンスク灣（第十七參照）、ミルカチンスキー灣（第十八參照）及アヤムスカヤ灣（第十九參照）、ヤン灣（第二十參照）を除き左の定義に從ひ決定せらるべし

本土に入込める灣にして、其の長さ（最深き本道に依り測りたる）灣口の幅の三倍を超ゆるもの右の外左の灣内に於ては漁業は他の外國人に對すると同樣日本國臣民に對し禁止せらるべし但し公海を含まざるを勿論とす

一　デ・カストリー灣及フレデリツクス灣（カストリー岬よりクロスターカンプ岬に引きたる直線及タロスター・カンプ岬よりオストルイ岬に引きたる直線に至る）

二　セント・オルガ灣（マネフスカゴ岬よりシュコータ岬に引きたる直線に至る）

三　ピーター大帝灣（灣内に在る諸島を包含しパヴアロートヌイ岬よりガモヴア灣に至る）

四　ポシエツト灣（ガモヴア岬よりブタコフ岬に至る）

第二條　河川と海との境界に關する事項に付ては兩政府は國際法の原則及慣例に從ふべし

第三條　漁業條約に依り日本國民に許與せられたる黑龍江海灣（リマン）に

於ける漁業權は左の特別規定に從ふべし

(一) 日本國民はソヴェート社會主義共和國聯邦人民と同一の地歩に於て競賣に依り右地方に於て漁區を取得することを得

(二) 漁區を取得したる日本國臣民は漁業の關する限り一切の點に付漁區の競落者たるソヴェート社會主義共和國聯邦人民と均しき黑龍江流域に於ける川漁業に關し制定せられ又は制定せらるることあるべき法律、規則及命令並に右地方に於ける漁域借受人が外國人たる勞働者を使用することを禁止せる規定に從ふべし

第四條 日本國臣民は漁業條約第一條に特定せらるる地方の何れかの部分に於ける漁區の貸付の申請を爲すときは右條約第二の規定に依り右貸付を受くることを得但し前記地方に於ける魚類の養殖及保護、之に密接の關係ある產業の取締並に漁業に關する他の一切の事項に關しソヴェート社會主義共和國聯邦に於て制定せられ又は制定せらるることあるべき法律規則及命令に從ふべし

捕獲せらるゝ魚種が漁區貸付契約中に明記せられざる場合に於てはソヴェート社會主義共和國聯邦は捕獲せらるる魚類に對し何等の制限を其の鮭鱒族の保護に必要と爲らざる限り課することなかるべし

第五條 日本國臣民間並に日本國臣民及ソヴェート社會主義共和國聯邦人民間の漁業權の移轉に付てはソヴェート社會主義共和國聯邦の法令に依り定められたる手續に從ひ右移轉の申請ありたるときは之が許可を與ふべし

第六條 漁區の貸付期間は左の如く之を定む

漁業條約の實施前既に開かれたるも未だ經營せられざりし漁區又は實施後初めて開かれたる漁區は付ては一年

一年以上經營せられたる漁業に付ては三年

三年以上經營せられたる漁區に付ては五年

漁業條約第二條第二項同條約附屬文書の規定に依り特別貸付を許與せらるべき漁區に付ては前記期間は之を變更することを得るものとす

第七條 漁業條約の期間の滿了の日に於て未だ期間の滿了せざる漁業權は漁業條約自體に關し兩締約國の爲すべき決定の如何に拘らず右漁業權の全存續期間中引續き有效たるべし

第八條 漁業條約第一條に特定せらるる地方に於て既に存在する漁區は漁業條約の全存續期間利用の爲開き置かるべし

第九條 漁業條約第四條(二)の規定に關しては日本國臣民は左の稅金、課金及手數料を免せらるべし

(一) 運搬手段(馬、自動車、自轉車、自動自轉車及航海證書を具へざる(モーターボート)に對する地方課金

(二) 汽罐、壓力に依り運轉せらるる裝置昇降機及起重機械の檢査證明の手數料

(三) 現に都市に於て實施中なる建物に對する地方課金が漁場の存在する地方に適用せらるべき場合には右地方課金

(四) ソウェート社會主義共和國聯邦の中央官憲に依り設けられたる印紙稅、公證人手數料、裁判手數料並に他の同樣の稅金、課金及手數料にして漁區及漁場の設備に間接の關係を有するもの並に取引所に於て行はれ又は登錄せられたる取引に對し地方官憲に依り設けられたる地方稅金

(五) ソウェート社會主義共和國聯邦への入國、之に於ける滯在及之よりの出國に關する領事手數料及登錄手數料

(六) 文書の發給又は證明に對する領事手數料又は他の手數料

(七) 漁區貸付契約の登錄手數料

(八) 森林より賣出されたる木材に對する課金

(九) ソウェート社會主義共和國聯邦に於ける消費の爲の魚類及水產物の賣却より生ずる利益に對する所得稅並に右魚類及水產物に關する運搬稅

第十條 ソウェート社會主義共和國聯邦政府は一箇又は數箇の特定の第三國に關し之に輸出せらるる一般貨物に適用せらるべき稅金を變更する場合を除くの外ソウェート社會主義共和國聯邦の極東地方より輸出せらるる魚類及水產物に對し稅金を免除する現行法規を漁業條約の存續期間中維持することを約す

ソウェート社會主義共和國聯邦政府は日本國に於て加工せられずしてソウェート社會主義共和國聯邦に再輸入せらるる魚類及水產物に付てはソウェート社會主義共和國聯邦の產物又は製造品たる再輸入品に對し稅金を免除する自國の現行規則を漁業條約の存續期間中維持することを約す

第十一條 ソウェート社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民が鰊及價値少き他の魚種並に魚類及水產物の加工の際生ずる廢棄物より肥料を製造することに對し何等の異議を有せず又ソウェート社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民が日本式方法により鮭鱒族の魚類に加工し及之を鹽藏することに對し何等の異議を有せず

第十二條 漁業條約第八條第一項に揭ぐる航海證書は左の書類の提出ありたるときはソウェート社會主義共和國聯邦の領事官に依り發約せらるべし

一 船舶が回航せんとする一箇又は

數箇の漁區の貸付を證明する書類

二　證明ある在船者名簿にして在船者の身分證明の書類を添付したるもの

三　船舶の載貨が單に漁業條約第九條第九項に掲ぐる貨物のみより成ることを證明する書類、右書類には又載貨の數量を表示すべし

航海證書には左の事項を表示すべし

一　船名及船籍港名

二　一箇又は數箇の漁區の一人又は數人の借受人の名

三　船舶が回航せんとする一箇又は數箇の漁區の明示

四　載貨の性質及數量

五　乘組員の名

前記證書及健全證書を具ふる船舶は航海證書に記載せられたるソウェート社會主義共和國聯邦の沿岸の地點のみに到り及留まることを得稅關の存在する港は右船舶に對し常に開放せらるるは勿論とす

漁業條約第二條末項に依りソウェート社會主義共和國聯邦の極東水域に回航する日本國船舶は特に指定せられたるソウェート社會主義共和國聯邦の港の一に先づ到るべく同港に於てはソウェート社會主義共和國聯邦の權限ある官憲は右船舶に對し魚類及水產物の捕獲、採取及加工の爲の特別免許狀を發給すべし該免許狀は又日本國に於けるソウェート社會主義共和國聯邦の領事官を經て之を受けることを得べく此の場合に於ては右船舶は前記港の何れにも航行することを要せざるべし

第十三條　ソウェート社會主義共和國聯邦政府は各別の日本國臣民に貸付せられたる漁場間に於ける日本國船舶（ルイボロヴヌイエ・ロドウキ）の個々の航海に對し何等の異議を有せず發動機を具ふる漁船が曳船を爲し又は爲さずして航海する場合に於てはソウェート社會主義共和國聯邦の地方官憲より許可を受くべし

第十四條　ソウェート社會主義共和國聯邦の水域內に於て漁業又は其の補助的任務に從事する日本國汽船は航海日誌の露西亞語又は英吉利語の飜譯文を具ふべし日本國の航海發動機船又は航海帆船は成るべく右規定に從ふべし

第十五條　ソウェート社會主義共和國聯邦政府は漁業條約第九條に掲ぐる品目表を作成し及承認するに當りては日本國臣民の漁業の實際の必要が充分考慮せらるべきことを保障す

第十六條　漁業の何れかの部門の作業に適する日本國民は總計百人を超えざる限り、ソウェート社會主義共和國聯邦への入國及之に於ける居住に關する法令及規則に從ふに於ては日本國臣民に貸付せられたる漁區に於て越年するの權利を有すべし右漁區に於ける越年に要する番人はソウェート社會主義共和國聯邦人民中より

之を雇傭すべし

第十七條　蕃殖の爲保護の措置を要することあるべき魚類及水產物の捕獲及採取に對しては右捕獲及採取の數量を限定することあるべき標準はソウェート社會主義共和國聯邦の官憲に依り極東に於けるソウェート社會主義共和國聯邦の河海兩方面に於ける右魚類及水產物の蕃殖の實際の傾向を考慮の基礎として決定せらるべし日本國民に貸與せられたる一切の漁區に於ては河口に最接近せる漁區を除くの外建網の使用を許さるべし又河口に最接近せる漁區に付ては曳網を以てする漁業を該漁區に於て行ひ得ざる事判明したる場合に於て建網の使用を許さるべきことを約す尙何れの漁區に於てもウインチ・エスカレーター、コンヴエーヤーキャプスタン、ブロツク又は漁業の作業を容易たらしむる其の他の器具、機械及設備の使用に對し何等の制限を加へらるゝことなかるべし

第十八條　漁業條約附屬文書中に於て使用せらるる「日本國臣民」及「ソウェート社會主義共和國聯邦人民」なる語は夫夫日本國及ソウェート社會主義共和國聯邦の公私の企業を含みソウェート社會主義共和國聯邦人民たる語は特別の待遇を享くる地方農民及地方漁民を含まざるものとす又漁業條約第四條本議定書第九條に特に規定する事項に付てはソウェート社會主義共和國聯邦の國企業及コオペラテイヴ組合は特別の地位を與へらるるものとす

第十九條　ソウェート社會主義共和國聯邦政府は漁業條約の存續期間の第一年に於ける漁區の競賣の行はれる後何時にても漁業條約第一條に特定せらるる地方の何れかの部分に在る漁區の貸付を該部分に現に定住し又は定住することあるべき地方農民及地方漁民に對し競賣に依らずして許與せることを得右許與は漁業條約の存續期間中引續き二年間本議定書第四條に揭ぐる申請なき地方又は右許與の直前引續き三年を超ゆる期間中競賣人なき漁區に付てのみ之を與ふることを得ソウェート社會主義共和國聯邦は日本國臣民の爲に開かれたる極東水域に於ける漁業上の活動範圍を右許與に依り縮少せしめざる爲及權限ある官憲をして日本國臣民の新漁區開設の希望に副はしむる爲必要の措置を執るべし

ソウェート社會主義共和國聯邦政府は地方農民及地方漁民に右の方法に依り貸付せられたる漁區が引續き二年間經營せられざる場合に之を競賣に付すること並に地方農民又は地方漁民以外の何れかの者への右漁區の轉貸又は移轉を禁ずることを約す

地方農民及地方漁民は漁業條約第二條の規定に從ひ競賣に依る漁區の貸付を受くること自由たるも斯く漁區

の貸付を受けたる者は本條に依り許與せられ、轉貸せられ又は移轉せらるゝ漁區を右と同時に有することを得す

右地方農民又は他方農民の地位は勞働者を使用することなく自己の生計の爲自ら漁業に從事する者及其の家族にのみ與へらるゝことを約す

第二十條　漁業條約及同條約附屬文書中に使用せらるゝ「魚類及水産物」なる語は臘納獸及虎鯨を除くの外一切の種類の魚類、動物植物及他の水産物を謂ふものとす

第二十一條　本議定書は本日署名せられたる漁業條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべく且該條約と同一の存續期間を有すべし

右證據として各全權委員は英吉利語を以てせる本議定書二通に署名調印せり

一九二八年一月二十三日モスクワ市に於て之を作成す

田中都吉㊞　エル・カラハン㊞　エム・ラツイス㊞

議定書(乙)

（昭和三年五月二十六日告示第六十三號）
（外務省告示）

本日、日本國ソウヱート社會主義共和國聯邦間漁業條約に署名するに當り兩締約國の全權委員は左の如く協定せり

漁業條約第十三條の規定に鑑み勞働の保護及規律に關する法令及法則を漁業權を有する日本國臣民及其の日本人たる被使用者に適用するには左の條件を附せらるべし

(一)　使用者が自己の被使用者に對し其の作業に必要なる被服及他の物品竝に住居を支給することに付ては右被使用者の國民的慣行及習俗が相當考慮せらるべし

(二)　基本賃銀の額は極東地方の漁業上の慣例に從ひ日本國の通貨を以て且全漁季に對し之を取極むることを得被使用者が希望する場合に於ては右基本賃銀の一部は右被用者に前拂せらるべし且し全漁季間に對する右基本賃銀は使用者が雇傭契約に依り被使用者の運送及給食の費用を負擔する場合竝に使用者が所謂「九一」又は同樣の慣行に依り其の被使用者に對し捕獲物及採集物の一定の割合に相當する特別給與を與ふる場合と雖も一月十五圓に相當する額を下ることなかるべし

右規定は一方最低賃銀に關するソウヱート社會主義共和國聯邦の法令竝に他方日本國に於ける經濟上及社會上の現狀を考慮して採用せられたるものなるに付右規定が不適當なるに至れる場合に於ては新事態に適應せしむる爲兩政府間の合意に依り必要なる更生を爲し得ることを約す

(三)　漁場に於ける勞働時間は原則として一日八時間とするも漁業の特質に鑑み且季節的勞働に於ける勞働條

件を規定するソウヱート社會主義共和國聯邦の法令に從ひ使用は全漁季に對しても勞働時間及賃金に付勞働人民委員部の權限ある地方機關と取極を爲すに於ては其の被使用者との合意に依り之をして一日八時間を超え勞働せしむることを得

尤も漁撈作業に於ける勞働に付ては漁季中何時たるを問はず魚類が大群を成して來る場合に於て被使用者の同意あるときは正規の時間外、休日及夜間に於て之をして勞働せしむることを得べく之が爲勞働人民委員部の前記機關との何等かの取極を要することなかるべし

罐詰作業に於ける勞働に付ては前項は魚類が大群を成して來る場合に於ける捕獲物の蓄積過多に因り生産物の品質の低下を防ぐ爲超過勞働を必要とする場合に限り適用せらるべし但し當該使用者は超過勞働に關し使用者及被使用者間に爲されたる合意の條件を成るべく速に且如何なる場合に於ても當該年の漁季の終了前に地方勞働機關に通知すべし

(四)　(イ)使用者がソウヱート社會主義共和國聯邦の法令に從ひ社會保險料を支拂ふの義務を負ふ場合に於ては被使用者（日本國に歸還したる後に於ても）又は日本國に在る其の家族はソウヱート社會主義共和國聯邦人民又はソウヱート社會主義共和國聯邦内に居住する其の家族と同一の權利を享有すべし

(ロ)　社會保險金額が日本國に居住する日本國民又は其の家族に支拂はるべき場合に於ては右社會保險金額は漁季に對する社會保險料が支拂はれたる後四月以内にソウヱート社會主義共和國聯邦政府に依り該政府の日本國駐在領事館を經て右日本國臣民又は其の家族に支拂はるべし

(ハ)　社會保險に關する一切の計算及支拂に於ては時價に依る爲替相場の代に日本國及ソウヱート社會主義共和國聯邦の各通貨の純分比價に依るべし

(ニ)　使用者の社會保險上の義務は左の三種の場合に限らるべし

一、被使用者が一時勞働能力を失ふとき

二、被使用者が事故の爲廢疾と爲り又は死亡するとき

三、被使用者が醫療を必要とするとき

(ホ)　使用者はソウヱート社會主義共和國聯邦の衞生官憲との合意を以て醫療の供與を引受くる場合に於ては(ニ)の三の場合に對する保險料の支拂を素除せらるべし使用者の團體又は他の組織がソウヱート社會主義共和國聯邦の社會保險中に規定せらるる所に比し被使用者の爲同等又は有利と爲るべき救恤措置を日本國官憲に依り承認せ

られたる規則に從ひ引受くる場合に於ては使用者は(二)の一及二の場合に對する保險料の支拂を免除せらるべし

(五) 被使用者が自己の意思に依り契約を取消したるときは右被使用者は漁場より日本國への旅費を負擔すべきことを雇傭契約中に規定することを得但し使用者は被使用者の日本國への乘船に對し責任を負ふべきものとす

使用者は其の漁場に於て被使用者を雇解したるときは右被用者の日本國への歸還費を支拂ふべし

使用者又は被使用者が被使用者の日本國出發前に相當の事由なくして雇傭契約を履行せざる場合に於ける賠償金の支拂に關し右雇傭契約者中に一の規定を挿入することを得るは勿論とす

本議定書の規定は兩政府間に爲さるることあるべき合意に依り變更せられ又は補足せられるべし

本議定書は本日署名せられたる漁業條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべく且該條約と同一の存續期間を有すべし

右證據として各全權委員は英吉利語を以てせる本議定書二通に署名調印せり

一九二八年一月二十三日モスクワ市に於て之を作成す

田中都吉㊞
ユル・カラハン㊞
エム・ラツイス㊞

議定書(丙)

(昭和三年五月二十六日告示外務省告示第六十三號)

本日、日本國ソウヱート社會主義共和國聯邦漁業條約に署名するに當り兩締結國の全權委員は左の如く協定せり

漁業權を有する日本國臣民が漁業條約第一條に特定せらるゝ地方に於て罐詰工場を設置し及經營することに付ては左の條件を附せらるべし但し罐詰工場に關する一切の事項に付ては日本國臣民はソウヱート社會主義共和國聯邦の私人又は私企業に對し與へらるゝ所に比し不利益なる地位に置かるゝことなかるべし

(甲) 競賣に依り日本國臣民に貸付せられたる漁區に於ては右日本國臣民はソウヱート社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に豫告を爲し且本議定書(乙)(一)(二)(六)(七)及(九)の規定の適用を受くることを條件として其の貸付期間の漁季中罐詰工場を設置し及經營することを得

(乙) 日本國臣民が所有する罐詰工場にして漁業契約の締結の當時現に存在するものの經營に付ては左の條件に從ひソウヱート社會主義共和國聯邦の權限ある官憲と關係日本國臣民との間に特別契約を締結すべし

(一) 日本國臣民は其の罐詰工場の規模及設備の變更を爲すこと目由たるべし但し右日本國臣民は右變更を爲

したるときはソウヱート社會主義共和國聯邦の規則に依り定められたる手續に從ひソウヱート社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に之が通知を爲すべし尙日本國臣民は他の借受人に許與せられたる漁區より右罐詰工場へ魚類及水產物を運搬し又は之に加工することを禁止せられ又は制限せらるゝことなかるべし

(二) 罐詰工場の存在する漁區に於けるソウヱート社會主義共和國聯邦の政府又は人民に屬せざる一切の財產は特別契約の期間の滿了後他の漁區に若はソウヱート社會主義共和國聯邦外に關係日本國臣民に依り運搬せられ又はソウヱート社會主義共和國聯邦政府の許可を得てソウヱート社會主義共和國聯邦の領域內に於て賣却せらるゝことを得右財產は右契約の期間の滿了後一年以內に前記の如く處分せられざるときは無償にてソウヱート社會主義共和國聯邦政府の所有に歸すべし

(三) 現に存在する罐詰工場の經營に付ては各罐詰工場には該工場の存在する漁區及其の附近に在る他の一漁區を配屬せしむべく右兩漁區は共に漁業條約第二條第二項の規定に從ひ競賣に依らずして貸付せらるべし

日本國臣民が漁區內に罐詰工場を設置する爲漁業條約第二條第二項の規定に從ひソウヱート社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に對し右漁區の貸付を申請する場合に於てはソウヱート社會主義共和國聯邦政府は事情の許す限り右貸付を許與するの目的を以て日本國政府と商議することに同意すべし

(四) (三)に揭げらるゝ罐詰工場に關する特別契約の期間は十年とす右特別契約の期間の滿了後罐詰工場に關し執るべき措置に付ては兩政府は漁業條約の改訂に關する商議の際又は右期間の滿了の一年前に於て之が商議を爲すべし

(五) (四)に揭げらるゝ特別契約を締結せんと欲する日本國臣民は日本國政府に依りソウヱート社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に推薦せらるべし

(六) 罐詰工場の經營に對する特別報償金(ドリエヴオエ、オツチスリエニエ)は關係罐詰工場に於て加工せられたる漁類及水產物の實際の數量に對し左の率に依りソウヱート社會主義共和國聯邦の金貨幣を以て計算せらるべし

一 紅鮭に對しては一函に付二十コペツク

二 銀鮭、鱒の助及鮭に對しては一函に付十六コペツク

三 鱈に對しては一函に付九コペツク

四 蟹に對しては一函に付四十コペツク

右に關して罐詰品一函は各一ポンド

入なる罐四十八箇又は各半ポンド入なる罐九十六箇を包含するものとす右特別報償金は之に對し課せらるべき稅金課金及手數料と共に毎年十二月中に支拂はるべし

特別報償金の前記の率は當該商品の現在の市價が著しく變動したる場合には雙方の合意に依り之を變更することを得

(七) 稅金、課金及手數料に付ては漁業條約第四條の規定及同條約附屬文書の規定を適用す右に關しては右附屬文書中に使用せられたる「報償金」なる語は漁區の貸付に對する報償金及(六)に規定せらるゝ罐詰工場の經營に對する特別報償金(ドリエヴオエオツチスリエニエ)を包含すと解せらるべきものとす

(八) (三)の規定に從ひ貸付せられたる漁區に對する普通報償金の額を決定する爲左の方法を採用すべし

競賣に依り貸付せられ且罐詰工場に配屬せらるゝ漁區に最も近き漁區に於ると同種類の捕して右配屬漁區に獲せらるゝもの成るべく總計四箇を三年毎に取りて之を標準と爲し、右漁區に對する報償金の合計を右漁區の漁獲標準高の合計を以て除して得たる商を基本單位と看做すべく、當該報償金は右基本單位に當該漁區に割當てらるゝ漁獲標準高に乘じて之を算出しソウェート社會主義共和國聯邦の金貨幣を以て表示すべし

(九) 罐詰工場及漁區の經營に關する一切の事項にして本議定書に特に規定せられざるものに付ては漁業條約及同條約附屬文書の規定を適用すべし

(十) 現に存在する罐詰工場に關する特別契約を締結する爲關係日本國臣民は本議定書に依り競賣に依らずして取得せんとする漁區を明に表示してソウェート社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に對し商議の開始を成るべく速に申請すべし商議は漁業條約の實施後二ヶ月以内に結了せらるべし

(十一) 右商議が所定の期間内に結了せざる場合に於ては關係日本國臣民は本議定書(乙)の規定を基礎として兩政府間に協定せらるべき取極に從ひ關係漁區に於ける罐詰工場の輕營を繼續することを得前記商議は爾後六月以内に成るべく結了せらるべし日本國臣民の所有する罐詰工場にして漁業條約の締結當時現に存在するものに關する特別契約が何等かの理由に依り締結せられざるか又は締結せられたる特別契約が無效と爲りたる場合に於ては一箇又は數箇の當該罐詰工場に割當てられたる漁區は其の利用の繼續を保障するの目的を以て競賣に付せらるべきは勿論とす

本議定書は本日署名せられたる漁業條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべく且該條約と同一の存續期

間を有すべし

右證據としては各全權委員は英吉利語を以てせる本議定書二通に署名調印せり

一九二八年一月二十三日モスクワ市に於て之を作成す

田中都吉 ㊞
エル・カラハン ㊞
エム・ラツイス ㊞

最終議定書

(昭和三年五月二十六日外務省告示第六十四號)

本日、日本國ソウェート社會主義共和國聯邦間漁業條約竝に同條約附屬の議定書(甲)及議定書(乙)に署名するに當り日本國及ソウェート社會主義共和國聯邦の全權委員は左の聲明を爲せり

第一部

一、漁業條約第二條に關するもの

(甲) 漁業條約第二條第一項の規定に關しソウェート社會主義共和國聯邦の全權委員は左の如く聲明す

(一) 既に經營せられたる漁區の競賣に於ける最低價格は平常の狀態の下に於ては前回の競賣に於ける最低價格を標準と爲し決定せらるべく前回の競賣後右漁區の經濟上の價値に何等かの變動ありたる場合に於ては其の最低價格は之に應じて調節せらるゝことを得るものとす利用の爲新に開かれたる漁區の場合に於ては其の最低價格は附近の漁區に對し支拂はるゝ報償金と該漁區に割當てられたる漁獲標準高との割合を標準と爲し決定せらるべし

(二) 競賣に於て競落者なかりし漁區に付ては其の最低價格は競賣後直に公表せらるべく且右漁區を次回の競賣に付するに當りては競賣人に對し成功の好機會を與ふるの目的を以て其の最低價格の決定に付相當の考慮を加ふべし日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

【乙】 漁業條約第二條第二項の規定に關し日本國及びソウェート社會主義共和國聯邦の全權委員は左の如く協定せることを聲明す

(一) ソウェート社會主義共和國聯邦政府は漁業條約の存續期間中其の國營企業に對し該企業自らの利用の爲競賣に依らず且該條約附屬議定書(甲)第六條第一項に規定せらるゝ貸付期間を以て該條約第一條に特定せらるる地方に存在する漁區の貸付を許與することを得鮭鱒族の魚類の捕獲に當てられたる漁區の場合に於ては右貸付の許與は漁獲標準高が右漁業條約の實施の時に於ける漁獲標準總高の約百分の二十に相當する合計二百萬プードを超えざる漁區に限らるべきものとす右以外の漁類及水產物の捕獲又は採取に當てられたる漁區の場合に於ては右許與は捕獲及採集物の合計が各魚類及水產物の捕獲物及採集物の總高の百分の二十に相

當する漁區に限らるべし

(二) 國營企業が自ら前記限度内の一切の漁區を全部且完全に經營したる場合に於てソウェート社會主義共和國聯邦政府が提案するときは兩政府は右企業に對し許與せらるべき漁區の標準高及漁區の數の增加に關し更に商議を爲すべし

(三) 國營企業に貸付せらるべき漁區を選定するに當りてはソウェート社會主義共和國聯邦政府は捕獲物及採集物の種類及數量に從ひて分類せらるゝ漁區の各部類に對し前記(一)に掲げらるゝ歩合を割當つるの原則に成るべく從ふべく且ソウェート社會主義共和國聯邦政府は關係日本國臣民が有することあるべき合理的希望及一九二七年卽ち漁業條約の締結の爲の商議の時に於て國營企業の經營せる漁區が當時利用の爲貸付せられたる一切の漁區の百分の二十を超えず日本國民の經營せる漁區が其の百分の八十を超えたるの事實を相當考慮し右選定に關する最終の決定を爲すに先ち日本國政府と協議すべし

(四) 競賣に依らずして國營企業に貸付せらるることに定まりたる漁區にして國營企業が實際に經營せざるものは一年以上貸付の爲當該年度の漁季前適當の時期に於て競賣に付せらるゝか又は地方農民及地方漁民に競賣に依らずして貸付せらるべし斯く貸付せられたる漁區は國營企業に依り經營せらるゝものと看做されざるべきは勿論なりとす

(五) 漁業條約及同條約附屬文書に關する限り國營企業なる語は資本の過半額がソウェート社會主義共和國聯邦又は之を構成する一個若は數個の共和國の機關に依り投資せられたるか又は理事の過半數が右機關に依り任命せられたる一切の種類の企業を謂ふものと解せらるべし右部類に屬せざる企業にして右機關が何等かの形式に於て參加するもの又はソウェート社會主義共和國聯邦に於ける各種の地方行政組織の或機關が形式又は方法の如何を問はず全部又は一部に參加する企業に付てはソウェート社會主義共和國聯邦政府は漁區の取得に關し右企業が競賣に參加するを得べきや又は本議定書中に指定せられたる國營企業の部類に包含せらるべきやを決定する爲日本國政府と協議すべし但し何れかの企業にしてソウェート社會主義共和國聯邦之を構成する一箇若は數個の共和國又は地方組織の機關との普通の商取引中に於て後者に對し債務者の地位に立ち又は其の持分の小部分が一時後者の所有に歸することあるべきものは右規定の範圍外に在るものと看做さるべし

(六) 漁業條約及前諸項の規定に拘らずソウェート社會主義共和國聯邦政府は黑龍江海灣(リマン)に於て開かれ又は開かることあるべき漁區を其の數に關係なく競賣に依らずして國營企業及各種のコオペラテイヴ組合並に地方農民及地方漁民に貸付することを得尤も黑龍江海灣(リマン)に於ける魚類が著しく增加したる場合に於ては又本規定は兩政府間の合意に依り之を變更し得ることを約す

【丙】 漁業條約第二條末項の規定に關しソウェート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) ソウェート社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民が漁業條約第二條末項に掲げらるゝ免許狀を受くるに付準據すべき規則を近き將來に於て發するの意嚮を有す

(二) ソウェート社會主義共和國聯邦政府は漁業に從事する日本國民に對し捕鯨の爲の根據地として五箇を超えざる數の陸上地區を貸付するの用意を有す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

二、漁業條約第三條に關するもの

漁業條約第三條の規定に關しソウェート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) 漁區の陸上區域が傾斜急なるか若は沼地なるか又は狹小なる爲漁業に必要なる設備を施す能はざることを判明するときは附近に於ける岸地の貸付を申請することを得ソウェート社會主義共和國聯邦の官憲は右申請に對し相當の考慮を加へ理由ありと認めたる時は右申請を許可すべし

(二) 漁業作業に於て生ずる廢棄物は之を沖合に投棄することを得

(三) ソウェート社會主義共和國聯邦の官憲は漁業に必要なるときは漁區外より木材燃料及水を得る爲の申請を許可するに付何等の異議を有せざるべし

右に關し要することあるべき費用及課金は關係者に依り支拂はるべきは勿論とす

(四) 漁業條約第三條の規定に從ひ建てられたる建物、倉庫、小屋及乾燥場は當該漁區の貸付期間の滿了後一年以内に之を除去するか又は右漁區の新借受人に移轉すべし

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

三、漁業條約第四條第十條並に議定書

(甲)第九條に關するもの

ソウェート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) 漁類及水產物の「漁場に於ける價格の決定は日本國又は何れかの第三國に於ける右商品の各種類の主要なる市場に於ける當該種類の平均價格より運賃及運送に關する他の費用を控除して之を爲すべし

尤も個々の漁區間に行はるゝ魚類及水產物の取引に對する營業稅は實際に支拂はるゝ價格を基礎として徵收せらるべし

議なきことを聲明す

(二) 漁業條約第十條第一項前段に掲げらるる日本國臣民のソウヱート社會主義共和國聯邦への入國及之よりの出國に關する領事手數料は右日本國臣民が團體査證の爲提示せられたる名簿に包含せらるゝ場合に於ては一人に付五十五コペツクの割合と定めらるべく

又右日本國臣民のソウヱート社會主義共和國聯邦に於ける滯在に對する登錄手數料は一人に付十コペツクとす

(三) 前項に掲げらるゝ者を除き日本國臣民（議定書(甲)第十六條に掲げらるる者を含む）に對する領事手數料及登錄手數料はソウヱート社會主義共和國聯邦の領域に到る外國人に適用せらるる一般規則に從ひ課せらるべし

(四) 漁區の貸付契約に對する登錄手數料は當該漁區に對する報償金の百分の三を超ゆることなかるべし

(五) 漁區竝に漁區に遺留せらるることとあるべき設備及私有品の相續に關する問題は死亡者が日本國臣民たる限り日本國政府との特別取極の目的たるべし

(六) 議定書(甲)第九條の規定は同條に掲げらるゝ稅金、課金手數料の何れかの用語の變更を妨ぐるものと解せられざるべし但し右に依り變更せられたる稅金、課金及手數料は以前と同一の性質を保持することを要す

(七) ソウヱート社會主義共和國聯邦に於て購入せられたる物件に對する消費稅及輸入稅竝に漁場外に於て行はれたる行爲に關し徵收せらるべき稅金及課金は日本國臣民のみに負擔せしめられざる限り漁業條約第四條の範圍外に在るものと看做され一般規則に從ひ日本國臣民に課せらるべし

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

五、漁業條約第八條に關するもの

四、漁業條約第六條に關するもの

(一) ソウヱート社會主義共和國聯邦全權委員は漁業條約第六條中に使用せられたる「國籍」なる語は露西亞語の「グラジュダンストヴオ」及「ポツダンストヴオ」に相當すと解せらるべきことを聲明す

日本全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

(二) 日本國及ソウヱート社會主義共和國聯邦の全權委員は左の如く協定せることを聲明す

漁業權を有する日本國臣民は能ふ限り且日本人たる勞働者に適用せらるゝと均しき條件の下にソウヱート社會主義共和國聯邦人民たる勞働者を既に使用し且之を使用するの用意を常に有するに鑑み右日本國臣民が右聯邦人民たる勞働者の若干數を使用するの問題は事情の許す場合に於ては兩政府間に於て商議せらるべし

日本國全權委員の質問に對する回答としてソウヱート社會主義共和國聯邦全權委員は日本國船舶及日本國漁船が海難の場合に於てソウヱート社會主義共和國聯邦の沿岸の何れの地點にも避難するの權利を享有すべきは勿論なることを聲明す

六、漁業條約第九條に關するもの

ソウヱート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) ソウヱート社會主義共和國聯邦の水域に於て日本國臣民が捕獲し又は採取したる魚類及水產物の日本國への輸出に關し要することあるべき輸出免許以外の手續きは右輸出に對し何等禁止的又は制限的性質のものたることなかるべし

(二) 前記第九條第三項に掲げらるゝ貨物のソウヱート社會主義共和國聯邦への輸入に關し要することあるべき輸入免許以外の手續は右貨物が同條に掲げらるゝ品目表中に含まるゝ限り右輸入に對し何等禁止的又は制限的性質のものたることなかるべし

(三) 魚類及水產物の日本國臣民に依る輸出にして(一)に掲げらるゝもの以外のものに關し要することあるべき手續は簡易のものたるべし

(四) 漁業權を有する日本國臣民は魚類及水產物がソウヱート社會主義共和國聯邦より輸出せらるゝことに定まれるものなる限り漁業權を有する他の日本國臣民又はソウヱート社會主義共和國聯邦の人民若は各種の企業より右魚類及水產物を購入し又は之に販賣すること自由たるべし

(五) 漁業權を有する日本國臣民が其の魚類及水產物をソウヱート社會主義共和國聯邦の國內市場の爲に大量取引を以て販賣せんと欲する時は每營業年度に於ける右販賣及其の數量に關しソウヱート社會主義共和國聯邦の權限ある地方官憲と取極を爲すべし右日本國臣民が右魚類及水產物を地方住民に販賣する場合の如く個々に行ふ小量取引に付ては右取極を要することなかるべし

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

七、漁業條約第九條及第十條に關するもの

ソウヱート社會主義共和國聯邦全權委員は漁業條約第九條及第十條の規定は日本國臣民をして密輸入を防止する爲適當なる措置の適用を毫も免れしめざるは勿論なることを聲明す

日本國全權委員は右と同一の意見を有することを聲明す

八、漁業條約第十三條及議定書(乙)に關するもの

日本國及ソウヱート社會主義共和國聯邦の全權委員は漁業條約第十三條の規定及同條約附屬議定書(乙)の規定は議定書(甲)第十六條に掲げらるゝ者に對し何等の適用なく右の者に付ては勞働の保護及規律に關し制定せられ又は制

定せらるゝことあるべき法令及規則が總て適用せらるることを約す

九、議定書(甲)第一條に關するもの

日本國及ソウェート社會主義共和國聯邦の全權委員は議定書(甲)第一條に掲げらるゝ特定の入江に關し將來の誤解を防ぐ爲右入江の精確なる境界を示す地圖を本最終議定書に添附することに同意せることを聲明す

一〇、議定書(甲)第三條に關するもの

日本國及ソウェート社會主義共和國聯邦の全權委員は左の如く協定せることを聲明す

(一)黑龍江海灣(リマン)なる語は左の境界内に包含せらるゝ水域を表示す

北はペトロフスコエ沙嘴よりチャウノ岬に引きたる直線

南はラザレフ岬よりポゴビ岬に引きたる直線

西はソウェート社會主義共和國聯邦の極東地方の海岸線

東は北サガレンの海岸線

(二) (イ) 議定書(甲)第三條(二)に掲げらるゝ國籍に關する制限は支配人監督者等の如き勞働者の部類に屬せざる者に對し適用せらるべからざるは勿論とす

(ロ) 一年を超ゆる期間を以て漁區の貸付を受けたる日本國臣民は右漁區より半ウエルストを超ゆる距離に在る場所に於て一年未滿の期間を以て魚類の加工に使用せらるべき陸上區域の貸付を受るこくとを得右陸上區域及一年未滿の期間を以て貸付せられたる漁區に於ては同所に於て使用せらるゝ勞働者にして實際漁撈に從事せざるものゝ國籍に付何等の制限を加ふることなかるべし

一一、議定書(甲)第八條に關するもの

ソウェート社會主義共和國聯邦全權委員は議定書(甲)第八條の規定は自然力に原因する漁區の閉鎖の場合に適用なかるべきは勿論なることを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

一二、議定書(甲)第十一條に關するもの

日本國及ソウェート社會主義共和國聯邦の全權委員は日本國民が捕獲したる鮭鱒族の魚類の總高中百分の六十以下は之を撒漬法に依り加工し得ること及鰊よりの肥料は日本國臣民に貸付せらるべき十箇の漁區に於て之を製造し得ることを約す

一三、議定書(甲)第十三條に關するもの

日本國及ソウェート社會主義共和國聯邦の全權委員は三馬力以下の發動機を具ふる漁船は議定書甲第十三條前段に掲げらるゝ漁船(ルイボロヴヌイエ・ロドウキ)の部類に屬することを約す

一四、議定書(甲)第十七條に關するもの

(一) ソヴェート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(イ) 各漁區に付定めらるべき漁獲標準高は當該漁區(當該漁區が既に經營せられたる場合)又は當該漁區(當該漁區が新に開かれたる場合)に最も近き漁區の過去に於ける實際の漁魚高を先づ考慮し之を決定す從て日本國臣民が右に依り決定せられたる標準高の變更を詳細なる理由を具して申請する場合に於てはソウェート社會主義共和國聯邦の官憲は申請に對し相當の考慮を加へ理由ありと認めたるときは右標準高を變更するに必要なる措置を執るべし

(ロ) 或漁區に於ける捕獲總高が割當てられたる標準高に達するに先立ちたる最後の揚網の結果として右標準高を超過する場合に於ては右超過高は適法の捕獲と看做さるべし

(二) 議定書(甲)第十七條第二項に掲げらるゝ建網に關し日本國全權委員は「建網」なる語は通常の建網及中拔網のみならず所謂改良網をも指すと主張するに對しソウェート社會主義共和國聯邦全權委員は主義に於て日本國全權委員の主張に反對せず、日本國臣民に依る改良網の使用は該使用がソウェート社會主義共和國聯邦の國營コオペラテイヴ又は私營企業の何れかに許さるゝとき自動的に許さるべきことを聲明す

一五、議定書(甲)第十九條に關するもの

(一) 日本國及ソウェート社會主義共和國聯邦の全權委員は議定書(甲)第十九條第一項に規定せらるゝ期間は漁業條約の實施前地方農民及地方漁民に對し競賣に依らずして許與せられたる漁區に適用なきことを約す

(二) 議定書(甲)第十九條第一項の規定に關しソウェート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

議定書(甲)第十九條第一項に依れば引續き三年を超ゆる期間中競賣人なき漁區は競賣に依らずして之が貸付を地方農民及漁民に許與することを得るも競賣に於てソウェート社會主義共和國聯邦の權限ある官憲と定むる漁區の評價額は該漁區の經濟上の價値及該漁區(該漁區が既に經營せられたる場合)又は附近の漁區(該漁區が新に開かれたる場合)の當時の報償金を考慮して決定せらるべきものなるに鑑み且競賣人が其の申込價格を決定するに當り同一要素を考慮するに鑑みソウェート社會主義共和國聯邦政府は一箇又は數箇の漁區に對し實際に競賣人ある場合に於ても其の申込價格が前記基礎に依りソウェート社會主義共和國聯邦の權限ある官憲が決定したる評價額と著しく差異あるときは右漁區を競賣に依らずして地方農民及地方漁民に貸付し得るものと看做すの權利を留保す

本聲明はソウェート社會主義共和國

聯邦の權限ある官憲が個々の漁區に付公正なる評價額を決定するの權利を毫も制限するものに非ずと解せらるべきは勿論とす

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

(三) ソウェート社會主義共和國聯邦全權委員は議定書(甲)第十九條の規定は同條末項に掲げらるゝ地方農民又は地方漁民が單獨に又は自己の家族と共に自ら漁業に從事する場合に於て二人以下の勞働者を使用するを妨げざることを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

一六、議定書(乙)(一)に關するもの

ソウェート社會主義共和國聯邦全權委員は被使用者が希望するに於ては使用者が被使用者に支拂はるべき一切の種類の賃銀及特別給與を日本國に於て支拂ふことを得るは勿論なることを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

一七、議定書(乙)(三)に關するもの

ソウェート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) 日本人の漁場に於ける追加勞働の賃銀は漁業の平常の狀態の下に於ては概して全漁季に對する基本賃銀の百分の五十に相當すべしとの見解に對し何等の異議なかるべし

(二) 右(三)に掲げらるゝ「勞働人民委員部の地方機關」なる語はハバロフスクに在る機關を指し又ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は右機關に對し日本人の漁業に最有利なる條件を以て該企業と右(三)に掲げらるゝ取極を爲すことを命ずる必要なる訓令を發すべし

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

一八、議定書(乙)四に關するもの

ソウェート社會主義共和國聯邦全權委員は右(四)の(二)に掲げらるゝ三種の保險の全部に對する保險料は被使用者に支拂はるべき賃銀の百分の八・三とし且將來變更せらるることあるべきことを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

一九、議定書(乙)に關するもの

ソウェート社會主義共和國聯邦全權委員は漁業條約第一條に特定せらるゝ地方に於ける日本人の漁業企業は本最終議定書に附屬する該企業に對する模範規則を內部管理規則として採用することを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

第二部

日本國及ソウェート社會主義共和國聯邦の全權委員は、本日署名せられたる漁業條約の實施と同時に一九二五年一月二十日締結せられたる、北京條約

第三條第一項の規定は完全に實行せられたるものと又一九〇七年の漁業協約は爾後何等の效力なきものと看做さるべきことを約したり

一九二八年一月二十三日モスクワ市に於て英吉利語を以てせる本書二通に署名せり

田中都吉
エル・カラハン
エム・ラツイス

第一附屬書

日本國ソウェート社會主義共和國聯邦間漁業條約第一條に特定せらるゝ地方に於ける日本國臣民に漁業企業に對する內部管理に關する模範規則

第一條　各漁場に於ける平常の勞働日及特別の勞働日の始時又終時は漁場の借受人と勞働人民委員部の權限ある地方機關との合意に依り定めらるべし

第二條　勞働日の前記始時及終時は鐘號笛又は他の同樣の方法に依り之を被使用者に合圖す

第三條　合圖後十五分を經過して就業せざる者及勞働日の終時前に離業する者に關しては右不在に對し相當の理由を擧げ得ざる限り右不在時間に對し賃銀竝に「九一」及他の形式の報酬を削減することを得

第四條　正常の事由に依り缺勤し、遲刻し又は勞働日の終了前に離業せんと欲する被使用者は直接の上役に通知して其の承諾を得ることを要す

第五條　被使用者は食事及休息の爲の中憩時間を與へらるべし

第六條　被使用者は其の職務に關し管理部及役員の一切の命令を遂行することを要す

第七條　管理部は被使用者間に仕事を分配すべし

第八條　仕事の性質上機械、工具及作業用具を取扱ふべき被使用者は之に對し適當の注意を爲すことを要す

第九條　管理部は機械、工具又は作業用具が生命及健康に對し何等の危險を生ぜざる樣配意し且必要なる豫防設備を之に施すことを要す右の外管理部は初て就業し又は初て工具、道具を受くる被使用者をして其の使用法を習得せしめ且右工具、道具等の危險なる部分及作業の危險又は有害なる點を右被使用者に特に警告することを要す

第十條　機械、工具及作業用具を取扱ふ被使用者は豫防措置を執り最注意して之を取扱ふことを要す

第十一條　工具、機械及作業用竝に其の作業を安全ならしむる手段が不良と爲り又は不適當と爲りたる場合に於ては被使用者は直に之を其の上役に通知することを要す

第十二條　就業中被使用者に何等かの事故生じたるときは右被使用者は直に之を其の直接の上役に通知し且醫療を受ける爲醫療所に赴くことを要

す負傷者が自ら之を爲すこと能はざる場合に於ては其の同僚たる勞働者は直に管理部に通知することを要し管理部は直に右負傷者を醫療所に送り且之と同時に事故の起りたる當該作業に關し一切の可能なる豫防措置を執るべし

第十三條　勞働人民委員部の特別規則に依り豫見せらるゝ作業の部門に於ける被用者には特別の衣服及履物竝に豫防具を支給することを要す極東地方の漁業に於ける右作業の部門にして右特別の物品を支給せらるべきもの竝に右物品の種類及數量は勞働人民委員部の權限ある地方機關の承認を經るの條件の下に漁場の借受人に依り決定せらるべし

第十四條　被使用者に對しては左の事項を禁止す

(イ)　喫煙を禁ずる旨の掲示ある場所に於て喫煙すること

(ロ)　何等の必要なき場合に作業の種類を變更すること

(ハ)　規定に反し機械、工具及作業具を濫に使用すること

(ニ)　就業中骨牌を弄び惡口し及喧嘩すること

(ホ)　酩酊の狀態に於て就業すること

第十五條　管理部は企業の必要なる場所に手洗の爲の石鹸を具ふる洗面臺を設置することを要す

第十六條　住宅の附近及他の便利なる場所には充分なる數の洗面器を備附け之を清潔に保ち且整頓し置くことを要す

第十七條　管理部は就業の場所及被使用者の住宅に充分なる數の便所を設置し之を整頓し且清潔に保つことを要す右用途に充てられざる他の一切の場所は之を使用することを禁ず

第十八條　管理部は漁場が清潔に保たれる樣配意し且衞生上の一切の必要なる措置を執ることを要す被使用者は同樣に其の就業する場所を清潔に保つの責任を負ふべし

第十九條　被使用者は自己の健康の爲め一切の衞生規則及一切の勞働保護規則を遵守することを要す右規則は見易き場所に掲示せらるべし

第二十條　天災に伴ふ勞働は企業の一切の被使用者に對し義務的にして管理部の要求あり次第其の實行せらるべき時の如何を問はず之を遂行することを要す

第二十一條　本規則は一方被使用者と他方管理部との合意に依り且勞働人民委員部の權限ある機關の承認を經るの條件の下に之を補足又は修正することを得

第二十二條　內部管理規則は一般に知

らしむる爲見易き場所に日本語及露西亞語を以て之を掲示することを要す

第二附屬書

左の境界を示す地圖(圖省略)

(一)　メチグメ灣

(二)　コニヤム灣、アボレシエフ灣(カラガン灣)及ルミレート灣

(三)　セント・パヴラ灣

(四)　カラーガ灣

(五)　バロン・コルフア灣の北部

(六)　ベチエヴインスカヤ灣

(七)　ミルカチンスキー灣及ヤムスカヤ灣

(八)　アヤン灣

(九)　コンスタンチン太公灣

(十)　クレストヴアヤ灣

交換公文

(昭和三年五月二十六日告示外務省告示第六三號)

第一號　(來翰)

エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

以書翰啓上致候陳者本日署名せられたるソウヱート社會主義共和國聯邦と日本國間漁業條約第四條の規定及同條約附屬議定書(甲)第九條の規定に關し本全權委員は本國政府の爲に左の如く聲明するの光榮を有し候

ソウヱート社會主義共和國聯邦の極東水域に於ける日本國臣民の漁業の特質に鑑みソウヱート社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民に課せらるべき營業稅竝に議定書(甲)第九條(七)及(九)に掲げらるる稅金及手數料は當該漁區の貸付に對する報償金の百分の二十八に相當する抵代稅の形式に於て支拂はるべく該支拂は右報償金と同時に且同一方法に依り爲さるべきことに同意す

本全權委員は茲に貴全權委員に向て敬意を表し候　敬具

一九二八年一月二十三日モスクワに於て

エル・カラハン

第一號　(往翰)

以書翰啓上致候陳者本全權委員は貴全權委員よりの本日附の左の書翰を受領するの光榮を有し候

以書翰啓上致候陳者本日署名せられたるソウヱート社會主義共和國聯邦と日本國漁業條約第四條規定及同條約附屬議定書(甲)第九條の規定に關し本全權委員は本國政府の爲左の如く聲明するの光榮を有し候ソウヱート社會主義共和國聯邦の極東水域に於ける日本國臣民の漁業の特質に鑑みソウヱート社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民に課せられるべき營業稅竝に議定書(甲)第九條(七)及(九)に掲げらるゝ稅金及手數料は當該漁區の貸付に對する報償金の百分の二十八に相當する抵抗稅の形式に於て支拂はるべく該支拂は右報償金と同時に且同一方法に依り爲さるべきことに同意す

本全權委員は日本國政府が右書翰に全然同意することを本國政府の爲に陳述するの光榮を有し候
本全權委員は玆に貴全權委員に向て敬意を表し候　敬具
一九二八年一月二十三日モスク
ワに於て　　田中都吉
ソウェート社會主義共和國聯邦
全權委員エル・カラヘン殿

第二號（來翰）
以書翰啓上致候陳者本日署名せられたるソウェート社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約附屬最終議定書第一部一(乙)の規定に關し本全權委員は右規定がソウェート社會主義共和國聯邦の國營企業に對し必要なる漁區條約の存續期間中確保するに鑑み右企業は漁業條約の存續期間中漁區の競賣に直接又は間接に參加せざるのみならず競賣に依り私人又は私企業に貸付せられたる漁區を經營せざることを本國政府の爲に貴全權委員に通告するの光榮を有し候
本全權委員は回答として貴全權委員の前記御通報を了承したることを陳述致し候本全權委員は玆に貴全權委員に向て敬意を表し候　敬具
一九二八年一月二十三日モスク
ワに於て　　エル・カラハン
日本國全權委員田中都吉殿

第二號（往翰）
以書翰啓上致候陳者本全權委員は貴全權委員よりの本日附の左の書翰を受領するの光榮を有し候
以書翰啓上致候陳者本日署名せられたるソウェート社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約附屬最終議定書第一部一(乙)の規定に關し本全權委員は右規定がソウェート社會主義共和國聯邦の國營企業に對し必要なる漁區條約の存續期間中確保するに鑑み右企業は漁業條約の存續期間中漁區の競賣に直接又は間接に參加せざるのみならず競賣に依り私人又は私企業に貸付せられる漁區を經營せざることを本國政府の爲に貴全權委員に通告するの光榮を有し候
本全權委員は回答として貴全權委員の前記御通報を了承したることを陳述致し候本全權委員は玆に貴全權委員に向て敬意を表し候　敬具
一九二八年一月二十三日モスク
ワに於て　　田中都吉
ソウェート社會主義共和國聯邦
全權委員　エル・カラハン殿

第三號（來翰）
以書翰啓上致候陳者本全權委員は漁業條約の存續期間中ソウェート社會主義共和國聯邦のツエントロ・ソユーズが右條約第一條に特定せらるゝ地方に於て漁業に從事するの意思を有せざることを本國政府の爲に聲明するの光榮を有し候
本全權委員は玆に貴全權委員に向て敬意を表し候　敬具

一九二八年一月二十三日モスク
ワに於て　　エル・カラハン
日本國全權委員田中都吉殿

第三號（往翰）
以書翰啓上致候陳者本全權委員は貴全權委員よりの本日附の左の書翰を受領するの光榮を有し候
以書翰啓上致候陳者本全權委員は漁業條約の存續期間中ソウェート社會主義共和國聯邦のツエントロ・ソユーズが右條約第一條に特定せらるゝ地方に於て漁業に從事するの意思を有せざることを本國政府の爲に聲明するの光榮を有し候
本全權委員は回答として貴全權委員の前記御通報を了承したることを陳述致し候本全權委員は玆に貴全權委員に向て敬意を表し候　敬具
一九二八年一月二十三日モスク
ワに於て　　田中都吉
ソウェート社會主義共和國聯邦
全權委員　エル・カラハン殿

第四號（來翰）
以書翰啓上致候陳者本全權委員ソウェート社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約附屬最終議定書第一部一(乙)の規定に關し本全權委員は右規定がソウェート社會主義共和國聯邦の國營企業に對し必要なる漁區條約の存續期間中確保するに鑑み右企業は漁業條約の存續期間中漁區の競賣に直接又は間接に參加せざるのみならず競賣に依り私人又は私企業に貸付せられたる漁區を經營せざることを本國政府の爲に貴全權委員に通告するの光榮を有し候
本全權委員は回答として貴全權委員の前記御通報を了承したることを陳述致し候本全權委員は玆に貴全權委員に向て敬意を表し候　敬具
一九二八年一月二十三日モスク
ワに於て　　田中都吉
日本國全權委員田中都吉殿

第四號（往翰）
以書翰啓上致候陳者本全權委員は貴全權委員よりの本日附の書翰を受領するの光榮を有し候
以書翰啓上致候陳者本全權委員はソウェート社會主義共和國聯邦政府は一九二八年の競賣後何時にても兩政府の何れかゞ提議するときはソウェート社會主義共和國聯邦の各種のコオペラテイヴ組合が漁區の貸付を受くる方法は兩政府間に於ける商議の目的たるべく且爾後右商議の決定に從ふべきものと爲すことに同意する旨を本國政府の爲に貴全權委員に通告するの光榮を有し候
商議が次回の競賣前相當の期間內に結了せざる場合に於て執らるべき措置に付ては兩政府間に暫定取極協定せらるべく候
本全權委員は日本國政府が右書翰に全然同意することを本國政府の爲に陳述するの光榮を有し候

本全權委員は玆に貴全權委員に向て敬意を表し候　敬具

一九二八年一月二十三日モスクワに於て

田中都吉

ソウヱート社會主義共和國聯邦全權委員　エル・カラハン殿

一九〇七年漁業協約改訂に關する日ソ間會議錄

（昭和三年五月二十六日告示外務省告示第六十三號）

第七號

第七回會議

一九二八年一月二十三日午後八時三十分莫斯科に於て開會

エル・エム・カラハン氏議長と爲る

列席者

ソウヱート聯邦全權委員

同　エル・エム・カラハン

同　エム・イ・ラツイス

日本國全權委員在莫斯科日本國特命全權大使　田中都吉

ソウヱート聯邦外務人民委員ゲ・ヴ・エ・チチエーリン、ソウヱート聯邦最高經濟會議幹部會員エス・イ・アラーロフ、ソウヱート聯邦外務人民委員部經濟法制部長ア・ヴェ・サバーニン、同極東部長ベ・エヌ・メーリニコフ

委員

エヌ・ペコルチヤノフスキー、エム・アカザコフ、エヌ・ア・エルガムイシエフ、エム・エス・ガリベリン、ゲ・デ・テイーホノフ、

會議書記官イ・ユ・ツアレムチユク、酒匂秀一、杉下裕次郎、島田正靖、西春彦、宮川船夫、越田徵次郎、橋本實斐

本日の本會議に於て日本國　ソウヱート聯邦夫々の全權委員は共同して次の文書を點檢せり

一、日本國及ソウヱート聯邦間漁業條約

二、議定書三通卽ち議定書(甲)、議定書(乙)及議定書(丙)

三、最終議定書一通及其の附屬書二通

四、交換公文四件

全權委員は右文書に記載せられたる條文及規定に付合意に達したる後當該文書に正式に署名調印せり

全權委員は前記文書に署名するに當り夫々次の陳述を爲せり右陳述の英文は本會議錄に添附す

(一)　漁業條約第十五條の規定に關し日本國全權委員は左記意見を開陳せり

漁業條約改正の商議が前記條文に規定せられたる期間内に終了せざるが如きことある場合には兩國政府間に暫定取極が爲さるべきものなるは勿論とす

ソウヱート聯邦全權委員は右と同意見なる旨を陳述せり

(二)　漁業條約附屬議定書(甲)第十條の規定に關しソウヱート聯邦全權委

員は日本國全權委員の質問に對し左記の回答を爲せり

前記條文第一項に於ける

"Except in the case when with regard to a par ticular third state or states, the duties applicable to goots in general exported thereto are to be altered."

なる文句はソウヱート聯邦政府が一箇又は數箇の特定の第三國に對し關稅戰爭を爲すことあるべき場合に於て見るが如きソウヱート聯邦政府に於て輸出稅率に變更を加ふるの止むを得ざるが如き非常の場合に關するものとす

(三)　ソウヱート聯邦全權委員は漁業條約の規定に從ひ經營の爲開かれたる漁區が議定書(甲)第十九條の規定に依り競賣に依らずして地方農民及漁民に貸下げられたるときは議定書(甲)第六條第一項に規定せられたる漁區貸下期間は前記貸下に對し適用せらるべきものなるは勿論なる旨陳述せり

日本國全權委員は右に同意せり

(四)　日本國及ソウヱート聯邦全權委員は最終議定書第一部第十五節第二號の宣言の第一段は漁區の競賣に對する不當の入れ値を防止することを目的とするものにして最終議定書第一部第一節(甲)號(一)の規定に何等影響を與ふべきものに非らざることに同意す

(五)　日本國及ソウヱート聯邦公全權員は兩國政府の執れの一方に於ても其の他方の專門家にして公式又は非公式に漁業關係事項に付技術的又は科學的の調査を爲さんと欲するものに對し必要の便宜を供與するの用意あること及將來兩國政府の何れかの一方が望ましきものと認むるときは右兩國政府の一方は前記調査に協力せしむる爲他方の專門家を招くべき旨聲明せり

(六)　ソウヱート聯邦全權委員はソウヱート聯邦政府が漁業條約圏内の地方に於て日本國臣民の從事する漁業の大なる經濟的意義を認め前記條約に從ひ日本國臣民の正當にして合法的なる利益が侵害せらるゝ事なからしむることに付適當の考慮を加ふる用意あることを聲明す

會議が首尾好く結了せることに付祝辭の交換ありたる後會議は閉會を宣せり

日本國全權委員　田中都吉

同　書記官　宮川船夫

同

ソウヱート聯邦全權委員　エル・カラハン

同　書記官　ツアレムチユク

罐詰工場經營の特別契約

莫斯科　一九二八年十一月三日

ソウヱート社會主義共和國聯邦政府は（以下政府と稱す）露西亞社會主義共和國聯邦ソウヱート共和國政府の名義に依り一九二八年十月三十日附ソウヱー

ト社會主義共和國聯邦人民委員會議の規定（議事錄第二八一號七項）に基きて行動する露西亞社會主義共和國聯邦ソウヱート共和國最高經濟會議々長代理ブルイコフ・アレクサンドル・ペトロウキチ氏及び露西亞社會主義共和國聯邦ソウヱート共和國農務人民委員長グビヤク・ニコライ・アフアナシエウキチ氏に依りて代表せらるる露西亞社會主義共和國聯邦ソウヱート共和國最高經濟會議並に露西亞社會主義共和國聯邦ソウヱート共和國農務人民委員を通じ、又在莫斯科日本大使のソウヱート社會主義共和國聯邦國務人民委員會宛一九二八年六月十八日附の通告によれば本政府によりて推薦せられ……：たること明かなるものにして一九二八年一月二十三日附ソ漁業條約議定書（丙）、（乙）の第五項によりて規定せられたる…（以下利權者と稱す）は登錄番號第…號によりて一九二八年…月…日在函館ソウヱート社會主義共和國聯邦領事館に屆出でたる前記…の委任狀に基きて行動する眞藤愼太郎を通じ左の如く本契約を締結す

第一條　一、政府は本契約の條件に基き利權者に對し自由の材料を以てする容器に入れたる鮭鱒族魚類及蟹並に水產物の罐詰の製造及販賣を目的とする企業の建設及經營權を與ふ

備考　利權者は利權企業に於て主要製造方法たるべき罐詰製造に關係なく必要の場合第四條記載の漁區に於ける漁獲物の一部を以て鹽漬、燻製冷凍及乾燥品を漁獲物の六割を超えざる範圍に於て製造するの權利を有す

二、右の外利權者に對し利權企業に於て

（イ）價値尠き魚類（肥料及魚油の製造が禁止せらるる鱒鮭及鰊以外）並に魚類及水產物加工の際生ずる廢棄物を以てする肥料又は魚油

（ロ）魚卵

（ハ）利權企業製品包裝物

を製造する權利を與ふ

第二條　本契約は一九三八年十二月一日までの期間に對し締結せらるゝものとす

備考　特に規定なき限り本契約に記されたる凡ての期限は契約發效當日より起算せらるゝものとす

第三條　一、第一條に記されたる生產事業の實現の爲め政府は利權者に對し本契約期間を通じ…河口…露里所五〇〇×二〇〇米の面積の地域を右地在に存在する「…」ライン所有罐詰工場の建物住宅及非住宅並に凡ての施設物件及特別の設備と共に使用する權利を與ふ

二、本條に規定せられたる地域擴張の必要ある場合は利權者は適當なる陳情書を政府に提出することを得而して政府は前記の問題に關し利權者と交渉を行ふ可し

備考　本條に記されたる地域は以下「利權地域」と稱す而して其境界は農務人民委員會極東漁業廳の監吏が利權者の經費によりて天然物に標記す

第四條　一、政府は利權者に對し「鮭鱒族魚類」捕獲の爲め二ケの漁區即ち第一漁區は…の名稱を有し…河口…露里に存在する…號第二漁區は…の名稱を有し…河口…露里に存在する…號にして各海岸に沿ひて四〇〇米の延長を有する水域並に右水域に沿ふ四〇〇×一二〇米面積を有する陸上地域を有するものを提供す

右陸上地域は第三條に記されたる地域と合致されたる限り後者の地域以外に提出せらるるものとす

「蟹漁區の場合は水域及地域に關し左の條件を設く」

「蟹漁區は海岸に沿ふて五・三〇粁の水域を有し漁撈は水深二一・八〇米以上に於て行ひ其陸上地域四〇〇×一二〇米とす」

（一ケ漁區のみを有する工場契約中にて本第四條の第一項の次ぎに備考を設け左の條件を加ふ）

「將來政府と利權者との間に前記工場に他の第二の漁區に附屬せしむることに關し協定成立したる場合は政府は其漁區を本契約全期間を通して前記第一の漁區に對すると同樣の條件に於て貸下ぐるものとす」

二、各漁區に於て利權者は一箇の建網或は曳網を以て毎年漁區…號に於て魚類…布度以內又漁區第…に於て魚類…布度以內を製品に於て捕獲することを得但し露西亞社會主義聯邦ソウヱート共和國に於て制定せる漁業規則を義務的に實行するものとす

三、蟹漁區に於ける蟹の捕獲は刺網を以て…號漁區に於ては製魚…箱及…號漁區に於ては製魚…箱の數量に於て且つ一般規定せる方法によりて行はるゝものとす

四、捕獲に用ふる前記網の外に各漁區に於て尙豫備網を有することを利權者に許可す

（蟹漁區のみの場合は本三項を削除す）

五、本條に記せる漁獲制限高は日ソ漁業條約最終議定書第十四條第一項「イ」の規定に依り政府によりて變更せらるゝことあるべし

六、當該漁區の爲め制定せられたる漁獲制限高を滿たす可き最後の揚網の結果漁獲の總數が此制限高を超過することあるも漁獲の過分は正當なる取得と看做すべし

七、若し…河が新河口を海に開き而して前記漁區中何れかゞ…河の爲めに規定せられたる河口附近禁獲地域內にあること明かなりたる時は漁獲區に於ける漁獲は河床の變動を生じたる時期の漁期終了と同時に停止

せらるゝものとす

此の場合に於ては政府は利權者に他の自由なる漁區を提供するか又は利權者が租借使用の漁區中より一漁區を本契約の條件に基きて經營することに同意す

第五條　一、利權者は第三條に記せる地域より當人が合法手續きによりて獲得せる隨意の他の地域に利權工場を移轉することを得、然れども若し利權者が此權利を利用し政府の許可なく第四條に記されざる漁區に工場を移轉したる場合は本契約の效力は停止せらる可而くして第四條に記されたる漁區は日ソ漁業條約の規定に基き經營の爲め政府の處分に移さる

二、不可抵力の現象の結果第三條に記されたる工場が消滅したる場合は利權者は之れを再興するの權利を有す但本契約の期限は之れが爲めに延長せらるゝことなかるべし

第六條　一、利權者は利權企業に於ける加工の爲め利權者又は第三者其經營漁區に於て捕獲せる第一條記載の魚類及水產物を獲得し及運搬するの權利を有す

但し該運搬の爲め漁業條約の定むる規則を遵奉するものとす

二、利權者は本契約第一條記載の魚類及水產物を自由に購入販賣することを得但し前記魚類及水產物を生魚又は製品として外國に輸出する目的を有する場合に於てのみ許さるゝものとす

三、利權者は日ソ漁業條約の規定に據り本契約第一條に規定せられたる魚類及水產物を製品又は未製品としてソ聯邦國內市場に販賣することを得

第七條　利權者は利權漁區に於て生產の必要上又は企業の勞働者及從業者の必要上新しき建物及施設を建築及造作する權利を有し但し此際利權者は利權漁區に於ける建築及施設の豫定配置計畫を適時に參考までに政府に提出する義務あるものとす

利權者は建築物及施設實施に際しソ聯邦技術及衞生上に規則並に斯種建物に關するソ聯邦現行法に服從するものとす但し新築住宅は日本勞働者及從業者の民族的慣習風俗に適合したるものたることを得

第八條　一、本契約實施上必要なる資本は利權者が外國よりソ聯邦に輸入する義務あるものとす

二、資本充實の必要ある場合は利權者は之れに要する資本を利權者企業經營に依り取得したる利益又は外國より追加資本を輸入することによりて繰入する義務あるものとす

三、利權企業の必要上各種の現金をソ聯邦に送金する時は必ずソ聯邦內に在る銀行を經て行はゝ送金爲替に依るものとし而して外國よりの送金に關して制定せる規則を遵奉することを要す

四、本條記載の條件の實行に就ては利

權者は政府の要求に依り適當なる證明書を以て確證する義務あるものとす

第九條　罐詰工場施設の爲め必要なる物件の輸入は利權者が本契約の全契約の全期間を通して無稅にて行ふことを得

二、第十條に記せる諸材料及供給品の輸入以外の輸入許可書は利權者に對し當人がソ聯邦駐日通商代表廳へ適當の請願書を提出せし日より七日間內に下附せらるゝものとす

第十條　利權者は利權企業の事業の爲必要なる諸材料及勞働者並に從業者に對する供給品を漁業實施上必要なる物件に付、日ソ漁業條約に規定せられたると同一の基礎に於て外國より輸入することを得

第十一條　利權企業製品の外國への輸出は利權者は日ソ漁業條約を以て制定せる條件に基きて實行するものとす

第十二條　一、利權企業に於ける勞働社會保險勞働者及從業者の雇傭解雇手續の條件は日ソ漁業條約の規定を當該の場合に適用すると共にソ聯邦の勞働法典及條件に關するソ聯邦の現行法令及其他の規則に從ひて決定せらる可し

二、利權者に利權企業の勞働者及從業者に對し充分なる程度に於て住宅を保證するものとす

第十三條　利權者は其の企業に支障なき限り商業的採算の基礎に於て行動する國營企業と同一の基礎に於て技術學校在學生を實習の爲又斯種技術學校出身者を其履歷の爲に每年利權企業の事業に採用す

第十四條　一、利權者は提供せられる利權に對し每年十二月十五日以前に正味二二・三二キログラムの目方を有する罐詰一箱に付き金錢を以て左の割合の特別報償金を政府に支拂ふ義務あるものとす即ち

紅鮭	二十哥
鮭、銀鮭、鱒ノ助	十六哥
鱒	九　哥
蟹	四十哥

備考　若し利權者が第一條に基き罐詰工場に於て水產物の製造を希望する時は該製品に對する特別報償額は相互の合意によりて定めらるべし

二、何れかの年に於て不可抗力的か技術上の故障を有せずして第三條記載の工場に於て罐詰に製造したる魚類の數量が第四條記載漁獲高の四割に達せざる場合は利權者は右製造不十分に對して罰金として罐詰一箱に付十八哥を支拂ふものとす（所定の定量に從ひ生魚を罐詰に換算す）（註、一ライン工場契約には本條二項なし）

三、罐詰工場が三ケ年連續休業する時は政府は本契約を解除することを得

四、前記特別報償金の定格は若し日ソ

兩政府に於て漁業條約議定書(丙)第六項の定むる定格を同條末項に基き双方の合意上變更するに於ては適當に變更せらるゝものとす

第十五條　一、本契約第四條に基き利權者に提供せられたる漁區の使用權に對して利權者は政府に毎年租借料を支拂ふものとす

二、租借料の額は一九二九年度漁區競賣後日ソ漁業條約の條件に應じて定めらるゝものとす

三、利權者は前記租借料を毎年一月二日及七月一日より遲からず半期毎に前納するものとす

四、前記租借料額は日ソ漁業條約の指示するところに從ひ三年毎に改審せらるるものとす

第十六條　利權者は第十四條及第十五條に定められたる支拂金を期日に支拂はざる場合第二十九條の規定に不拘日歩一厘の過怠金を支拂ふべし

第十七條　利權者は日ソ漁業條約の規定に基き凡ての一般國稅及地方稅を支拂ふものとす

第十八條　利權者は本契約實施の目的を以て件なき限り本契約に特別の條所定の手續に於て必要なる商談を締結し財産を租借又は獲得し及之れを讓渡し原告又は被告として裁判所に出廷する等凡て法律上許されたる行爲を爲すことを得

第十九條　本契約又は日ソ漁業條約に何等かの例外を規定し在らざる限り利權者は凡てのソ聯邦現行法令及規定を遵守すべきものとす

備考　本契約中に「ソ聯邦現行法令又規則」とあるは規定調印當時現に效力を有するか又は將來一般聯邦又は聯邦を構成する共和國の政治乃至地方官廳の發布することあるべき法律規定、訓令等を意味し又「日ソ間漁業條約」とあるは一九二八年一月二十三日締結せられたる日ソ間漁業條約並に之に對する一切の附屬文書を意味するものとす

第二十條　利權者は利權契約の範圍に於て其の裁量に依り利權契約の管理財政經濟及技術方面の處分管掌を爲すものとす

第二十一條　大修理實施企業の改造又增設に際し基本財産の一部が不要となりたる場合は利權者は之れを無稅にて且つ輸出手數料を支拂ふことなく外國に輸出し又日本漁業者の經營する他の漁區に輸送するか若くはソ聯政府の許可を得てソ聯邦内に於て之れを賣却することを得該財産のソ聯邦内に於ける賣却の事件は政府と協定することを要す

第二十二條　一、利權者が本契約に於ける自己の權利及義務の全部又は其の一部を第三者に讓渡するには必ず政府の許可を要するものとす

二、利權者は政府の許可なくして利權企業又は其の一部を貸下ぐることを

得ず

備考　政府の許可なくして第三者を共同經營者及之れに關する者として利權企業經營に加入せしむることは利權者が自己の權利を第三者に讓渡せしものと看做さるべし

第二十三條　利權者は公開報告規則及公開報告の義務を有する當該企業に適用せらるべき決算書作製規則に服從するものとす

第二十四條　一、政府は利權者の該契約實施を監督する權利を有す

二、前記監督實施の目的を以て利權者は監督機關並に利權局の要求に依り一定の形式に依り利權者の本契約實施に關する完全なる報告を提出する義務あるものとす

三、政府は利權者の本契約實施の監督上必要なる範圍に於て利權企業、其生産狀態及帳簿を調査する爲め之れに對し政府の委任を有する者を利權企業に派遣することを得、右の者は利權企業の業務に干渉すること能はず、然れども利權契約實施に關する提議を爲すは此の限りにあらず

第二十五條　利權者は左の義務を有す

一、第四條に記されたる漁區の所有家屋に於て第二十四條に記せる者並に漁業官吏稅關及國境監督官吏の爲め彼等の要求次第宿泊所を提供すること

二、第一項に記せる者の要求あり次第船舶より漁區への上陸並に其反對に漁區の沖合に碇泊する漁船及網の檢査及漁區附近に在る河川渡過の爲めに乘物を提供すること

第二十六條　一、利權者が本契約により負擔せる何等かの義務を履行せざる時は政府は利權者に對し一ヶ年の租借料の二十分の一以内の金額に於て保證金(第二十九條)より控除せらるべき罰金を課す權利を有す

二、政府は次の場合に於て本契約を解除することを得

(イ)　利權者又は利權企業がソ聯邦又は外國の裁判機關の法律上效力を有する決定により支拂無能の負債者たることを發表せられたる場合

(ロ)　裁判により立證せられたる組織的又は故意的契約の不履行及漁業規則に對する同樣の違反行爲ありたる場合

(ハ)　本契約により獲得したる權利を政府の許可なく第三者に讓渡したる場合

(ニ)　租借料又は特別報償金の支拂を一ヶ月半以上遲延したる場合

(ホ)　利權者に保證金塡補の必要を通知したる後期日中に保證金を補充せざる場合

(ヘ)　政府の許可なくして本契約第三條及第四條に規定せられたる以外の地面を使用したる場合

(ト)　罐詰工場が三年連續休業したる場合

三、漁獲高記帳を正確に行ふべきことの要求同一作業年度に於て三回違反したる場合に於ては利權者は第四條により提供せられたる漁區中反則行爲ありたる漁區の經營權を喪失す而して其の漁區は沒收せられ利權者は他の漁區の附屬を要求するの權利を有せず

第二十七條　一、利權者は利權期限滿了後利權企業の財產を日ソ漁業條約の規定に基きて利用することを得

二、本契約が期限滿了前中止せらるる場合に於ては本契約第二十九條に規定せらるる保證金は政府の所有に歸す但し右は利權者が本契約に違反せる結果生じたる損害の賠償を要求する政府の權利を失はしむるものに非ず

三、本契約が第四條に記せる漁區の經濟的價値低下の結果利權者の申請により政府によりて解除せらるる場合は政府の支配下にある保證金は利權者に返還せらるゝものとす

第二十八條　本契約の解釋及實施に關する政府及利權者間の爭議は露西亞社會主義聯邦ソウヱート共和國の當該裁判機關に於て解決するものとす

第二十九條　一、本契約に依る義務を正確に實行することを保護する爲め利權者は利權契約調印と同時に保證金として…留の金額を政府の名宛にて國立銀行に納入したることに關する受領證を政府に提出するものとす該保證金は本契約實施期間內は政府の管理下に置くものとす

二、第四條に記載せられたる漁區に對する租借料が第十五條に依り…留以上に計上せらるゝ場合には保證金額は半年分の租借料迄增加せらる可く利權者は右に從ひ一ヶ月以內に右保證金を塡補すべきものとす又若し租借料が低減せらるゝ場合は保證金は其に比例して減少せらるべく而して其の差額は利權者に返還せらるべし

三、保證金に對し銀行が計算せる利息は利權者の所有に屬するものとす

四、前記保證金中より罰金（第二十六條第一項又は過怠金（第十六條）を控除したる結果右保證金が減少したる場合利權者は一ヶ月間內に其の當初の金額迄に保證金を補充する義務あるものとす

五、本契約破棄の場合は保證金は違約金として政府の所有に歸するものとす

六、利權者は保證金の外ソ聯邦及外國に在る利權者の全財產を以て本契約に依りて負擔せる凡ての義務を正確に履行することを保證するものとす

七、本契約の期間滿了し且つ利權者が契約により負擔せる凡ての義務を實行したる時は政府は其の支配下に在る保證金を利權者に返還す

第三十條　本契約はソ聯邦人民委員會議の全權代表者及利權者若くは必要

なる委任狀を有する其の代表者に依りて調印せられ外務人民委員會に依りて契約確認せられたる後發效するものとす

第三十一條　一、本契約は利權者の負擔に於て印紙稅を支拂はる可し

本契約に對する印紙稅は契約全期間に對し利權者より政府に支拂ふべき租借料及特別報償金の金額より之れを計算するものとす、而して租借料（複數）金額に對しては…留…（　）の金額を印紙稅として契約調印の際支拂ふべく又特別報償金に對しては五厘に相當する金額を印紙稅として本契約第十四條に依る特別報償金の納入と同時に每年ソ聯邦國立銀行地方支店に納入するものとす

二、第十五條に依り租借料の引上げられたる場合に於ては利權者は右に準し印紙稅を追納すべきものとす

第三十二條　契約本文はソウヱート聯邦人民委員會議總務部に於て保管し利權者には契約の證明せられたる寫を交附するものとす

第三十三條　一、政府の法律的所在地…

二、利權者の法律的所在地…所在地は双方の爲め義務的のものにして該所在地宛にて送達せられたる書面は受取人の受領書ある場合は手交せざるものと看做さる

三、所在地變更に關しては兩當事者は直ちに書面を以て通知すべきものとす

北樺太石油利權契約

一、利權契約要項

一、利權の目的

北樺太東海岸の旣開油田未開油田（別記の通り）の試掘採掘竝に其附帶事業

二、地域

A、旣開油田（別表の通り）

B、未開油田（壹千平方露里）

（イ）本地域の選定は契約締結後一ヶ年內に露國政府と利權者双方協定の上決定す

（ロ）右地域確定の上は該地域內に於て九六〇（デシヤチン）（三・一七六一七・六坪）の地積を有する試掘地域を數と箇所に制限なく利權者之を選定し試掘することを得

右九六〇（デシヤチン）の形狀は南北に參、東西に貳の比なる形にして更に之を壹區劃八〇（デシヤチン）其形狀は東西に貳、南北に壹なる比の矩形十二個二列に區分す

（ハ）前記試掘地域が調査試掘の結果採掘價値決定せば、八〇デシヤチンの正方形二個に分ち（結局六デシヤチンの試掘地域を市松形とす）政府は各正方形を北京條約の例に倣ひ交互に割き取る權利を有す、若し利權者の出油井が政府鑛區に入りしときは其油井を含む部

分を利權者に與ふ

(ニ) 試掘期限　十一ヶ年間契約の效力發生日（一九二五年十二月三十日）より起算す

三、利權期間

四十五ヶ年（契約效力發生日一九二五年十月二十四日）

四、利權者の特典竝に權利

(イ) 產出物無稅輸出の特典

(ロ) 事業用品竝に從用員食糧等の無稅輸入

(ハ) 事業用材伐權

(ニ) 土地、水面、水力の使用權

(ホ) 事業用電話線架設の權利

(ヘ) 築港施設權

(ト) 工作物建設の權利

(チ) 附帶設備をなす權利

(リ) 送油管敷設權

(ヌ) 農事施設の權利

(ル) 既設無線電信所オヘ、チヤイオの使用權竝に新設の權利

(ヲ) 船舶入港の權利

前記の權利は無償にて附與せらるべし

五、利權者の義務

A、報償

(一) 報償率

(イ) 普通井の場合　三萬噸まで總生產高の五%一萬噸を增すごとに貳厘五毛を增率し四十五萬噸の時一五%となる

(ロ) 噴油井の場合　十噸迄は普通井と見做す十噸乃至五十噸迄一五%それより七噸を增す每に五%增率し百噸以上に至つて四五%となるガソリン・プラット一千立方尺に對し二ガロン迄一〇%、一ガロンを增す每に五%增率し六ガロン以上は三五%とす

(二) 報償支拂方法　金納單一制とす

此場合算出方はボーメー二五度以下は加洲原油山元値段ボーメー二五度以上はメキシコ灣原油値段に依るものとす、但し橫濱市價及樺太運賃の公定を見たる場合は同市價より運賃保險料其他諸掛りを控除したるものに依ることを得

B、課稅　單一稅とし生產高に對する三・八四%算出は報償の場合と同じ

C、社會保險　勞働者の賃銀總額に對する一六%每年支拂ふこと

D、火災保險・利權企業を組成する財產中罹災の憂少なきものを列擧して附保の義務なき事とし罹災の際保險金を掘權者名義にて國立銀行に預入れ復興の爲めに使用し得

E、露國政府財產使用料　政府財產は利權者の希望するものに限り引受け每年之が使用料として右財產の評價の四分を納入するものとす（當該財產の評價は兩者協定の上之を決定す）利權地域の現存財產中如何なるものが政府の所屬のものなるかは爾來日露兩國政府間の交涉に依り決定するものとす

六、產油優先買上權

既開各油田面積

油田	名形狀	全面積	一地區の面積	地區數
オ	長方形	九五二・〇五デ(二二、五〇〇エ)	二二乃至二五デ三〇(二二、一〇〇 三五—二〇〇)	デ
ハ	正方形	五九一・六九デ(一、六〇〇エ)	三七	デ
エ	長方形	四四三・七六デ(一、二〇〇エ)	三七	デ
ビ	多角形	九二五・〇三デ(一二、五〇エ)	三八・五	デ
リツン	正方形	四四三・七六デ(一、二〇〇〇エ)	二七・七五デ	一六
ヌ	正方形	五九一・六九デ(一、六〇〇エ)	三七	デ
ト	長方形	二九五・八四デ(　八〇〇エ)	二四	デ
ヲ	正方形	五九一・六九デ(一、六〇〇エ)	三七	デ
チヤイオ				一六
ヌ				一六
イ				一二
オ				一六
ウイタレツク				
カタングリ				

(デ) はデシヤーチン（一デシヤーチン＝三、三三四坪八三八）

(エ) はエーカー（一エーカー＝一、二二四坪）

露國政府は買上權なし

七、勞働者竝に從業員雇傭

A、勞働法の適用を受く

B、傭入割合

左記割合にて外國人（露國人にあらざるもの）雇入することを得

(イ) 事務員、技術員、高級勞働者五〇%

(ロ) 中位以下勞働者二五%

但し管理者、工場長各部長は右の制限を受くることなし浦鹽勞働部長が前記の場合に依るものを供給し能はざる場合には利權者は其不足數だけ任意に雇傭し得べく浦鹽支部が供給したる外國人（露國人にあらざるもの）の區別に關係なきものとす非常の場合起りしときは任意に技術者及勞働者を雇傭することを得

C、募集は每年四月及七月十日迄に浦鹽勞働支部に申出ること

前記雇傭關係の規定は大正十五年航海終期迄之を猶豫するものとす

八、爭議調停條項

本契約竝に附屬書及補充書の解釋三實行に關し政府竝に利權者の間の凡ての爭議及不一致はソウヱート社會主義共和國聯邦大審院之を決定す

利權者竝に第三者との間に於ける私權の性質を帶びたる例へば國營機關一般組合其他の機關及個人間の爭議は通常三方法によりソウヱート社會主義共和國聯邦裁判機關之を決定す

本條は相互の合意により兩者間の爭議決定を第三者の審問に移すことの權利を排除するものに非ず

九、其他要項

利權期間滿了の際引渡すべき財產に對する政府の補償

A、利權期間最後の十ヶ年間に設備したるものにして償却未濟の額に就ては財產引渡後政府より利權者

に對し之を支拂ふこと

B、償却率、石造建物、タンク鐵管三%、機械及設備、七木造建物及艀五%

C、利權企業を組成する財産は之を沒收徴發其他强制處分の目的と爲すことを得ず

一〇、本契約中別段の規定なき限り利權者は現行の法律及將來公布せらるべき一般法律竝に法律に基く官憲の命令處分を遵守すべし

一一、中央政府又は地方官憲の命令其他の規定又は處分か本契約に依る利權者の權利を制限し又は無效たらしめたるときは政府は其損害を賠償す

一二、政府は其一方的意思に依り契約の效力を制限し又は無效たらしむることなし

猶ほ契約全條項は四十數項であつて右は其の重要條項中決定したること明かなるものの手續上の問題及び利權者と露國政府との間に爭議の起りたる際に採るべき調停方法の問題である

試掘地積の新規利權契約要綱

一、利權地積は1北部オハ、2エハビ3クキドキラリン、4ポロマイ、5北部ボアターシン、6南部ボアターシン、7チエメルニインダーキ、8ガタノキーソオグリン9ムキングーコンギ、10チヤクレーナンビーチヤムグウ、11ヴエンゲリーシヤーツプウジの十一ケ所合計一千平方露里

二、利權期限千九百二十五年十二月十四日「既開油田契約當時」より四十五ケ年とし試掘期限は十ケ年とす

三、利權者は十ケ年の試掘期限內に採掘さるべき鑛區をソウヱート鑛業監督官に報告し採掘を設定する事

四、採掘鑛區は一九二五年十二月十四日の利權契約に基きソウヱート政府との利權者が市松方形に分割す

五、試掘中の採油に對する報償は千九百二十五年十二月十四日の契約に依る

×左記諸項は北洋漁業の部參照

昭和十二年度漁區貸付條件

廣田カラハン漁區安定取極（正文）

效力延長暫定取極（正文）

留換算率に關する取極（正文）

北樺太炭鑛利權

北樺太鑛業會社の利權契約內容

一、ソウヱート社會主義共和國聯邦政府は利權者に對し一般法令の除外例として本契約の範圍內にて本契約所定の地域に於て鑛山調査（試掘）鑛山業（採掘）及其附帶事業を營み且其の事業より生ずる利益を收得する權利を許與す

前項の目的の爲に政府は本契約所定の期間中契約に定むる條件を以て本契約に指定せるソウヱート社會主義共和國聯邦に屬する財産を利權者に併用せしむると共に本契約所定の條

件に從ひ新設備を設し及設備を利用することを利權者に許與す

利權者は本契約に於て許されたる權利及其特權の範圍內に於て行動し又適當に經營せらるゝ商工業に適應する方法を以て其の事業を遂行すると共に本契約所載の一切の義務を履行するものとす

二、本契約に特別の規定無き限り利權者はソウヱート社會主義共和國聯邦領土內に於てソウヱート社會主義共和國聯邦に於ける現行の一般法令竝に將來發布せらるゝことあるべき一般法令を遵奉すると共に之等の法令に基く官憲の命令に服從するを要す

三、利權者は本契約實行の爲本契約に特別の規定無き限りソウヱート社會主義共和國聯邦の一般法令に從ひ契約を締結し財産を租借し取得し處分し原告又は被告として裁判所に出頭する權利を有し尙ソウヱート社會主義共和國聯邦內に存する法人に對する一般規定に從ひ法人としての權利を享有し決算書を公表するの義務を負ふ

四、權利消滅後本契約に從ひ政府に引渡さるべき利權企業を組成する財産は之を他人に移轉し又は擔保の目的となすことを得ざると共に利權者に對する債權者の請求の目的となすことを得ず炭坑設備の修理、模樣替及完成に際し不用となれる古機械設備品及材料は利權者の完全なる支配に移り政府の許可を得て賣却することを得

本條の規定は現存する設備の外今後輸入せらるべき設備にも適用せらるゝものとす

五、利權企業を組成する財産は徴發沒收其の他の强制處分を受くることなし但利權者は戰時軍の必要に基く徴發に關する一般規定の適用を受くるものとす此場合には公平なる賠償を受くべし又利權者は交通及連絡線の用に供する土地の使用除外に關する法律規則に服するものとす

本條はソウヱート社會主義共和國聯邦に於ける現行の租稅郵便及關稅に關する一般法令に基く徴收手續を變更するものにあらず

六、權利契約の效力發生後に於てソウヱート社會主義共和國聯邦の中央及地方官憲の發布する命令其他の規定又は指圖により本契約による利權者の權利を受け又は消滅したるときは政府はこれに依りて生ずる總ての損害を賠償するものとす

前項の規定は第三十三條に規定する場合の外期間終了前に於て政府の一方的行爲により利權契約を廢棄又は變更することを意味するものに非ず

七、本契約實施期間中利權企業は絕對に利權者の經濟的使用及支配に屬するもの政府は利權者の生産及商業上の行爲の進行を自己の權限ある代表者をして監視せしむる權利を保留す

但し政府代表者は右監視に付利權者がソウヱート社會主義共和國聯邦の法令及利權契約の條件に違反せざる限り生産竝に經濟的行爲に對し干渉することを得ず

八、利權者は政府より派遣せらるゝ地質學者鑛山技師者が利權企業に於ける作業の研究をなすことを許容する義務を有す尙利權者は一九二三年五月二十日附命令（一九二三年政府の法令及命令集第四九號四八四條）に基きソウヱート社會主義共和國聯邦の高等技術學校學生及卒業生を實習のため自己の企業に毎年雇入るゝ義務あるものとす

九、利權者は政府の許可を得たる場合に限り本契約は權利義務の全部又は一部を第三者に讓渡することを得

一〇、政府は利權者に對し本契約に記載せられたる期間及條件を以て北樺太西海岸の下記區域に於て石炭の試掘及採掘の獨占的權利を許與す

（一）土威地方の境界

A、北方　ウゴリヤナ溪を以てし其河口より第一及第三マカリエフスキー採掘鑛區の西部境界と其延長線の交叉迄

B、東方　第一第三マカリエフスキー採掘鑛區の西部境界と其延長線のウゴリナヤ溪に達する迄、第三及第四マカリエフスキー採掘鑛區の南部境界線、第二及第四マカリエフスキー採掘鑛區の東部境界の延長線に從ひ第四マカリエフスキー採掘鑛區東南角より利權者に與へたる地區の南部境界を形成する線との交叉迄

C、南方　オゴロドナヤ溪河口より南方一直線に一露里半の海岸地點より緯度線に從ひて利權者に與へられたる地域の東部境界線の交叉迄

D、西方　ウゴリナヤ溪河口より利權者に與へられたる地域の南部境界線の起點迄の範圍内に於ける海岸線

（備考）マカリエフキー採掘鑛區の境界は政府により確認されたる一九一〇年の土地區劃に從ふ而して本契約書に添附されたる一八二五年の測量に係る縮尺一萬二千分の一の土威地方圖面に符記せり

（二）ウラヂミロスキー炭坑地方の境界

A、南方　第三溪流河口より緯度線に從ひ東方五露里の地點間

（備考）第三溪河口はノヤミ河口の南方海岸線に添ひ約三露里の地點に存す

B、北方　ノヤミ河口より北方一直線に〇・四露里の海岸地點より緯度線に從ひて東方へ

（備考）右北方境界はムガーチ炭坑のアナスターゾエフスキー採掘鑛區を侵害するを得ず

C、東方　南部境界の東端地點より

北方へ子午線に從ひて利權者に與へられたる地域の北方境界を形成する線との交叉迄

D、西方　第三溪河口より北部境界起點迄の範圍内に於ける海岸線

（三）マーチ河地方の境界

A、南方のクルジューズナイ河口より緯度線に從ひ東方二露里八分の五地點間

B、北方　シローカヤ河口より南方一直線に一露里の海岸地點より緯度線に從ひて東方四露里の地點間東方南北兩境界線の東端地點の結合線

C、西方　クルジューズナイ河口より北部境界線の起點迄の範圍内に於ける海岸線

本條に擧げたる三ケの地域は本契約書による利權地域を形成す

一一、試掘竝に採掘の爲利權者に許與せらるべき地域の範圍に存在する政府所屬の建物及備品は利權者の使用に之を引渡す引渡さるべき總ての財産は双方代表者立會の下に其の目錄及評價表を作り其の引渡に關し特別なる調書を作成し双方契約代表者之に調印す本調書は本利權契約書に添附せらるべきものとす

一二、利權者は其の許與せられたる地境に於てソウート社會主義共和國聯邦の鑛業法規により許されたる方法に則り炭鑛調査（試掘）竝に採掘を行ふものとす

利權者に本契約の效力發生の日より一ケ年以内に炭層開拓の順序を明示したる利權地域内の一般採掘計畫を極東鑛山局に提出せざるべからず採掘の計畫實行の方法は竪坑及坑進每に經濟的價値を有する石炭の全部を採掘し一般に埋藏炭の規則正しき且經濟的なる採掘を確保する樣立案せられざるべからず

是等の計畫は五年内に作成せらるべく而して極東鑛山局の同意を得ることを要す

利權者は試掘竝に採掘事業の結果たる總ての材料及技術上及統計上の資料を鑛山監督機關と協定したる期間内に提出せざるべからず右の外鑛山監督機關は利權者が遂行中の試掘及採掘事業を隨時檢閲に際し充分の便宜を與へ其要求によりては試掘明細表圖及其他技術上報告を提出するべきものとす

一三、本契約有效期間は本契約の效力を發生したる日より起算し四十五ケ年とす

一四、本契約により許與せられたる權利竝に特約に對し利權者は總出炭額に對し以下の報償を仕拂ふものとす

總年産額		
一〇〇、〇〇〇佛噸迄	五・〇〇%	
一五〇、〇〇〇 同	五・二五%	
二〇〇、〇〇〇 同	五・五〇%	
二五〇、〇〇〇 同	五・七五%	
三〇〇、〇〇〇 同	六・〇〇%	

三五〇、〇〇〇　同　六・二五％
四〇〇、〇〇〇　同　六・五〇％
四五〇、〇〇〇　同　六・七五％
五〇〇、〇〇〇　同　七・〇〇％
五五〇、〇〇〇　同　七・二五％
六〇〇、〇〇〇　同　七・五〇％
六五〇、〇〇〇　同　七・七五％
六五〇、〇〇〇　同以上八・〇〇％

利權者は報償航海期間中（即ち毎年五月一日より九月十五日に至る）に現物を以て仕拂ふものとす

報償の引渡は各利權企業の積出地點に於て利權者により行はれ、汽船の船荷證によるFOB渡とす

報償として利權者より引渡さるべき石炭の炭質竝に種類は各炭坑別に販賣炭の平均炭質及種類に應ぜざるべからず而して右は技術上の分析により證明せらるべきものとす利權者が報償支拂延滯の場合には不適時引渡に關聯して生じたる損害を賠償するの外未納の報に對し一ヶ年償一分の割合を以てする過怠を支拂ふものとす報償支拂の延滯一ヶ年に及ぶときは政府の本契約第三十三條に基き利權契約を解除するの權利を有す利權者の責に歸すべからざる事由により九月十五日迄に完了せざりし報償の支拂は翌年航海期迄繰越し之を延滯と看做さず

一五、利權者は何等の支障なく且無稅にて自己採掘石炭を海外に輸出するの權利を有すソウヱート社會主義共和國聯邦內市場に於ける石炭販賣は各作業年度に於て其數量を豫め當該極東政府機關と協定せざるべからず但利權企業に從事する汽船に供給する焚料炭は以上の協定を要せず

政府は前年度利權企業の採掘數量の五割を超えざる數量に於て內地消費の爲必要なる石炭を利權者より買入する優先權を有す右方法に依る買入石炭の値段は相互の協定により決定せらるべきものたるも政府の申込前一ヶ年間に於ける橫濱CIF平均卸値（樺太橫濱港の普通運賃を控除しより高からざるものとす）右自己の希望に就て政府は各作業年度開始前少くとも六ヶ月前に利權者に豫告するものとす

一六、裁判費竝に本契約に於て特に定められたる稅金及支拂を除く有らゆる一般國稅地方稅竝に手數料の代償として利權者は總產額より政府に支拂ふべき報償を控除したる年額出炭額の樺太EBO賣値の三・三三％を政府に支拂ふものとす

一七、利權者は利權企業に供給又は設備の爲各種の機械及其部分品又は技術上の物件及材料を關稅及特許料を支拂ふことなくして輸入する權利を有す又企業に必要にして北樺太に輸入を禁止せられざる勞働者及從業員に供給の食糧品の日常品も亦同然たり

以上の利權を行使する爲利權者は當

該年度に於て輸入せらるべき物品の數量を示せる正確なる明細表を日本に於けるソウヱート社會主義共和國聯邦の通商代表部の認可を得る爲め毎年提出するものとす

日本に於けるソウヱート社會主義共和國聯邦通商代表者の許可を受けたる目錄表に記載さるゝ總ての物件に對してはソウヱート社會主義共和國聯邦稅關機關は別個の許可を要せずして輸入せしむべきものとす

利權企業の勞働者竝に從業員に對する最も必要なる食料品及物件は外國より輸入品たるとソウヱート社會主義共和國聯邦內の購入品たると問はず北樺太鑛山地方の長官の認可したる値段により利權者之を供給するものとす

一八、前項（一七）に從ひ利權者により外國より輸入されたる總ての日常品竝に食料品は當該地方政府機關の認可なくしては之を內地市場に販賣することを得ず

若し右の認可の與へられざる場合は利權者は前項記載の物品を自由に且つ支障なく外國に返送するの權利を與へらる

一九、石炭採掘竝に調査試掘作業に必要なる程度に於て利權地域內の地表を作用するの權利を利權者に許與す此目的の爲め利權者は前記の地域に於て住宅に非ざる建物及各種技術上の建設物等を建設することを得土威利權地の南東部分に於て採掘さるる石炭運搬の爲利權者はポストカヤ竝に同河支流の沿岸一帶及マカリエフスキー鑛區の地域に於て石炭運搬の爲建設せらるべき總ての建設物竝に建物がマカリエフスキー炭田の正當なる稼行に障碍とならざる限りマカリエフスキー採掘鑛區地域の地表を使用することを得

利權者の請願により農務人民委員會地方機關は利權者の企業及其勞働者及從業員に供給のため必要なる農村經濟を營む地所及住宅地を利權地域內の地表に於て分與すべし農村經濟地區の使用一般法令に準據することを要す

二〇、利權者は利權期間を超えざる期間內利權地域內及本目的の爲め特別の條件に基きて獲得せる利權地域外の地域に於て引込道路修理工場鍛冶場倉庫等の如き企業に直接必要なる各種附帶建設物を建設して之を使用し又利權者の企業の從業員及勞働者の必要とする供給品及日用品の生產の爲各種の工場及糧食倉庫を建設するの權利を有す

其他利權者は北樺太に於て利權地域外に事務所及倉庫（倉庫は其都度地方長官憲の許可の下に）竝に莫斯科ハバロフスク浦鹽斯德各市に代理店設置の權利を有す

利權者は地方官憲竝に鑛山勞働者職業組合（同盟）との協定により利權企

業の勞働者及從業員の爲各種の文化教育及醫療衞生機關を設置する權利を附與せらる

二一、利權者は利權地域内に於て他人に販賣の目的に非る限り利權企業に必要なる粘土砂石、石灰等各種の普通埋藏物を無償にて採取することを得利權地域以外に於ける右の普通埋藏物の利用はソウヱート社會主義共和國聯邦鑛山法の一般規定に基き許可せらるものとす

二二、利權者は許與せられたる地域内に於て無償にて水、水面及水力を使利用する權利を有す尙之が爲めに利權者は地方官憲の許可の下に各種の營造物を建設する權利を有す許與せられたる利權を行使するに際し權利者は以下の義務を負ふものとす

イ、水、水面及水力使用に際し隣接地區の利益を侵害せざること

ロ、隣接地區より排水し又は引水する爲め自己の地區内を通してなす溝渠排水路其他の工作物の築造を許諾する事及隣接地區より利權地域を通過して道路其他の運搬設備の建設を妨げざること

ハ、一般共用の流水に關して衞生取締規定に準據する事

ニ、水、水面水力使用に際しては如何なる場合に於ても漁業交通に關し地方住民の權益を侵害すべからず、利權地域外に於ける水の使用は地方官憲との特別なる協定により無償にて許可せらるべし

二三、利權者は販賣の目的に非ずして企業に必要なる限り利權地域上に存する森林使用の利權を有す

利權地域外に於て利權者は極東土地廳との協定の下に北樺太に於て自己企業の用に供する爲め必要なる伐木林地區を獲得することを得

利權は自己に許與されたる伐木林地區に於て造材したるものにして利權企業の爲に使用せられざる木材を一般規定に基き外國に輸出するの權利を許與せらる

政府は利權者に開發の爲め許與したる伐木林地區に於て利權者に上記伐木林地區の引渡をなしたる期間中他の伐採者を入れしめざる義務を負ふ

二四、利權者の企業に於ける勞働條件はソウヱート社會主義共和國聯邦の現行法令竝に將來之に付發布する事あるべき法令及利權者と當該職業(組合同盟)との團體契約により規律せらるゝものとす

以上の條件は國籍の如何を問はず利權企業に於ける總ての勞働者及從業員に適用せらるるものとす勞働者及從業員の社會保險料は同種國營企業と同一率により利權者に於て支拂ふものとす

二五、利權企業の爲利權者は以下の利權を有す

イ、外國人たる事務員技術者高等の資格ある勞働者及從業員各別に其五

割迄雇傭すること

(備考)

一、上記の制限は取締役及鑛山支配に適用せられず

二、炭切夫は高の資格有る勞働者と看做す

ロ、中等及下等の資格有る外國勞働者人夫を總數の二割五分を超えざる範圍にて雇傭すること

(備考) 利權契約の效力を發生したる日より最初の五ヶ年間海上に於ける石炭積込に從事する勞働者は本條(イ)項に從ひ五割の内に含む

若し極東勞働支部が利權者の要求に對しソウヱート社會主義共和國聯邦の市民或は其領土内居住の外國人より必要なる數量の勞力を提供すること能はざる場合には利權者は不足數だけの外國勞働者及從業員を任意雇傭することを得

イ及ロ兩項に示されたる外國勞働者及從業員の率は漸次減少せしめるべく且三年毎に改定せらるべきものとす

二六、利權企業の勞働者及從業員竝に其家族の北樺太出入に際して旅券手續に付合理的なる便法講ぜらるべし

これが爲めソウヱート社會主義共和國聯邦政府は東京及函館駐在の自國領事館竝に北樺太に於ける外務人民委員會の派遣員に適當なる命令を與ふべし

二七、各利權地區の範圍内に於て其の内部連絡を保證する爲め利權者は任意に電話線を新設し又既設線を使用するの權利を許與せらる

利權者が利權者の支配下に非る地域に局部に即ち自己の企業と亞港市又は隣接せざる利權地區間を連絡せしむる爲め電話線架設を希望する場合は右權利は前記電線の架設及使用に付郵便電信人民委員會の規定及標準に準據し且つ該委員會地方機關の監督を受くる條件付にて利權者に許與せらる本條件の利權地域外にある既設電話線にも適用せらるものとす

利權者は利權企業の作業の妨げとならざる限り電話設備を北樺太に於ける政府機關竝に其代理人の使用に供すべき義務を負ふ右使用の條件は利權者と政府機關の合意により定めらるべし

二八、利權企業の船舶及利權者の傭船はソウヱート社會主義共和國聯邦の現行法令に從ひ北樺太海岸に於ける開港場に入港するの權利を有す

北樺太沿岸の他の地點にこれらの船舶の寄港は此地點に付豫め交通人民委員會と協定をなすの條件に於てのみ許可せらるべし此場合に於て船舶は利權者の選擇により最寄稅關に於て檢査を受け其證明書を得るか又は積荷及荷卸の地點に於て船舶の檢査を受くる事を得後者の場合に於て稅關官吏の派遣費は利權者が之を負擔す

開港灣稅は將來北樺太沿岸に於て開港せられたる場合一般規定に基き利權者より徵收さるゝものとす

勞務に對する支拂は一般規定に據る

上記の船舶は利權企業生產品及其設備品並に供給品の運搬、企業の勞働者及從業員の食糧品並に供給品の運搬及勞働者、從業員並に其家族の輸送にのみ使用するものとす石炭艀の曳船、木材及利權企業上必要なる供給品及勞働者從業員並に其家族の運搬に從事する利權企業の小型補助船舶(六〇馬力迄の小蒸汽船及發動船)は北樺太西海岸に沿ひ自由航行並に何等の支障なく亞港に寄港するの權利を有す

二九、豫め地方官憲當該機關の承諾を得防波堤積込棧橋及繫留所を建設し並に起重機及其他の荷揚及積込用設備を設置する權利を利權者に許與す

利權者は前項の防波堤棧橋及繫留所附近に於て船舶の積込陸揚に際し何等の支障なく且自由に海面を使用する權利を有す

若し將來企業發展に關聯し利權者が築港の必要を認むるときは港の位置計畫及築港の條件に付豫め交通人民委員會と協定せざるべからず

利權者の建設したる港は交通人民委員會の支配に移る而して交通人民委員と協定せる條件により港の一定區域を利權者の營利的使用に許與すべきことを豫め決定す

三〇、利權企業の總ての建物及築設物は其總ての設備とも利權者はソウヱート社會主義共和國聯邦保險機關に自己の勘定を以て政府の名義により附保せざるべからず

利權者に對する保險料率は同種國營企業と同一とす

火災の爲附保財產消滅又は損害を受けたる場合政府は保險金を利權者の名義によりソウヱート社會主義共和國聯邦國立銀行に預金す該保險金は政府の監督の下に只利權企業復興の爲にのみ權利者は支出するものとす

三一、利權期間の滿了に際し利權企業は總ての建築物、改良工事設備及備品と共に本契約に從ひ最後の五年間維持せられたる平均生產に劣らざる生產を支障なく可能ならしむる狀態に於て無償にて政府に移轉すべし但政府は本契約有效期間最後の十ヶ年間に於ける費用に付政府の承諾を得て利權企業に對し設備せる建物及改良工事にして左記の原價償却せられざる部分を利權者に賠償する義務を有す

即ち利權者の出費に對する每年原價償却率は石造建築物三分、機械及設備七分、木造建築物及艀五分とす

材料、食糧品及供給品にして貯藏中のもの

製品、半製品、資金及其他の流動資產は利權者の所有に殘る

利權者の利權期間の終了の日より三

ヶ月內に本條の條件を守り企業を政府に引渡す義務を有す此期間中に利權者は政府と總淸算を終了せざるべからず上記條件を遂行したる後利權者の所有に屬する財產は利權者に於て一ヶ年以內に何等の支障なく且無稅にて利權地域より搬出することを得べし

指定の期間に利權地域より搬出せられざる利權者の財產は無償にて政府の所有に歸す利權者の如何なる負擔及義務は何處にて發生したるを問はず政府に移轉することなし

三二、若し本契約の有效期間中に契約の全部又は一部の履行が不可抗力の爲不可能となりしときは不可抗力の繼續期間中當該義務履行の延期を相互に於て許與する義務を有す但契約の基本期限を延長することなし

三三、政府は左の場合に限り期間中企業を中止するの權利を有す

イ、ソウヱート社會主義共和國聯邦の裁判機關又は法律機關の法律上有效となりたる判決により利權者が支拂不能の債務者として宣告せられたるとき

ロ、利權者が本契約の第十二條第一項及第三項第九四條末項第十六條及第十八條に記載されたる條件違反の場合

政府は契約破棄前一ヶ月の間隔を以て書面により二回の通告を發せざるべからず

是等の場合に於て利權企業は契約中止に際し存在する狀態に於て本契約第三十一條の條件を守り無償にて政府に移轉するものとす

政府は本條項に從ひ權利を中止せずして前條の條件違反により政府に蒙らしたる損害賠償を利權者に要求し且何時にても右契約違反行爲の排除を要する權利を留保す

三四、政府は本契約違反により蒙りし損害を利權者に要求する權利を有す

三五、本契約並に附屬書及補足書の解釋及實行に關し政府並に利權者間の總ての爭議及不一致はソウヱート社會主義共和國聯邦最高法院に於て決定するものとす

利權者並に第三者例へば國營機關、コペラチーブ其他の機關及個人との間に於ける私權の性質を帶びたる爭議は通常の法によりソウヱート社會主義共和國聯邦裁判機關之を決定す本條は相互の合意により兩者間の爭議解決を仲裁々判に付する權利を排除するものに非ず

三六、本契約の效力發生の日より利權者は本契約第十一條により政府より利權者に引渡さるる財產に對し本契約第十一條に定められたる評價に從ひ此財產價額の四分の割を以て一ヶ年の借料を政府に支拂ふものとす借料は各作業年度終了後三ヶ月以內に浦鹽斯德に於けるソウヱート社會主義共和國聯邦國立銀行支店に納入す

るものとす

三七、本利權契約は利權地域内に於て露顯すること有るべき石炭以外の有用なる埋藏物の採掘利權を利權者に許與するものに非ず

三八、本契約は不定全額契約として一九二三年國家印紙稅法適用に關する命令第十三條a項に從ひ普通印紙稅を支拂ふものとす

本契約に依る比例印紙稅は本契約調印に際し正確に決定し得ざる報償金並に毎年度終了後利權者より政府に支拂ふべき其他の支拂金に對し計算せらるるものとす

毎年支拂はるべき比例印紙稅は本契約第十四條に定約したる報償支拂と同時に利權者によりソウヱート社會主義共和國聯邦國立銀行當該地方支店に納入するものとす

三九、契約原本ソウヱート社會主義共和國聯邦人民委員會書記官の保證したる契約寫本を交附す

四〇、契約調印の日を以て本契約效力發生の日と定む

北樺太利權に關する勅令及法律

朕帝國議會の協贊を經たる契約に基く外國との利權契約に依り外國に於て事業を營む事を目的とする帝國會社に關する法律を裁可し玆に之を公布せしむ

御名御璽

攝政名

大正十四年三月三十日

內閣總理大臣 子爵 加藤高明
農商務大臣 高橋是清
外務大臣 男爵 幣原喜重郎
司法大臣 小川平吉

法律第三十七條

契約に基く外國との利權契約に依り外國に於て事業を營むことを目的とする帝國會社に於ては勅令を以て特別の規定を設け之に準據せしむる事を得

附則

本法施行期日は勅令を以て之を定む

朕大正十四年法律第三十七號契約に基く外國との利權契約に依り外國に於て事業を營むことを目的とする帝國會社に關する法律の施行期日に關する件を裁可し玆に之を公布せしむ

御名御璽

攝政名

大正十五年三月五日

內閣總理大臣 若槻禮次郎
外務大臣 幣原喜重郎
司法大臣 江木翼
商工大臣 片岡直溫

勅令第八號

大正十四年法律第三十七號は大正十五年三月十日より之を施行す

朕日本國及ソウヱート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本法則に關する契約關係議定書(乙)に基く利權契約に依り北樺太に於て石油又は石炭の採掘に關する帝國株式會社に關する件を裁可し並に之を公布せしむ

御名御璽

攝政名

大正十五年三月五日

內閣總理大臣 若槻禮次郎
商工大臣 片岡直溫

勅令第九號

第一條 日本及ソウヱート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する契約關係議定書(乙)に基く利權契約に依り北樺太に於て石油又は石炭の採掘に關する事業を營むことを目的とする帝國株式會社に關しては勅令に別段の定あるものを除くの外商法及付屬法令の規定を適用す

第二條 會社の發起人は株金第一回拂込前定款及事業、目論見書を具し商工大臣に會社設立の免許を申請すべし

前項の免許の申請には株式申込證の謄本を添付すべし

第三條 株式は記名式とし帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる法人にして議決權の過半數が外國人若は外商法人に屬せざるものに非ざれば之を所有することを得ず

第四條 定款變更、合併及解散の決議並に重要財産の讓渡は商工大臣の認可を受くべし

前項の重要財産の範圍は商工大臣之を指定す

第五條 會社は營業年度毎に事業計畫を定め收支豫算を添へ商工大臣の認可を受くべし事業計畫を變更せむとするときも亦前項に同じ

第一項の認可の申請は營業年度開始三月前に之を爲すべし但初營業年度に於ては會社の設立登記後二月以內に之を爲すべし

第六條 商工大臣は必要ありと認むるときは位置及深度を指定して試掘を命じ其の他事業計畫の變更を命ずることを得

第七條 會社の採取したる石油に付ては政府は時價を標準として優先して之を購入することを得

第八條 會社の採取したる石油の購入に付ては隨意契約に依ることを得

第九條 政府の北樺太に於ける財産を會社に對して讓渡する場合に於ては其の代價は會社の設立登記後四年目以後に於て其配當し得べき利益金額が拂込資本金に對し一年百分の十の割合を超過したる年の翌年より起算し十年以內に於て之を年賦償還せしむる事を得

第十條 會社は商工大臣の認可を受くるに非ざれば利益の處分することを得ず

第十一條 毎營業年度に於て配當し得べき利益金額が拂込資本金額に對し一年百分の十五の割合を超過するときは會社は該超過額の二分の一を政府に納付すべし但し當該營業年度を除き其の前三年に包含せらるる營業年度に於ける配當し得べき利益金額